

平成30年太宰府市議会第3回（9月）定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
8月29日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論・採決
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	全日程終了後	決算審査	議員控室	
8月30日(木)	午 前 1 0 時	決算審査	議員控室	
	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
	午 後 1 時			一般質問通告締切
	午 後 1 時			議員決算審査資料要求締切
8月31日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
9月1日(土)				
9月2日(日)				
9月3日(月)				
9月4日(火)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
9月5日(水)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
9月6日(木)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
9月7日(金)				
9月8日(土)				
9月9日(日)				
9月10日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問 (決算審査資料配付)
9月11日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
9月12日(水)				
9月13日(木)	午 前 1 0 時	決算審査	議員控室	
9月14日(金)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月15日(土)				
9月16日(日)				
9月17日(月)				敬老の日
9月18日(火)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月19日(水)				
9月20日(木)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
9月21日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成30年第3回（9月）定例会目次

◎ 第1日（8月29日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	1
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	16

◎ 第2日（8月31日再開）

1. 議 事 日 程	17
2. 出 席 議 員	17
3. 欠 席 議 員	17
4. 出 席 説 明 員	17
5. 出席事務局職員	18
再 開	19
散 会	20

◎ 第3日（9月10日再開）

1. 議 事 日 程	21
2. 出 席 議 員	23
3. 欠 席 議 員	23
4. 出 席 説 明 員	23
5. 出席事務局職員	24
再 開	25
散 会	98

◎ 第4日（9月11日再開）

1. 議 事 日 程	99
2. 出 席 議 員	101
3. 欠 席 議 員	101
4. 出 席 説 明 員	101

5. 出席事務局職員	102
再 開	103
散 会	186

◎ 第5日（9月21日再開）

1. 議 事 日 程	187
2. 出 席 議 員	188
3. 欠 席 議 員	188
4. 出 席 説 明 員	188
5. 出席事務局職員	188
再 開	189
閉 会	225

◎ 審議結果

1. 審議結果	227
2. 諸般の報告	229

1 議 事 日 程（初日）

〔平成30年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成30年8月29日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）） |
| 日程第5 | 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第63号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第64号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第65号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第9 | 議案第66号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第10 | 議案第67号 平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 議案第68号 平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第12 | 認定第1号 平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第2号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第3号 平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第4号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第5号 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第6号 平成29年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第18 | 認定第7号 平成29年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第19 | 報告第4号 平成29年度太宰府市健全化判断比率の報告について |
| 日程第20 | 報告第5号 平成29年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第21 | 報告第6号 平成29年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第22 | 報告第7号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について |
| 日程第23 | 報告第8号 公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について |
| 日程第24 | 報告第9号 公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番 柳 原 莊一郎 議員
 3 番 舩 越 隆 之 議員
 5 番 笠 利 毅 議員
 7 番 入 江 寿 議員
 9 番 陶 山 良 尚 議員
 11番 上 疆 議員
 13番 神 武 綾 議員
 15番 藤 井 雅 之 議員
 17番 村 山 弘 行 議員

2 番 宮 原 伸 一 議員
 4 番 徳 永 洋 介 議員
 6 番 堺 剛 議員
 8 番 木 村 彰 人 議員
 10番 小 畠 真由美 議員
 12番 原 田 久美子 議員
 14番 長谷川 公 成 議員
 16番 門 田 直 樹 議員
 18番 橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

7 番 入 江 寿 議員

8 番 木 村 彰 人 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長 楠 田 大 蔵
 教 育 長 樋 田 京 子
 市民生活部長 友 田 浩
 都市整備部長 井 浦 真須己
 観光経済部長 藤 田 彰
 教育部理事 江 口 尋 信
 経営企画課長 高 原 清
 環 境 課 長 川 谷 豊
 都市計画課長 木 村 昌 春
 上下水道課長 佐 藤 政 吾
 監査委員事務局長 福 嶋 浩

副 市 長 清 水 圭 輔
 総 務 部 長 石 田 宏 二
 総 務 部 理 事 原 口 信 行
 健康福祉部長兼
 福祉事務局長 濱 本 泰 裕
 教 育 部 長 緒 方 扶 美
 総 務 課 長 併
 選管書記長 田 中 縁
 管 財 課 長 柴 田 義 則
 福 祉 課 長 友 添 浩 一
 社会教育課長 中 山 和 彦
 観光推進課長兼
 国際・交流課長 木 村 幸代志

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮
 書 記 斉 藤 正 弘
 書 記 岡 本 和 大

議 事 課 長 花 田 善 祐
 書 記 高 原 真理子

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成30年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

7番、入江 寿議員

8番、木村彰人議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの24日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4から日程第11まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第4、議案第61号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」から日程第11、議案第68号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成30年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変ご多用の中にご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、6月28日から7月8日ごろにかけての平成30年7月豪雨では、西日本各地で甚大なる被害が発生をいたしました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご遺族の皆様に対しまして、改めまして衷心より哀悼のまことをささげます。

また、現在もなお被災者支援や災害復旧にご尽力をいただいております関係者の皆様に、敬意と感謝の意を表します。

本市におきましても、特に7月5日午後から翌6日にかけての大雨に対し、土砂災害や浸水害の危険から、6日8時10分に災害対策本部を設置いたしました。まずは市民の皆様の安全を第一義に考え、同日9時に避難準備情報、10時15分に避難勧告を発令し、17時10分に数十年に一度の大雨が予想される大雨特別警報が本市に初めて発表されたことに伴い、直ちに避難指示を発令いたしました。日が暮れる前に避難をしていただくべきとの思いのもとでの苦渋の決断でありましたが、必要な判断であったと認識をいたしております。

結果としまして、避難所の体制など想定不足の点もありましたので、分析や反省を重ねまして、今後に向け万全を期してまいりたいと思います。

今回の大雨により、本市でもご自宅の損壊を初め土石流の流入や崖崩れなどさまざまな被害が出ております。私自身、被害発生直後から現場に出向き、自分の目で見て、被災された皆様の声を聞き、でき得る限り迅速な対応を心がけてまいりました。

今後も一日も早い復旧に努めるとともに、地元自治会、消防、警察、自衛隊などの関係機関の皆様とも協力をし、あらゆる状況を想定したシミュレーションを行うなど、さらなる災害に強いまちづくりに向けて邁進してまいりたいと考えております。

早速9月1日には、防災の日に合わせて、筑紫野市と合同で恒例の太宰府市・筑紫野市合同総

合防災訓練を実施いたします。今年は本市のとびうめアリーナを会場に、警固断層を震源とする地震の発生により、本市内で多数の家屋倒壊や負傷者が発生したことを想定し、訓練を行います。

さて、1月の市長就任から7カ月が経過をいたしました。この間、日々決断を下しながら、まずは議員各位、そして市民の皆様、職員諸氏との真摯な対話をとの思いのもと、意見交換や全自治会夏祭りへの参加などを実践してまいりました。また、6月には全国市長会の上京機会を活用し、国とのパイプを強化するべく、国会議員、省庁訪問なども行ってまいりました。同月には、友好都市多賀城市も訪問をし、交流を深めるとともに、改めて東日本大震災復興支援への思いも強くしたところであります。

さらには、このたび全国史跡整備市町村協議会役員会におきまして副会長就任の承認をいただき、10月の全国大会で承認を受け、正式に就任する予定でございます。これを機に、再来年度に史跡指定100年を迎える本市にとって、全国の中でも特別史跡を数多く有するという特徴をいかにまちづくりに結びつけていくか、なお一層の検討を重ねてまいる所存でございます。

内部に目を向けますと、6月議会で三役体制も整いましたことから、いち早く三役会議の定例化、総合教育会議の開催、積極的な情報発信、広報戦略の強化、職員の新規採用説明会を初めとする人材育成の取り組み、歳入増に向けたふるさと納税サイト増加の着手など市政運営経費の見直しや、観光戦略、交通戦略策定の着手、福祉団体との意見交換などを実行しているところであります。

また、未来を担う児童・生徒の教育環境充実の観点から、中学校給食の検討、ノ一部活動デーや夏季の学校閉庁日設定、9月からのタイムカード導入など、学校における教職員の働き方改革、民間企業によるSTEM教育体験講座の受講推奨などにも取り組んでおります。

さらには、施政方針での7つのプランなどに従いながら、今後の政策実行過程の具体化や来年度予算での重点項目の選定も随時行っており、事業展開についても各所管に指示をし、具体化に向けて動いているところであります。

最後にもう一つ、うれしいニュースをご報告させていただきます。8月に行われました74回を重ねます福岡県市長会主催の市役所対抗野球大会におきまして、本市野球部が見事初優勝を飾りました。これからの市役所を担う若手職員が誇らしく優勝を報告する姿に、本市の明るい未来を確かに見ました。こうした仲間とともに、今後も市と市民の皆様の確かな未来に向け、私の持ち得る力を最大限発揮してまいりたいと思います。

本議会は、平成29年度決算について承認をいただく議会ともなっております。私どもは、議員の皆様から議決いただきました予算の適正な執行について、遺漏のないように最善を図っているところではありますが、今回の決算審査を通じまして、議員の皆様のさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、専決案件1件、条例の一部改正3件、補正予算4件、決算認定7件、各種報告案件6件、合わせて21件の議案のご審議をお願い申し上げます。

であります。

それでは早速、提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号から議案第68号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第61号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧関連に係る予算を、平成30年7月6日付で専決処分をさせていただいたものでございます。歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2億4,405万5,000円を追加し、予算総額を242億304万8,000円にお願いするものであります。

次に、議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

利用者の利便性向上のため、大佐野共同利用施設の名称を変更することに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第63号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

利用者の利便性向上のため、太宰府市いきいき情報センター駐車場の利用時間を変更することに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第64号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の介護保険条例の改正につきましては、地域包括ケアシステムの構築を見据え、介護保険事業と地域包括支援センターの設置、運営を総合的に調査、審議する必要があるため、介護保険運営協議会と地域包括支援センター運営協議会を統合し、介護保険運営協議会として運営することに伴う改正となっております。

次に、議案第65号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ7億1,513万1,000円を追加し、予算総額を249億1,817万9,000円にお願いするものであります。

主な内容としましては、6月に発生しました大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故の関係から、市内公共施設のブロック塀などの総点検を行ったところ、補修が必要なことから、その費用を計上させていただくとともに、当初予定より増加傾向にある身体障がい者自立支援関係費などを計上させていただいております。

あわせて、市内農業用ポンプ施設の修繕費のほか、ため池改修に係る設計監理業務委託費及び工事費や、生活道路の修繕及び臨時工事費などを計上させていただいております。

また、学校関連といたしましては、ICT教育の充実を図ることを目的に、小・中学校への

電子黒板の設置費や、水城小、学業院中学校を初めとした小・中学校の施設整備構想案の策定業務委託費や、太宰府東中学校のトイレ改修設計業務委託費などを計上させていただいております。

なお、当初予算で計上しておりました市道五条・太宰府駅前線の道路改良事業の財源の一部として、歴史と文化の環境税基金の活用や歴史まちづくり関連事業につきまして、国庫補助でもあります社会資本整備総合交付金の採択を受け事業計画を見直した結果、それぞれの財源の組み替えをさせていただいております。

その他の内容としましては、平成29年度の各手当などの国庫負担金の額が確定したことに伴い、精算金や返還金を計上させていただくとともに、毎年続けていただいております日之出水道機器株式会社様などからの寄附に基づく図書購入費、普通交付税及びそれに伴う臨時財政対策債の額が確定したことによる歳入額の補正などを計上させていただいております。

また、平成29年度決算における剰余金を財源としまして、財政調整資金、公共施設整備基金、地域福祉基金への積み立てを計上させていただいております。

あわせまして、債務負担行為の追加を13件、繰越明許の追加を1件、地方債において限度額の変更を3件計上させていただいております。

次に、議案第66号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ1,107万3,000円を追加し、予算総額を72億6,303万8,000円にお願いするものであります。

歳出につきましては、平成30年度の国保運営の広域化に伴うシステム改修に要する費用及び昨年度交付されました退職者医療療養給付費交付金の超過交付分に係る償還金でございます。

財源となります歳入のうち、システム改修に要する費用につきましては、補助金として交付される保険給付費等交付金の特別交付金で、補助率は10分の10となる見込みとなっております。また、償還金につきましては、平成29年度事業に係る交付金の精算のため、法定外繰入金として一般会計繰入金からの繰り入れを行うこととしております。

その他、平成31年度からの健康診査等委託料に係る債務負担行為を1件計上しております。

次に、議案第67号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれに1億803万円を追加し、予算総額を51億1,830万4,000円とするものです。

主な内容としましては、平成29年度の介護給付費及び地域支援事業費が確定したことによる国庫、県費支出金及び支払基金交付金の返還及び追加交付、並びに介護保険運営協議会と地域包括支援センター運営協議会の統合に伴う委員の報酬、費用弁償の補正計上となっております。

次に、議案第68号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1

号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ91万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ145万1,000円にお願いするものでございます。

これは、平成29年度決算におきまして約91万7,000円の剰余金が確定したため、住宅新築資金等公債償還積立金に積み立てを計上したものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第61号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第61号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第61号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時19分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第62号から議案第68号までについての質疑は、8月31日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第18まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第12、認定第1号「平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第18、認定第7号「平成29年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 認定第1号から認定第7号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、認定第1号「平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成29年度一般会計決算額は、歳入が240億7,563万7,155円、歳出が234億5,529万6,872円となりました。これを前年度と比較しますと、歳入は18億2,022万61円、7.0%の減、歳出は15億2,938万718円、6.1%の減となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は6億2,034万283円、繰越明許費による翌年度に繰り越すべき財源2,759万8,518円を差し引いた実質収支は5億9,274万1,765円の黒字決算とすることができました。

平成29年度は、景気回復の影響もあり、前年度より個人市民税や固定資産税などの増収で市税全体で増額となり、あわせて地方消費税交付金を初めとする各交付金が増額しましたが、普通建設事業に対する国庫補助金の減少や総合体育館建設事業での地方債借入れがなくなったこともあり、歳入全体で比べると昨年度より減額となりました。

一方で、本市の確かな未来の創造に向け、事業の遂行に当たっては国、県の補助金あるいは市債を積極的に活用し、ふるさと納税の拡充も行うなど、あらゆる財源の確保に努めるとともに、経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行い、限られた予算の中で各種施策、事業の計画的推進に努めてきたところでございます。

平成29年度は、保育所保育定員増や保育士処遇改善に伴い保育所保育委託料が増加したほか、サービス利用者の増加に伴う障がい児通所支援給付費、また道路改良事業に伴うシルバー人材センターの移転工事などの事業費が増加しましたが、総合体育館建設事業が完了した影響もあり、歳出全体で比べると昨年度より減額となりました。

今後とも徹底した行政改革と超成長戦略で財政再建を図り、本市をさらに飛躍させるよう、私が示した7つのプランを初めとする諸政策の具現化に向けて、職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。どうか議員の皆様を初め市民各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成29年度は、歳入総額81億7,118万8,249円、歳出総額83億4,350万9,424円で、対前年度比では、歳入は7.5%、6億6,084万3,954円の減、歳出は7.9%、7億1,035万7,021円の減となっており、歳入歳出差し引き残額は1億7,232万1,175円の赤字決算となっております。本歳入不足額につきましては、平成29年度補正予算としまして、平成30年5月31日付で専決処分をさせ

ていただき、去る6月議会におきましてご報告をさせていただいております。

歳入は、国民健康保険税につきましては、対前年度比2.3%、3,512万6,908円の減、国庫支出金が対前年度比1.0%、1,710万6,735円の減、共同事業交付金が対前年度比2.7%、4,838万4,101円の減となった一方で、前期高齢者交付金が7.5%、1億5,117万2,227円の増となっております。

歳出は、歳出総額の58.3%を占めます保険給付費が対前年度比3.7%、1億8,396万1,598円の減、共同事業拠出金が対前年度比3.9%、7,495万1,371円の減、前年度繰上充用金が対前年度比68.3%、4億7,706万4,353円の減となっております。

平成30年度から国保制度改革に伴う福岡県との共同運営が始まり、市といたしましても、保険者として新制度における国保財政の安定化に向け、健全な運営に一層努めてまいり所存であります。

次に、認定第3号「平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成29年度後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額が12億948万8,301円、歳出総額が11億5,475万1,615円となりました。これを前年度と比較いたしますと、歳入は5,553万450円、4.8%の増、歳出は5,398万5,930円、4.9%の増となり、歳入から歳出を差し引いた収支は5,473万6,686円の黒字決算となっております。

次に、認定第4号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成29年度は、保険事業勘定の歳入総額48億8,939万8,360円、歳出総額47億8,986万8,998円で、前年度と比較しますと、歳入4.0%、歳出3.9%の増となっております。なお、歳入歳出差し引き残額は9,952万9,362円となっております。

歳出の主な内容としましては、保険給付費43億100万7,266円で、歳出総額の約90%を占めており、前年度より0.9%減となっております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入総額3,878万6,442円、歳出総額2,023万6,168円で、歳入歳出差し引き残額は1,855万274円となっております。

本市では高齢化率が27%を超え、今後も介護給付費の増加が見込まれる中、介護給付の適正化を図り、健全な財政運営に今後も努めてまいります。

次に、認定第5号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成29年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が1,747万3,266円、歳出が1,655万5,664円となっております。歳入歳出差し引き91万7,602円の繰越しとなっております。対前年度比では、歳入で1,076万4,430円の減額、歳出では446万9,753円の増額となっております。

歳入が減額になりました主な理由は、県の償還推進助成金の減によるものでございます。ま

た、歳出が増額になりました主な理由は、積立金への繰り出しの増によるものです。

次に、認定第6号「平成29年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、平成29年度末における給水人口は、前年度に比べ0.5%増の6万38人で、普及率は83.8%となっております。また、年間総給水量は561万8,703m<sup>3</sup>で、前年度に比べまして0.3%の増となっております。

次に、建設改良につきましては、総額で3億4,789万7,368円を投じ、配水管の新設及び布設がえ工事などを行いました。

次に、経理面であります、収益合計13億5,657万3,733円に対し、費用合計は11億1,387万6,388円で、差し引き2億4,269万7,345円の純利益が生じております。なお、剰余金の処分でございますが、1億6,334万2,365円を資本金に組み入れ、残り7,935万4,980円を建設改良積立金に積み立てる内容でご提案申し上げます。

資本的収支につきましては、収入総額1,987万1,480円に対し、支出総額は5億6,749万4,221円となっております。差し引き5億4,762万2,741円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上が平成29年度の水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要であります。

次に、認定第7号「平成29年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、平成29年度末における水洗化人口は、前年度比0.2%増の6万9,531人で、水洗化人口普及率は97.0%となっております。また、年間有収水量は、前年度に比べ0.3%増の633万2,791m<sup>3</sup>となっております。

次に、建設改良でございますが、前年度からの繰り越しを含め、総額で3億4,002万3,603円を投じ、污水管及び雨水管の築造工事などを行いました。

次に、経理面であります、収益合計17億8,769万3,656円に対し、費用合計は13億6,538万7,459円で、差し引き4億2,230万6,197円の純利益が生じております。なお、剰余金の処分でございますが、2億6,976万558円を資本金に組み入れ、残り1億5,254万5,639円を減債積立金に積み立てる内容でご提案申し上げます。

次に、資本的収支につきましては、収入総額3億8,604万3,650円に対し、支出総額は12億4,296万6,818円で、8億5,692万3,168円の不足が生じましたので、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上が平成29年度の下水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要でございます。

よろしくご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第12から日程第18までの平成29年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定いたしました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例により決定したいと思います。

決算特別委員会の委員長に総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は建設経済常任委員会副委員長の上疆議員とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

ここで決算特別委員会の日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 今回の決算特別委員会の委員長に私門田直樹、副委員長に上疆議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程につきましては、9月14日及び9月18日の午前10時から、決算書及び各資料をもとに具体的項目についての内容審査を行います。

なお、予備日として9月19日を予定していますので、各委員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求は、配付されています資料要求書により、8月30日木曜日午後1時までに事務局へ提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限の要求としてください。

また、決算考査日は、本日の議会関係会議終了後及び8月30日の午前10時からと9月13日の午前10時からとなっています。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19から日程第24まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第19、報告第4号「平成29年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第24、報告第9号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 報告第4号から報告第9号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第4号「平成29年度太宰府市健全化判断比率の報告について」ご説明申し上げます。

本市の平成29年度健全化判断比率は、前年度に引き続き一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の表示はなく、公営事業会計も含めた実質収支の合計でも黒字であるため、連結実質赤字比率についても表示されません。

また、実質公債費比率は、前年度と比較しますと0.3ポイント上がり0.5%となりました。将来負担比率につきましては、前年度に引き続き算定上マイナスになるため、比率の表示がありません。

したがって、太宰府市の財政状況は全て早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要であります。

以上、簡単でございますが、太宰府市健全化判断比率の報告といたします。

次に、報告第5号「平成29年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

本年度におきましても健全経営が維持されており、資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

以上、簡単でございますが、太宰府市水道事業会計資金不足比率のご報告といたします。

次に、報告第6号「平成29年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

下水道事業におきましても、水道事業と同様に資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

以上、簡単でございますが、太宰府市下水道事業会計資金不足比率のご報告といたします。

次に、報告第7号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の平成29年度の事業及び決算並びに平成30年度の事業計画及び予算について報告するものでございます。

まず、平成29年度の事業及び決算について報告いたします。

公有地取得事業につきましては、政庁前駐車場整備事業用地196㎡を取得しております。また、公有地の処分については、事業の執行はございません。

決算につきましては、収益的収入 1 万2, 235円に対しまして収益的支出は240万5, 290円となり、差し引き239万3, 055円の当期純損失を生じております。

資本的収支については、収入額 0 円に対して、支出額は政庁前駐車場整備事業に伴う用地取得費1, 824万7, 000円となっており、不足額に対しましては損益勘定留保資金で補填を行っております。

次に、平成30年度の事業計画及び予算についてであります。公有地取得事業では、現在のところ具体的に公社による取得を依頼されているものはございません。また、公有地の処分につきましては、平成29年度取得した政庁前駐車場整備事業用地の処分を計画し、既に実施しております。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況をご報告いたします。

次に、報告第 8 号「公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

太宰府市国際交流協会では、市民一人一人が個性、多様性を認め合いながら、国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現を図ることを目的に、公益認定を受けております国際交流促進事業、外国人学生支援事業、在住外国人支援事業の 3 つを柱として事業を展開しております。

まず、平成29年度の事業及び決算につきましてご報告いたします。

平成29年度に実施いたしました事業でございますが、市民の国際交流を促進するための事業といたしまして、協会の総会を兼ねた市民と外国人との交流を図るためのフレンズベル倶楽部メンバーのつどい、世界文化体験講座のベトナム料理教室、外国人学生の出身国紹介を交えた国際理解講座、事業報告パネル展等の広報活動、市内小学校などの国際理解教育への支援、国際交流団体が実施する事業への助成や名義後援などを実施いたしました。

また、外国人学生や在住外国人の支援事業といたしまして、協会設立25周年記念事業として、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用し、外国人学生と市民との交流を目的に日本文化体験講座、冬の大運動会を開催したほか、外国人学生の就活を応援するための留学生フォーラムの開催、日本語教室の開催、生活情報ガイドブックのベトナム語版作成準備のための翻訳作業を行いました。

平成29年度の決算でございますが、収益につきましては、太宰府市からの補助金、賛助会員からの会費など合わせまして806万5, 269円となっております。費用につきましては、事業費支出で573万4, 408円、管理費支出259万3, 074円、合わせまして832万7, 482円となっております。

次に、平成30年度の事業計画と収支予算でございます。

本年度の事業につきましては、これまで実施いたしました事業をさらに充実させ、市民と外国人との交流を初めとする国際理解が深まる事業や、外国人学生や在住外国人の支援事業を積

極的に展開していく予定です。

平成30年度の収支予算につきましては、収益として、市からの補助金等を合わせまして606万円を見込み、費用といたしましては、事業費、管理費合わせまして618万円とし、当期経常増減額をマイナス12万円と見込んでおります。

以上、簡単でございますが、公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況をご報告いたします。

次に、報告第9号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、平成29年度の事業と決算についてご報告いたします。

主な事業といたしましては、いきいき情報センターを初め9つの施設の管理運営と、文化スポーツ振興に関する事業を行い、各種講座、イベント、展示事業など275事業を開催いたしまして、団体及び人材などの情報収集と広範な情報提供を行ったところでございます。

この結果、財団が管理運営している施設におきましては53万1,000人の方にご利用をいただきました。今後も多様化する市民ニーズに応えますために、サービスの向上を図るとともに、市民が安全で安心して使用できる施設の管理運営に全力を傾注してまいります。

決算につきましては、主な収益として指定管理料収益、自主事業収益、施設利用料収益、市補助金などを合わせまして、当期経常収益計2億9,712万5,325円となっております。経常費用につきましては、財団が管理運営する各施設の事業費、管理費を合わせまして、合計3億159万139円となり、当期経常増減額はマイナス446万4,814円となっております。

これに一般正味財産期首残高を合わせますと、基本財産を除き、一般正味財産期末残高は8,406万5,127円となっております。

次に、平成30年度の事業計画と予算についてでございます。

公益財団法人に移行し6年目に当たり、事業につきましては生涯学習支援事業や展示事業、また健康増進を図るスポーツ振興事業、イベントなどをいきいき情報センター、文化ふれあい館、男女共同参画推進センタールミナス、市民図書館の文化施設並びに体育センター、歴史スポーツ公園の社会体育施設におきまして、合計307の事業を計画しております。

次に、予算につきましては、7施設の指定管理料収益と自主事業収益、施設利用収益などを合わせまして収支予算として経常収益3億303万円、経常費用計が3億2,591万4,000円で、当期経常増減額はマイナス2,288万4,000円となります。

一般正味財産期首残高は、基本財産を除き6,520万1,441円を見込んでおり、それを加えますと、一般正味財産期末残高は4,231万7,441円となります。

以上、簡単でございますが、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況をご報告いたします。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、報告第5号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、報告第6号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、報告第7号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、報告第8号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、報告第9号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、8月31日午前10時から再開をいたします。

本日はこれをもちまして散会をいたします。

散会 午前10時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成30年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成30年8月31日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第63号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第64号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第65号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第66号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第67号 平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第68号 平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 柳 原 莊一郎 議員 | 2番 | 宮 原 伸 一 議員 |
| 3番 | 船 越 隆 之 議員 | 4番 | 徳 永 洋 介 議員 |
| 5番 | 笠 利 毅 議員 | 6番 | 堺 剛 議員 |
| 7番 | 入 江 寿 議員 | 8番 | 木 村 彰 人 議員 |
| 9番 | 陶 山 良 尚 議員 | 10番 | 小 畠 真由美 議員 |
| 11番 | 上 疆 議員 | 12番 | 原 田 久美子 議員 |
| 13番 | 神 武 綾 議員 | 14番 | 長谷川 公 成 議員 |
| 15番 | 藤 井 雅 之 議員 | 16番 | 門 田 直 樹 議員 |
| 17番 | 村 山 弘 行 議員 | 18番 | 橋 本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

| | | | |
|---------|---------|-------------------|---------|
| 市 長 | 楠 田 大 蔵 | 副 市 長 | 清 水 圭 輔 |
| 教 育 長 | 樋 田 京 子 | 総 務 部 長 | 石 田 宏 二 |
| 市民生活部長 | 友 田 浩 | 総 務 部 理 事 | 原 口 信 行 |
| 都市整備部長 | 井 浦 真須己 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 濱 本 泰 裕 |
| 観光経済部長 | 藤 田 彰 | 教 育 部 長 | 緒 方 扶 美 |
| 教育部理事 | 江 口 尋 信 | 経営企画課長 | 高 原 清 |
| 管 財 課 長 | 柴 田 義 則 | 福 祉 課 長 | 友 添 浩 一 |
| 国保年金課長 | 山 浦 剛 志 | 都市計画課長 | 木 村 昌 春 |

社会教育課長 中 山 和 彦
観光推進課長兼
国際・交流課長 木 村 幸代志

上下水道課長 佐 藤 政 吾
監査委員事務局長 福 嶋 浩

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮
書 記 斉 藤 正 弘
書 記 岡 本 和 大

議 事 課 長 花 田 善 祐
書 記 高 原 真理子

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1から日程第3まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」から日程第3、議案第64号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第62号から議案第64号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第62号及び議案第63号は総務文教常任委員会に付託します。議案第64号は環境厚生常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4から日程第7まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第4、議案第65号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第7、議案第68号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第65号から議案第68号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第65号は各常任委員会に分割付託いたします。議案第66号から議案第68号までは環境厚生常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月10日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前10時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程（3日目）

〔平成30年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成30年9月10日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名<br>( 議 席 番 号 ) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 小 畠 真由美<br>(10)          | <p>1. 徹底した行政改革について</p> <p>(1) 太宰府市職員人材育成基本方針の改訂と職員の人材育成について伺う。また、職員の意欲や能力を引き出す人事全般にわたるシステムの構築もあわせて行う必要があると考えるが、見解を伺う。</p> <p>(2) 再任用職員の知識、技術、経験を活かしきれていないように感じる。能力を最大限発揮できるよう検討すべきであると考え、見解を伺う。</p> <p>(3) 会計年度任用職員制度への移行について、本市にとって大きな制度改革となるが、その対応について伺う。</p> <p>(4) 公共施設における電力の調達を入札による一括調達へ変更し、電気料金の削減を図るべきだと考えるが、見解を伺う。</p> |
| 2  | 長谷川 公 成<br>(14)          | <p>1. 災害時の行政の対応とこれからの対策について</p> <p>(1) 民地と公有地の対応について<br/>今年7月6、7日の豪雨の際、民地から公道に土砂等が流出した箇所があった。行政として、どういった対応を行ったのか伺う。</p> <p>(2) 民地と民地の対応について<br/>大雨等で、民地から隣接する民地へ土砂等が流れ込むケースがある。どこまで行政としてかかわるのか、市の対応を伺う。また、空家等で連絡がとれない場合は、行政としてどう対応するのか伺う。</p> <p>(3) 高尾川の拡幅について<br/>今回の豪雨で、高尾川の周辺が、田畑をはじめ広範囲に水没していた。高尾川の拡幅について、市の考えを伺う。</p>      |
| 3  | 木 村 彰 人<br>(8)           | <p>1. 地域の防災力を高める、自主防災の取り組みについて</p> <p>(1) 7月豪雨災害の対応状況に関する、公助・共助・自助における検証結果について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                            |

|   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                 | <p>(2) 自主防災を推進するための、公助・共助・自助の役割と課題について伺う。</p> <p>2. 現在進行中の「まち・ひと・しごと創生 太宰府市総合戦略」について</p> <p>(1) 総合戦略における各取り組みの進捗状況と、戦略の見直し・改訂について伺う。</p> <p>(2) 地方創生交付金の採択状況について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 4 | 神 武 綾<br>(13)   | <p>1. 学童保育について</p> <p>利用児童が増え、特に長期休み期間の児童の受け入れを行うことによって十分な保育が保障されない状況が生まれつつある。</p> <p>(1) 利用児童増加に対する今後の方策について伺う。</p> <p>(2) 指定管理事業者における指導員研修体制について伺う。</p> <p>2. 文化行政について</p> <p>2017年6月に「文化芸術基本法」が改正された。</p> <p>(1) 太宰府市の「文化振興条例」（平成9年制定）への反映について伺う。</p> <p>(2) ルネサンス宣言（太宰府市文化芸術振興基本指針）の進捗について伺う。</p> <p>3. 災害対策について</p> <p>自然災害による被害が増加し、被災者支援の一つとして住宅の確保が必要である。市として民間賃貸住宅の借り上げ制度の提携を進めておくべきと考えるが、見解を伺う。</p> |
| 5 | 村 山 弘 行<br>(17) | <p>1. 包括支援センターの運営及び組織体制について</p> <p>(1) 包括支援センターは今後1箇所を増設し、市内2箇所となる予定だが、十分な対応がとれるのか。他市（筑紫地区）の状況と見解を伺う。</p> <p>(2) 相談相手と受ける側の信頼関係、地域との繋がりについて伺う。</p> <p>2. 広域型介護老人福祉施設の整備にかかる設置主体の県協議書提出について</p> <p>(1) 広域型介護老人福祉施設の整備に伴い、設置主体となる社会福祉法人についての協議書を県に提出する際、その法人の実体や経営者の方針（経営）は十分に把握しているのか伺う。</p>                                                                                                                   |
| 6 | 原 田 久美子<br>(12) | <p>1. 完全給食について</p> <p>義務教育は、小学校から中学校の9年間となっている。健康教育、食育の観点から見ると、小学生の給食にかかる予算と中学生にかかる予算に差がありすぎる。小学校と同じように中学校にも予算</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                 | <p>をかけ、中学校完全給食を実施すべきと考えるが、市の考え方を伺う。</p> <p>2. 障がい者が利用しやすい免除規定について</p> <p>(1) 障がいのある人や、その家族や団体が、体育施設、文化施設を使用する場合の免除規定について伺う。</p> <p>(2) 免除がない施設については、免除規定を導入すべきと考えるが、市の考えを伺う。</p> <p>3. 市境にある交差点の事故防止について</p> <p>水城六丁目30番（グループホーム付近）の交差点における事故の要因として、①上り下り線の交差点で、太宰府市側に「止まれ」の標識がないこと。②大城台と水城ヶ丘の出入り口に「徐行」の標識がないこと。③交差点付近に速度規制標識がないこと。④交差点での黄色ベルト危険区域表示が太宰府市側の道路にないことが考えられる。</p> <p>大野城市との境界となっている交差点について、事故が起きないようにするためにはどういった方策があるのか伺う。</p> |
| 7 | 藤 井 雅 之<br>(15) | <p>1. 市が関与する各種団体の口座管理の実態について</p> <p>今年5月、福岡県職員が、県知事が参加する親睦団体の会費を着服し、逮捕されたが、太宰府市において、市が関与する各種団体の口座管理の実態について伺う。</p> <p>2. 国民健康保険税及び事業について</p> <p>(1) 国保加入世帯の現状について伺う。</p> <p>(2) 第3子への均等割課税について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                       |

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 柳 原 莊一郎 議員  | 2番 宮 原 伸 一 議員  |
| 3番 舩 越 隆 之 議員  | 4番 徳 永 洋 介 議員  |
| 5番 笠 利 毅 議員    | 6番 堺 剛 議員      |
| 7番 入 江 寿 議員    | 8番 木 村 彰 人 議員  |
| 9番 陶 山 良 尚 議員  | 10番 小 畠 真由美 議員 |
| 11番 上 疆 議員     | 12番 原 田 久美子 議員 |
| 13番 神 武 綾 議員   | 14番 長谷川 公 成 議員 |
| 15番 藤 井 雅 之 議員 | 16番 門 田 直 樹 議員 |
| 17番 村 山 弘 行 議員 | 18番 橋 本 健 議員   |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（30名）

市 長 楠 田 大 蔵                      副 市 長 清 水 圭 輔

|         |         |
|---------|---------|
| 教 育 長   | 樋 田 京 子 |
| 市民生活部長  | 友 田 浩   |
| 都市整備部長  | 井 浦 真須己 |
| 観光経済部長  | 藤 田 彰   |
| 教育部理事   | 江 口 尋 信 |
| 経営企画課長  | 高 原 清   |
| 防災安全課長  | 齋 藤 実貴男 |
| 市 民 課 長 | 行 武 佐 江 |
| 福 祉 課 長 | 友 添 浩 一 |
| 高齢者支援課長 | 川 崎 純 一 |
| 建 設 課 長 | 山 口 辰 男 |
| 社会教育課長  | 中 山 和 彦 |
| 上下水道課長  | 佐 藤 政 吾 |
| 会 計 課 長 | 小 島 俊 治 |

|                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| 総 務 部 長                            | 石 田 宏 二 |
| 総 務 部 理 事                          | 原 口 信 行 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長                  | 濱 本 泰 裕 |
| 教 育 部 長                            | 緒 方 扶 美 |
| 総務課長併<br>選管書記長                     | 田 中 縁   |
| 管 財 課 長                            | 柴 田 義 則 |
| 文化学習課長兼<br>中央公民館担当課長兼<br>市民図書館担当課長 | 百 田 繁 俊 |
| 納 税 課 長                            | 古 賀 良 平 |
| 保育児童課長                             | 大 塚 源之進 |
| 国保年金課長                             | 山 浦 剛 志 |
| 都市計画課長                             | 木 村 昌 春 |
| 学校教育課長                             | 吉 開 恭 一 |
| 産業振興課長併<br>農業委員会事務局長               | 中 島 康 秀 |
| 監査委員事務局長                           | 福 嶋 浩   |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 |
| 書 記    | 斉 藤 正 弘 |
| 書 記    | 岡 本 和 大 |

|         |         |
|---------|---------|
| 議 事 課 長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記     | 高 原 真理子 |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、14人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日10日7人、11日7人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

10番小畠真由美議員の一般質問を許可します。

〔10番 小畠真由美議員 登壇〕

○10番（小畠真由美議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い徹底した行政改革について一般質問を行います。

市長が施政方針で表明された7つのプランの中で、第3のプラン、徹底した行革と超成長戦略で財政再建については、市長が何よりも先んじて手腕を発揮し、なし遂げなければならない重要なプランであると考えます。この第3のプランを言いかえれば、目的意識と目標を明確にした人材戦略、経営戦略による財政再建との解釈をさせていただきました。今後も厳しい財政状況が見込まれることから、義務的経費のうち大きな部分でもある総人件費のさらなる適正化が必要です。その一方で、多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に応えていける盤石な行政組織を構築していかなければなりません。

そこで、1点目の質問に入ります。

太宰府市職員人材育成基本方針が平成12年度に策定され、平成17年度に改訂後、本年で2回目の改訂作業が進められています。職員の意識調査にも着手されていると思いますが、平成17年度改訂の際行われた職員の意識調査では、特に顕著なものとして、各職員の職に応じた業務の処理能力が不足していると分析されていました。これまでの意識調査からどのような課題が見えてきたのか、お伺いいたします。

平成26年の地方公務員法改正では、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を目的として、次のような改正が行われました。職員の任用（採用、昇任、降任、転任）は、人事評価、その他の能力の実証に基づき行う。職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績

を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とすると。まずは中間管理職を中心に人事評価の結果を適切に処遇に反映することを人材育成基本方針の中に明記すべきであると考えます。職員の意欲や能力を引き出す評価、人事配置等納得性の高い人事のシステムが求められていると考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目、近年定年退職者が高水準で推移したことにより、知識、技術、経験の豊富なベテラン職員の数が減少する一方で、経験の浅い若手職員の数が増加しています。年齢による職員構成の偏りからの弊害が起こらないうちに再任用職員の活用を見直し、能力発揮につながる配置、職域の拡大が必要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目、総務省の資料では、地方公務員の臨時・非常勤職員の総数は、平成28年4月で64万人で、平成17年4月からの11年間で約19万人増加し、今や行政の重要な担い手となっていることから、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保が求められています。行政需要の多様化に対応するため、年度の範囲内で任用することとなる一般職員の非常勤職員である会計年度任用職員制度が2020年4月から導入されます。本市にとっても大きな制度改革となりますが、勤務形態の異なる人的資源の活用と最適な配置などを踏まえ、今後の円滑な対応についてお伺いいたします。

4点目、公共施設における電力の調達についてお伺いいたします。

現在、新電力導入の公共施設は、庁舎、上下水道事業センター、環境美化センター、文化ふれあい館、中央公民館と小・中学校11校で、平成30年度予算審査資料においては、電気料金削減見込み額は2,400万円超と算出されています。

契約会社は4社となっていますが、市内の公共施設全体で削減を考え、入札による一括調達へ変更するなどさらに大きな削減を図るべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おはようございます。

小畠議員の質問にお答えをまずさせていただきます。

1項目めの中の職員の人材育成について、私からご回答を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、厳しい財政状況の中、人件費は当初予算ベースで約13%を占めており、扶助費、物件費に次ぐ割合になっております。しかし一方で、多様化、複雑化する市民ニーズに応えていけるよう、職員の改善力、企画力、調整力、交渉力、政策経営力などさまざまな能力を育てていくことも同時に必要であり、そのためにも人材育成の目標を明確に示し、実践していくことが喫緊の課題であると考えております。

私は、日ごろより市民の声や時代の要請を見きわめるアンテナを高くし、みずからの専門性を高め、広い視野や中・長期視点、柔軟な判断力もあわせ持ち、前向きにやりがいを持って職務を遂行することができるような職員を育てていきたいと考えております。

今回の提案説明でも冒頭申し上げましたが、職員の新規採用説明会を初めとする人材育成の取り組みなども試行的にスタートしておりますが、さきの6月議会でお示ししましたとおり、人材育成基本方針策定委員会を立ち上げ、若手職員対象の意識調査も実施することとしておりますので、その検討結果を受けまして、私の思いも盛り込んだ人材育成の方針にしていきたいと思います。

次に、4項目めの公共施設における電力の調達についてお答えをいたします。

電力を入札により調達し、電力料金の削減を図ることは、私が掲げております第3のプラン、徹底した行革と超成長戦略で財政再建の市政運営経費の見直しに資する重要な課題であると考えております。電力の入札につきましては、平成28年度から導入し、一定の効果が出ているところでありますが、議員ご指摘のとおり、さらに改善できるところは改善していく必要があると考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

それでは、私から、まず1項目めについてご回答を申し上げます。

これまでの職員意識調査で見えてきた課題についてでございますが、近年では平成26年度に職場活性化のための職員意識調査を実施いたしております。その結果からは、市の年度方針や行動目標が明確に打ち出されていない、組織内の情報共有や仕事のスピード感について満足していないという課題が出ておりました。また、同時に質問した、やる気を持って仕事を進める上での重要と思われることにつきましては、1つには、自分のやりたい仕事ができる、2つ、仕事を任せてもらい、3つ、仕事の目標や評価基準が明確である、4つ、仕事をする事で自分の能力が高まる、5つ、仕事の結果だけでなく努力やプロセスも評価されるという5項目が上位を占めたところでございます。

先日行いました人材育成基本方針策定委員会の中では、目指す職員像を市民の目から見てわかりやすいようにより具体的に設定する、人は財産であるという考え方を根底においてつくるべきである、また期間設定をして、達成度を自己評価できるような仕組みが必要などといった意見が出ております。

また、平成28年度から開始をいたしました人事評価制度実施後のアンケート結果からは、個々の業務の年間目標を立てることで、評価される側は目標が明確になり、評価する側は進捗状況が把握しやすくなったという効果もある一方で、評価基準の平準化や透明性、公平性の確保、評価者に対する定期的な研修の必要性などが課題として挙げられております。

人事評価制度につきましても、人事管理の柱となるものでありますので、これまでの職員アンケート調査や市民の皆様の声を参考に、労使で構成をいたしております人事評価制度検討委員会で協議をしながら、制度の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

昇給や手当等の処遇への反映につきましても、既に導入済みの先進市の制度も参考にいたし

ながら、早急にシステムを構築するよう努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、2項目めについてご回答申し上げます。

職員の再任用につきましては、退職予定者に対し再任用の意向と配置希望について事前に調査や面談を行いまして、それをもとにできるだけ現役時の知識や技術、経験が生かせるような配置を行っているところでございます。経験豊かなベテラン職員が順次退職していく中で、日常の業務の中で後輩職員へ豊富な知識や技術、経験を伝承していくことも再任用職員に対して期待されていることでもありますので、今後その意識づけをしっかりと行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、3項目めについてご回答申し上げます。会計年度任用職員は、地方自治体の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、増加している臨時・非常勤職員の適正な任用の確保を図るため、平成29年度の地方公務員法の一部改正により非常勤一般職と位置づけられ、任用、服務、勤務条件、給与、懲戒など地方公務員法の適用を受けることとなりました。この制度改正に向けて市が行うべきことといたしまして、まず臨時・嘱託職員の勤務実態等の現状把握、次に任用根拠の明確化、会計年度任用職員に係る制度の設計と例規整備が求められているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 4項めの詳細について、私のほうから回答させていただきます。

電力の調達につきましては、まず試行として平成28年6月1日から、庁舎、上下水道事業センターの電力を新電力に切りかえを行いました。その結果、電力供給に特段問題はなく、一定の電気料金の削減が図られたことから、他の施設についても検討を行い、平成29年2月1日から市内小・中学校11校、環境美化センター、中央公民館、文化ふれあい館を、また平成29年6月1日からは、庁舎、上下水道事業センターを、これらは6契約に分けて一般競争入札を実施いたしました。これにより、平成29年度の電気料金の削減額は16施設で2,440万円となっております。

公共施設のうち、低圧受電施設、高圧受電施設であるが一般送配電事業者との契約を継続したほうが経済的な施設、指定管理の一部の施設、以上の3つの分類の施設については、これまで一般競争入札の対象外としておりました。議員ご指摘のとおり、これまでは試行の段階から始めたことでもございまして、各施設の入札時期がずれておりましたが、平成31年1月末には入札を行った公共施設の契約時期が満了いたしますので、事務の効率化とさらなる経費削減を目指し、可能な限り一括して入札を実施したいと考えております。また、現在対象外としている施設についても、一般競争入札の対象とすることについて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） ありがとうございます。

今回の質問は、市役所内での人材戦略、また人材育成をどうしていこうかというところからの質問をさせていただきましたけれども、6月議会で木村議員のほうからもこの人材育成基本方針につきまして質問がございましたので、かぶらないように、また違う角度から今日は質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず副市長に就任されて間もないと存じますが、私自身も市の職員への印象といたしましては、少しおとなしいのかなという印象もございますし、副市長からごらんになって、当職員の印象と、またこれからの改善すべきところ、課題とかというものは今どのようにお感じでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） 私、6月に就任いたしまして3カ月が経過したところでございます。この3カ月間に市職員といろいろな面で交流、それから仕事上でいろいろと相談したり、協議したりしたわけでございますけれども、当初の印象といたしまして、大変真面目に働く職員だなあというところが率直な私の感想でございます。ただ、ややもするとちょっと気力といえますか、気迫に欠けているなど、薄いなという感じもいたしました。

しかし、8月の末ですか、県下の市役所の野球大会で、私ども市役所が優勝したと。大変おめでたい結果に結びついていますが、やはりいろいろ私のほうが出向いていきますと、若い職員は大変話すと元気がある。ただ、ややもすると何となく公務員らしさと申しますか、若干おとなし過ぎるというところがありまして、やはりこれから活気のあふれる職場づくりが必要かというふうに考えております。そのためにはいろいろと研修、研さんを重ねるとともに、やはり外部の刺激、研修でも内部刺激とか外部刺激がございますけれども、外部に出向いて積極的に自分を磨くということも不可欠ではないかというふうに感じております。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 若手職員の年齢構成としても、かなり20代、30代が増えてきておりまして、中でも最初の1年目というところではOJTを活用されて、しっかりとした人材育成もできるのですけれども、ややもすると3年目、4年目という形で、20代、30代の10年の間の育成をじゃあどうしていかなければならないのかというところが一番の若手職員の育成のポイントであるかと思っておりますけれども、この人材育成基本方針、平成12年度の分も平成17年度の分もちょっと拝見させていただきましたけれども、内容的には求める職員像というところがございますので、しっかりと作り込みはされているんですけれども、しかし決定的にちょっと残念なのが、この基本方針に沿って中期、短期の中で重要項目を位置づけながら運用計画として一緒につくっていないというところが恐らく振り返りができづらいところでもあるし、改善するところがわからないまま、このまま来ていっているというところでもあると思うんです。平成12年度も平成17年度も同じような内容のことが書いてありますけれども、さあここがどういうふうに改善してきたのかというところをもっと絞り込んでやっていかなければならないと思うんですが、このことについて運用計画、実施計画、どちらでも構わないんですが、一緒につくるということについてはいかがなものでしょう。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今議員がおっしゃいますように、現行の人材育成基本方針におきましては、いわゆる運用計画またはその実施計画といった部分が整備をできていないという状況でございます。今回改訂に当たって、人材育成の委員会のほうを立ち上げておりますけれども、その中の意見の中でもこういった運用計画または実施計画が必要なんじゃないかというような意見も上がってきております。今回の改訂に当たっては、そういった職員の意見も取り入れながら、あわせて策定する方向で検討いたしたいというふうに思っております。その中で重点項目も明確にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 副市長のほうからございました。本当に真面目である。また、本当に一生懸命業務に取り組んで、問題意識を持って頑張っている職員もいる。傍らではなかなか事務処理に対する効率化までも考え切れない、今の目の前のことで一生懸命で、なかなかちょっとおとなしいというような消極的な職員さんもしらっしゃるという中で、今まで年功序列であったこの公務員の働き方の中から能力主義を取り入れていきたいと思いますというようなことで、民間に近づけたような内容の今回の改正になってきているんですが、ここに行くまでの段階で、今現在効率化であるとか、また業務の改善をしていかなければならないということをこの後議論いたしますけれども、その前に挨拶運動であるとか、例えばノー残業デーであるとか、めり張りをつけたような指針みたいなものは今ないんでしょうかね。

何でこんな質問するかといいますと、なかなかやはり声が出ていないというようなことが非常に気になるところがありまして、挨拶運動ということもあるのでしょうかけれども、なかなか向こうから挨拶をしてくるという場面は余りないでしょうし、要するに真面目さとか、情熱だとかが市民に伝わらなければ一切意味がないことでありまして、公共サービスを提供する提供者としての声を上げて、こちらから声かけをするという発想が職員にあるのかなという気持ちがあります。副市長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、やはり職員、特に一般的に公務員は、待ちの姿勢というのは否めないと思います。そういう雰囲気があると。そういう文化があると。決していい文化ではないと私は思っております。

私、太宰府市にあります九州国立博物館で、約4年間、業務従事いたしましたけれども、最初は市民あるいは県民、国民に対する姿勢の中で挨拶が一番大事だと。おはようございますから始まって、オアシス運動とかがありますけれども、これが不可欠だということで、2年目から導入して、全員が笑顔で挨拶できるようにと、「笑顔と挨拶、そして感動を」というキャッチフレーズで博物館では取り組んできたところであります。

ちなみに、私も今日下げておりますけれども、この名札をいただきまして、ここには「笑顔

で元気に挨拶します」と、こういう宣誓をしております。ところが、有言不実行と申しますか、大半の職員はできていないというのが実情と感じております。

やはり私ども公務員というのは、サービスを提供する業務でございますので、ぜひ積極的にこちらのほうから声かけて、市民の皆様とスキンシップを図るということを心がけるべきだというふうに感じています。私どもは幹部職員が率先してこれを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） それともう一つ、質問の中にノー残業デー強化月間というのをもう少し力を入れていただけたらと思っているんですが、何でもかといいますと、タイムマネジメントができていのかという気が非常にいたしております。時間外勤務のかなり経費も増えておりますが、その中の内訳がよくわかっておりませんが、そこもしっかり分析をし、吟味する必要もあるかと思ひますし、このタイムマネジメントへの意識を持つということ自体ができていのかというふうに感じておりますが、その件についてはいかがでしょう。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） 先ほど質問にお答えせず、失礼いたしました。

言うなれば働き方改革の一点かと思ひます。

労働というのは、効率的、効果的に働くと、これがもう大前提というふうに考えております。とりわけ市内の小・中学校教職員につきましても、この働き方改革の点で、今年の9月からタイムカードを導入しております。これは全国的にそういう傾向にございますけれども、やはり学校の先生というのは、ややもすると朝早くから夕方遅くというよりも深夜まで、生徒指導等を中心に残業を余儀なくされておりますけれども、やはりこれは労働管理という視点で大変重要なことだと思いますし、そこの中には効率的、効果的に働くということが前提だと思います。

市役所におきましても、毎週の水曜日がノー残業デー、言うなれば定時退庁日であります。私も8月の末にちょっと全体的に巡回してみました。やはり2割前後の職員が残って残業しておりましたので、一言声かけて、翌日に回せるものは回してくださいと。そしてまた、家庭を大事に早く帰ってくださいよというふうなことを言いました。

そのために、日ごろからその職場の中でどうしたら効率的に仕事ができるのか、あるいは1人だけに集中するんじゃなくて、それをバランス的なものを含めてやっぱり検討、研究すべきことだと思っております。ぜひともより働き方の改革を進めるという意味では、率先してこの市役所内部から展開する必要があるというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） ぜひお願いをしたいと思っておりますが、人材育成の基本としては、OJT、OFF-JT、自己啓発、この3本柱です。どこの自治体もこの3本柱を我が市独自でもっとしっかり骨組みをつくりながらアレンジをして、年齢構成に合わせた中でこの人

材育成をやっているのが現状で、その根本となるのがこの基本方針であると考えております。その中の人材育成の一つの大きなツールとしてあるのがこの人事評価制度というものが新しく入ってまいりました。このことはまた後ほど質問いたしますけれども、業務についての効率化、先ほど副市長からご答弁ございましたように、じゃあどうすれば効率化、また仕事の改善につながるのかといったところを1つずつちょっと提案させていただきたいと思っているんですが、これは平成17年の基本方針の中にも幾つか明記されていたものなんですけれども、まず先ほどの部長の組織内の情報共有とか仕事のスピード感について、ちょっと劣っているというような見解もございました、アンケートの中から。であるならば、ここをじゃあ重点的にやらなければならないということなんでしょうけれども、例えば係の中であるとか、課の中であるとか、ジョブローテーションというような言い方をすると思うんですけれども、仕事の内容を共有するような今例えば一つの係の中でのこの仕事しか私は知らないんですよ、だから自分はここが終わったら帰りますけれども、ほかのところはわかりませんというようなことになっているのか、それとも係の中の人たちは大体どの業務もかわってできるような今状況であるのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） その部署、部署によって専門性がある部分の部署もございます。課の業務も全ての人が全て同じレベルでこなせるかということ、そうでもないところもあります。専門化しているところもありますけれども、じゃあその専門化している一人が休んだらどうなるのかというような問題もございますので、そういったものにつきましてはやっぱり課全体、係全体で対応できるような職員の育成が必要であるというふうに思っています。ある程度その効率性も含めて兼ね備えて、そういったところも検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） この業務の効率化の改善の中で一番大事なのは、課の中で、あるいは係の中で、あるいは部の中で問題や課題とかを洗い出しながら、組織ごとにきちんと全体的な会議を持つというか、そこに対する改善点を見出していく、それに対して部署内でもいいですし、全庁的でもいいんですけれども、若手職員がプレゼンテーションをするぐらいのそういった改善策と一緒に人材育成にもなるような、そんな方策をとることも必要ではないかなというふうに、これは提案をさせていただきます。それができて初めて、この前市長がおっしゃっていましたが全庁的な横断的な人材育成ということでプロジェクトチームを立ち上げるという形になると思うんですが、まずは我が課、我が係、我が部署内で問題提起を行いながら、業務の改善、効率化、こういったことが行えて初めて次のステップに行けるのかなという気もいたしておりますので、ぜひこのことをよろしく願いいたします。

それともう一つ、モバイル端末を出先で使って、相談業務であるとか、検査業務、こういっ

たものが今あるんですけれども、このモバイル端末を使って仕事の効率化を上げていく取り組みについてはどうお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） モバイル端末をどこで使うかというような話なんですけれども、例えば相談業務、保健センターとか包括支援センターとかの訪問相談が多い現場から出たことではないかというふうには推察をいたしますけれども、また予算とか、あと情報セキュリティー等の課題、そういったものも含めながら、その有用性等も含めながら、ＩＣＴ推進全体の中、今後議論をしていかなければならない課題だというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 二度手間にならないということが一つの大きなポイントになると思いますけれども、そこでできる仕事はそこでやるというような、これだけの今ＩＣＴ化が進んでいますので、そういった方策がないのかどうかであるとか、また会議の運営の合理化ができないのかとか、資料作成がここまで要するのかとか、全庁的な業務改善の取り組みを促すことも必要ではないかと思ひますし、また職員の事務改善やコストに対する意識を醸成して業務の効率化につなげようということであれば、全庁的に打ち出すこと、そして部署内でやるべきことを明確にすることが必要だと思ひますが、この点については、市長、いかがでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。今までの議論をお聞きしておりまして、私自身も7カ月余りになりましたけれども、私自身がまず1年間のまだ全体の仕事の状況を見れていないこともありまして、職員のさまざまな動きについて全て把握できていないところもまだ多々あるなあとということを改めて反省点として感じたところであります。

その上で、今回副市長も福岡県職員出身でありますし、教育長も女性の視点から、また教職の現場からという視点もお持ちでありますので、また民間、私も民間出身でもありますし、そうしたさまざまな外部からの材料なり、情報というものの交流をしっかりと行うことによって、先ほど議員ご指摘の無駄のない、二度手間にならないような、またコスト意識を持った市の働き方、こうしたものを新たにこの太宰府市の市役所の風土として植えつけていきたいと、そうした思いであります。しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） ぜひ業務の効率化、そして個々にコストの意識を持つこと、これこそが一番大事な市長おっしゃるようなこの行政改革の中の大きな部分であると思ひます。その中で問題提起をしていくという主人公というか、主役が若手職員であり、職員から自発的にこのコスト意識について提案があるということが本当に理想な、人材育成も含めた業務改善ではないのかなというふうに考えています。

ではそしたら、その人材育成の中の評価をどうしていこうかということなんですけれども、

新しく設けられましたこの人事評価制度の中では、冒頭申しましたけれども、その人の能力に合わせた形で公務員法の改正の中でも既に職員の任用または能力の事象に基づいて職員が職務を遂行するに当たった能力、また上げた業績によって人事評価を行って、任用、給与、分限、その他の人事管理を基礎とすると。いいも悪いも、要するに昇級も降格もというようなことも含めてなんでしょうけれども、この点についてはまず勤勉手当の反映から考えていきながら、徐々に検討する必要もあるのかもわかりませんが、能力主義であるということと、そこだけに走ってはいけないというこのバランスの問題も非常にあって、このことについては大変検討が要ると思うんですが、ただ、今人材育成基本方針の策定の中での委員会では、このことを明記するかどうかというのは恐らく市長決裁にも当たるようなことにもなると思うんですが、これは市長の考えとしては明記すべきだと考えますか。私はこれはもうしっかりと明記しないといけないと思っていますが。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今の時点で確たる答えを断言できないところもございますけれども、今までご指摘がありましたように人事評価制度の中で、やはり非常にそれぞれの部内、課内、係内で仕事のあり方も異なるところもあるでしょうし、人の評価というのはやはり一番難しいことありますので、どうした点を明記するかというのは今後慎重にも慎重を期して考えてまいりたいと思いますが、一般論としても、職員が先ほど来ご指摘のように、全体の市の目標を決める中で、それに応じて仕事をし、そして結果を出せているかどうか、そうしたことをやる気を持って引き出すためにも、まずは執行部、私自身も市としてのあり方、例えば先ほどのコスト意識の中でこの財政をいかに安定させるかであるとか、そうした数値的な目標を決めるであるとか、そうしたことを全体の目標をやはり決める中で、個々の職員のあるべき目標を達成できるような、そうしたあり方をまず決めた上で評価制度を決めていくということが本来の形であろうと考えております。お答えになっていないかもしれませんが、そういう問題意識を持っております。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） ちょっと違いまして、人材育成基本方針の中にこの人事評価制度の地方公務員法できちんと改正があった分を明記するか、しないかという質問だったんです。もちろん人事評価のあり方については、もうこれは決まっていることがあるんですね、市長。何かというと、もう能力の評価と業績の評価になっているんです。本市としては5段階で絶対評価を採用されています。このことについて、もう始まっているんですけども、これは試行として今から改善すべきところもあると思うんですけども、この評価の仕方、さっき市長おっしゃってくださったように、やはり能力主義であって、しかしながら納得性が必要である、お互いに。評価する側もされる側も納得をして、次のステップに進めるようなシステムになっているかどうかというところがこれから問題になってくるわけなんです。そのことを少し質問させていただきますけれども、先ほど申しましたこのある識者によれば、人事評価には選別の

論理というのと育成の論理という2つの側面があるそうで、前者の選別の論理というのは、評価を昇級や昇格や給与や、または分限処分などに反映させることでの動機づけ、こういったことを選別の論理というふうに、それから育成の論理というのが、能力や仕事ぶりを評価して、それを被評価者、要するに評価される側、部下のほうにフィードバックすることができて、職員的能力開発を促す間柄であるようなそういう効果をもたらすような評価になっているか、この2つの側面があるということなんです。この中で大事になってくるのは、面談をされながら、この上司と部下が、評価者と被評価者がコミュニケーションとっていくというようなことなんです、本市はどういうふうなやり方をされているのか、このことについてちょっとご説明ください。

○議長（橋本 健議員） ちょっと待ってください。

傍聴者の方にお伝えをいたします。

帽子を議場内ではおとりいただきますようよろしくお願いいたします。前列の方でござい

ますが。

回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 人事評価の目的といたしましては、先ほど言われました選別と能力、実績に基づく人事管理の徹底をした人材育成、どちらかというところの人材育成のほうに重きを置いているというところもございます。太宰府市の人事評価のシステムの流れといたしましては、大体年度当初に当初面談を行いまして、そこで目標設定を行って、また9月、10月で中間面談というような形を行っているところでございます。そして、最終的には2月、3月ぐらいで最終面談をして、人事評価を決定づけるというような形になっておりますけれども、面談時間としては15分から長くて30分というところもございますけれども、そういった回数が当初面談と中間面談、最終面談の3回だけで足りるのかというところもございます。常日ごろからのコミュニケーション、部下と上司との間のコミュニケーションをとることが肝要ではないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 一応今ご回答いただきましたけれども、その面談時間なんですけれども、総務省の人事評価に対するアンケートが出ておりまして、その中に面談時間の少なさであるとか、面談回数であるとか、そういったものと満足度、納得性が比例するというふうに出ておりまして、上司によるアドバイスの不足とか、納得性または満足度も低いというのが5分から15分、5分未満というような時間、要するに15分ぐらいでは足りないですよというようなことなんでしょうけれども、この面談ということのやり方についてもしっかりと人事評価を育成中心に考えるのであればやっていくべきであるし、また一番の目的は、市民が納得する職員をつくり上げなければならないわけですので、評価する側も評価される側も市民も納得がで

きるような人材育成のための評価ですので、ここはしっかりとつくり込んでいただきたいと思いますし、また評価する側への研修、これもきちんとしたものもルールがありますけれども、これに対して評価する側も透明性を持って、また平等性を持って、また私情が入らないようにということで研修の必要性もありますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 人材育成と人事評価の連動ということでもございますけれども、この件につきましては労使で構成をいたします人事評価の制度の検討委員会というところでこの制度の検証でありますとか、現在つくっておりますマニュアルの見直し等を職員アンケートの分析等から考えて、そういった制度の検証、マニュアルの見直しを今後も引き続き行っていくというところで考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 市民からの多様な問題もたくさん今抱えている方たちも、特に福祉分野の方たち、福祉分野での相談も増えていますが、さまざまな公共サービスが的確に、そしてわかりやすく市民サービスができる人材育成等お願いをしたいと思います。

2点目の職員の再任用についてなんですけれども、この退職された方たちの再任用について、例えばこれは再任用の方を今までの経験であるとか、能力であるとか、こういったものをももう少し活用するために、役付で若手職員の相談、サポーターというような役目もあるんでしょうけれども、何か一緒に働く上でも退職をされた先輩への関係、また再任用として入ってきた本人との関係もなかなかちょっと働きづらさとかも今あるのかもわかりませんので、きちんとした役付という形で責任と責務とポストを与えて能力を発揮していただくというような、こういったことはできないんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在の再任用職員は、職位といたしましては主任主事という職位で雇っておるところでございます。

議員ご提案でございます職員の例えば部課長経験者などで新任課長あたりのサポートをするというようなご提案だろうとは思いますが、こういった豊かな知識でありますとか経験を伝承していくというところは十分理解をいたすところでございます。ただ、ポストの数でありますとか、あと指揮命令の系統の問題、あと中間職員のモチベーションの問題等々、数々クリアすべき課題は多いものというふうに思っております。既に再任用役職者の導入を検討しておられます先進地もございますので、そういった状況を調査するとともに、定年延長の問題も今取り沙汰されているところがございますので、その動向も見ながら調査研究をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） この再任用の方の力というのはやっぱり非常に重要になってくると

思いますので、特に継承、さまざまな専門知識であるとか、経験の継承という部分では大事であると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

3点目の会計年度の任用職員についてのこれから議会にも条例の改正等の上程がされると思うんですが、これからのスケジュールについて教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まず、スケジュールでございますけれども、臨時嘱託職員の現状把握、まずここから始めていくというような形になります。毎年予算編成の過程で臨時・嘱託職員、人件費の要求を行う課につきましては、業務の必要性でありますとか、あと内容、量、人員等、細かくヒアリングを行っているところでございます。今年度も予算編成作業の時期に合わせまして、そのヒアリングを実施していこうというふうに考えております。

今後は、国、県からの通知でありますとか、説明会の内容を参考に、職員団体との協議とか、また近隣市との勉強会なども行っておりますので、適宜そういったところと連絡をとり合いながら制度設計を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、関係例規の整備等も必要でございますけれども、来年の6月か、遅くとも9月までには議会へ上程する方向で現在検討いたしておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） この会計年度任用職員制度というのも、本当に財源を伴ってくるような中身にもなっておりますし、適正な人材配置等、また組織の安定化というところで考えたときに、このことを契機にしっかりともう一度組織の構築をしないといけないんじゃないかなというふうに私も感じているところなんですけど、特に今回のこの2020年からパートもしくはフルでの任用職員というふうな形で非正規の職員さんたちが全て移行していくわけですので、そこには毎年毎年の評価も入り、そしてインセンティブも入ってくるというような形、またこの雇い方の中で、今地域包括支援センターのことを何回も言っていますけれども、民間委託への考え、そして東小学校の給食センターについてもそうなんですけれども、一つ一つ民間委託でできるものはきちんと効率化、また仕事の業務が市民にとっていい方向にいくということの条件を持って考え直していきながら、コストを削減して、きちんとした人材を確保していくというこれが大事になってくるわけなんですけれども、特に地域包括支援センターというのは、太宰府市だけが直営でいるわけの意味は私は全くないと思っていますので、早い時期に民間委託をお願いしたいというふうにも考えています。

市長にお伺いをいたしますけれども、この会計年度任用職員の制度をこの中から本当に今専門職とか技術職とか、正規で採用して、きちんとしたポジションで、10年スパン、20年スパンで太宰府市で頑張ってもらわないといけないというようなそんな採用の仕方もやっぱり必要になってきていて、正職の採用を物すごく落として、非正規の採用がこれだけのパーセントの大体30%から40%の職員の中で今働いてくださっている。こういう構成の中から正規職員の採用

の考え方について、これから何を持って考えないといけないかというところを、市長、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 非常に難しいご指摘でありますけれども、今回そのような新たな会計年度任用職員という制度が始まるに当たりまして、正規と非正規、また技術的な専門性を持っている方々、そうした方々をどのように採用していくかということは非常に難しい観点であろうと思います。私自身、今の時点でこれも確たる答え、なかなか出せていないところありますが、やはり20代で新卒で入ってくるさまざまな有能な、将来に対して希望を持って、また市民に対する奉仕の思いを持って、やる気を持って入ってくる職員が10年、20年、30年と勤める中で、非常に大きな専門性なり、そしてノウハウを持って活躍してくれる、そうした職員を育てていくことの重要性も感じておりますし、その一方でやはり専門的な技術なり、そうした知見を持った方をこうした形で新たに中途でも採用して、そうした方の能力を生かすなり、そのベストミックスというのはなかなか答え出せないところでありまして、しかし時代に応じた市民の皆様の要請としては、今までのような生え抜きの職員ばかりではなくて、専門的な、そして外部のさまざまな経験を積んでいる方を積極的に任用していくことの重要性というのはむしろ増しているというふうに感じておりますので、そうした観点を持ちながら、今後の職員の人材の適正配分については考えてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 先ほど1項目め、2項目め、3項目め、トータルで考えましたときに、やはり市民目線でどうあるべきか、この総人件費をこれからどう抑えながらサービスの提供の質を上げていくのかということを重点に考えていただきたいと思います。それがまずもって市長がおっしゃるこの第3のプランであると私は思っています。

最後にお聞きをいたします。4項目めの電気料金の削減についてですが、私はまだこれはあと1.5倍、2倍は削減できるというふうに思います。ご答弁いただきましたように、この入札のやり方、また前向きな回答をいただきましたので、質問するということは余りないんですけども、1つお聞きしますが、削減率で庁舎が11.5%、ちょっと低いんですが、これは何か原因があるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 施設ごとに電力需要というのが違ってまいります。負荷率とか、それから例えばガスでピークカットをしているとか、要するにそこら辺の問題がございまして、個別的な特性がございますので、それぞれ違ってまいるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 今回は電力の問題、電気料削減で、今でも2,400万円削減できて、これを有効にどう使っていくかというのも一つ大きな問題がある。これをもっと削減ができる

ということは絶対私は可能性があると思っていますので、ぜひやっていただきたい。

それと、それ本当に行政改革の中で無駄を省きながら超成長戦略というようなことであるならば、例えば市の市有地が今維持していくだけでもお金がかかり、また逆に市民にも迷惑をかけている土地もたくさんある中で、やはり活用もしていかなければならないことは何か検討ができないかとか、さまざまな角度から第3のプランの中で超成長戦略に行く前の段階でしっかりと市長のほうには検討していただいて、削減できるものは削減し、また超成長戦略として大きな事業として持ってこれるものは持ってくるというバランス感覚を持って、どうぞ市政をリードしていただきたいことを願ひまして、一般質問を終了いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました災害時の行政の対応とこれからの対策について質問させていただきます。

今年の7月6日、7日にかけて記録的豪雨に見舞われ、この間、本市の総降雨量が460mmを超えたと聞き及び、何百年や何十年に一回どころではない、またかという思いでこの異常気象に悩まされております。この異常気象が想定外のため、過去の経験が生かされず、各地で大災害が起き、亡くなられた方もいらっしゃるというのは本当に残念で悲しいことです。この場をおかりしてご冥福をお祈り申し上げますとともに、災害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本市においては、ここ数年、台風の直撃がないため大災害に至っておりませんが、過去の経験を生かし、市民の生命、財産を守るべく、常に緊張感を持って協議等を行い、避難所の開設や防災無線等、適切な対応や指示がなされるような準備が必要と思います。

それでは、質問に入ります。

まずは民地と公有地の対応について。

7月6日、7日の豪雨の際、民地から公道に土砂等が流失した箇所がありました。行政としてどのような対応を行ったのか、お伺いいたします。

次に、民地と民地の対応について。

大雨等で民地から隣接する民地へ土砂等が流れ込むケースがあります。民地同士の場合、行政としてどこまでかかわるのか、市の対応をお伺いいたします。

また、空き家等で連絡がとれない場合は行政としてどのような対応をするのか、お伺いいたします。

最後に、高尾川の拡幅について。

今回の豪雨で高尾川の周辺が田畑を初め広範囲に水没しておりましたが、過去この質問において、平成31年には筑紫野市の下流域の拡幅が終了すると聞き及んでおりますが、この拡幅工事の進捗状況と本市市域内の高尾川の拡幅を行うのか、お伺いいたします。

以上、1件3項目について質問させていただきます。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まず、1項目めの民地と公有地の対応についてご回答いたします。

民有地が災害を受けた場合においては、災害後の処理、対策を所有者が土地の管理行為として行っていただくことが原則でございます。しかしながら、民有地から道路や河川など公共施設への土砂の流入などについては、道路の通行確保や危険除去のため、土砂の撤去を行うことにしております。

今回の豪雨災害におきましては、民有地が崩落し、道路や水路に流入しました土砂や倒木につきましては、道路、水路の管理者として道路や水路の機能を早急に回復し、市民生活の安定を図るため、管理者において土砂等を撤去いたしましたところでございます。また、崩落したのり面が不安定である箇所や通行の多い箇所におきましては、そののり面の下側に応急的な土どめを施したところでございます。さらに、堆積している土砂や流木による2次的な被害のおそれがあると判断し、民有地に堆積している流木や土砂の撤去を行った箇所もございます。

次に、2項目めの民地と民地の対応についてでございますが、民有地から民有地への土砂流出については、先ほど述べましたとおり、所有者に対応していただくことを原則といたしております。ただ、空き家等で連絡がとれない場合で、これも2次的な被害のおそれがあると判断したときには市で対応することも考えられますが、所有者に対応していただくことが原則であるというふうに考えております。

なお、民有地に適用できる災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業でありますとか、治山事業などについては、一定の条件がありますが、県事業になるということもございますけれども、可能な限り要望をしてみたいというふうにこのように思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 3項目めの高尾川の拡幅につきましては、私からご回答申し上げます。

高尾川の拡幅は、地域の生活の安定を図るためにも最重要課題の一つであると認識しておりますけれども、河川は下流側ほど断面を大きくする必要があることから、まずは下流の筑紫野市側の拡幅整備を先に実施する必要があるというふうに思っております。議員がおし

やったように、現在、県において、平成31年度までの計画で、筑紫野市二日市地区で高尾川床上浸水対策特別事業として高尾川地下河川築造工事が着手されており、計画どおりに事業は進んでいるというふうなことを確認しております。

この県事業完成後は、同じく下流側の断面を拡幅する事業として、御笠川の吉松から大野城市の筒井橋までの拡幅に関して以前から県へ強く要望しておりまして、引き続き事業着手に向けた取り組みを行うとともに、高尾川の上流に関しましても県へ改修等の要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、市としまして、平成25年度には緑台公民館横の調整池、平成28年度には青山三丁目の調整池、平成29年度には太宰府東中横の調整池をそれぞれしゅんせつしており、高尾川への流入調整をしております。今後も市、県あわせた対策を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

まずは1項目めからいきますが、民地と公有地の対応についてです。

今回の7月6日、7日の集中豪雨で土砂災害、民有地から公有地に土砂が流れ込んだ。その後撤去したという件数は大体何件ぐらいございましたか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私どもで把握している件数で、土砂の流出自体が29カ所ございまして、そのうち民有地から公有地に土砂が流出したというのは15カ所ということで確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 29カ所か。結構多いような気がするんですね。私、次の日天気がよくなったんで、自転車等で回ったら、ちょうど太宰府東中学校の通学路がまさにそのとおり民有地から土砂が公有地の道路、流れ込んでいて、適切な対応でかなり早かったように思います、撤去は。ただ、その間夏休み前で、子どもたちがちょっとその通学路を通れなかったもんですから、車両進入禁止とかなっていたもんですから、かなりちょっと坂を上って、重たい荷物を持ちながら、そういった姿を見ていて子どもたち大変だったなあというふうに思ったところでございます。対応早く、その後雨が長く続かなかったため、その解除もすぐ解けたように思います。本当にそういった対応は評価いたしておりますので、今後とも速やかな対応をよろしく願います。

1項目めはちょっと確認したかったんでこれで終わりますが、2項目めなんです、総務部長のほうから、治山事業や、ちょっと長い言葉でなかなか聞き取れなかったんですけども、災害関連対策事業というのがあるというふうにおっしゃられたんですが、これはどういった事

業か、ちょっと詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今回の豪雨災害、特に7月6日、7日を挟んだ7月前後の豪雨とか台風に関しましては、全国的に激甚災害指定を受けております。そういったものを受けまして、民有地に適用できる事業といたしまして災害関連地域防災がけ崩れ対策事業というのがございます。通称地がけ事業というそうでございますけれども、これが認められるということになりました。この地がけ事業というのは、民有地で起こった崖崩れののり面の対策工事になりました。その崖崩れの要件といたしましては、その崖崩れの斜面の高さが5 m以上、それと崖崩れから保全をいたします人家戸数が2戸以上4戸までなどというような採択の要件というものがございます。現在、こういった採択の要件に合致するような場所につきまして、市内6カ所を私どものほうは選定をいたしまして、現在その申請をする準備を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） この事業に関しましては、お互い民有地対民有地じゃないですか。そのときに例えば市のほうにこういったのり面の土砂が崩れていると。そういったところで市民の方から連絡があって初めて認定、そのときに行政の方が見に行かれて、それでどうなのかって、そこで判断されると思うんですけども、これはないかもしれないですけども、今現在総務部長6カ所と言われましたけれども、それ以上市内に、まだ連絡が来てないとか、そういったところで確認できていないところは、今の現時点でいいんですが、ございますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 市内をくまなく私どものほうも調査をいたしておるところでございます。現在この要件に合致する箇所としてはこの6カ所というようなところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 今回、先ほども申しましたけれども、自転車で回って、やっぱり崩落している土砂が、民有地と民有地なんですけど、1回じゃなくて前回もこういったことがございまして、要するに大雨のときに上の団地から下の団地に雨水がどんどんどん流れ込んで来て、それも原因の一因だと思うんですが、その大量の水がのり面のほうに流れ込んでいって、一気に崩落してくると。実際、その下に住んである方は、今回ちょっと柵がその土砂で押し潰されたりとかしてあるんです。本来であれば水が少なければ、民有地の中に側溝が通っていきまして、そっちに流れていって排出されるようになるんですが、余りにも雨量が多かったために、そこでも吐け切らずにのり面のほうに行って、土砂が崩れてきて、実際土砂が崩れてきたもんですから、その側溝も全部埋まってしまって、結局その下の団地に住んである方が自分たちで撤去しないといけないということになって、これ本当1回目じゃなくて、もう私も前回

もあつたんですけれども2回目ということで、非常に困ってありました。そののり面には大木があつて、やっぱりもう大雨のたびに削られるもんですから、ちょっと根っこが見えて、非常に危険な状態で、連絡を受けたときにも行つたんですけれども、ちょっとやっぱりこれはもう切ってもらわないかんということで、相手方に連絡するんですけれどもなかなか連絡がつかないということで、非常に困惑されていました。

こういった治山事業や災害関連緊急傾斜崩壊対策事業等あると今回答を受けましたが、こういったときにこういった事業があるというのは、やはりのり面が崩落したとか、土砂災害があるとか、民有地同士、そういったときに適用できるというふうには部長の説明でわかつたんですが、ほかにもっとそういった事業が、県の事業や国の事業で何かございませんか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほども答弁申し上げましたけれども、この地がけ事業というのは、特に今回激甚災害を受けたというところが一つの要件でございます。

それと、先ほど申し上げましたように、要件が5 m以上ののり面とかというようないろいろな要件がございまして、そしてまた最終的にこの工事を施工した後にその部分を市に寄附をするだとか、いろいろな要件がございまして、そういったものをクリアしたものだけがこの対象というような形になりますので、それ以外のものについては現在のところないというようなところでございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） その事業に認定されれば、例えば撤去の費用が一部出るとか、大木が危険なんで切っていただけたらとか、そういったことにも適用されるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 大木を切るとかというようなところではございませんで、防災ののり面を保護する工事、例えば間知ブロックをつくるだとか、L型擁壁をつくるとか、そういったものに対して国の補助が10分の5、県の補助が10分の4、あと10分の1が市の持ち出しというようなところでの部分になってくるというような事業でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） わかりました。ありがとうございます。

こういった事業、認定されるというんですけれども、やはり県の事業なんでそういった条件になかなか合わないところもあると思うんです。市では事業に認定したとしても、県のほうから認定されないといったこともございますので、市としても今後独自のそういった危険箇所には常に注視していただいて、いきなり民有地ののり面が崩落してきて、例えば何百万円もかかるっていったときに、持ち主はなかなかいきなり何百万円払ってきれいにしろつったって、なかなか難しいと思うんです、突発的なこういった災害においては。ですから、市のほうとしてもそういったところをマークしておいて、もしその事業の認定が受けられない場合は、全額とは言いませんが、ある一部の補助等は今後検討していかなければならないのじゃないかなと

私は思うんです。

空き家の件に関しましては、これはもう本当素朴な疑問で、空き家が例えば隣接しているところであって、台風等とかそういったところで瓦が飛ばされて、自分のところの——例えば昔あったと思うんです——車に被害があるとか、そういったときに全然隣の人に連絡がとれんと。そういったときに行政の対応としては、例えばその人に連絡をしてもらうとか、空き家ですけれども。今後、空き家がもし増えてきた場合、こういうことが、私、増加してくると思うんです。例えば、今回7月の豪雨で被災した広島県や岡山県の自治体のホームページを見てみると、撤去範囲や被災状況の要件を設けています。豪雨により流出した宅地や土砂の撤去を自治体が行っているところもあります。本市においては、今後高齢者が増加することが想定されます。豪雨による土砂の流入した場合に、高齢者だけでは土砂撤去できない場合も発生すると考えられます。ですから、こういったことを踏まえた上で、市としては今後どのように考えていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今回の台風の部分でも、空き家ですか、所有者がわからないところのトタン屋根が剥がれて飛ばされそうになったというような事例がありまして、その件につきましては警察等と一緒に、こちらのほうで撤去したというようなところもございますけれども、また議員がおっしゃいます7月の豪雨災害において、甚大な被害が出ている自治体において、そういった多量の土砂や流木の堆積により人力で撤去が無理な箇所について、自治体が所有者にかわって宅内の土砂の撤去を行っていることは私どものほうも承知をいたしておるところでございます。

民有地につきましては、所有者が災害処理を行っていただくことが原則とは申しまして、その災害状況でありますとか、あと被災状況、被災者の状況、あと復旧方法を総合的に考慮しながら、市で撤去すべきかケース・バイ・ケースでそこら辺のところは判断することになるかというふうにも考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） よっぽど今回の西日本豪雨災害のように本当に大変な、もう国が指定するような激甚災害だったらあれですけれども、実際今回豪雨です。けが人等々は出ていませんけれどもこういった災害で、例えばせつかく地域コミュニティって言っている中で、その近隣住民同士がいがみ合わないといけないと、そのようになったらもうコミュニティも何も成立しなくなりますから、そういったところでは市としても今後対応策が私は必要だと思いますので、空き家対策事業の中にそういったことも含めていただいて、今後地域コミュニティが崩れることのないような対応をぜひともお願いしたいと思います。

それでは、2項目め終わりますして、3項目めですが、高尾川の過去にも二、三度質問させていただいたと思うんですが、平成31年度というのは、平成31年度中ということは平成32年3月

というふうな事業で認識していいのか、それとももう平成31年度の例えばもう夏ぐらいには終わると。県のほうとそういった打ち合わせ等々されていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 県のほうと協議といたしますか、私ども、やはり県事業の担当の課長、係長を建設課内に設置していただいていますので、県事業については逐一といたしますか、日々打ち合わせ等々はさせていただいているんですが、今回の事業につきましても、確認をしたところ、平成31年度末に一応完成するということで事業は進んでいますけれども、ただこの事業につきましても、いろいろなアクシデントじゃないですけども、どうしてもやっぱり工事が大きな工事ですし、総事業費が78億円とも聞いていますので、そういう事業ですので、私どもとしてはまたそういう進捗状況を確認しながら、また議員の皆様や市民の方のほうにもお伝えをしていきたいなというふうには考えているところでございます。あくまでも予定といたしますか、この事業が平成27年度から平成31年度までという5カ年の事業でございますので、その完成に向けて努力されているという確認はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 都市整備部長のご答弁でもございましたとおり、いろいろな調整池があって、例えば太宰府東中学校の横の調整池というのは恐らく高雄公園の、ちょっと認識違うかもしれないですけども、グラウンドだと思うんです。あそこ、毎朝高尾川見るとき、例えば大雨降った次の日あたりにその調整池でうまくされているんでしょうね。晴れた日に逆に水がたくさん流れてくるとか、そういったのはよくもうわかっているところなんです。ただ、1つ懸念しているところは、確かに拡幅工事ありがたいですよ。実際高尾川、余り水が流れていないんですね。ですから、拡幅工事が終わった後に、その高尾川の水量がどんどんどんどん日ごろの水量が減っていつてしまっ、子どもたちの通学路なんで、子どもたちがよくコイがおるとか、魚を見ていたりしているんです。何かそういった生き物もいなくなっていくのかなあと考えると、正直なところちょっと寂しさも感じます。

この拡幅事業によって恐らく今回あった例えば田んぼとか、高雄区内にある田んぼや畑に、大体あれが受けになって、恐らくそこまで道路のほうには氾濫しないのかなというふうに分の中では認識しているところではあります。ただ、水没するところが高雄区は決まっていて、高雄交差点の高雄中央通りといたしますか、あそこのパチンコ屋さんの横、詳細に言うと、あそこが水没するんです。あそこも高尾川が拡幅することによって、その水没はなくなるのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私どもとしては、県とまたお話をする中で、今拡幅が終われば、あそこの高雄中央通りの交差点の水没は解消できるというふうに私どもは考えて、事業を見守っているところでございます。

また、平成31年度に事業が完了したときには、そういうところ、特に平成31年度の出水期と
いいですか、梅雨の時期にはそういうところをきちっと検証しながら、私どもとして、市とし
てどういうことができるかということは考えていかなきゃいけないかなというふうには思っ
ておるところでございます。

それとあわせて、先ほど言いましたように、その高尾川の次は御笠川の拡幅ということ
も要望していますので、そういう事業を見ながら高尾川の改修等々は考えていく必要はあるか
というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） そうすると、あの高雄中央通りにあるその管というか、あれは高尾
川には直結しているんですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 高雄中央通りのあそこにつきましては、県道がございますよね。

県道を横断して、国道3号の横にある側溝に流れ込んで、そちらからためますで受けて、実は
3号線を横断しているんです。ですから、直接というよりも、横断の管は60cmの管が国道3号
を横断して、それから筑紫野市側を流れて、それから高尾川に流れ込むという形になっている
ところでございますので、今後、先ほどちらっと私言いましたけれども、筑紫野市側に流すの
か、そのためますまで持って行って、それを直接太宰府市内の中で高尾川のほうに入れるのか
とかというところは、今後、先ほど申しましたように、高尾川の拡幅が終わるころに、どうし
ても川というのは太宰府市だけではなくて筑紫野の市域にも流れていますので、太宰府市だけ
じゃなくて筑紫野市のそういう工事の後とか、川の上がり方というんですか、大雨が降ったと
きに増水する状況などなどを見ながら、私どもの太宰府市としての工事もしなきゃいけないと
いうふうには感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） おっしゃられるように、確かに太宰府市だけの問題ではなく、やっ
ぱり他の自治体とも協議しながら進めていかないといけないというのは十分わかりました。

今回の質問なんですけれども、やはり想定外の災害が、今回の北海道で起きた地震もそうで
すけれども、急にいつどこで何が起こるかわからないような本当にもう異常気象等大規模災害
が起こっていますので、行政の皆さんには常日ごろから緊張感を持ってそういった協議を行
い、対応していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時50分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時38分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

再開 午前11時50分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔8 番 木村彰人議員 登壇〕

○8 番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件、地域の防災力を高める自主防災の取り組みについてと、現在進行中のまち・ひと・しごと創生太宰府市総合戦略について質問いたします。

まず、1件目の地域の防災力を高める自主防災の取り組みについてです。

平成30年7月豪雨は、西日本各地で甚大な被害をもたらし、今なお復旧活動が続くとともに、多くの方が避難所生活を余儀なくされています。昨年のこと、福岡、大分両県に甚大な被害をもたらした九州北部豪雨災害は、くしくも前年の同じ7月のことでしたが、去年、今年と連続発生した豪雨災害は偶然ではありません。改めて過去の豪雨災害の記録を振り返ると、毎年日本のどこかで豪雨災害が発生していることに気づきます。次に甚大な豪雨災害が発生するのは太宰府市かもしれない。

さて、7月豪雨では、本市の全域に避難勧告、20の行政区に避難指示が発令されるほど緊迫した状況でした。その際、公助としての行政、共助を担う自治会、そして自助の市民はどのように判断、行動したのでしょうか。そこにこそ公助、共助、そして自助としての防災力の向上につながる改善のヒント、気づきがあると考えます。そこで、7月豪雨災害の対応状況に関する公助、共助、自助における検証結果について伺います。

災害が発生した直後の発災時は、共助と自助の働きである自主防災が災害対応に有効であると思われませんが、ともすれば行政の公助力の限界から、共助と自助に過度に期待、依存することにもなりかねません。発災時の共助、自助の自主防災力を高めるためには、やはり行政の公助の役割が大きいのではないかと考えます。そこで、自主防災を推進するための公助、共助、自助の役割と課題について伺います。

次に、2件目の現在進行中のまち・ひと・しごと創生太宰府市総合戦略についてです。

政府が地方活性化のために掲げた政策、地方創生は、4年目も半ばに入りました。全国の都道府県、市町村においても、国の総合戦略を勘案しつつ、地方版総合戦略を策定することになっています。本市においても、太宰府市総合戦略を平成28年3月に策定し、各施策、事業が現在進行中と思われます。しかしながら、この戦略の全容がなかなか見えてこない。そこで、総合戦略における各取り組みの進捗状況と戦略の見直し、改訂について伺います。

地方自治体の自主的、主体的な取り組みで先駆的な施策、事業に対して、本年度までに7,200億円もの地方創生交付金が地方自治体に配分されることになっています。この交付金の採択状況は、本市の総合戦略が先駆的であるかの評価指標とも考えられます。そこで、地方創生交付金の採択状況について伺います。

以上、2件お伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 1件目の地域の防災力を高める自主防災の取り組みについてご回答いたします。

まず、1項目めの7月豪雨災害の対応状況に関する公助、共助、自助における検証結果についてですが、7月豪雨災害については、避難指示（緊急）を土砂災害や浸水のおそれのある20の自治会の区域に発令し、残り24の自治会の区域には避難勧告を発令し、400名余りの方が避難されたところでございます。

今回の災害対応につきましては、庁内で三役、部長職による検証会議を行い、反省点や課題を協議をいたしております。その中で、まず公助となる市の取り組みについては、避難情報の発令タイミングが適正であったか、日ごろからの自主防災組織や自治会との災害危険箇所の情報共有が十分であったのか、市民への避難情報の十分な伝達と避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の避難情報の意味が伝わっていたかなどが出されております。

次に、共助についてでございますが、特に土砂災害や浸水のおそれのある地域においては、自主防災組織や自治会において、避難の呼びかけや集団で避難されるなど、一定の災害時の体制はできていたと認識をいたしております。

次に、自助についてでございますが、7月6日9時に避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしまして、10時には9名の避難者でございました。10時15分には次に避難勧告を発令をいたして、12時には83名の避難者となったところでございます。さらに、17時20分に避難指示（緊急）を発令した後は、21時30分現在で400名を超える避難者となったところでございます。この結果を見ると、避難者の大部分が災害の起きる状況下で避難が行われたものではないかというふうに考えられます。

次に、2項目めの自主防災を推進するための公助、共助、自助の役割と課題についてご回答申し上げます。

災害時には公助、共助、自助の3要素が十分に機能する必要がある、機能させるためには平常時の取り組みが重要であると考えております。

公助においては、災害時には避難情報の発令や被災者の救助、支援、復旧など役割は大きいものになり、平常時において訓練や防災体制の確立など災害への備えが必要であると考えております。さらに、自主防災組織の未設立の自治会への働きかけや訓練の支援、市民に対しては防災講座による災害への備えの情報提供や防災意識の高揚を機会あるごとに取り組みなければならないというふうに考えております。

次に、共助においては、平常時の自主防災組織における訓練や知識の習得など防災活動の取り組みが必要であるというふうに考えております。

最後に、自助についてでございますが、災害への関心を市民にいかにして知ってもらうか、そして持ってもらうか、早目の避難行動を行ってもらうかが課題となるため、さまざまな機会

において常態化する災害の危険を伝え、自分の命は自分で守ることがまず防災の一步であることを啓発していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） そしたら、市役所行政でよく使われる P D C A というサイクルで、それに従ってちょっと考えていきたいと思うんですけれども、まず P です。計画ですよ。こちらのほうは平成27年に作成されました太宰府市地域防災計画、これが P の部分になると思います。P D C A の D、これは今回の災害対応は D になると思います。いよいよ C なんですけれども、これ 1 問目の対応の検証という部分になるかと思うんですけれども、今のお答で、まず公助の部分ですけれども、避難情報の発令のタイミングが適切であったかとか、避難勧告、避難指示の避難情報の意味が伝わっていたかなどが検証会議で出されたということなんですから、もうちょっと検証であればそれがどうだったのかということまで言及いただきたいかなんでは。でも、もうちょっと検証であればそれがどうだったのかということまで言及いただきたいかなんでは。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 避難準備・高齢者等避難開始とか、避難勧告、避難指示、それぞれの条件によって発令をしていくわけでございますけれども、それぞれの避難情報を発令するに当たって、気象情報等を参照にいたしまして、私どももそういった情報を収集いたしまして、その判断を行っているところでございますけれども、なかなかここまでは大丈夫じゃないかとかというようなところも当然その判断の中にはございます。ただ、地域防災計画の中にも土壌雨量指数がこれを超えたらもう出さなければいけないというようなところがございまして、そこら辺の基準が、今回発令した上において、それが果たして適正であったかどうか、もうちょっと早く出すべきじゃなかったのかというようなところも兼ね合わせて今後検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） そうですね、もうちょっと具体的に反省点というのが出てくるかなと思ったんですけれども、ちょっと先にいきますけれども、共助、自助についても一定の災害時の体制ができているのではないとか、避難者の大部分が災害の起きる状況下で避難が行われたと考えられますということですから、ちなみに実際に避難した人数というのが400名程度ということですから、20行政区に避難指示が出ているんですけれども、その避難対象者に対して400名というのは非常に少ないのではないかと思います。20自治会ですと3万人を超える避難対象者、もうちょっと絞り込むと、それこそハザードマップで浸水区域もしくは土砂災害危険区域の方が対象になるのかもしれませんが、それに対して実際の400名程度というのはちょっと少ないんじゃないかと思うんですけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 一回避難勧告とか、そういった避難指示とかを出した部分につきまして

は、その自治会単位での避難勧告というような形を出しておりますので、議員おっしゃるように、そこに住んである方は数万名というような形になろうかと思いますが、市内のイエローゾーンでありますとか、レッドゾーンにかかる部分に居住されている方は、この部分におけば約2,000名というような形になっています。その区域の居住者かどうかは確認はいたしたわけではございませんけれども、その400名ということは約5人に1人が避難されたというような状況になるのではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そのレッドゾーン、イエローゾーンの方が2,000名近くというところですが、それに対して400名程度。しかしながら、その2,000名程度の方が避難してきた結果が400名程度かという検証はなさっていないということですけれども、ここはひとつこの検証は非常に重要だと思いますので、それこそイエローゾーン、レッドゾーンの方がどういう行動をされたのか、避難行動をされたのかという検証を今からでも遅くないのでやってみてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 住所等で受け付けをしていると思いますので、そこら辺わかれようかと思っておりますので、ちょっとそこら辺のところを検証してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） P D C AのCです。Cの回答としてはちょっと踏み込みが足りないというような気がしたんですけれども、今回の一般質問、短い限られた時間ですけれども、P D C AのCとAです。C h e c k、評価と改善というところをちょっと絞り込んで、時間短いですけれどもお話進めさせていただこうと思います。

今回は市長の最初の重大な判断を求められたと思うんです。太宰府市民の生命と財産にかかわる判断をされたと思います。避難勧告、避難指示をされたわけですが、これについては市長自身どのような検証、ご感想、反省があるのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。私にとりまして、おっしゃるように、市長就任後初めてのこうした豪雨災害に直面をしまして、特に私も昨年の朝倉での豪雨災害などをつぶさに見させてもいただきましたし、東日本大震災直後も参らせていただいたり、そうしたみずからの現場に入る経験はしましたけれども、やはり市長として全体の市民の安心・安全を守るという決断をするということは、また全く異なる経験でもありまして、大変私も厳しい、苦しい、そうした判断でありました。

今まで先ほど来ご指摘、また総務部長とのやりとりの中でも感じましたが、まず今回のCの部分の検証についてでありますので、当然まだ一度全体集まって議論をしましたけれども、まだ

まだ会議だけでは足りない点もありますし、何よりも今回のそうした反省、検証を踏まえまして、今後のシミュレーションの実践に生かしていこうということをこれから随時進めていこうという話でありますので、もう少しその進捗がありましたら、また有意義な議論もできると思っておりますが、いずれにしても今回初めて本市で大雨の特別警報が出ました。気象庁から直接私にもそうした連絡があり、そしてその上で避難指示ということ初めて出させていただきました。しかしその一方で、避難指示は出したけれども、その避難所が実際に避難される方の思いに沿ったものであったのか、また自治会などとの連携がうまくいっていたのか、そうしたこともやはりまだまだ至らない点はあったらと思うしておりますし、また先ほどの避難指示を出した20自治会の中の、いわゆる20自治会ということをお伝えをすれば、その自治会の方全てが避難をすべきなのか、それとも先ほどのようにレッドゾーン、イエローゾーンの方だけが対象なのか、そうした小まめな分け方の必要性なり、実際に私も痛切に反省していますのは、最も全壊をしたご自宅の方自身が、実はそうした避難指示を出しながら避難されていなかった。それに対して声が届いていなかったと。車などで回らせていただいても、やはりあの豪雨の中で聞こえていない方もおられた。そうした実際に我々が発するものと、受け取る市民の方の乖離がかなりあったんじゃないか、そうしたことを非常に反省しておりますので、こうしたものも検証なり、今後の見直しにつなげてまいりたいと、そのようにまずは考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） もうちょっと端的に言いますと、災害対策本部の本部長として自信を持って避難勧告と避難指示を出せたかどうかだけにだけちょっと絞ったところでお答えいただければ。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 確信にはなかったかもしれませんが、自信を持って出させてはいただきました。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） もう少しお伺いしたいんですけども、太宰府市の災害対策本部は、三役ほか部長、課長で構成されております。14名で構成されていますけれども、このメンバーの中に災害に対して、もしくは災害時の気象に対してしっかりした知見と経験がある方はどれだけいらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 災害に対する知見といいますか、一つには、防災専門官の雇用を1名いたしておりますし、これまで培ってきた災害で得た経験をもとに職員が動いているというような形になってこようかというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうですね、災害対策本部のメンバーになるのは、特に資格的な要件はないですね。市長も災害避難情報出すのには、市長が何かしら資格とか経験がある必要はな

いですよね。災害対策基本法第60条に基づき避難勧告、避難指示を出すというふうになっていますので、それは問題ないんですけども、確かに災害対策専門官という方がいらっしゃるということですが、この対策本部の職員のそれぞれの防災に対する防災力というのが非常に、私、問題になってくるかと思います。今回太宰府市は14名足らずと言ったらちょっと失礼ですけども、14名の中で国、県から来る情報を勘案して、最終的に市長に具申して、市長が判断して避難情報を出すという流れですけども、これだけ少ない職員、対策本部のメンバーの中で重要な判断をするためには、それなりの対策本部のメンバー、スタッフが、それぞれ経験だけではなくて、ある程度具体的な知識に基づいたアドバイスがあってこそ楠田市長が自信を持って災害情報、避難勧告、避難指示が出せるかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。14名、基本的には幹部中心でありますけれども、私が今回特に避難指示まで至る過程の中で、特にそうした意見なり、具申を受けたのは、やはり総務部長、そして防災の課長、そして防災のやはり専門官でありました。そうした中で、特に専門官は自衛官出身でありますので、そうした知見はかなりお持ちでありますし、部長、課長もこれまでのさまざまな本市、また本市外におけるさまざまな勉強なり、そうした情報収集も重ねてきている職員でもありましたので、私はそこを信頼して、最終的に避難指示に至ったわけではありますが、やはり本市にとって初めてのそうした発令でありましたから、これは最後の最後は私自身が責任を持って、先ほど確信と自信という話をしましたが、やはり避難指示を出した後、また雨があの規模で降り続けるかどうかの確信はやはりありませんでした。実際に出した直後からもう雨が小降りになって、川があふれたり、土砂が大きく崩れるということは少なかったわけではありますが、しかしそれを明るいうちに出すという判断は私は自信を持って出させていただいて間違いはなかったと、そういうふうに思っております。

そうした上で、実際の本部会議自体が14名で足りるのか、その前の準備、本部会議にかける前のさまざまな私への具申なり相談というものがより必要なのか、そうしたことも少し検証はしていきたいと思っております。いずれにしても、そうした経験を持っている多くの職員なり、そうした専門家もさらに必要であれば、そうしたことも考えていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 防災に対する経験というのはよくわかったんですけども、もう一つ知識なりをしっかりと身につけた方というのが職員の防災力というところで裏づけになるのかと思うんですけども、具体的に言うと防災士という資格がございますよね。もしかしら防災専門官の方持っていらっしゃるのかもしれませんが、それこそ太宰府市の職員約380名ぐらいでしようか、その中で防災士の資格を持っている方というのは実際どのくらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在、防災士の資格を持つ職員というのは残念ながらありません。職員の防災力向上のために防災士の資格を取らせるということは重要ではないかというふうに考えておりますので、今後検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） これからは提案なんですけれども、6月の一般質問でも一般質問させていただきました。職員の育成方針の中でしなやか研修というお話があったと思いますが、このしなやか研修、職員の提案で研修に行くことも可能という研修内容になっていると思いますが、このしなやか研修を利用して、この防災士という資格を取得させるというのはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 防災士の資格を取るにも数万円かかるというような形もあるかと思えます。こういったしなやか研修を活用して、当然防災士を養成していくということは当然考えられることじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） これは市長にお伺いしたいんですけれども、それこそ防災士をしなやか研修で取っていただいて、その方たちの知見をもとに具申していただくというのは非常に心強いと思うんですけれども、市長のお考えとしてはどうでしょうか、防災士を取らせるというのは。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご指摘ありがとうございます。近隣の自治体の中でも、福岡県内でも、この防災士取得の助成金がある自治体もあるように聞いておりますし、おっしゃるように、専門官はさすがに防災士の資格はお持ちのようでありますけれども、職員の中でも防災士、ぜひこのしなやか研修なり、その意識が高い職員を取らせるということは前向きに考えてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） まず、防災士取るためには、費用としては総額で約6万円程度必要なんですけれども、考えようによっては6万円防災のための基礎的な知識が身につく。それを職員が取っていただくということは、その資格が直接仕事に生かせるということで、6万円高いか、安いかと考えたら、私、安いと思っています。今市長のご答弁の中でもありました。自治体によっては防災士を取らせるための助成金制度があるよということなんですけれども、私もちょっと調べてみたんですけれども、ちなみに助成金制度があるのは全国で337自治体、福岡県内では小郡市、久留米市、古賀市、豊前市、宗像市、宇美町、岡垣町、遠賀町と。まだこれが多いかわかりませんが、近隣市町でもこの制度を設けているところがあるんですけ

れども、これについては前向きに検討されてはどうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど申しましたように、これは前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） そしたら次に、共助と自助のほうに移っていきたいと思うんですけども、まず避難情報の伝達、発信、こちらがしっかり自治会に伝わり、自治会から避難対象者に伝わったのかというところです。ここら辺についてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 市内の土砂災害の特別警戒区域に該当する自治会さんについては、当然伝わっているというふうに考えておりますけれども、それ以外の比較的被災を受けることが少ないと申しますか、そういうような地域においては、なかなか避難所をあけなくてもいいんじゃないかというような自治会もございまして、そこら辺のところがきれいには伝わっていなかったというのが反省点ではございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） それでは、自治会といいましても、自主防災組織をつくっている自治会とそうでないところがあると聞いています。44自治会のうちで自主防災組織をつくっている自治会は幾つありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 自治会のうち31自治会が自主防災組織を設立したしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） そしたら、先ほど自治会の動きということでご回答ありましたけれども、この31の自主防災組織の活動、運営状況はどうでしょうか。実力のほどをちょっとお聞きしたいです。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 具体的に避難の訓練を行っているところも当然数自治会あるというふうに聞いておりますけれども、31全ての自主防災組織で日ごろからの訓練が全てが全て行われているというようなところまでには至っていないというような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） 本市の地域防災計画を見ますと、自治会には自主防災組織をつくっていくというふうに読めます。まだまだつくられていないところがあるんですけども、本市の考えとしては、つくられていないところ、これは積極的につくっていただくように、もちろん自主防災組織ですから、自主的につくるのが原則ですよね。市から言われてつくるというより

も、自主的につくるのが原則だとは思いますが、できていない自治会、またできているけれどもなかなか自主防災組織の組織、ネットワークが広がっていかない、自主防災組織はあるんだけど、自治会の役員どまりになっているところがありますよね。この自主防災組織というのを全自治会に広げて、なおかつ自主防災力を高めていくことについては、市としてはどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 議員おっしゃいますように、未設立の自治会があることは事実でございます。まして、私どもも、災害につきましては、豪雨とかそれだけの災害でございませんので、当然地震災害も想定をされるところでございます。全自治会へ、市といたしましては、設立の呼びかけを今も行っているところでございますし、今後それを進めていきたいと。また、その設立に当たっては、私どものほうの防災の出前講座等も活用しながら呼びかけを今後とも継続して行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） これからはちょっと提案の部分です。

自主防災組織でも結構先進的な取り組みをやっているというところで、水城ヶ丘の自治会とかかなり活発に活動されているというふうに聞いております。こういう先進的な取り組みをなさっている自治会の自主防災組織をモデルケースとして、まずここはクローズアップ、ピックアップして、情報発信して、最終的には44自治会にある意味モデルケースとして情報提供するというのが非常に有効ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 議員がおっしゃいますように、水城ヶ丘が相当進んでいるというふうに聞いております。先進的な取り組みとして、今でも防災出前講座等でもこういった水城ヶ丘の取り組みも紹介をいたしまして、未設立の自治会については早急に設立していただくように今後とも働きかけを行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） よろしくをお願いします。

それと、一応今回のこの防災対応をPDCAという流れで、この一般質問の中ではCとAというところをちょっと限られた時間でしたけれどもお話を進めさせていただきました。C、Aの部分、まだ検討をし尽くしていないと私も思っております。時間が限られていますので。ぜひ太宰府市地域防災計画、これPですけれども、D、C、Aの部分、これしっかり回していただいて、改善していただきたいと思います。

2件目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 次に、2件目の現在進行中のまち・ひと・しごと創生太宰府市総合戦略についてご回答いたします。

まず、1項目めの総合戦略における各取り組みの進捗状況と戦略の見直し、改訂についてでございますが、太宰府市総合戦略は、人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方を活性化させるために国の示した政策分野ごとの方針を踏まえまして、第五次太宰府市総合計画後期基本計画に示している全分野から、雇用創出、移住・定住、出産・子育て支援、地域づくりに特化した4つの基本目標を設定いたしておるところでございます。

各取り組みの進捗状況につきましては、総合計画に基づく各事業の実施結果となり、雇用創出であれば商工振興事業における創業支援などが該当いたしまして、平成28年度の創業塾応援事業以降、市商工会による創業塾は定員を超えた参加者数を得ているところでございます。

移住・定住でございましたら、都市計画事務事業における空き家の利活用検討などが該当いたしまして、空き家等実態調査を分析の上、現在空き家等の経済ストックを流通促進する相談窓口となる組織の立ち上げについて準備を進めているところでございます。

出産・子育て支援でございましたら、教育・保育施設事業における保育所整備などが該当いたしまして、昨年度は保育所新設、増改築による定員増などを行い、平成30年4月1日の待機児童は94人と前年比24人の待機児童減少となったところでございます。

次に、地域づくりでありましたら、災害対策関係事業における防災体制の構築などが該当いたしまして、昨年度はハザードマップの改定を行うなど市民啓発を継続して実施することで、安全・安心なまちづくりを推進しております。

このような各事業の実施結果により、4つの基本目標の進捗管理を行っているところでございます。

総合計画に基づく各事業については、担当部署にて企画立案を行っておりますが、地方創生関連の交付金対象事業については、産官学金労言の構成メンバーから成る地方創生推進委員会にて事業の協議を行っているところでございます。また、前年度に実施した地方創生関連の交付金対象事業の効果検証も、この地方創生推進委員会にて行っております。

現行の太宰府市総合戦略は、平成31年度までの期間となっております。現在のところ、国から今後の指針については示されていない状況でございますが、継続的な策定が求められた場合は、その時期に合わせ見直し、改訂を行う予定といたしております。また、その際は定員拡大を行いました総合戦略推進委員会をさらに活用いたしまして、本市にとって効果的な事業をさらに展開してまいりたいというふうに、このように考えております。

次に、2項目めの地方創生交付金の採択状況についてでございますが、議員お尋ねの地方創生推進交付金につきましては、平成29年度に「来て良し、住んで良し推進事業」を申請し、採択をされております。この事業は、空き家、空き地及び近い将来空き家になるであろう住宅の流通を促進させることにより、都市の人口密度の維持を図り、高齢者と若者世代に貢献するこ

と、及び相談窓口となる事業の運営組織を設立し、高齢者支援並びに子育て支援の充実を図ることを目的としたものでございます。予算細目といたしましては、都市計画事業費の一部が該当をいたします。また、この事業は3カ年計画となっておりまして、平成30年度につきましても交付申請を行い、採択をされているところでございます。今後も4つの基本目標に関連する事業につきましては、この地方創生推進交付金を活用した事業展開を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） この地方版総合戦略についてなんですけれども、地方版総合戦略をつくるに当たっては、いろいろな条件があるわけなんです。まずは国の総合戦略を勘案しつつ、これに沿ったところで産官学金労言といういろいろな分野の方の意見を聞きながら、具体的な評価指標、目標指標を定めて、PDCA——またPDCA出てきました——計画、実行、評価、改善のサイクルを回して、見直し、改善を図って続けていってくださいよと、こういう条件が国から来ていまして、それに沿ったところで本市も太宰府市総合戦略をつくっているわけなんですけれども、それこそPDCAでサイクルを回して、戦略を見直し、改善しなさいということです。このPDCAに沿ったところでちょっとお話を進めさせていただこうと思います。

まず、戦略の推進組織としては、産官学金労言、産業、官は行政、学は学術、学識経験者、金は金融機関、労は労働関係者の、言はメディアということになると思うんですけれども、この産官学金労言、推進組織としてはあるわけなんですけれども、特に産官学の部分、地域の産（産業）、官（行政）、学、太宰府市にはいろいろな大学等学校ありますけれども、地域の産官学に十分理解浸透している内容でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 4つのこの基本目標に係る施策、事業を含めまして市が行ってございます事業は、まず所管部署において、もうここの産官学も含まれようと思いますけれども、関係団体とも調整を行った上で事業を実施しているというような状況でございます。全てが理解が浸透というふうなその度合いがどの程度かということまではちょっと難しいかとは思いますが、関係団体とも調整を図った内容で事業を実施しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 次に、一応まだPの部分、計画の部分ですけれども、総合戦略の作成の手引によりますと、戦略の策定段階で議会による十分な審議が重要とあります。これは文言にあるわけなんですけれども、本市の場合は総合戦略については、その策定段階での議会によるかわりがちょっと弱かったように思うんですけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 策定段階に議員の皆さんをそのメンバーに入れてというような形には今までもいたしていなかったところでございますけれども、今般改訂時にはそういった議会にも入ってもらうのかどうかは別といたしまして、随時でき上がった後の報告は差し上げていたとは思いますが、その途中、策定過程において、議会をどのようにこの策定の過程から入れるかどうかということは今後検討課題とさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） この総合戦略も平成31年までですので、当然見直し時期第2期に向かって検討されることになるやもしれませんので、その際にはしっかり策定段階から議会、議員も内容についてはしっかり協議させていただきたいと思います。

次に、PDCAのDの部分、実施の部分ですが、まずこの実施の部分、この総合戦略の責任者、事業実施の実質的な責任者は、市長を除きまして実務的な責任者はどなたになりますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 市長を除くということでございますが、最終的には市長というような形になりますけれども、実施施策事業は総合計画に基づいて、また各分野多岐にわたる事業でもございます。したがって、それぞれの所管部署というのが当然ございまして、所管部署が実施をする責任者というような形になってこようかと思います。ただ、部をまたいでというような形になると、そこら辺をどういった形で責任者の位置づけをするかというような形にはなろうかと思いますけれども、基本的には所管部長がその責任者になろうかというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ご回答が私が予想していたのとちょっと意外だったものですから、これ自体が企画財政ということで、ご回答としては総務部長の石田さんが総責任者かなあという回答があるかと思っていましたけれども、そういうわけではないのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 事業の全てを総務部長、総務部が担うというわけにはございませんので、そこら辺はやはりそこそこの各分野における所管部長が責任者になるべきだというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 今回も、これは私だけの感想かもしれませんが、太宰府市の総合戦略の進捗状況がなかなか見えてこないところで、果たして誰がこの進捗ぐあいを統括的にチェックしているのかなあと思っていたわけです。そうしたところ、今のお答えでは、各担当課

の部長さんというふうなお答えがあったわけですが、それこそ各担当課の部長さんが所管する事業が遅れていたら、それこそ統括する立場の方がそれをチェックして改善させなきゃいけないとは思うわけなんですけれども、そこら辺の総合的なチェックというのは働いているんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 当然最終的には先ほども申し上げました産官学金労言のメンバーによる総合戦略推進委員会のほうでそういったK P I との指標の確認とか検証とかを行っていくというような形になりますけれども、そこに行き着くまでの各部署の取りまとめについては、当然総務部、経営計画のほうで担ってやっているというような形になってこようかと思います。

○議長（橋本 健議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） そうですね、最終的には経営企画のほうでチェックするということですが、もうちょっと違う角度から、一応4つの基本目標があります。雇用創出、移住・定住、出産・子育て支援、地域づくり、こういう4つの基本目標があるんですけれども、この目標に沿ったところの進捗管理です。例えば、雇用創出の中にはいろいろな事業があるかと思いますが、一つの部でおさまっているものもあれば、またいでいるものもあると思うんですが、担当部長さんだけに任せていると、例えばこの雇用創出、これについてほかの部にまたいでいるものがあるれば、担当部長さんだけでは非常に難しいところがあるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺縦割りではなく、横のつながりでしっかりこの4つの基本目標の進捗を管理されているかをお聞きします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 事業の進捗については、総務部が主となって、その各担当部からのヒアリングでありますとかという形で聞き取りを行って、最終的にチェックをしているというような状況になりますので、何でもかんでもその担当部署に任せているというようなことではございません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） このCの部分、チェックです。効果検証とかのチェックなんですけれども、これについても総合戦略の手引を見ますと、議会による十分な審議が重要であるというわけなんですけれども、いまだかつて検証の結果を聞いていないように思うんですけれども、この検証の結果、議会に対して質問するというタイミングはこれからあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほども申し上げましたように、策定段階からという議員のご提言もございましたので、今後その改訂時とか、途中、途中の年度、年度の報告は随時行っていくかと思っておりますけれども、改訂時にはその策定段階からの部分を当然議会のほうにも

前広にご説明といたしますか、ご報告を差し上げたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） そしたら次に、2 項目めのご回答についてちょっとお伺いしたいんですが、「来て良し、住んで良し推進事業」を申請して採択されましたということですが、ほかにも交付金を申請していらっしゃるんじゃないかと思うんですよね。採択されたのはわかるんですけれども、何件申請して、何件採択されたのか。これによって太宰府市の総合戦略の事業がある意味自主性があって、先駆的なものであるということがある程度評価されているということがわかると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 17 件申請をいたして、そのうちの 14 件が採択をされたという形になっています。平成 28 年度は加速化交付金というような形でございましたけれども、それにつきましては第 1 次の加速化交付金の部分についてはちょっと不採択となったところでございますけれども、2 次以降の加速化交付金、そして平成 29 年度は推進交付金、平成 30 年度も推進交付金というような形でございますので、今申し上げました 17 件中 14 件が採択をされたというようなところになってございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） 17 分の 14 ということで、かなり高い確率で採択されているというふうに理解します。

これ最後ですけれども、先ほどのご回答の中で、これからのことです。総合戦略は一応今のところでは平成 31 年で一区切りということになりますけれども、その先については、継続的な策定が求められた場合はその時期に合わせて見直し、改訂を行おうということですが、私思うに、世の中は当然地方創生、地方が主体というふうになっていますから、この路線は変わらないと思っています。

もう一つは、この地方創生という名前ですけれども、これ国から言われてすることじゃないと思うんです。基本的には当然太宰府市総合戦略の中にも織り込まれている事業がありますから、これは国から言われてやる、言われなきゃやらないというわけじゃなくて、ずっと続けなきゃいけないことだと私は思うんですけれども、これについては、市長、どうですか。言われなきゃやらないというふうに聞こえたんですけれども。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。今まで部長の答弁ありましたが、何よりも私自身も非常にお答えしにくい部分もありますのが、太宰府市の総合戦略がつくられた時点で私はまだ関与できていなかったわけでありまして。その途中の段階から私自身も説明を受けたり、今のやりとりも聞いているわけでありましてけれども、当然ご指摘のように地方創生を地方が主体的に

行っていくということは当然のことでありまして、国から予算、補助金などがつくというそうした報酬の中でそれに合わせてきたという事情もあると思いますけれども、最終的には私自身は私の市政の中で三役も調いましたので、三役が中心となって、太宰府市の新たな総合計画というものを当然打ち立てていく。その中にこの総合戦略の趣旨なども取り込んでいくということが今後の方針になろうかと考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） しっかり地方創生、総合戦略、これからも続くというふうに理解します。これ見直し、改訂に当たっては、地方創生の国の趣旨、方向性というのはそれは決まっていることでしょうか、これ押さえつつも、それに従うだけでは総合戦略ではないかなと。それを超えるところの国の制度、国の方針を逆に活用、利用するということで、本当の戦略的なものにしていけないものかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 議員ご指摘のように、国からそういう指導なりそうしたことを受けて、そもそも市の総合計画をつくること自体が、かつては国の義務であったとお聞きしておりますけれども、今はもう地方の自治体の自主性に任せられていると。ですから、現時点で、総合計画を例えば10年スパンでつくるというのは過去にはありましたけれども、今後、そうしたスパンなり、そして名前が総合計画というものであるかも含めて、まだ私自身が白紙であります。いずれにしても、地方、本市が中心となって、主体となって、議員の皆様、市民の皆様のご意見もしっかりといただきながら、本市ならではの総合的な計画をつくり上げていくというのが私の使命だと考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） しっかり戦略的に取り組んでいただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで13時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後0時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について伺います。

1件目、子どもたちの放課後の居場所である学童保育について、2項目について伺います。

6年前に市の直営から指定管理となり、市内7小学校に併設されている学童保育所は、利用児童が増え続け、毎年増設するほどになっています。学童保育とは、児童福祉法第6条3の第2項に基づく放課後児童健全育成事業を行う施設で、また社会福祉法では第2種社会福祉事業として規定をされています。子どもたちの放課後、学校が休みのときの受け皿として十分な施設と指導員が必要ですし、保育の質も保障されなければなりません。このことを前提に伺います。

1項目め、今年の夏休み期間中、入所できなかったとの声がありました。子ども・子育て支援事業計画が策定された9年前は528人の利用児童だということが記載されています。平成30年度のニーズ見込みは約2倍の1,068人としてあります。しかし、この6月には1,161人となり、その見込みを超えている現状となりました。余裕教室や長期休暇中は学校の教室を利用することなどの対策がとられていますが、さらに利用児童が増えていくことが予測されることから、今後の方策について伺います。

2項目めです。市の直営から指定管理に移行する際、学童保育の質を保障するため、さまざまな要望を行いました。指導員さんの子どもたちへのかかわりについて、指定管理業者内の研修だけでなく、外部研修にも参加できる保障をしてほしいと要望していました。現在の指導員の研修体制と内容について伺います。

2件目、文化行政について伺います。

昨年6月に文化芸術基本法が制定されました。さかのぼること2001年に文化芸術振興基本法が議員立法で制定されて以来、16年ぶりに改正され、名称も変わりました。この基本法に沿って、自治体で条例の制定、また地方文化芸術推進基本計画の策定も求められているところで

1項目めです。今回の法改正では、前文に「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し」と表現の自由が明記されました。さらに、文化、芸術の創造と享受については、地域格差をなくしていくことのみがうたわれていましたが、年齢、障がいの有無、経済的な状況などにかかわらず、誰もが芸術、文化を楽しめる環境整備を国や自治体が行っていくことも盛り込まれました。太宰府市には既に文化振興条例を平成9年に制定しています。今回の法改正を受けて、条例の改正など検討されているのか、伺います。

2項目め、この基本計画については、既に平成26年にルネサンス宣言（太宰府市文化芸術振興基本指針）を策定しています。その中で19項目について目標も設定されており、課題も挙げられています。現在の進捗状況について伺います。

最後に、3件目です。災害対策について伺います。

2016年の熊本地震、2017年の九州北部豪雨と九州内でも甚大な被害があり、先日は北海道の地震で予想をはるかに超える自然災害が続いています。防災、被害を最小限にするために、事前の備えは家庭で、また地域で取り組んでいるところですが、被災され、家を失ってしまえ

ば、避難所、仮設住宅などで長期にわたって不自由な生活を強いられている状況があります。生活基盤の保障、プライバシー確保の観点から、市として不動産業者等と民間賃貸住宅の借り上げ協定を進めて、備えが必要と考えますが、見解を伺います。

以上、3件5項目につきましてご回答いただきますようお願いいたします。

再質問については議員発言席から行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） それでは、1件目の学童保育所につきまして、まずご回答申し上げます。

現在、学童保育所は、市内7小学校で17カ所開設をしており、その運営に当たっては指定管理者制度を導入しております。入所対象を6年生までに拡大したことや保護者の働き方の多様化に伴うニーズの高まりによりまして、近年入所希望者が増加傾向にありますので、教室の不足などが予想される場合におきましては、迅速に教育委員会や当該小学校とも協議を進め、空き教室の利用などにより児童の受け入れ態勢を整えているところでございます。また、指導員の研修につきましても、指定管理者と協議をしながら、その機会の確保に努めてまいるところでございます。

なお、詳細につきましては、担当部長より回答をさせます。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答を申し上げます。

まず、1項目めの利用児童増加に対する今後の方策についてでございますが、平成25年度から全学年の児童の受け入れを開始したことや保護者の働き方の多様化に伴い、入所希望者が増加傾向にあります。そのため、定員を超える入所申し込みがあった場合には、同じ小学校にある学童保育所間で調整を行うなどの対応をとっているところでございます。

また、長期休み期間中は利用希望者が一気に増大いたしますので、臨時的に空き教室を借用して、定員の確保に努めているところでございます。今年度の夏休みにつきましては、申込期限の6月15日現在で460名の希望があり、通年入所と合わせますと1,161名の利用申し込みとなっております。中でも、水城西小、国分小では定員を大きく超える状況にありましたので、当該小学校とも協議を進め、臨時学童保育所を増設し、期限内に利用申し込みがあった児童につきましては、全て受け入れを行っております。

しかしながら、定員を超える受け入れは、学童保育所の質の低下はもちろん、児童の安全確保の面からも望ましくないことから、今後につきましては、平成31年度に見直しを行います子ども・子育て支援事業計画の中で、将来的な推計や学童保育の利用ニーズ等に沿った定員確保の方策を検討してまいりたいと考えております。

また、放課後対策は、子どもの居場所づくりという観点からも、学童保育所だけにかかわらず取り組むことが重要であることから、関係課と連携及び協議を行いながら今後は進めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの指定管理事業者における指導員研修体制についてご回答申し上げます。

学童保育所につきましては、市内7小学校で17カ所を開設しており、その運営に当たりましては指定管理者制度を導入いたしまして、効率的に事業を進めているところでございますが、今後は定員の確保のみならず質の向上も同様に図っていくことが大きな課題であると考えております。

指導員の資質向上につきましては、全指導員を対象といたしまして、外部講師を招いた研修が年9回実施されております。内容的には、子どもの人権、応急救護、発達障がい、実技研修、虐待事例対応、子どもの成長に合った指導法、アレルギー対応といったものとなっております。また、各学童におきましても、危機管理研修といたしまして、災害時の対応や不審者対応など毎月テーマを設定した研修が行われている状況でございます。

外部研修につきましては、福岡県青少年育成課より各種研修会への参加募集の案内がございますので、運営事業者へ情報提供いたしまして、保育児童課を通じて受講申し込みを行っております。平成29年度は、放課後児童支援員資質向上研修が計5回開催され、指導員14名が受講しております。また、放課後児童支援員の資格認定のための研修会には、昨年度14名の指導員が受講をしております。

そのほかにも、学童保育所の主任指導員同士が指導方法などの情報交換を行うリーダー会議を毎月設けまして、そこで話し合った内容をそれぞれの学童保育所に持ち帰り、スタッフ同士で共有するなど、学童保育に必要な知識及び技能の向上に努めていただいております。

今後も利用者の増加や配慮を必要とするお子さんが増えていくことが予想され、指導員の資質を高めることが求められております。このため、市といたしましても、運営事業者はもとより各小学校とも情報共有を行いながら、質の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。

1項目めについてですけれども、今の利用児童が増えている中で、増設などを進めながら、できるだけ子どもたちが入れるようにということで、申し込み人数に対しては全員が入所できているという状況だということですので、実際に今回入れなかったという保護者の方がいらっしゃったんですけれども、夏休み、長期休暇中の利用は年度の途中、夏休みだったら今年は6月15日が締め切りだと聞いておりますが、その後に利用したいという申し込みなどはありましたでしょうか。また、あれば、その方は入所できたのか、できなかったのか、そのところをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 締め切りの6月15日までに申し込みをされた方につきましては、増設を行うなどして調整をして入所ができておりますけれども、それ以降に申し込みをされた中で、やはり入所ができていない子どもさんがおられます。今年度は6名の方が入所が保留になったような状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） その方が15日以降に申し込まれたというのはどういう理由だったのかということがわかりますか。申し込みの締め切りを知らなかったとか、夏休みに別に申しめるとかということを後で知ったとかというふうなこと、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 今回の場合は、その6月15日が締め切りであるということを失念されておられたということが主な理由のようでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） その方については、もう利用はできないという判断、それはもう一律に受け付けないという前提でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 当然学童保育所のほうで余裕があれば、入所というのは基本的にはできるような状況でございますけれども、ご存じのように今回の夏休みにつきましては、かなり予想を上回る申し込みがございまして、どこの学童保育所も定員いっぱいいっぱい、またはそれ以上の入所を今回しているような状況でございまして、これ以上入所をさせると指導員の目が行き届かないとか、事故につながるとか、そういったことも懸念されるような状況で、指定管理者とも十分に協議をした上で、最終的に断念をしたような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） その方々は納得をされたという理解でよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 申し込まれた以上、納得されているという認識はしておりません。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 学童保育がやはり働いている家庭の子どもたちを預かるという施設である以上、この入れなかった子どもたち6人がどのように夏休みを過ごしたのかというところがちょっと心配になりますけれども、今後そういうことがないように、その受け皿の問題はもちろんあると思います。もうこれ以上入れないというような今状況が続いているので、こういう判断になったのかなというふうには思いますけれども、そのところは念頭に入れて、これからの施設の整備も含めてお願いしたいと思います。

これから増設もまた増やしていくことになると思うんですけれども、太宰府市は指定管理になる前、市の直営で長く学童を運営されてきました。その特徴として、学校の敷地内に学童施設があるというのは、私たちの意識としては何か当たり前のように思いますけれども、ほかの自治体では違うこともありますので、基本、学校施設内で整備するということで今も空き教室なんかを使って整備をしていると思うんですけれども、なかなか学校の施設も今足りない、教室も足りないというふうな状況が出てきていますので、今後その対策をどうしていくか

ということも含めて考えていかないといけないのではないかというふうに思っています。

そして、施設を整備していくときに、2年前に学童のことを取り上げたときに、子どもたちの利用スペースの問題です。学童それぞれによって子ども1人当たりのスペースが倍以上違ったりとかというようなこともありまして、この点十分なスペースをとって施設を整備していただきたいということを要望していたんですけれども、このところその増設した場所について、子どもたちの過ごす施設内、例えば子どもたちがちょっとトラブルになったときに少しクールダウンするようなスペースだったりとか、あとちょっと熱が出たりとかしたときに体調がすぐれない子が横になれるようなスペースだとか、そういうことを要望しておりましたが、その点については念頭に入れて施設確保をしていただいていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 学童の中には遊びや生活の場としてはもちろんですけれども、静養するためのような場所、ですから現在のところ各教室の端っこのほうというんですか、角のあたりに畳敷きのスペースを設けたりすることでその対応をしているところでございます。そういったところも含めて面積というのが一定の基準というのが定められております。ほとんどの学童につきましては、その基準をクリアしているような状況ではございますけれども、中にはやっぱり1人当たり1.65㎡、それにちょっと満たないところもございます。子どもたちを受け入れるということを最善の課題としておりますので、そういったところについては早く解消できるように学童の施設の整備というものは進めていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この夏、もうとても暑くて、学童では外遊びを控えたりとか、あと毎年プールを使って遊んだりとかというような計画もあっていたんですけれども、それもできなかったということで、本当に子どもたちは部屋の中で過ごしていた。さっきもお話ししましたけれども、やっぱりトラブルが増えているということをお聞きしました。この暑さの中で、学校の施設の体育館で暑いときは遊ばせたりとかしてあったそうですけれども、体育館で遊ぶときに、それも熱中症になるからというような話で使えなくなったということがありますので、これから体育館にクーラーをつけるとか、何かそういうことも考えていかないと、子どもたちが長い時間同じ場所で過ごすということの対策も考えていかなければならないのかなというふうに思います。体育館にエアコンというのは本当に財源もかかりますし、今すぐということにならないと思いますけれども、涼しく過ごすための対策ということを、野外活動に出かける機会を少し増やすとか、そういう何か出かけるときのバス代を補助するとか、何かそういうふうなことも事業者の方と話をして、子どもたちが1年生であれば1年生の夏休みは一度きりしかありませんので、その夏休みが本当に楽しかったと思えるような学童生活が送れるような施設整備をお願いしたいと思います。

2項目めの研修体制についてです。

今の回答の中に、全指導員を対象に外部講師を招いての内部研修をされているということ

で、内容についてもしっかりとされているのではないかなというふうに思いました。

この研修なんですけれども、指導員の方の出席率はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 通常の指導員が約50名ほど全体であります。一番多いときで37名、少ないときになりますと28名というような出席、ですから6割から7割ぐらいが出席をされているというふうに報告を受けております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。しっかりとした内容でされているようで、指導員さんのその研修の参加の保障、恐らくシフトの関係だったりとかでなかなか参加できないとかというようなこともあると思いますし、そのところ保障、事業者さんのほうにきちんと研修を受けるといような前提で、指導員の方は免許がなくても指導員として活動ができるということになっていますので、その点は市のほうからきちんと指導をしていただきたいと思います。

指導員が同じ研修を受けて、認識をともにして、目の前にいる子どもに対応するということが大したことだと思います。その点については事業者さんのほうに保障をするという要望はできますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 指定管理をお願いするときに、協定書の中にもそういった指導員の質の向上といいますか、そういったところに努めてほしいというような内容を盛り込んでおります。こういったものに基づいて研修とかそういったところをやっているというふうに理解はしておりますけれども、特に今後子どもさんも非常に増えてきておる、かなり目いっぱいの数になってきておりますので、そういったところをさらに徹底するように指定管理の事業者とも話をしていきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 最初の回答の中にもありましたけれども、さまざまな障がいだったりとか、あと家庭環境を持ったお子さんがいらっしゃると思います。それがなかなか目に見えないところがあると思うんです。私、子ども食堂の活動に参加をしていますけれども、やっぱり経済的に厳しい子どもたちが集まってきてくれればいいなというふうなスタンスももちろんあるんですけれども、なかなかそういう子たちが見えないというような状況が実際にあります。ですので、学童は福祉的な施設でありますから、そういう視点をきちんと持って、指導員の方が研修を受けながら継続してその学童にいらっしゃることで、子どもたちの状況をきちんと理解して、家庭を理解して指導していくというようなことが子どもたちの成長につながると思いますので、その点をしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1件目はよろしいですか。

○13番（神武 綾議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 次に、2件目の文化芸術基本法が改正されたことを受けてのご質問に回答をいたします。

太宰府市文化振興条例には、市民全体の文化的生活の実現を目指して、市民文化の振興を図り、新しいまちづくりへ取り組むことや、文化創造の主役は市民自身であると明記されています。この理念はルネサンス宣言にもつながっているものであります。

さきの組織改編で文化行政は一義的には教育委員会で行うこととなりましたが、本市にとって文化はまちづくりの大きな柱であり、副市長もかつてルネサンス宣言策定に直接携わった経験もあることから、今回の法改正の趣旨も勘案しながら、三役といたしましても積極的に文化行政推進に取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より回答をさせます。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 1項目めの太宰府市の文化振興推進条例（平成9年制定）への反映についてご回答いたします。

平成9年に制定いたしました太宰府市文化振興推進条例ですが、この条例は理念法の性格が強く、制定以来これまで改正は行っておりません。しかし、次項目のルネサンス宣言との関連も深いことから、ルネサンス宣言の進捗管理を行っていく上で改正の必要が生じた場合は反映していきたいと考えております。

次に、2項目のルネサンス宣言（太宰府市文化芸術振興基本方針）の進捗状況について回答いたします。

現在、ルネサンス宣言行動計画に基づき、文化学習課が関係各課から具体的取り組み状況等を確認しているところです。ルネサンス宣言の中には、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団とは別に文化芸術振興財団を官民協働で設立することや、コンベンションビューローの設置などの提言もあり、長期的な視点で今後検討していかなければならないと考えています。今後も文化学習課が中心となり、必要に応じて各課にヒアリング等行い、短期、中期、長期の目標が達成されているかの検証を行ってまいります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 太宰府市がこの条例を平成9年に制定していたということで、すごく先駆性があるというか、びっくりしたところなんですけれども、この条例をいろいろ調べました。これ平成9年に制定しているんですけれども、全国で見て13番目に条例ができた。県内では今6自治体しか制定していないというふうに資料があったんですけれども、その中でも太宰

府市が一番最初に制定していたというものです。

今回の法改正で年齢、それから障がいの有無、経済的な状況などにかかわらずというふうなことを盛り込んで、その条例改正にある内容を条例に盛り込んでどうかというふうに思ったんですけれども、実際に文化スポーツ財団のほうで今0歳からのクラシックコンサートとかというような内容の事業を行っておりました。その関連で、出前事業として障がい者施設や、それから高齢者施設、小・中学校へのコンサート、実際に生の音楽に触れるというような事業も展開しているということを耳にしているんですけれども、太宰府市は既に取り組んでいるという前提で、このことを盛り込んだ条例改正ができるのではないかとというふうに考えました。

今ある文化振興条例なんですけれども、どちらかというと文化活動を行っている人たちを育てる、その活動を支えるというような内容になっていると思うんですけれども、そのこのところは条例の内容としてはいかがでしょうか。このような理解でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 確かにこの条例をつくったときは、活動していらっしゃる方が、いろいろ太宰府市の文化というところでの視点から、日本中に広く知らしめたいというところでの意向があったかと思います。現在、やはり市民の活動状況というのがどのような状態にあるかというところの視点からいくと、市民のニーズであるとかそういうものについても少し調査が必要かなというふうには考えております。文化スポーツ振興財団と文化学習課の関係であったり、そういうところの整理を進めていく上で、今後内容等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今部長がおっしゃられたその内容を含めて、この条例は文化振興条例というふうになっています。太宰府市が条例を制定した後に条例をつくっている自治体においては、やはりすぐれた芸術に触れる環境づくりだったりとか、それから高齢者や障がい者への文化への参加、そういう内容も含まれています。そういうことも含めて、今後見直しを検討していただきたいというふうに思います。

2項目めのルネサンス宣言についてですけれども、今最初の回答で、具体的な取り組み状況を確認しているというふうなお話がありました。またこれもルネサンス宣言といって冊子がありましたけれども、これですね。これをその法改正の中で計画をつくることも盛り込まれていましたので、太宰府市はどうなのかなあと思ったら、もう実際に基本指針はできているというふうな状況でした。これが実際にきちんと行政のほうで進められているか、また進捗が管理されているかというところはお聞きしたかったところなんですけれども、平成26年にこの宣言ができて、もう5年近くたつんですけれども、その間に市長もかわりましたし、このルネサンス宣言ができたときには、これにかかわられた方、これ後ろ見ると副市長のお名前も入っておりました。かかわった文化団体の方とちょっとお話する機会があったんですけれども、なかなか

か市長が、トップがかわると、この基本指針自体も進んでいないというようなお話がありました。実際に井上市長時代には市長部局に、この担当の文化学習課はあったんですけれども、そこが教育委員会となって教育部に移ったりとか、またそれからその後このルネサンス宣言を進めるために職員も一緒に協議をしていく、振興施策を探るものとして文化芸術まちづくり協議会を発足したりとか、そういうふうなことを行われていますが、その中で中央公民館のほうでは文化振興専門官、それから館長まで置かれたんですけれども、この部分が平成30年の3月には退任されるというような、ちょっと後退するようなことも起きています。市長が新しくなられて、またこの部分でこのルネサンス宣言かかわられた方、また文化団体の方がボランティア、また団体の方、そして見る側もきちんとしたそういう環境づくりを進めてほしいというような声が聞かれております。そこを強く求めている声が聞かれましたので、今の市長の思いなどがありましたらぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。さまざまご指摘をいただきました。

まず、この平成9年の時点での条例の制定なり、平成26年のルネサンス宣言の策定状況について、まだまだ私自身不勉強なところもありますが、先ほど申されましたように、やはり本市において文化行政というものは特に重要な論点になり得るという思いから、今機構改革での文化学習課の位置づけも変わったということ、また館長が退任したということもあることも私自身踏まえて、やはりこれも先ほど来申していますように、今後の市の総合的な計画をつくっていく上で、この文化行政というものをどのように柱として位置づけるか。この全体像の中でしっかりと私自身も三役連携とりながら考えていきたいと、そのように考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 文化芸術の部門を歴史と文化の緑のまちという太宰府市にとっては本当に大事な事業だと思います。この指針を進めていく上で、審議会なり、この指針の中には有識者会議というような言葉が出てきているんですけれども、そういう審議会、今恐らくない状態ではないかと思います。平成29年4月に規則でできているんですけれども、今後その予定としてはどのように考えてあるのか、そここのところが予定ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） こちらにつきましては、まだ教育委員会の内部でもどのように進めていくかということについては協議は深くは行っておりませんので、今後の検討課題としてしていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ぜひ有識者会議または審議会、市長がかわる、トップがかわると、きちんと行政の中で進められるような組織づくりをきちんと持っていていただきたいなというふうに思いますので、そここのところは要望しておきます。

3 件目。

○議長（橋本 健議員） 3 件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 3 点目の災害対策についてご回答をいたします。

議員ご指摘のように、私がかかわった2017年の九州北部豪雨の際にも、避難所での生活の長期化や仮設住宅が完成するまでのタイムラグ、プライバシーなどの観点から、民間賃貸住宅をみなし仮設住宅として活用する必要性を私も感じておりました。そうした思いから、当時の事例に倣いまして、今回宅地建物取引業協会筑紫支部といち早く接触を図りまして、今回の本市での住宅被害者の当面の住居確保を速やかに行うことができました。今後はいつ何どき起きるとも限らない災害に備え、協定締結を視野に検討をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今回の7月の大雨で全壊に見舞われた方が今賃貸住宅にお住まいということで、被災されてから入居されるまでの間の経緯、経過と何日目に入居できたのか、そしてまた担当窓口はどちらが動いたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今回被災された方、高齢者2名の方の住宅が全壊したという形で、先ほど市長の答弁にもありましたように、宅建協会の筑紫支部の支部長である不動産会社のほうに依頼をして、8月4日の日に入居をされたところでございます。それまではご身内の方の住宅のほうに仮住まいをされていたところを聞いております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 約1カ月ということですが、身内の方のお宅から出られて、その賃貸に入られたというのは、スムーズにできたのでしょうか。

先ほどちょっと質問しましたが、担当窓口は防災安全課ということでよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 担当窓口は防災安全課、特に防災安全課長のほうが親身になってそこら辺の相談を受けて、8月4日の入居に至ったということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 災害が起こったときに、やっぱり住宅の確保というのはもう本当に大変重要なことだと思います。熊本の災害のときには、やはり車中泊が多かったということで、関連死につながった数が直接死よりも4倍いらったということで、生活の不安、それか

ら心労、それで持病の悪化ということがあわせて言われています。今、国交省のほうが県に向けては協定を結ぶようにという指導があって、福岡県のも宅建協会と協定を結んでいるというような状況です。太宰府市も、市町村でも結んでいるところがあるようですので、そのところ調査研究してほしいと思うんですけども、今回宅建協会さんと接触をされて、協会さん側の手応えというか、そういうこと、今後のおつき合いというか、そういうことについて何か情報交換などされましたでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今回、筑紫支部の支部長であります不動産会社のほうと、その前にちょっと市長のほうからも一報を入れていただきまして、そちらの支部長さんのほうとは入念にお話をさせていただいたところです。

今後、今回たまたま被災された世帯が1世帯だけだったということもありますから、これが多数にわたる場合が当然そういった協定等を結んでないとスムーズな入居には至らないだろうということもございますので、そこら辺のところはまたこの支部長さんあたりとも協議をさせていただきながら、協定締結に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 住まいというのはいろいろな細やかな配慮が要するというように感じるんですけども、先日障がい者防災教室というのがNPOで主催されてありまして、そこでお話を聞いたんですけども、そのときに防災安全課の課長さんだったりとか、福祉課の職員さんも来られていました。熊本学園大学の先生が熊本学園大学を避難所として開放されて、障がいを持った方々を中心として受け入れをしたというようなお話で、やはり車椅子利用の方の避難所として配慮すべきと、幅の問題、動けるスペースの問題だったりとか、あと聴覚、それから視覚障がい者の方への配慮、それぞれの個別支援が本当に必要だということを感じたというふうにおっしゃっていました。ですので、避難所で生活を一時的にできる方はひとまずはいいかもしれませんけれども、どうしても個別でプライバシーの確保をきちんとして、妊婦さんだったりとか、あと小さいお子さんを持っている家庭だったりとか、障がいをお持ちの家庭なども含めて、素早くそういう確保をしたところに入っていただく、安心していただくということが必要だと思います。

今回、防災安全課が窓口で、課長さんが頑張られたというお話でしたけれども、今後協定を結んだ後、実際にそういう場合にはどこの担当になるのかということは考えてありますでしょうか。ちょっとまた先のことになるかもしれませんが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 災害の援護というような観点から、みなし仮設住宅、防災安全担当課だけで、じゃあ今後その措置ができるのかというような問題等につきましては、今後内部でも調整を図りながら、他の部署にもそれが担えるかどうかも含めて検討させていただきたいという

ふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 先ほどのお話の中で、災害が起こったときには後のつなぎは防災安全課がというようなところはもちろんあると思うんですけども、福祉的な面からも含めて、そういう連携もとりながら、組織づくりもあわせて進めていただきたいなというふうに思います。

先日、北海道で地震がありましたけれども、太宰府市も活断層があります。本当に活断層って動くんだというふうに思ったんですけども、自分の命、家族の命はできるだけ守るところで、家庭でもハザードマップを見たり、それから地域の人とは声をかけ合って避難しようとかというようなお話とかはもちろんしているんですけども、その守った命をどうつないでいくかということが本当にもう大事なことだなあというふうにも思っています。さまざま今一般質問でも議員さんのほうからお話があっていますけれども、災害が起こった際、そしてその後の対応も含めて本当に大変な時代だなというふうに思いますけれども、職員の皆さんと、そして議員も一緒に市民の皆さんの命を守るという点で進めていければというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで14時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問をいたします。

まず、1件目の包括支援センターの運営及び組織体制についてお伺いをいたします。

現在、市内に1カ所ある包括支援センターを今後1カ所増設し2カ所になる予定であります。これで十分な対応がとれるのか、他市の状況を伺います。

次に、地域包括支援センターに相談に来られる方と、また相談を受ける側の責任ある対応が十分なのか、さらに各地域の民生委員さんとの連携も必要な場合が発生するのではないかと思います。現在の体制で可能なのか、また十分なのか、お伺いをいたします。

現在、課長級職員が1名、係長1名——保健師を兼ねておられますが——それに主事が1名、これが正職員であり、あと主任ケアマネージャー3名、社会福祉士2名、ケアマネージャ

ー11名と思いますが、正確な報告をお伺いいたします。

ここで、ケアマネジャー11名についてでございますが、このケアマネジャーは嘱託職員だと思います。この人たちは市と1年契約で最長5年の更新ができると理解をしておりますが、そのような理解でよいのか。

そこで、少し私の大変気になる点について何点かお伺いをしたいと思います。

さまざまな問題で訪問される方の中には、かなり長期にわたり相談される方もおられるのではないかと。その相談を受けておるケアマネジャーの人がかわることも当然発生してくると思われそうですが、相談に来られる人が相手がかわっていて、あるいは相談を受けるケアマネジャーがおると不安になったり、あるいは心から信頼できなくなるというようなおそれはないのかどうか。さらに、内容によっては地域の民生委員の方との連携が大切になると思いますが、これまたケアマネジャーがかわれば、戸惑いも民生委員の側に起きないか危惧するところがございますが、それらについてご回答を求めます。

次に、2件目の広域型介護老人福祉施設の整備にかかわる設置主体の県協議提出についてお伺いをいたします。

既にご承知と思いますが、鞍手町の前町長が下水道事業をめぐる汚職事件で本年7月31日に官製談合防止違反罪で逮捕されています。この事件に関してほかに2名が逮捕されていることはこれまたご承知のことと思いますが、2名の中の1名について、関連することから質問をいたします。

ここでは老人福祉施設や逮捕された者の氏名は控え、被疑者として問いたいと思います。

この被疑者が太宰府市内に広域型介護老人福祉施設の開設申請を提出されたのはいつごろでしょうか。場所は本市の内山にございますが、申請があった施設はこの1つだけでありましょうか、ほかにはなかったのか、お伺いをいたします。

この時期は、既にこの施設の理事長は事情聴取が県警から行われたのではないかと思います。具体的な申請、またこの書類審査の際にこの施設の理事長に特段の配慮がなかったのかどうかもお伺いをいたします。

以下、再質問については議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 1件目の地域包括支援センターの運営及び組織体制についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの地域包括支援センター増設後の対応及び他市の状況等についてでございますが、本市では、現在地域包括支援センターを1カ所設置し、市域全体を担当圏域として運営しているところでございます。今後、さらなる高齢者数の増加などを見据えまして、来年度を目途に地域包括支援センターの支所を1カ所増設いたしまして、市域の西側を担当圏域とすることで利用者の利便性に配慮するとともに、地域住民等に対しましてよりきめ細かな対応を行っていくこととしております。

また、現在の筑紫地区他市町における地域包括支援センターの設置数につきましては、筑紫野市が4カ所、春日市が2カ所、大野城市が5カ所、那珂川町が2カ所となっております。各自治体の面積や生活圏域、直営、民間委託など方式の違いもあることから、一概に比較することは困難であり、本市におきましては、当面の方針といたしまして市域を東側と西側に分けまして、それぞれの地域包括支援センターを中心に地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していくこととしているところでございます。

次に、2項目めの相談相手と受ける側の信頼関係及び地域とのつながりについてでございますが、9月1日現在、本市の地域包括支援センターに常駐している職員は、正職員といたしまして、保健師である担当係長1名、主事1名、嘱託職員といたしまして、主任ケアマネジャー3名、社会福祉士1名、さらにケアプランを作成するケアマネジャーが11名配置されております。そのほか、こちらも嘱託職員でございますが、認知症地域支援推進員が2名、事務補助員が1名で、合計で20名となっております。

なお、地域包括支援センターの管理者といたしましては、高齢者施策全般を担当する高齢者支援課長が兼務しております。

地域包括支援センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士のいわゆる3職種の配置が義務づけられておりまして、そこにプランナーとしてのケアマネジャーを含めまして、それぞれが連携し合いながら総合的に高齢者を支援していくこととなっております。

議員ご指摘のとおり、高齢者の相談対応や支援などにつきましては、お互いの信頼関係や地域とのつながりが重要であることは言うまでもありません。このような中、現在の地域包括支援センターの職員数は必ずしも十分とは言えません。また、嘱託職員であるケアマネジャーの雇用期間は最長でも5年間となっておりますので、信頼関係に基づく長期的な支援を行う上で大きな課題となっているのは事実でございます。このため、担当ケアマネジャーの変更に伴う引き継ぎにつきましては、十分に時間をかけまして、新旧担当者でご自宅を訪問したり、新規採用のケアマネジャーの場合には主任ケアマネジャーによる支援体制をとるなどいたしまして、常に利用者側に立った対応を心がけながら、信頼関係の構築に努めております。

また、定期的な3職種会議、地域ケア会議、情報交換会及び各種研修会などを通じまして、職員のスキルアップを図るとともに、特に民生委員・児童委員につきましては、毎年中学校区単位での地域包括支援センター職員との勉強会、交流会を開催いたしまして、情報の共有及び顔の見える関係をつくりながら連携の強化を図るなど、地域とのネットワークの構築を進めているところでございます。

なお、介護保険法の改正に伴いまして、今年度からは地域包括支援センターの機能強化を図る観点から、全国で統一して用いる評価指標によりまして、地域包括支援センターの事業についての評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされております。

このようなことから、これまで以上に高齢者等との信頼関係の構築、地域とのつながり、関係機関との連携などについて積極的に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 今ご回答いただいたんですが、社会福祉士は1名、私2名と思って、今1名休暇で、本来2名なんですか。そこをちょっと確認。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 現在2名嘱託職員等採用しておりますけれども、1名が今産休中に入っておりますので、9月1日現在では1名の在籍ということになっております。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） そのように私も理解をしておりましたが、他市との関係で、今部長から回答がありましたように、地域だとか、人口だとかによって支援センターの置かれている場所が少し差があるのもやむを得ない事情というふうに思いますが、今回1支所をつくってこういう方針であります、望ましいのは中学校校区ぐらいに1カ所ぐらい置くというのが望ましいのではなかろうかというふうに思うところではありますが、一番私がここで危惧するのは、もうほぼ部長の認識と同じくするところが課題としてはあると思います。相談をされる方、それからまた相談を受ける側のケアマネージャーの人も、自分が来年もやめていくといったときに、ずっとその方に相談をしておる相談員の方が私もう来年でおらんのよとかというようなことのときに不安が出てくるのではないかという心配をしておると。私のかつて知人で、もう10年ぐらいずっと悩んで相談をされている方がかつておられまして、いまだにその問題解決をしていないんですが、そういう長期にわたるときと自治会長なり、あるいは地域の民生委員の方との相談なども発生してくるというときに、民生委員の方もケアマネージャーがかわられるというようなことでは少し不安が発生してくるのではないかというふうに思います。

今回回答がありましたように、3職種での常に連携をとりながらというようなことなどもされておるようでありますけれども、それはそれで対策は十分、あるいは主任ケアマネージャーの方たちがフォローをしたり、時には職員の保健師さんも相談に乗ったりということで、フォローはされているかとは思いますが、やはり相談を受ける方はもうその方を信頼してずっといろいろ、家庭的な問題がかなりあると思いますから、そういうものを掌握して相談にも乗られる方は乗っておられるというので、そこがやっぱりかわられるというのは非常に不安になるのではなかろうかということで、そこでちょっと障害になってくるというのが1年契約です、嘱託職員が。これが5年で終わるということが一つ障害になっているのではなかろうかなあというふうに思うんです。嘱託職員が、私の思いでは、市全体では正職と非正職、6対4ぐらいかなあと思うんですけれども、健康福祉部全体での正職と非正規の割合はどれぐらいになっているんでしょう。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 健康福祉部全体ということでいいますと、健康福祉部は保健師であったり、保育士、また先ほどありましたケアマネージャー、そういった専門職が非常に多ござ

います。こういったところが今ほとんどの場合が嘱託職員ということになっておりますので、約半数が今健康福祉部の中では嘱託職員という形になっております。ただ、この包括支援センターに特化して言いますと、ケアマネジャーはもう全て嘱託職員というような形になっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 先ほども言いましたように、専門職はかなり嘱託職員が多くなっていると。ほとんどがそうじゃないかなと思うんですが、継続をして、私はケアマネジャー含めて正職が一番ベストだとは思いますが。今の状況の自治体からして全部正職ではなかなかないと思いますが、午前中の小畠議員の一般質問の中で、会計年度任用職員制度についての部分が少しありましたが、これが平成32年から導入へ向けて議論がされていると思います。詳細については労使協議が先ほど午前中の回答でも発生するだろうというふうに言われましたけれども、この会計年度の任用職員の採用にいきますと、1年更新で5年越しても可能になってくるんじゃないかなと思いますが、現在の5年で嘱託職員を打ち切るというか、言葉が見つかりません、雇用契約はもう更新しないというそれをやっている条例なり、法の根拠というのはどこから出ているのか、ちょっと教えてください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 現在、太宰府市では、嘱託職員の採用の規則というのを設けております。その中で、1年更新で3年、そして特段の事情がある場合は5年を限度に更新ができるというような中身になっておろうかというふうに思っております。この5年といいますのが、社会的には現在の労働契約法であるとかそういったところで5年というような法律もございまして、そういったところにも準じるような形にもなってこようかと思っております。基本的には自治体でございまして、そういった法の適用を受けるわけではございませんけれども、規則の中でそのように定めをしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） ご承知と思いますが、労働関係法の改正になって、民間企業では5年以上同一で就労した場合については正社員にという法改正がもう数年前に行われておる。これが、何といいますか、本人は対象外になっておるということで、今回の会計年度任用職員制度で、基本はケアマネジャーなり相談を受ける人が長期にわたって相談を受けられるというのが私の一般質問の趣旨でありまして、だからそのためにぜひこの5年という枠を延伸しても相談を受けられるような体制をつくるというのは、現状で規則などで5年があるならば、会計年度任用職員制度の導入の際にはそういうものが検討がされるのか、可能なのか。今まだ法の中身の整備で議論があっているということで、結論がまだ今できる、できないまで発言ができないかもしれませんが、その会計年度任用職員制度の導入が行われたときに、現在の嘱託

職員の5年という期限が延伸が可能なのかなどなのか、その辺は状況としてどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 村山議員、会計年度任用職員の件でのお尋ねでございますので、私のほうから回答させていただきます。

特に福祉関連分野におきましては、法改正でありますとか、新たな福祉制度への対応のために、きめ細やかな相談支援体制の整備などが求められておりまして、やはり専門職の必要性が求められているところでございます。

必要な業務と適正人員の分析をまず行いまして、一方で人件費の増大の件もございまして、その人件費の増大との兼ね合いを考える必要もございまして。専門職の重要性が増していく中で、正規職員と今後導入される会計年度任用職員制度を併用していきながら、その市民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えておりますけれども、その会計年度任用職員ができたからといって、その5年の縛りがなくなるということじゃなくて、これ1年、1年の更新というふうな形になります。必要な会計年度職員はずっと更新をしていくというような形にはなろうかと思っておりますけれども、現時点での考えは以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 財政問題と職員の正職の問題は、本日の一般質問の趣旨とちょっと違いますから、これはまたいずれしっかり正職の問題で議論をするとして、部長、回答の中でお話がありましたように、やっぱり長期的な相談を受けられるような市側の体制をしっかりとつくっていくことが、もう相談に来られる方は多分で必死で来られると思うんですね。そこにやっぱり十分回答が、ケアができるような体制、それは基本的に私は人がかわらないのが一番大切というふうに、お互いの信頼関係の中でプライバシーも含めて相談をされる方もおられると思いますから、その体制ができるように、今日の段階ではぜひ私のほうからお願いをしておきたいというふうに思っております。

この件については以上で終わっていきたいと思います。

2件目についての回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 2件目の広域型介護老人福祉施設の整備に係る設置主体の県協議書提出についてご回答を申し上げます。

広域型介護老人福祉施設の整備に当たりましては、太宰府市高齢者支援計画におきまして、1カ所開設することとしておりましたことから、本市において施行法人を選定する必要がございまして、福岡県が定めました高齢者福祉施設等の整備方針に基づきました協議書を県に提出するために、平成28年4月にプロポーザル方式での公募を実施したところでございます。この公募によりまして2法人からの応募がございまして、ご質問の社会福祉法人からは平成28年4月27日に書類の提出がっております。その選考に当たりましては、同年5月の選考委員会に

おきまして、県から指定されております協議書類に基づき、建設予定地、法人の理念、基本方針、施設の運営方針並びに既設法人における施設の設置状況のほか、法人全体の決算、運営資金計画に関するものなどの書類審査、ヒアリングを実施いたしまして、本市として県に協議するに十分な法人であると判断し、選定を行っております。

なお、本申請及び書類審査等の際しましては、設置場所及び法人運営に着目して選定しております、理事長個人に着目した判断をしたものではございません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） もともと1カ所に対して2法人からの応募というふうにご回答いただいたんですが、申請があった場合は、それは理事長の個人的な問題というよりも、ここに照らし合わせたような、今ご回答のあったような建設用地だとかさまざまな問題で審査をされるというふうに思いますが、なぜこの法人になったかについては、これまで問うことは差し控えたと思います、少し経営しておられるというか、最初鞍手町で町長と一緒に逮捕されたのが2018年7月だったというふうに思っておりますが、この申請を出されたころは県警から随分事情聴取をされていたのではないかと思います、その辺は全く掌握はしておられなかったのか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 申請がありましたのが平成28年ということで、今から2年前ということになります。先ほどの回答でも申しましたように、個人に着目した審査というのは行っておりませんので、そういったところには全く着目はしておりません。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） ちょっとかなりデリケートな質問なものですから、慎重に伺いたと思います、この種の法人は、割と理事長の影響力が運営に当たってもかなり強いんじゃないかという気はします。普通の会社でも、創立者のオーナー会社はかなりそのオーナーの社長さんの権限が強いと同じように。そういうのでいくと、理事長の質と言ったら失礼ですが、それがかなり法人運営には影響出てくるのではなかろうかというふうに思うんですが、今回逮捕を目前にしていたと思われるんですが、理事長が辞任されて新しい理事長にかわられたというふうに伺っておりますが、その辺は掌握されておるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 太宰府市といたしましては、平成28年度に県に協議書を提出しております。その後は県のほうでの処理ということになっておりまして、7月30日付で太宰府市のほうに今回内山に建設をいたしました特別養護老人ホームムネだざいふ、こちらの設置の認可がおりたということで、今月の7月30日に通知が来ております。ですから、この分についてはそのような形での対応、もう選定以降は県のほうの対応ということになっております。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 私はかなり気にして、法人の名前は使わなかったんですが。

許認可は県でしょうから、上げて、後、その法人がどうなったというのは、該当する市に連絡がないのはそういうもんかなあとと思いますが、ただ1つ私が気になっているのは、この理事長が譲ったところが親族なんですね。正確に言うなら弟さんが理事長にまたかわっておるという意味では、まだ犯罪が成立しているかどうかまだ私どもが知る由もないわけですが、かなり影響力があるのではないかというふうに思います。そういった意味では、被疑者のお父さんもかなり福岡県の県議員としての実力もある方でありましたし、弟さんも県議に立候補されたような方でありますから、かなり政治的な影響力があるのかなあとというふうに思うので、推薦した市としては、推薦という言葉が適当かどうかわかりませんが、書類を県に協議書として上げるに値するという先ほどご回答からいくなれば、それなりの推移は見とく必要があるのではないかというふうに思います。法人としての問題がないということで県に協議対象の法人として上げてきた経緯からすればそういう気がしますので、少し推移などについては留意しておく必要があると思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 老人ホームとしての運営、これにつきましては私どもも介護保険を適用して入所をいたしますので、そのあたり入所者の方に対する問題、そういったものがないかというのはしっかりと見てまいります。ただ、法人の運営、そこのあたりにつきましては県の管轄になりますので、県のほうでしっかりと見ていかれるというふうに理解をしております。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 心配がずっとありましてご質問しましたけれども、今後の運営についても少し、あるいは入居者の問題等についてもできれば気にかけていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで15時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております3件について一般質問をさせていただきます。

まず1件目、完全給食について。

中学校ランチサービスにつきましては、私も含め過去に議員から何度も一般質問をされてお

りますが、そのときのご回答は、おおむね太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会で調査検討をされ、平成18年12月導入された制度で、当時の特別委員会では、弁当持参か給食のいずれかを選択できる選択方式による給食を導入すべきであるという結論で、いろいろな意見があるが、執行部としては原則として弁当持参ということを基本として考えているということであったと認識しております。その当時として、完全給食に準ずるよい制度であったと思います。また、皆さんもご存じのように、前市長の公約で完全給食を掲げられていましたが、平成29年6月の議会で、多額の費用がかかるという理由で断念されました。今度こそ楠田市長には子育て世代の親たちが期待を持っておられます。楠田市長の公約は、施策に着手し、必ず1期目で一定の方向性を打ち出し、給食問題を終わらせると断言されました。学校給食調査・研究委員会を既に立ち上げられていますが、中学校給食実現に向け踏み出してほしいと思います。

近年におきましては、保護者を取り巻く状況も非常に変わってきています。現在、国におきましても、地方創生に力を入れられ、取り組まれており、平成26年にはまち・ひと・しごと創生本部が設置され、このことは私たち地方自治体にとりましてはまたとない絶好の機会であり、全国の地方自治体が一斉に知恵を絞り、全力で地方再生に取り組むことは容易に想像できます。この取り組みでは、人口減少と東京集中の課題となっており、太宰府におきましても、働く世代の人口増加の絶好の機会ではないかと思います。他市に差をつけるという意味においても、筑紫地区では完全給食が実施されているところが少ない今こそ実施実現するべきと考えます。既に保護者へのアンケート調査を実施され、ランチサービスが妥当なのか、それとも完全給食の方向に向かっているのか、早急に見きわめる時期ではないでしょうか。

また、市内の小学校においては完全給食が実施されており、中学校に完全給食を導入した場合においても、その延長線上として働く世代の生活リズムを変えることが少なく、義務教育の間は保護者が子どもと一緒に朝食をとる時間をつくれ、家庭における食習慣の形成にもつながるのではないのでしょうか。義務教育期間中の9年間は、健康教育の関連から中学校も小学校と同様に完全給食が必要だと思います。小学校の給食に係る予算と中学校に係る予算の差があり過ぎます。小学校と同じように中学校も予算をかけ、中学校完全給食を早急に実施するべきと考えます。市のお考えをお聞かせください。

2件目は、障がい者が利用しやすい免除規定についてです。

太宰府市は、第4次太宰府市障がい者プランを平成29年から平成32年まで4年間、みんなで支え合い、ともに幸せに暮らせる人権と福祉のまちづくりの実現に向け、今後取り組む施策になっています。このプランの推進に当たっては、行政のみならず、障がいのある人、その家族、地域住民、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、お互い連携、協力して取り組むことを求められています。

そこで、質問をさせていただきます。

1点目は、障がいのある人やその家族の団体が体育施設、文化施設を使用する場合の免除規定があるのか。

2点目は、免除がない施設については免除規定を導入するべきと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

3件目は、市境界にある交差点の事故防止についてです。

大野城市にまたがる境界の交差点、水城ヶ丘6-30付近ですが、ここでは過去にも複数件、昨年も2件、今年に1件と事故が多発していると聞き及んでおります。このことについては自治会より要望書も提出されていると思いますが、緊急に対策を要する交差点です。

事故の要因としましては、1点目は、上り、下り線の交差点で、太宰府市側に「止まれ」の標識がないこと、2点目は、大野城市大城台と水城ヶ丘の出入り口に「徐行」の標識がないこと、3点目は、交差点付近に速度規制の標識がないこと、4点目は、交差点での黄色いベルト危険区域表示が太宰府市側のほうの道路にないことが考えられます。水城ヶ丘の団地は山手にあり、坂が多く、今では大野城市に行く抜け道となっております。大野城市との境界の交差点で事故が起きない改善策を早急に進めるべきと思いますが、市の見解を伺います。

以上、3件について質問し、再質問は発言席から行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目の完全給食について、まずご回答申し上げます。

中学校給食につきましては、中学生の健康の保持増進や食育の推進などといった教育的意義に加え、太宰府市における働く世代の人口増加や保護者の負担軽減につながることにについては、議員ご指摘のとおりであると認識をしております。

さきの答弁では、私自身できるだけ早い時期に一定の方向性を示した上で、実際によりよい給食実現に踏み出すことまでを任期中に行うよう頑張ってまいりたいとお答えをいたしましたけれども、現在、中学校給食調査・研究委員会を立ち上げまして、これまでに積み上げてきた成果や課題を整理しながら、あらゆる角度から調査研究を行っているところであります。

議員のご質問の中で、小学校と中学校の給食等に係る予算について触れられておりますので、その点については教育長が補足説明をいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） それでは、給食等に係る予算については、私のほうから補足説明をさせていただきます。

小学校における給食に係る予算は、給食調理業務委託料でございまして、中学校のランチサービスに係る予算である弁当配送手数料と比べますと確かに大きな金額となっております。議員ご指摘のとおり、給食等の予算を見ますと、小学校と中学校の予算に大きな差がありますが、小学校だけに手厚い予算を充てているということではございません。平成30年度を例にとりますと、小学校費と中学校費とでは、教育施設の整備に係る経費が大きな要因となりました。1校当たりの予算平均額は中学校費のほうが大きくなっております。教育費のうち小学校費と中学校費につきましては、教育環境の充実や教育活動への人的、物的支援など、必要な内容につき、それぞれに適切な予算を充てるように努力をしているところでございます。

中学校の給食につきましては、予算の均等化という視点からだけでなく、総合的な見地から調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。私は、この完全給食につきましては、9年間の義務教育である小学生、中学生に対して、平等に教育の観点から予算をとるべきだと思って今回も質問させていただきました。

今、中学校のランチ給食につきましては、希望者を対象にランチサービスを行っておられます。私が思う完全給食は、みんなに同じものを食べさせてほしい完全給食のほうでございます。太宰府市の教育施策要綱にも書いてありますし、平成29年度対象の教育に関する事務の管理及び施行状況の点検評価についても書いてあるんですけども、この中で奈良市、中津市、多賀城市、扶餘郡との友好姉妹都市記念給食を実施しましたということで書いてあるんですけども、これは小学校のみではないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 実はそれは小学校でももちろん行っているんですけども、中学校のランチにつきましても、その日は同じような視点からメニューづくりをしております。ですから、それは事前に中学生のほうにも友好都市とか姉妹都市の給食のメニューが出ますよということを伝えました上で注文をとっておりますので、その日に限りましては、同じメニューではないんですけども、その土地、その土地の食材とか郷土料理等を取り入れた献立を用意しているところであります。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） それでは、中学校給食の実施に向けてロードマップに基づいた準備を進めるということで、平成29年度の教育委員会の施策の要綱に書いていますけれども、このロードマップに基づいた準備を進めるという意味を教えてください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 今ご指摘いただいているのは平成29年度の施策のことだろうと思うんです。それは平成28年度の評価に基づいて、次年度はどのような教育施策を行っていこうかということをつくっております。その際には、前市長のほうの公約で、中学校完全給食ということとをみんなが同じものを食べるという視点でそういうことをきちんと述べられましたので、教育委員会として、実は議会のほうにもお示ししてお渡ししましたがけれども、その際につくったロードマップのことだろうというふうに認識しております。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今おっしゃったように、同じものを食べるということが私の完全給食ということをさきに述べましたがけれども、一番初めに私が一般質問で言いましたが、子育て世代の親を呼び込む、子どもを太宰府に呼んで、太宰府は子どもに対して物すごくこう

いうふうな施策をされているんですよということを打ち出していきたいというのが私の考えだったんです。

それで、先ほど答弁では、予算のことについてしか述べられませんでしたけれども、私は、先ほど言ったように、希望者だけのランチサービスで、それに対して希望した人だけしかお金が少し20円ぐらい何か安く今なっているということですからけれども、それを本当はランチサービスを全員に食べさせたいけれども、それは弁当持参であるということも今なっていますので、それを皆同じものを食べさせたいんです。中学校3年間の間に弁当とランチサービスとパンになっているんですけれども、前も言ったと思いますけれども、一度も親の弁当を食べてこれない生徒もいます。そして、パンも幾らか、何百円かもらってパンを食べている子がいるんです、実際に。そういうふうな子どもさんたちのためにも同じ給食を食べさせたい一心で、私、また今度一般質問させていただきました。

ということで、もう一つ聞きます。

今度は先ほど財源のほうから教育長が言われましたけれども、結局給食調理業務委託料というのは、平成29年度の決算を見ますと7,371万9,444円ということで決算書のほうに上がっておりますけれども、これが小学校だけ、7校だけにかかっているお金だと思います。7,300万円を7校で割ると、1校が1,053万1,349円ぐらいになるんですよ。1校が使っている委託料についてはそれぐらいなんです。中学校にも同じ4校がありますので、それを掛けますと4,212万5,396円ぐらいで完全給食ができるということなんです。単純に考えてですよ。だから、1校につきまして1,050万円ぐらいの給食委託料をして完全給食にするのか、それも一つの方法だと思うんです。それに対して中学生にもそういうふう完全給食を持っていくということではできませんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 正確には約7,000万円は6校の委託している分の学校の予算、決算になっていると思います。1校、太宰府東は直営ですので、そこには入っていないと思います。

それで、議員おっしゃったように、一番最初に市長のほうも回答されましたけれども、保護者の負担軽減とか、それから議員おっしゃっている子どもの健康教育の関連という面から実現したいという思いは十分受けとめて今検討しているというところだろうと思うんですけれども、最終的にやっぱり子どもたちがどんな力をつけるかということが、すごく今の時点でできることとしては、まだ今検討中ですので、例えば昨年度も申しましたけれども、今本市の場合には小学校と中学校で小中連携の教育活動を進めています。小学校と中学校の段差をなるべくなくするという小中一貫の一步手前の状態だというふうに思っていたらいいんですけれども、この前9月4日、東小学校のほうで学校給食栄養会の研究会を初めてしました。初めてというのは、中学校の先生に来ていただいて初めてしました。そのときに、3種の栄養素って多分議員もご存じだと思うんですけれども、体をつくるもとになる、血や肉のもとになるのと、体の調子を整えるってよく言いますけれども、そのことを3つバランスよくとることが大

事だよという授業を小学校3年生でしたんです。それを中学校の先生にも見ていただきましたが、終わりの会の協議の中で中学校の先生がおっしゃったのは、今議員おっしゃったように、子どもの中には、パンを好んでなのかどうかはわかりませんが、続けて食べる生徒のほうもいるわけです。ですので、中学校の課題として、そういう食育に関する教育をしっかり進めていかなくちやいけないなあということをおっしゃっていました。

ですので、今から給食につきましてはしっかり検討していきますけれども、その間にできることが子どもたちに、先ほど言いましたけれども、そういった健康教育だとか食育で中学校が今やっている弁当の日をしっかりと自分で考えてつくれるとか、そういった力をしっかりつけていきたいと思っておりますので、いましばらくちょっと調査検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） もうそれは今度の市長になられましてから中学校給食調査・研究委員会がもうできておりますので、その報告も聞いておりますので、また今後そういうふうな調査委員会があるときに、給食を実施する方式は、それぞれ財源のこともありますので、考え方も変わってくると思いますけれども、どういうふうな方式にしたらデメリット・メリットがあるのか、そういうふうなことをきちんと表にさせていただいて、財源もかかってきますので、財源が本当は子どもたちにはお金はもう要る分は使っているいいと私は思います。使うべきだと思いますので、ぜひそういうふうなことも比較表というんですか、そういうふうなものをもうつくってあると思いますけれども、そういうふうなものを検討しながら、完全給食に力を入れて、最終的には完全給食になるように、市長が1期目でなるようにお願いして、1件目は終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（緒方扶美） それでは、2件目の障がい者が利用しやすい免除規定について、私のほうからご回答申し上げます。

まず、1項目めの障がいのある人やその家族や団体が体育施設、文化施設を使用する場合の免除規定についてですが、現在、文化施設において障がい者に対して使用料を減免する規定としましては、いきいき情報センターにありますトレーニングルームを本人及び介護人の1人が使用される場合の半額免除、次に文化ふれあい館で本人及び介護人1人が観覧される場合の全額免除がございます。また、総合体育館、史跡水辺公園、歴史スポーツ公園などのスポーツ施設につきましては、福祉関連の法律により組織された各種福祉団体が利用する場合は全額免除となっております。個人については、現地受け付けの際に各条例規定に定めた法により交付を受けた手帳の提示によりまして、プール、トレーニングジム、卓球、バドミントン、ランニングコース等の半額免除を受けることが可能です。

次に、2項目めの免除がない施設については免除規定を導入するべきと考えるが、市の考え

を伺うについて回答いたします。

文化施設につきましては、団体に部屋を貸す形態が一般的であり、利用者お一人ずつから使用料をいただいておりますので、さきに述べました2件以外には免除規定を設けておりません。また、体育施設につきましては、社会体育が使用する小・中学校の施設は減免規定を設けていません。

体育施設、文化施設による違いはありますが、使用料の減免につきましては、利用者間における公平性の観点、受益者負担の原則を踏まえて規定しており、そのためにもできるだけ全施設で共通した対応になるように基準の統一を図るとともに、各施設の特性や役割に応じた運用を図っていくことが必要と考えております。ご指摘いただきました点についても、今後市の施設使用料を見直す際に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。今おっしゃった分で、文化施設についてはふれあい館のほうで介護人が観覧される場合には全額免除ということですが、施設利用システムのほうにはそういうふうなことが書いていないんですよね。文化施設のほうはもう一切介護については免除になりますよということは何も書いてないんですけれども、それは今後そういうふうな利用システムの中には書かれるおつもりがあるのかどうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 利用施設については、団体で申し込む場合というのが多分主だと思うんです。今申し述べましたのは、個人でその場に行って入館料を払うとか、使用するという申し出の場合に、手帳を提示していただいたら免除があるということでの説明です。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 理解できました。

それでは、体育施設のほうは、施設利用システムを使って申し込んだ場合は、子どもが団体としては10人ということだろうと思いますけれども、10人の中の8人が子どもで大人が2人だった場合には自動的に子ども料金になるんですけれども、文化施設のほうはそのような今後変更するような考え方はありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 文化施設の中で教育委員会が所管している施設、例えばプラム・カルコアというところとかにつきましては、市のいろいろな講演申請であったり、市の社会団体であったりということについては3割減免という規定もありますので、そちらのほうを利用させていただく方法もあるかと思います。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今回この質問をしたのは、ある方が南コミュニティセンターに行つて申し込みをされたときに、障がいを持ってある方たちなんですけれども、文化施設のほうに

はそういうふうな減免とか免除とかというのはないんですかというて聞いたら、ありませんって言われたらしいんです。それはそれでいいですよ。結局障がいを持つ親というのは、障がいがある人に地域参加をしてほしいのが、私、気持ちです。そして、障がいを持つ親御さんが外出できない状態なんです。それは個人情報で、自治会も掘り起こすこともできませんし、周りの人も障がいがある家族のことも話せなくなってしまうんですよ、障がいを持つ親として。それで、かかわりが少なくなって、孤独になってしまっ、やっぱり家から出ることも少なくなって、交流ができなくなっているというのが今障がいを持つ親の人たちの現実です。その方たちが文化施設、先ほど言いましたように南コミュニティセンターをちょっと借りろうと思ったときに、高齢者の方が終わったらそこは貸していいけれども、高齢者の方が来たらすぐに出てもらいますと、そういうふうなことを言われたそうなんです。だから、高齢者に対しては免除とかそういうふうなものがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 12番原田議員、ちょっともう少し質問の意味をわかるようにしてください。

○12番（原田久美子議員） 質問は、高齢者の方の免除規定はあるのかということを知りたいんです。高齢者に対しての免除規定があるのかという。無料でそこを使われるような部屋があるのかということを知りたいんです。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 南コミュニティセンターが教育の施設じゃないので、そのところはちょっと詳しく今わかりません。申しわけございません。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） それはまた所管のほうにお聞きします。

利用者の目的につきましては、そういった先ほど申しました障がい者にとってみれば、陰でやないけれども、少し部屋を貸してほしいというその団体のサークルの方が来られて、相談に乗ってもらったときとかは、筑紫野市のコミュニティセンターのことをちょっとお話ししますが、けれども、団体の構成要件、利用目的によっては使用の免除、減免可能な場合がありますというようなことをコミュニティセンターではちゃんと打ち出されているんです。だから、こういうふうなことがちょっとシステムを借りるときに、そういうふうな免除があるんだといったら、そこに相談に行くと思うし、たまたま私が知り合いだったんで、私にあそこは使えないんですか、障がい者の方にとって本当に冷たい太宰府市ですねって言われたときに、ああ、そうか、やっぱり障がい者の方も本当に自由権があると思いますけれども、障がい者は特別の権利を与えるものではなくて、健常者も健常者の子どもさんたちにも保障されている自由権ですので、同じように体育施設でも、子どもが多ければ子ども料金になるのであれば、文化施設も同じように子どもが多ければ子ども料金をするというようなことも、特に障がい者の方につきましてはそういうふうないつでも利用できますよという形にしてほしいというのが私の今回の一般質問でございました。

2件目終わります。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 3件目の市境にある交差点の事故防止についてご回答申し上げます。

議員ご指摘の交差点につきましては、地元の水城ヶ丘区自治会からも数回の事故報告をいただき、警察、市において現地を確認いたしまして、「止まれ」の標識がないこと、「徐行」の標識がないこと、速度規制標識がないこと、黄色ベルト危険区域表示が太宰府市側にないことを確認をいたしております。大野城市大城台と水城ヶ丘、水城台がつながっていることに加えて、大野城市乙金地区に大型商業施設ができたこと、また各団地内を通るこのルートには信号機がないことなどから、朝夕、土曜、日曜、祝日を中心に渋滞する県道水城下臼井線を回避するための抜け道としての利用が多くなっていることから、交通事故の発生も増加しているものというふうに考えております。

事故が起きない具体的な方策としましては、先ほど原田議員のほうからも言っていただきましたけれども、主道路と従道路の関係を明確にし、どちらが優先道路なのかを明示すること、具体的には「止まれ」の標識、停止線、スピード規制標識を設置することと考えているところでございます。警察との協議におきまして、当交差点が市境ではありますが、交差点のほとんどが大野城市になりますことから、筑紫野警察署と春日警察署で協議がなされ、春日警察署にて安全対策が図られることとなっているところでございます。

市としましては、警察の安全対策に合わせまして、路面標示や黄色ベルト危険区域表示を実施するとともに、大野城市の所管課とも連携を密にして、安全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） この件につきましては、自治会のほうから要望書も出ているということで今部長が報告されましたけれども、先ほどの話じゃないんですけれども、災害が起きたら現場に行って調査をされる。事故が起きたら現場に行って調査をすることはしないのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実はその辺の警察との連携といいますか、私どもにも連絡がある場合と、県道であれば県のほうに、市道であれば市のほうにということで連絡を受ける場合は私どもも現地のほうに担当者が速やかに行きまして、警察との協議もさせていただいているところではございますけれども、実はこの交差点につきましては、私どももちょっと議員ご質問をいただいたからというわけではございませんけれども、過去5年間にやはり5件ほどの事故が起きているという情報を入手していますので、その辺もやはり実際私ども一回一回行けてい

るのかとかということとはちょっと確認はしていませんけれども、恐らくやはり現場に行けていない場合がございますから、その場合は今回のように地元の自治会のほうから情報をいただいたり、警察のほうから情報をいただいたりして必ず現場に行くということはさせていただいていますし、私自身も時間あるときといいますか、見つけて、現場のほうに行くようにはしているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） これは要望とさせていただきますけれども、8月27日にまた事故が起きておりますので、それもわかってほしいと思っております。

事故が多いということで、先ほど部長から具体的に「止まれ」の標識、停止線、スピード制限標識を設置することを考えておりますということでしたけれども、いつごろまでにこのようなことを、それは市のほうができる対策だと思いますけれども、いつごろまでにされますか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実は市のほうでできる部分につきましては、先ほど申した中で黄色ベルトの危険区域表示の実施と、あと路面標示といいまして、いわゆる「この先交差点あり」とかそういう文字を書くことは市のほうでできるんですけれども、いわゆる規制に係るもの、「止まれ」とか、速度規制の分、それと「止まれ」の標識といいますか、そちらにつきましては公安委員会、具体的に言いますと春日の警察署のほうが実施していただく必要がございますもんですから、なるべく早くという要望を署のほうにはさせていただいておりますけれども、警察のほうも地域の警察署から県警本部のほうに上がるということが年に2回あるというふうに聞いていますので、私どもとしてはなるべく早い時期にさせていただくようにということで再度確認、要望をしてまいりたいと思います。ですから、時期的なものをいつということはこの場で申し上げることはできませんけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 何度も言いますように、なるべく早くこの件につきましては事故がないような太宰府市にしてもらいたいと思います。

そして、大野城市さんとの話し合いもあると思いますけれども、この結論からいくと、大野城市側には「止まれ」の標識、黄色ベルトも全部あるのに対して、太宰府市側からおりてくる場合に何も無いというところが要因ではないかと思っておりますので、なるべく早くそういった筑紫野市とか太宰府市とかそういうふうな境界線に交わるところで事故が多いというところは何か問題あると思いますので、今後とも安全に対して大変でしょうけれども調査していただいて、早い施策に取り組んでいただきたいと思います。私の一般質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで16時まで休憩をいたします。

休憩 午後 3 時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 4 時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に記載しております2点について質問いたします。

まず、市が関連する団体の口座管理の実態についてお伺いいたします。

今年5月、福岡県職員が木曜会と称する親睦団体の会費を管理する口座から現金を引き出し、着服した疑いで逮捕される事態が起きました。舞台となった木曜会とは、福岡県知事、福岡市長、福岡県警本部長、ほとんどの国の出先機関の長、福岡高等裁判所長官、福岡高等検察庁検事長など38団体が構成員となっていますが、政治権力を行使する側、警察、検察といった権力を行使しつつ取り締まる側、高裁など権力を裁く側が一堂に会することが三権分立の基本理念に反するものであると思います。今後も県議会において、この点は解明が必要だと思います。

太宰府市に目を向けると、市も関与し、さまざまな団体と一緒に各種実行委員会といった形でかかわっておられる事態があると思います。その際、口座管理の実態として、市役所職員が通帳と印鑑を一緒に管理している実態はあるのか、現在教育委員会も含め、その団体数もあわせて答弁を求めます。

全国で、背景はさまざまですが、公金や管理している口座から現金を着服するといった出来事は枚挙にいとまなく報じられています。職場で市職員が通帳と印鑑を一緒に管理している実態があるのならば、事故防止の観点からも早急に改善を図る必要があると思いますが、あわせて見解をお伺いいたします。

次に、国民健康保険税及び事業について、2点お伺いします。

まず、加入者の現状についてお伺いします。

今定例会には平成29年度の国保会計の決算認定の議案が提案されています。平成29年度の国民健康保険税は、国民健康保険税を構成する3本の柱のうち、国保加入者全てに係る後期高齢者支援金が増額され、平成28年度、平成29年度と連続して負担が増えました。議会でもこれまでも国保の問題についてはさまざまな角度から質問をしてきました。国保の構造的な問題として、加入者の所得が低いという点は執行部サイドとも共有できていると思いますが、まず今太宰府市の国保加入者の現状、そして2年連続で国保税の負担が増えたことで、滞納が増えた、資格証明書の発行が増えた等、影響について分析されたのか、お伺いします。

次に、均等割課税についてお伺いします。

今年度から埼玉県ふじみ野市では、賦課年度の3月31日において18歳未満である被保険者が

3人以上いる世帯の納税義務者の18歳未満の被保険者のうち、3人目以降に係る均等割額を減免する制度をスタートさせました。国民健康保険税は、社会保険と違い、加入世帯の家族構成によって均等割課税がされる仕組みです。社会保険においては保険料は労使折半であるのに対し、国保は加入者が全てを負担する仕組みで、さらに扶養の家族が多ければ、その分均等割が課税される。課税に際して限度額の適用があることは理解していますが、それでも国保税の負担が重たくなる一つの要因であると思います。太宰府市においても、ふじみ野市と同様の減免制度の創設を求めますが、見解をお聞かせください。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） まず、1件目について、私からご回答申し上げます。

市が関与する各種団体の口座管理の実態についてであります。幸いにして本市におきましては、近年は職員の不祥事等不適切な事案は発生いたしておりませんが、常日ごろから公務員として公私の区別をしっかりとつけて、公正中立な行政を運営するという心を心がけておかねばならない立場だと改めて感じております。今後とも市民の皆様に疑念を抱かれることがないよう、職員をしっかりと指揮監督してまいる所存であります。

なお、詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） それでは、詳細につきまして私のほうからご回答申し上げます。

本年5月、福岡県の職員が県の親睦団体の口座から現金約114万円を着服したとして逮捕され、またそれより以前の平成28年3月には、近隣市の職員の福利、相互扶助を目的とする団体の当時の職員が約4,800万円を着服、横領していたことが発覚し、先日業務上横領容疑で告訴をされております。

本市におきましては、市職員が通帳や印鑑を管理し、事務処理を行っている関連団体は、9月1日現在で教育委員会も含めまして24団体となっております。このうち2団体は通帳と印鑑を庁舎の外で団体の事務担当者と市職員が分けて管理をいたしておりますが、残りの22団体におきましては、いずれも庁舎内で市職員が管理を行っているところでございます。

なお、各所管におきまして、通帳や印鑑は鍵のかかる金庫や什器で保管するとともに、それぞれを別の職員が管理をいたしまして、また通帳からの出入金の際には複数の職員で行うなど、適正な管理に努めておるところでございます。

今後とも所管の管理者が責任を自覚し、常日ごろから通帳と出納簿の照合を行うとともに、通帳と印鑑を適正に管理し、さらには会計監査の徹底など、関係団体において適正な会計処理がなされるよう指導を強化してまいりたいと考えております。また、職員に対しましては、機会あるごとに信用失墜行為の禁止、法令の遵守義務など、公務員倫理の根本について確実に認識するよう徹底してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ご回答ありがとうございます。

今具体的な回答の件数として、24団体あって、そのうちの2団体は通帳と印鑑を庁舎の内外でということで、22団体において庁舎内で管理をされているということがありましたけれども、まずお聞きしたいのは、その22団体の中で、団体名は求めません、具体的な金額として一番多い金額は幾らありますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 藤井議員のご質問がありまして、これ至急庁内で調査を行ったわけですが、具体的な金額幾らがあるというところまでちょっと調査をしておりませんが、今申し上げました24団体のうち2団体が内外で管理している。それ以外は庁舎内で管理しているというところまでの調査しか行っておりませんで、誠に申しわけございません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その辺は調査をお願いしておきたいと思います、継続的に。

なぜそのことを私がちょっと問題に思うかといいますと、まず議会として議決をした予算というのは、当然各種それぞれの団体へのそういった補助金も議会の議決で執行されているというのは理解します。しかし、その各種団体の中にはさまざまな団体から負担金を持ち寄ってこられたものが一つの口座に構成されるということで、それを職員の方が管理をされている、入金の実務を担っておられるということであれば、議会として承認したのは、あくまでも市が負担する部分の執行への部分を承認という形でしているのであって、その点が正直ひっかかるところがあります、そういったいろいろな団体が持ち寄られた口座の管理をしておられるというところが。

その上で、まず根本的なところをお伺いしたいのは、22団体の部分の口座のそういった管理といいますか、その部分をされるというのは、それは市の職員の方の業務として行っているというものとして理解してよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 業務として行っているというところでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その業務として行われるという根拠といいますか、何か条例や規則といったものでこうなっています、あるいは22団体のうちの幾つかの団体の中には、口座のそういう部分は市が担うというようなことがルールがきちんと確認された上で行われているのか、その根拠になるものはありますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 具体的に根拠になるというものはございませんが、例えば祭りの実行委員会とかの金銭出納を地域コミュニティ課のほうでやっておりますけれども、その根拠とな

る、ここはそういったところが管理するというようなものとなるところはございません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 仮定の話になるかもしれませんが、今最初に確認しました業務のという部分を前提として、じゃあ仮定の質問になるかもしれませんが、万全の態勢をとっておられるという答弁は理解しましたが、そういったすきを突くというのであれば、仮に冒頭壇上で取り上げられたような事例が発生したとき、その責任を負うのは着服をした当事者が賠償を負うのか、その辺はどういうふうになりますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 当然その着服をした職員が責任を負うというような形になりましょうが、それを管轄しますといいますか、指導監督する上司まで及んでくるのかなというふうな感じはいたしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 懸念しますのは、当然その団体間の中で業務の一環でやっていたんだって、市がそういった当事者のその人にそういう賠償する能力がない、弁済する能力がない場合、その点を市に求められてくると私は業務の一環という部分では、業務という言葉が前提にあればちょっと懸念をいたしますので、その点は再度ルールづくりと、もう一度団体間においての協議をしていただく必要があるんじゃないかなと思うんです。実際に過去いろいろ配付された決算カードを見ても、職員の方の人数というのが総数で減っている状況の中で、通常の業務以外のそういった関連する団体の出納の業務を行っているというのがどうなのか。通帳の管理、印鑑の管理も行いながら、そういった実務的な部分を行っておられるというのは、本来それが市の職員がそこまで担わないといけない仕事なのかなというのも疑問に思っております。その点も含めて、まず各種団体のところにおいて、もう一回ちょっとその辺の検討をしていただきたいというふうに思いますが、先ほど答弁で教育委員会も含むというようなことでありましたので、そういった指示を当然幾つかの課があるんだというふうに認識しますので、まず庁舎内にそういったことを検討の指示出していただくお考えありますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 教育委員会も含めまして、私どものほうで職員を信用しないわけじゃあございませんけれども、チェック体制を今以上に万全にすることによって、今以上に頻繁に通帳の確認を行うよう、また不正を未然に防ぐチェック体制をさらに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。

それと、もう一点の事故防止の観点といいますか、視点としまして、取り上げたいいろいろ残念ですけどもそういった事件に及んでしまう職員といいますか——よその自治体の話ですよ

——そういったケースを見ますと、借金といたしますかそういったのを理由に、生活苦ですとかそういったのを理由に、公金ですとかそういったものに手をつけてしまうというような例が報道されておりますが、仮に職員の私生活まで踏み込むのがどこまで踏み込めるのかちょっと悩むところではありますけれども、そういった職員の借金といたしますか、通常の住宅ローンとか、自動車ローンとかそういうものは別とした何かそういう借金の消費者金融的なところの借金ですとかそういったところが発覚した場合、事故防止の観点から、まず扱っておられる業務、そういった通帳あるいは印鑑の管理を行っていないかとか、そういう内部のチェック機能といたしますか、迅速な対応が可能なのか、必要だと思いますけれども、その辺についての観点からの事故防止策というのは今お持ちでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） なかなか職員個人の借金の状況であるということを一職員といたしますか、私ども上司が全てを把握するというのは大変難しかろうというふうには思います。ただ、生活が派手になっているような状況とか、周りから聞き及ぶことは当然あるかと思っておりますので、そういったところはアンテナを張りまして、人事評価のそれこそ面談等もございまして、そういった中でも聞けるところは聞いていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今お聞きをしましたので、その点のほうからもきちんと対応をとっていただきたいということを重ねて要望しておきますが、市長にお伺いしますけれども、今こういったやりとりもしてきましたし、先ほど部長の答弁の中では、通帳と印鑑、市では管理しているけれども、別々の方法、複数のチェックとか、そういった現状の対応策も答弁ありました。その上で、市役所と違いますけれども、市長も銀行におられて、銀行の中でも似たようなことというのは市長が在職中に見られたかどうかは別としましても、銀行でもそういった話というのはよくニュース等で報道されておりますよね。当然市長もそういった部分も見識おありだと思いますけれども、今の部長の答弁の対応の中で、太宰府市の中では万全な対応がとれているというふうに思われたか、それともちょっともう一度再検証する必要があるじゃあないかと思われたか、総括的な意味合いでこの点において市長の答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。私も短い間でしたが金融機関おまして、実は私の同期が3,000万円持ち出しまして逮捕されるという事案もありました。銀行でもそういうことがやはりありまして、彼もその当時、当然それを疑う人はいなかったわけでありまして、そういうことも起きるということは、近隣の例も見ましても、この県の例を見ましても、残念ながら魔が差すというか、そういうことはあり得ないことではないということを前提として、大切な市が管理するお金でもありますので、そうした観点からやはり何重にもこうしたチェック体制をとっていくということが重要なのであろうということを改めて気づかされたところ

ろであります。先ほど来の答弁の中でも、やはり職員をなかなか疑ってかかるというのは私もできるだけ避けたいところではありますけれども、そうした中でやはりチェック体制を客観的にとる形を何かしらとれないかということは改めて検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ありがとうございます。

2件目の国保の問題をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 2件目の国民健康保険税及び事業についてご回答いたします。

まず、1項目めの国保の加入世帯の現状についてでございますが、平成29年度の太宰府市の国民健康保険の年度平均加入者数は1万5,902人、加入世帯は9,751世帯となっております。

また、平成29年度当初賦課時点における被保険者の状況でございますが、まず世代別構成につきましては、65歳から74歳、いわゆる前期高齢者が44.66%、0歳から64歳、いわゆる現役世代は55.34%となっております、前期高齢者の割合は筑紫地区4市1町では最も高い数字になっております。

次に、世帯人員別で申し上げますと、1人世帯が55.28%、2人世帯が31.87%、3人世帯が8.03%、4人世帯が3.42%、5人以上の世帯が1.40%となっております。

加入世帯の所得でございますが、33万円以下の世帯が40.78%、33万円を超え100万円以下の世帯が18.83%、100万円を超え200万円以下の世帯が22.88%、200万円を超え300万円以下の世帯が9.03%、300万円を超え400万円以下の世帯が3.18%、400万円を超える世帯が5.30%となっております。

また、資格証明書につきましては、滞納世帯に対しまして滞納を理由に即発行するものではございませんで、滞納には何らかのやむを得ない事情等があるはずという前提で、個別に納税相談を受けていただくように通知をいたしまして、その上で相談に応じられなかった世帯など、短期証を発行することができなかった世帯を対象に交付をしているところでございます。

ちなみに滞納世帯の状況でございますが、平成29年度の滞納世帯は938世帯、全被保険者世帯数の9.7%でございまして、平成27年度は1,102世帯、率でいいますと10.9%、平成28年度は1,075世帯、率といたしましては10.9%でございまして、それらに比べますと減少をしているところでございます。

次に、2項目めの第3子以降の子どもの均等割課税の減免制度の導入についてご回答いたします。

国民健康保険税は、応能分と応益分で構成をされております。本市の国民健康保険税のうち基礎課税額（医療分）と後期高齢者支援金分につきましては、応能分については所得に応じて賦課される所得割、応益分につきましては世帯人員に応じて賦課される均等割と世帯ごとに賦

課される平等割といういわゆる 3 方式で構成をされております。40歳から64歳の方のみに賦課され、子どもには均等割が賦課されない介護納付金につきましては、ふじみ野市と同じく 2 方式をとっております。3 方式の場合、均等割とは別に世帯人員に関係なく世帯ごとに別途賦課されるものがありますので、その分 2 方式に比べまして均等割の 1 人当たりの税額を抑えることができておるかと思っております。このように、現在の 3 方式は、世帯人員が多い世帯ほどその恩恵を受けているということになります。さらに、均等割を含む応益分につきましては、現状の国保制度の中でも所得に応じまして 7 割、5 割、2 割の軽減制度もございますので、所得の低い世帯、あるいは世帯人員が多い世帯につきましては軽減措置が大きなものとなっております。このほか、国保制度とは異なりますけれども、子どもさんに関しましては子ども医療費の助成制度もございまして、小学生までは入院、通院、中学生は入院に要する自己負担分の助成も行っております。このようなことから、現状といたしましては本市独自の国民健康保険税の第 3 子以降の子どもに対する減免は考えておりません。

藤井議員もご承知のように、本市の国保財政は赤字財政が続いておりまして、そのような状況の中で新たに税収減につながるような制度を設けることは厳しいものがございます。何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、加入者の現状のところは、詳細の部分についてはわかりましたけれども、ちょっと 1 点、答弁の中で気になりましたのが、資格証のところの部分でおっしゃった、その相談に応じられなかった世帯というような回答というか言葉がありましたけれども、その相談に応じられなかった世帯というのはどういう背景といいますか、その点はきちんと分析されているのでしょうか。要は相談の通知を送っても市役所に来られなかった。じゃあ、訪ねていっても会えなかったとか、そういうところまでされた上での判断でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今言われたような諸手続を踏んだ上で、一切ご連絡をいただけないという場合というふうにご理解いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 済みません、そういったケースというと、当然国保だけではなくて各種ほかの税であったりとか、公共料金も滞納状態なのかなというようなことは想像するんですけれども、そういった部分において訪問で先方に会う努力は国保年金課がされるのか、それともほかの課の滞納をそれぞれ抱えているところがされるのか。当然その点のフォローといいますか、そういった部分はきちんと横断的に含めてですけれどもとられているというふうに理解しといてよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） その分については、国保だけじゃなくて納税課という部署がありますので、横の連携といいますか、一緒になりまして、電話とかいろいろな方策をとった上での

動きでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 引き続きその対応をとっていただきたいということを要望しておきます。

その上で、均等割の部分ですけれども、最後のほうの率直に減収になるというような答弁ありましたけれども、今回通告させていただいた上での、じゃあ具体的に太宰府市で仮に今の取り上げた制度を導入した場合、減収になると言われる具体的な数字、当然税ですからいろいろ所得の状況等でも変動の部分があるのは理解しておりますけれども、仮に直近のそういったデータ等を使ってどのくらい減収になるというのを試算されておられるようでしたら、そこまでお示してください。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 本年4月現在の太宰府市の世帯の状況を議員が言われておりますふじみ野市さんと同じような形の全額免除というふうな形にしましたところの試算でやりますと、約280万円ということが税収減になるというふうに試算をしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 約280万円というところでありますけれども、その部分が例えばふじみ野市だけでなく同様の仕組みといいますか、全額ではなく一部とかそういったような対応をしている自治体もあります。個別の中で申し上げるところまではいたしませんけれども、やはりもう一度いろいろな方式において、一部あるいは18歳のところの均等割の中に5割ですとかそういった減免とかそういった部分も検証をしていただく必要が、私は必要があるかなと思いますけれども、それももう今の現状においては厳しいということで理解してよろしいですか。その上で、現状の各種減免あるいは乳幼児医療費の助成等で今できるそういった政策的な部分は、太宰府市の中では今精いっぱいのこれが対応策というふうなところで理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 市単独の負担軽減制度という分については、ちょっと現状では厳しいかなというふうな認識をしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 均等割課税の問題は今回初めて取り上げさせていただきましたし、ふじみ野市も今回スタートしたばかりということで、これが全国的にどう広がっていくのか、まだ見守っていく必要もあるかと思っておりますので、私も引き続きアンテナ張りながら、これはどういう角度で太宰府市で導入することが可能じゃないかというのがあれば、また機会見て取り上げていきたいと思ひますし、国保年金課においても可能かどうかの検証だけは引き続き行っていたきたいということを要望しまして、質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（4日目）

〔平成30年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成30年9月11日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|---|
| 1 | 堺 剛
(6) | <p>1. 本市の地域防災計画について</p> <p>(1) 防災無線の活用について
フリーダイヤルを設置し、市からの情報を提供することで防災無線の機能充実が図れないか伺う。</p> <p>(2) 地域「逃げ地図」策定について
市民の避難意識の向上を目的として、地域「逃げ地図」策定を推進してはどうか。市の見解は。</p> <p>2. 本市の財政運営と来年度の予算編成について</p> <p>(1) 本市の現状と課題について
本市の財政状況（単年度収支）を考慮した今後の財政運営（財政調整基金）の在り方について伺う。</p> <p>(2) 市長公約7つのプランと財政計画について
来年度の財政計画に向けた具体的な取り組み（施政方針や公約等）と今後の財政状況をどのように考慮されているのか伺う。</p> |
| 2 | 徳 永 洋 介
(4) | <p>1. 基本教育の充実と先進教育への挑戦について
「学問の神様にふさわしい教育、子育て」について以下の5点について伺う。</p> <p>(1) 「教師の働き方改革」に対する本市の具体的取り組み</p> <p>(2) 部活動指導に対する具体的取り組み</p> <p>(3) いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制</p> <p>(4) 「特別支援学級」の現状と課題</p> <p>(5) 本市における35人以下学級の方角性</p> <p>2. 史跡水辺公園・総合体育館の運営について
史跡水辺公園・総合体育館の課題について以下の3点について伺う。</p> <p>(1) 史跡水辺公園・総合体育館の指定管理に対する市長の考え</p> <p>(2) 史跡水辺公園（プール）の課題（料金設定等について）</p> |

| | | |
|---|-----------------|---|
| | | (3) 総合体育館の課題（年間使用状況等について） |
| 3 | 門 田 直 樹
(16) | <p>1. ため池と雨水路の整備について</p> <p>西日本豪雨では決壊や一部損壊などの被害を受けたため池が500箇所を超え、複数の犠牲者が出ている。</p> <p>本市でも住宅地の上方に位置するため池が多く存在し、大雨や地震の影響が懸念されるところである。</p> <p>決壊時に被害が大きいと予想される防災重点ため池では、住民避難の手引となるハザードマップを備えることが求められているが、本市における進捗状況と公開について伺う。</p> <p>また昨年、朝倉市では未選定のため池が決壊し下流域で三名の方が亡くなられた。このため農水省が都道府県へため池の再調査を指示しているが、本市の対応と選定要件について伺う。</p> <p>ため池への負荷を抑えるためにも雨水路の整備が必要と考えるが、住宅地の一部で宅地の下を通っているところがある。導水管の劣化や破損により、宅地の陥没や建物への影響が考えられるが、市の見解を伺う。</p> |
| 4 | 陶 山 良 尚
(9) | <p>1. 観光政策の推進について</p> <p>(1) 観光宣伝の充実について</p> <p>① 国内外に向けた観光客誘致をはじめとする本市観光プロモーションへの取り組みについて伺う。</p> <p>② 現在、博多港では岸壁工事が進められており、完成すれば世界最大級のクルーズ船の入港も可能となる。太宰府への外国人観光客が今以上に増えることが想定されるが、クルーズ船への今後の対応について伺う。</p> <p>(2) 民間人材の登用による観光推進について</p> <p>観光政策に精通した人材を民間から登用して、尚一層の観光推進を図っていく必要があると考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>(3) フィルムコミッションの設置について</p> <p>フィルムコミッションを設置することで、観光に対する市民の意識も高まるのではないかと考えるが、市の見解を伺う。</p> |
| 5 | 上 疆
(11) | <p>1. 上水道の高所配水施設タンクについて</p> <p>(1) この上水道の高所配水施設タンクについて安全対策はどのような基準で行っているのか伺う。</p> <p>(2) また、耐用年数について地方公営企業法施行規則で60年と定められていると以前回答を受けたが、再度耐用年数について伺う。</p> |

| | | |
|---|----------------|---|
| | | (3) 平成29年7月の九州北部豪雨の際、福岡、大分、佐賀で記録的な大雨土砂災害をはじめ、本年も7月の西日本を襲った豪雨は土砂崩れや河川の氾濫を引き起こし、各地に甚大な被害をもたらし、平成最悪の被害となっている。今後災害が何処でも発生する可能性があると考え、上水道の高所配水施設タンク6箇所の設置状況について検討が必要だと思えるが見解を伺う。 |
| 6 | 柳 原 莊一郎
(1) | 1. 商工業の振興について
(1) 既存事業者の経営安定化のための支援と、新規事業者の誘致に対する市の取り組みについて伺う。
(2) 地場みやげ産業の創出について、(仮称)太宰府市産業推進協議会の進捗状況を伺う。 |
| 7 | 笠 利 毅
(5) | 1. 豪雨時の避難行動について
7月の豪雨に際して、避難行動に悩んだ市民は多い。避難する人、すべき人に対して、市としての備えがどうであったか伺う。
2. 夏休み、勉強にいきいき子どもたちについて
夏休みになると、いきいき情報センターや中央公民館で勉強する学生を多くみかける。まち中、いろいろな地域に学習場所をつくっていけないものか伺う。 |

2 出席議員は次のとおりである(18名)

| | |
|----------------|----------------|
| 1番 柳 原 莊一郎 議員 | 2番 宮 原 伸 一 議員 |
| 3番 舩 越 隆 之 議員 | 4番 徳 永 洋 介 議員 |
| 5番 笠 利 毅 議員 | 6番 堺 剛 議員 |
| 7番 入 江 寿 議員 | 8番 木 村 彰 人 議員 |
| 9番 陶 山 良 尚 議員 | 10番 小 畠 真由美 議員 |
| 11番 上 疆 議員 | 12番 原 田 久美子 議員 |
| 13番 神 武 綾 議員 | 14番 長谷川 公 成 議員 |
| 15番 藤 井 雅 之 議員 | 16番 門 田 直 樹 議員 |
| 17番 村 山 弘 行 議員 | 18番 橋 本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(26名)

| | |
|----------------|---------------------------|
| 市 長 楠 田 大 蔵 | 副 市 長 清 水 圭 輔 |
| 教 育 長 樋 田 京 子 | 総 務 部 長 石 田 宏 二 |
| 市民生活部長 友 田 浩 | 総 務 部 理 事 原 口 信 行 |
| 都市整備部長 井 浦 真須己 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 濱 本 泰 裕 |
| 観光経済部長 藤 田 彰 | 教 育 部 長 緒 方 扶 美 |

| | |
|------------------------------------|---------|
| 教育部理事 | 江口 尋 信 |
| 経営企画課長 | 高 原 清 |
| 文化学習課長兼
中央公民館担当課長兼
市民図書館担当課長 | 百 田 繁 俊 |
| 市民課長 | 行 武 佐 江 |
| 建設課長 | 山 口 辰 男 |
| 社会教育課長 | 中 山 和 彦 |
| 上下水道課長 | 佐 藤 政 吾 |
| 産業振興課長併
農業委員会事務局長 | 中 島 康 秀 |

| | |
|--------------------|---------|
| 総務課長併
選管書記長 | 田 中 縁 |
| 防災安全課長 | 齋 藤 実貴男 |
| スポーツ課長 | 安 恒 洋 一 |
| 福祉課長 | 友 添 浩 一 |
| 都市計画課長 | 木 村 昌 春 |
| 学校教育課長 | 吉 開 恭 一 |
| 観光推進課長兼
国際・交流課長 | 木 村 幸代志 |
| 監査委員事務局長 | 福 嶋 浩 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 |
| 書 記 | 斉 藤 正 弘 |
| 書 記 | 岡 本 和 大 |

| | |
|------|---------|
| 議事課長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記 | 高 原 真理子 |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

6番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔6番 堺剛議員 登壇〕

○6番（堺 剛議員） 議長に許可をいただきましたので、通告に従い、2件の案件につきまして一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、我が国は人口減少社会に突入し、2050年には9,515万人、25.5%のマイナスまで減少すると推計されており、今後社会経済や地域社会の状況は大きく変容するものと見込まれ、これに伴って地方自治体の置かれる経営環境は激変することが予想され、現状のままの組織や行政サービスでは十分に対応できないことが考えられると言われています。

また、近年では、異常気象に伴う災害が全国各地で頻繁に起きていることは、周知のとおりであります。そのために、市民の皆様の災害対策に対する危機意識の高まりがあり、行政に求められる責務は年々増していると認識いたします。

そこで、市民の皆様の生命と財産を補完する行政の役割を今回の質問のテーマとして、災害対策と財政運営の観点から、本市の現状と課題について2件お伺いしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、1件目の地域防災計画について、本市の取り組みとして避難誘導の観点から伺います。

本市の地域防災計画では、予防計画、風水害応急対策計画、震災応急対策計画、大規模事故等応急対策計画、復旧・復興計画で構成されています。いずれの災害にも対応する重要なキーワードは、災害からいち早く避難する、いわゆる逃げるのが重要な要素であります。

公明党では、今年4月から6月にかけて、1、子育て、2、介護、3、中小企業、4、防災・減災の4テーマについて、100万人訪問調査アンケートを実施させていただきました。現場の声から浮き彫りになった課題の一つとして、防災・減災では、改善が必要な場所を複数回答で聞いたところ、空き家、道路、河川が上位を占め、いずれも3割を上回っています。相次ぐ自然災害により、身近にある危険箇所に対する住民の警戒心が強まっていることがうかがえ

ます。

本市においても、7月の豪雨災害で20カ所以上の災害をこうむり、見えてきた課題として、避難情報の伝達のさらなる重要性和具体的な避難場所と経路の確認について、計画を再点検し、対策強化が求められていると思います。そこで、次の2点について伺います。

1点目、防災無線の活用について。市民の皆様から要望の一つとして、無線の内容が聞き取れないとお声をよく聞きます。全国の自治体でも同じ事例が起きていますが、これでは効果半減であり、役割を発揮できていない状況にあると思います。

そこで、本市の対策強化として、無線内容が市民の皆様から容易に確認できる方法として、防災行政無線確認のフリーダイヤルを設置し、防災無線の機能充実が図られるように求めたいと思いますが、所管並びに市長のご見解をお聞かせください。

2点目として、具体的な避難誘導であります。本市の地域によって防災の課題が異なることから、地域に即した避難活動が必要であると思います。御笠川等、河川に近い住居や、土砂災害等、流木や地すべりに脆弱な地域など、自治体の防災計画よりも小さい地域の防災計画、いわゆる地区防災計画の重要性が求められている現状ではないでしょうか。

そこで、本市の44自治地域の具体的な避難経路を策定する意味で逃げ地図を策定し、市民の皆様との協力のもとで推進し、災害に対応したまちづくりを目指し、きめ細やかな地域防災を目指すべきだと思いますが、所管並びに市長のご見解をお聞かせください。

次に、2件目の本市財政運営と来年度の予算編成につきましては、1971年から1974年まで毎年200万人が生まれた団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年ごろには、20歳代前半となる人の数は、団塊ジュニア世代の半分程度と推計されています。その少ない労働力を民と官で分け合う時代がすぐそこまで来ている社会背景の中、自治体経営の現状として求められていることは、今まで先送りしてきた施設の維持更新費などストックの負担を、料金などフローの負担に転換することです。これができないと、次の世代に大きな負担を残し、地域生活の持続性も困難にします。この実態を議会、そして住民も含めて共有していくための情報の改革が求められていると思います。

また、平成30年度の国の財政計画では、地方交付税16兆85億円、前年比3,213億円のマイナス、2.0%で、平成25年度から徐々に降下しているのが現状です。

そうした中、本市の現状として、さまざまな事務事業を推進するときに、事業を縮小させる際も、どこを残し、どこを再編し、どこをやめるか明確に決められない、苦慮する状況になっていると思います。今後、本市に求められていることは、もっとプランニング能力を身につけ、行政現場を養成し、トップの意思決定の前提になる情報の質を変え、住民も含め見える化することが重要ではないでしょうか。

そこで、次の2点を中心に、財政運営の現状と課題について伺います。

1点目、本市の財政状況を見ると、単年度収支は過去5年間、平成27年度を除いてですが赤字決算が続いており、それが翌年度の歳出規模の伸縮に重大な影響を与える結果となる点を考

慮すると、今後の財政見通しをどのように予算編成されるお考えなのか、伺います。

また、公共施設等管理計画や立地適正化計画——これは策定中ですが——など、本市の財政計画、見通しには大きな課題がある中、財政調整基金運用計画の見通しについて、所管並びに市長の具体的な見解を求めます。

2点目、本市の平成28年度決算で経常収支比率は90.4%という決算状況を受けて、市長の施政方針や公約などで述べてある積極的財政投資をどのように地域の所得アップにつなげていくおつもりなのか、また本年12月ごろには来年度の財政計画の骨子予算を計上し、策定されていくと思いますが、本市の財政状況を考えると、待ったなしの自治体経営改革に到来している時期だと思います。そこで、市長、執行部の財政取り組みについて、具体的なご見解をお聞かせください。

以上2件についてご回答をお願い申し上げます。再質問は質問席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

1件目の本市の地域防災計画についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの防災無線の活用についてでございますが、災害の危険を知らせる災害情報の市民への提供は、市の重要な役割であり、多くの市民に防災情報を伝達するため、伝達手段を今後とも考えていかなければなりません。

ご提案いただいております防災行政無線のフリーダイヤルにつきましては、条件により聞き取りにくい防災無線の内容の問い合わせ対応の効率化が図れると考えられます。まずは、既に導入しています奈良市などを参考に、メリット、デメリットの調査研究を行ってまいりたいと思います。

次に、2項目めの地域逃げ地図策定についてでございますが、自治会の地域ごとの逃げ地図のご提案につきましては、災害によりふだん使用している道路が使用できなくなることもあり、安全な経路を明示し、地域住民の方に周知されることは、災害時の迅速かつ安全な避難につながりますので、取り組みの推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長より回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。詳細につきまして、私のほうからご回答させていただきます。

まず、1項目めの防災無線の活用についてでございますが、災害情報を市民の方へ周知する方法の一つとして、コミュニティ無線を使った音声放送を流しておるところでございます。音声放送につきましては、天候の状況、また住宅の気密構造の普及などにより、聞き取りにくい状況が発生をしていることも事実でございます。また、共鳴することで聞き取りにくい状況も発生しているところでございます。

音声放送を行うと、市に無線放送の内容は何を伝えたかなど問い合わせが多くある状況で、

晴れた日、風がないときの試験放送においても、市へ十数件問い合わせがあっているというようなところがございます。

問い合わせに対しても情報提供の一手段というふうに考えられますので、議員がご提案されております防災行政無線のフリーダイヤルについては、市民からの問い合わせに対する職員の対応の省力化にもなりますので、メリットはあるかというふうに考えております。

一方で、コミュニティ無線は自治会情報の周知手段として使用されてもおりますので、その放送をどのような取り扱いにするかなど、また太宰府市のコミュニティ無線の利用状況でありますとかフリーダイヤルとの接続の課題、問題、そういったものを調査研究が必要であるというふうに考えておるところでございます。

次に、2項目めの地域逃げ地図策定についてでございますけれども、自主防災組織において最寄りの避難場所や避難所への避難経路として明示しているところも既にあるようでございます。しかしながら、逃げ地図の取り組みを行っている自主防災組織や自治会はまだまだ少ない状況でございます。災害時には状況が一変し、ふだんの使用している道路等が危険箇所となる場合もありますことから、まずは自主防災組織や自治会に対しまして、防災講座などを通して、いわゆるこの逃げ地図の取り組みの推進を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。前向きなご返答をいただいたという認識のもとで質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

市長、先ほど申し上げました、公明党でとりました100万人アンケート、もうちょっと具体的に申し上げますと、防災・減災でこういう力を入れてほしい防災行政というのがどういふものがあるかというのを、ちょっとお示ししておきたいと思います。

1つ目は、避難所における安全対策と防犯対策、これが48.7%でした。2番目が、災害時の要援護者の把握、連携、これが43.6%。3番目が、避難訓練の強化、これが31.9%。4番目に、バリアフリーの促進が25.5%。地域防災会議の充実、これが17.2%。7番に感震ブレーカーの普及啓発、17.0%。その他10.1%という内訳になっておりまして、ほぼ皆さんが求めているらっしゃるものは、やっぱり安全対策、避難、このキーワードが一番大きい関心度があるのかなと。

そういった中で今回ご提案申し上げました、また要望申し上げました今回の行政の無線ダイヤル設置、このフリーダイヤルの設置につきましては、先ほどご説明があったように、確かに防災無線は全国、うちの本市も限らずですけれども、非常に皆さん関心を持って市民の方は耳を向けてあります。しかしながら、行政のほうとしては空白地域を何とか取り戻そうとして、空白地域をなくするという動きで今まで取り組んでこられたと思います。しかしながら、これは全国の事例も一緒なんですけれども、防災の無線の内容が本当に聞き取りにくい、わからな

い、このお声をよく聞きます。

そういったものが今回、私もちょっと探して、本当に今回これは重要だなと思ったのが、奈良市の防災行政無線のフリーダイヤル、これを見つけました。これの費用も奈良市のほうをちょっとご紹介させていただきたいんですが、防災無線のこの設置費用につきましては、初期経費が、これ奈良市の場合ですよ、35万7,000円なんですね。内訳としては、フリーダイヤルの開通委託経費が6万円で、装置の経費が29万7,000円。そして、運用経費が月額2万8,000円なんです、2万8,113円。本当にこれは、防災無線の効果を考えていくなれば、非常に取り組みとしてはあっていい取り組みではなかろうか、このように私は考えまして、今回ご提案を申し上げます。

そこで、先ほど言われましたように、自治情報と市の情報との混同がある。恐らくそうなると思います。ですので、差別化を図るためには、やっぱりサイレンの回数とか、要するに市からのお知らせですよという差別化を図っていただきながら、それに関するお問い合わせについてフリーダイヤルを設置する、その方向性で取り組んでいただければというふうに思います。

それと、これは奈良市の、市長、これ奈良市の広報なんですけれども、フリーダイヤルを明記しまして、設置ダイヤル、利用上の注意とか、どういう場合に使うかというのを書いてあります。有用なのは、どういった条件のもとで放送されるかというのが絵面で書いてあります。これ非常に有用かなと私は思いましたので、ご提案を申し上げたいのと、あわせて今こういう何かマグネット式のやつがありますよね。できましたら、本市の広報紙にちょっとつけていただいて、ご家庭の冷蔵庫にぴっと張っていただいて、フリーダイヤルがすぐわかるような仕組みづくりがあってもいいのかなというふうに思います。

ちょっと具体的に細かいことまで本当に申しわけないんですが、今後大事なことは、先日の北海道の震災、そして本市の7月の豪雨災害を考えたときに、一番私が危険に思ったのは、この間は特別警報、数十年に一度のあり得ない気象状況のもとで本市も見舞われて、29カ所に被害をこうむりました。そのときに、万が一警固断層が暴れてしまうと、あの北海道大震災と同じ形になるんじゃないかなと本当に懸念するところがございます。それで、防災無線の役割の重要性というのは、一度見直すべきだというふうに私は思っておりますが、市長のほうのご見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。さまざまご指摘をいただきました、ご提案をいただきました。ありがとうございます。

奈良市は、ご存じのように友好都市でもありますし、仲川市長も同い年でありますので、連携をとらせていただいて、今後の対応につなげてまいりたいと思っております。先ほど来申しております、さまざまメリット、デメリットもありますので、その研究を進めて、議員ご指摘のように市民の方にとってやはり安心・安全が保たれるような、そしていつ何どき災害が起こりましても対応できるような体制をつくり上げていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ありがとうございます。

それで、これはもう一つご紹介しておきたいのは、これ茨城県の行方市、ここでは防災だけではなくて、防犯の役割も警察と連携をして、直接警察が放送できる仕組みづくりもされております。これは本当に今後、この初期導入のもとにいろいろな活用方法がこれから有効に活用されていくと思いますので、ぜひ取り組みのほどよろしくお願いいたします。

続きまして、2 点目の逃げ地図でございますが、逃げ地図につきましては、これは民間の知恵で、民間のほうの逃げ地図マニュアル地域版のこの逃げ地図 w e b というのがあります。そこに私もちょっと目をとめさせていただいて、資料を見させていただいたら、非常にわかりやすい。リスクコミュニケーション、逃げ地図をつくることが目的ではございません。目的なのは、それを手段としながら、地域の方が色鉛筆と地図と五、六 cm のひもを持って、ただ集まってそこで話すことによって、いろいろな避難経路のリスクとか、そのご家庭の避難者のリスクとか、そういったものがコミュニケーションが図れて、有用な施策として活用できる。それも地図上で自分たちで色を塗っていきますので、意識高揚を図れる。これ有用な活動ではないかなと思います。

具体的にはちょっとイメージ的には、みんなが持ち寄った地図に色をつけていくという感じにやっていくのかなと想像しますが、これは埼玉県秩父市が、そのあたり地区防災計画の導入に当たって、この逃げ地図を取り入れての取り組みを実施されて効果を出されておりますので、そのあたりもしっかりご検証いただきながら、いろいろ私が申し上げたいのは、逃げるというキーワードの中で、市民の意識高揚を図るためにこれから重要なキーワードになってくるんじゃないかなというように思いますので、この点につきまして、逃げ地図についても市長のほうのご決意をちょっと一言伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 逃げ地図について、私も直接は、まだそうした地図を色分けするような作業を見たことはございませんで、勉強不足でありました。

先日、三条台の夏祭りの際に、避難所まで皆さんで歩いて行かれるということをされておられました。残念ながら一緒に歩けませんでしたけれども、ああいうことも多分実際に避難経路として逃げ地図をつくった上で、そのルートを皆さんで歩いてみるということだったと思います。

確かにおっしゃるように、地域の中でコミュニケーションを図って、実際にやはり今回の反省の一つとして、避難指示を出しても、実際は最終的に逃げるかどうか、自助の部分で市民の皆様の判断に委ねられるところもありますので、そうしたことを実際にみずからのこととして感じていただくためには、このようにコミュニティごとの、自治会ごとのそうしたふだんからの意見交換、そのためにも逃げ地図というのは有用であろうと。我々もそうしたことをさまざまな機会に例示として挙げていくことも有用であろうと、そのように感じた次第であります。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。

それでは、昨日の一般質問で、市長のほうにちょっとご確認をさせていただきたいことが 1 点あります。非常に大事なことだなと思ったんですが、先ごろの本市の豪雨災害のときに、助言として気象庁のほうから連携があったと。そのときの経緯をちょっとご説明いただければ助かります。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 過去のことはちょっと私も、就任前のことはつぶさにわかっていませんけれども、私が就任をいたしまして、まず気象庁の方が、九州の幹部の方だと思いますが、市役所に訪問をいただきました。その中で意見交換をさせていただいて、そこでホットラインの携帯の交換、やりとりをさせていただきました。それに対して、実際につながるかどうかを確認するという念入りの作業をお互いに行ったところでありました。

そうしたことも受けて、先日の 7 月の豪雨のときは直接ご連絡をいただいて、最終的にこの大雨特別警報を出すことになるということを、少し前にお電話直接いただいて。ただ一方で、気象庁はあくまで権限はないという中で、それに応じて避難指示を出してくれとか、出すべきだとか、そういうことは言われません。お聞きしても言われませんでした。

ですから、最終的にはそれは自治体の判断に任せると、委ねるという形でありましたけれども、ただ近年、非常に災害も多発しておりますし、国民の皆さん、市民の皆様からの目も、気象庁に対する目も厳しいということもあるようで、気象庁の方も非常に最近記者会見も多くされますし、我々自治体のほうにも、そうしたことを積極的にメッセージを送っていただくような関係になってきたということは、非常にありがたいことだなと思っています。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） 今お聞きした内容として、本市もそうですけれども、各市長の役割というのは非常に大きなものがございまして、そのご判断で、市が大きな災害をこうむるかどうか。市長にお願いしたいのは、情報が空振りになったからというのは、僕は許されると思いますが、遅れた場合、甚大な被害が出た場合、これはちょっと許されない案件になりますので、今の顔が見える気象庁との連携とか、組織のいろいろな機関との連携、例えば災害も、災害が起きた後の今度体制も考えると、今度は医療チームとか保健チームとか、いろいろ県とか国のこのあたりの組織の方とも顔が見える関係を構築しとっていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それと、この 1 件目の最後にしますけれども、今回防災・減災について市民の皆様のお思いとしては、いつ突発的な事故が起きるかわからない、この災害規模が半端なく大きいということ、皆さん本当に今の情報で周知されております。そういった中で、全国の行政の組織体制もちょっと見させていただいたら、ほかの市町村では危機管理課なんですよ。うちは防災安全課にはなっていますからね。うちの場合は 1 課 2 係という体制でされていると思いますが、こ

れで本当にいいのかなという検証も必要ではないのかなとか、あと予算編成においても、予算の枠組みで財政の枠組みの事業の中で、それで本当に足りているのかどうか、そのあたりも考えるべきではないかな。

と申しますのは、やっぱりこれから防災・減災というのは、市民ニーズを考えると、本当に我々の行政サービスの中心軸に持っていけないといけない、このような認識で私は考えておるところなんですけれども、市長のご認識をお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。ご指摘のように、危機管理を担当する課というものを特別にまたつくるかどうか、これは検討に値すると思いますので、今後議論をしていきたいと思っておりますけれども、まず防災安全のほうで、特に課長を中心に頑張ってもらっておりますけれども、大変さまざまな多岐にわたる案件がやはりありまして、日ごろの防災というか、安心・安全のさまざまな、そうした警察関係のこともありますし、こうした災害のこともありますし、さまざまな事件のこともあります。そうしたことを一手に引き受けてもらっていますので、なかなか厳しい部署だなということは本当に私も感じておりまして、そうした意味でも、その人員体制が十分であるのか、また担当が1つであることで足りるのか、そうしたことは確かにもう一度冷静に見直す必要があるのかなと思っております。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ありがとうございます。市長のお言葉を聞いて、少し安心いたしました。もう本当、市民の皆様の生命と財産、本当に命を確保する、補完する行政の役割としては、年々増ってきている、この認識のもとで今後とも取り組みをよろしく願いいたします。では、2 件目をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2 件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） それでは、2 件目の本市の財政運営と来年度の予算編成についてご回答を申し上げます。

まず、1 項目めの財政状況を考慮した今後の財政運営のあり方についてでございますが、福祉サービス利用者の増加に伴う各給付費が年々増加しており、また、小・中学校を初めとした公共施設の老朽化に伴う改修費などの増加も今後予測されることから、公共施設の再編も視野に入れた経費削減を図ることや、自主財源の増加を図りつつ、先行投資のために基金を取り崩す必要性や、将来の災害リスクなども勘案して基金をためておく必要性など、総合的に財政調整基金の適正規模についても議論を重ねたいと考えております。

また、2 項目めについてであります。子育て支援の充実、高齢者福祉の推進や空き家の有効活用などの生活支援戦略で本市の人口の社会増や自然増を促し、行政の広域連携を初めとする大太宰府構想や観光や産業政策などの超成長戦略で自主財源を増やすことで、積極的財政投資と地域の所得アップの循環を可能にすることを考えております。

その先行投資を可能にするためにも、平成31年度予算編成方針につきましては、改めて事務の再点検を行い、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立って、職員みずからが考え、経費削減とより一層の事務の効率化を図るよう指示を行い、厳しい財政状況に対応していく必要があると考えております。また、比較的短期に税収増が見込めるふるさと納税の増加に力を入れてまいりたいとも考えております。

なお、詳細につきましては担当部長より回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきましては、私のほうから回答させていただきます。

まず、1項目めの本市の財政状況の現状と課題について、平成29年度決算の状況をもとにご説明をいたしますと、歳入歳出総額ともに昨年度より減額となっております。主な要因としては、歳入歳出とも平成29年度は総合体育館建設事業に係る市債の借入れでありますとか、建設工事に係る費用がなくなったことなどが上げられます。

総合体育館の建設に当たりましては、計画から実施まで長期的に考え、特定目的基金として総合運動公園整備基金条例を平成8年4月に制定し、財源を確保してきた経緯もございます。このように、大規模事業を計画する際には、財源の確保が課題でありまして、各基金に積み立てを行うということが必要であるというふうに認識をしているところでございます。しかしながら、決算剰余金の範囲内での積み立てしかできないというのも実情でございます。

また、基金以外の財源といたしましては、市債を発行し、その財源に充てておりますけれども、公共施設を利用する世代間の公平性、また財政負担の均衡を図ることを目的として借入れを行っているというところでございます。

市債については、できるだけ借入額が償還額を超えないようにすることはもちろんでございますけれども、将来的な財政負担をなくすためにも、交付税措置等のある有利な起債を借入れまして、市債残高をまた減らしていくことも努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2項目めの来年度の財政計画に向けた具体的な取り組みと、今後の財政状況をどのように考えているのかについてでございます。

我が国の景気は、国の政策でもあります働き方改革などもありまして、回復傾向にはあるものの、まだまだ個人所得や法人市民税の大幅な増加にまでは至っておらない状況でございます。

一方で超高齢社会を迎え、福祉政策の充実などによりまして、年々社会保障費は増加の傾向にございます。本市におきましても、近い将来、人口減少が始まるものと推測をされておまして、厳しい財政運営になることも予想がされております。

このため、施政方針でもお示しいたしております「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」に向けまして、現在、公共施設等総合管理計画をもとに、公共施設の再編も視野に入れ、施設の有効利用等が図れないか調査研究をしているところでもございます。

また、歳出削減の一つとして、既存の事務事業の見直しを調査研究をいたしまして、行政のスリム化を図るとともに、補助金や公共施設の使用料についても見直しを検討し、財源確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。今の財政状況は非常に、やっぱり経常収支比率合わせて90.4%、臨時対策債入れると、非常にまた数字が上がってくるという、こういう状況の中で、私、我々の役目として最も市民に應えるべき問題は、歳入増収をどうやって増やしていくのか、まちづくりをどういうベースでつくっていくのか、これが一番の大きな我々が議論しないといけない課題ではないかなと私は思っております。

そういった意味で、今回は財政運営について、今度は歳出の面から考えますと、市民の皆様からお預かりした公金でございます。一元でも無駄遣いをしないという、先ほどスマートなところでスリム化を図りたいと言われていましたが、そのとおりだと思っております。

そこで、ちょっとお尋ねをしたいと思います。実際うちの自治体だけではなくて、近郊自治体とも比較して、基金とか市債の残高状況ですね、一体状況になっているのか、おわかりになればご答弁いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 本市の現在の基金、家計簿でいいですと貯金でございます。それから市債、家計簿でいいですと借金でございますけれども、それぞれの額でございますけれども、平成29年度末時点の普通会計におきまして、貯金、基金が約49億5,000万円、それと市債ですね、借金が約241億8,000万円となっております。

筑紫地区の自治体との比較ということでございますけれども、貯金が一番多いところでは約155億5,000万円で、4番目の自治体で約99億円ということになっておりますが、本市が5番目ということで一番少ない状況になってございます。

一方、借金ですね、市債のほうを見ますと、一番多いところが約282億5,000万円、一番少ないところで約114億9,000万円となっております。太宰府市はちょうど真ん中、3番目になっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。家計簿になぞらえてというところで質問させていただいてなかったんですけども、確かにご回答本当にありがとうございます。

中間地帯のほうに筑紫地区ではあるという認識のもとで質問を続けたいと思いますが、じゃあ具体的に本市の太宰府市の公共施設等総合管理計画、この中を見ますと、平成29年3月にこれ策定されていますが、今後29年間で345億円、年平均11.9億円の改修更新費用が必要となるということが明記されてあります。

それでは、必要なその改修更新費用の大きな差が、いろいろ施設によって差が出てくると思いますが、今後この運用のあり方について、今後の財政見通しをどのように目標設定されるのか、ちょっと基金と市債残高の観点からお伺いをしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在の基金でございますけれども、今後の公共施設の老朽化等の対策等に充てるために、公共施設整備基金というものを積み立てておりますけれども、その平成29年度末の残高が約7億4,700万円となっております。

議員ご指摘のとおり、公共施設等総合管理計画におきましては、今後必要な額として345億円という数値が出されておるところでございますけれども、これは現在の主要公共施設を全て維持すると仮定した場合の、今後29年間ににおける費用となっております。

公共施設につきましては、今後の人口動態でありますとか需要等も勘案をいたしながら、施設の再編も含めて、できるだけ費用がかからないように計画を立てていかなければならないというふうに考えてございます。

しかしながら、本市の主要39公共施設の72%に当たります28施設が、昭和40年代から昭和60年代に建築をされておって、相当老朽化が進んでいるというような状況でございます。今後、公共施設の整備に多額の費用が必要となることは間違いございません。現在の基金の積立額がこれでは十分だというふうにはとても思っておりませんが、今後とも公共施設整備基金への積み立てを優先的に、ほかの特定目的基金より優先的には行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） 私が申し上げたかったのは、要するに今の基金の運用のあり方では、これから維持更新費、改修費、それを見込んで、一番ネックは、先ほど防災・減災で申し上げましたが、本市においても平成15年7月に大災害起きたときに出ていったお金は二十数億円でございます。それを考えると、この基金で本当に大丈夫なのか、このことを懸念しましたので、ご質問をさせていただきました。

それでは、ちょっと時間の都合上、次に進めますが、そしたら、あと、ただこれは歳入に当たっては、やっぱり国からの地方交付税の収入が基軸になってくると思いますが、その歳入の構築の観点から考えると、基金の運用のあり方については、特定目的基金との活用のバランスですね、これを図っていった方が私はいいのかなと。先ほどお示しいただいた近隣自治体では100億円を超すところもございますので、うちがそこまでなることは非常に時間がかかると思いますが、そのあたりのことをご見解は所管のほうはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほど申し上げました基金残高の約49億5,000万円のうち、財政調整基金につきましては約29億9,000万円、ちょっと30億円足らずというような形でございます。基金全体のうちの約60%となっているところでございますが、これについては公共施設整備基金を初めとする特定目的基金が次に比べて約20億円近くというような形になっていまして、そっちのほうは40%ぐらいになっております。

財政調整基金並びに特定目的基金の構成割合というのは、今のところ決めてはおりませんけれども、逆に地方自治体の財政調整基金の残高が多過ぎるのではないかというような国からの指摘もあっているようなところで、太宰府市はそうではございませんけれどもですね。

本市といたしましては、災害等への備えが、それからまた近年の厳しい財政状況を鑑みますと、財政調整基金につきましては最低でも30億円以上、今30億円近くですけれども、それ以上を積んでいかなければいけないというような必要性については、ひしひしと感じているところではございます。

今後につきましては、ただ先ほど申しました公共施設の老朽化の問題もございますので、特定目的基金の公共施設の整備基金のほうとのバランスを考えながら、積み立てを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ちょっと嫌な質問してよろしいでしょうか。

じゃあ、大体幾らぐらいの目標設定でこれからご検討されるのか、所管、市長のほうで何かご答弁いただければ。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。嫌な質問かもしれませんが、先ほどから申しえていますように、最初の答弁でも申しましたが、やはり割合が決まっているわけではないということ、また今後の当然災害などに対する危機管理的な財政調整基金というものの必要性も当然、先ほど言われたように平成15年の二十数億円、一気に必要、今回ももう2億5,000万円とか3億円必要になってくると思いますけれども、そのための積み立てとしての財政調整基金もあれば、今後公共施設の再整備なり再編に向けての特定の目的基金の必要性ということもあります。

しかし、現時点ではそうした今後の青写真がまさにこれからつくっていくという状況でありますので、現時点ではやはり予断を持ってこの基金の割合なりどういう額が必要かということ、なかなか申し上げにくいところではありますけれども、ただ一般論として、やはりこうした基金を一定程度積み立てておくことは大変重要なことだろうと、そのように考えています。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ありがとうございます。今の基金ではちょっと足りないという認識を持っていたくのが1つ狙いでございましたので、よろしくお願いいたします。

それと、次に行きますけれども、事業評価のあり方ですね。今度の資料の中にもシート評価

をいただきました。この施策評価。この施策評価の中身を見てみますと、この項目についてどうのこうのはいませんが、大事なのは、ここの満足度の表のところですね。この図表が変化するのは、今後の方針のこの内容、ここをいかに充実させるかで市民満足度が上がってくる。ここをポイントとしてお聞きしたいと思いますが、ただ問題なのは、事業評価のあり方ですね。行政評価という考え方は、組織の論理から評価という言葉は確かにありだと思います。

ただし、我々、職員の方も人でございます。私たちもそうですが、やっぱり現場からの情報の質を変えていこうと思うなら、やっぱり事業評価ではなくて事業診断ということを考えながら、行政を評価するのではなくて、最適化するという、こういうふうに仕組みを、本市においては現場のいい知恵、もっと市民ニーズだったら、職員の方が考えると、こういうふうにするのもっといいのになというような声が素直に市長のところに上がってくる仕組み、こういうことで今後取り組みとして事業診断、そして行政評価ではなくて行政最適化というふうに私は考えているんですが、このあたり所管のほうの意見を求めます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今現在、市が行っております施策、事業につきましては、現在PDCAサイクルの考え方のもと、施策評価をはじめ、また外部評価委員による事務事業評価等も行っておりますのでございます。評価の方法につきましては、これが絶対というものはないものだというふうには思っておりますが、これまでも評価指標等も含め改善を図ってきたところでございます。

今後とも、先ほど堺議員がおっしゃいます事業評価から事業診断というような、行政最適化というような視点も当然大切だというふうに思っておりますので、そういったご意見も参考にさせていただきながら改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） 先ほども申し上げましたけれども、やっぱり行政機能の体質、構造を考えると、評価し続けると人は硬直化、発想がなくなり、守りに入ります。そうなってくると、伸び伸びとした生きた知恵が現場から上がってこない、こういうことをちょっと懸念いたしましたので、そういった情報の質を変えていく改革であれば、そのように変えられたほうがいいのかなというふうに思っておりますので、これは意見として述べさせていただきます。

では次に、先ほど示した施策評価シートの観点から伺いますけれども、満足度、この図表の中でいろいろな経費、運用経費、維持管理経費、直接経費はよくわかるんですが、間接経費はなかなか見えてこないというのがあります。

そこで、視点としてちょっとご意見を申し上げたいのが、この維持管理費や運用費、その他の間接経費を長期的に認識できるライフサイクルコスト、いわゆるLCCですね、これを予算書とともに提示して判断をする仕組み、要するに見える化を図っていただけないかなというふうに思いますが、ご見解のほうを求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 地方自治体の予算につきましては、地方自治法に基づきまして単年度収支によるということで今行っております。地方自治体は、学校や体育館、また文化施設等の多くの公共施設を抱えておるところでございます。これらの施設は建築されたときから維持管理費だけでなく、減価償却費がかかっていますけれども、現在の予算書ではその点は表示をされていないということでございます。

このように自治体の財政運営につきましては、これまで長期的な視点に欠ける点があったということもありまして、平成20年度から企業会計に用いられる発生主義的の考え方に基づく財務資料といたしまして、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、この4指標を作成をいたしておるところでございます。

また、平成29年度からは、一部事務組合等の財産等も加味をいたしました連結財務資料も作成をしておるところでございます。

堺議員ご指摘のとおり、長期的な視点に基づくLCC、ライフサイクルコストの考え方は、今後の自治体運営におきまして、今以上にさらに重要になるというふうに考えております。したがって、これまで作成をしております財務諸表、財務資料のさらなる充実に向け、調査研究をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。おっしゃるとおり、私もそう思います。単年度収支、これはよくわかります。本当に現金の動きも、単年度収支では単年度で見えます。

ただ、私がさっきLCCと申し上げましたのは、建物を構築する場合、昔よく箱物をつくっていました。設計の段階から建設、そして使用、そして減価償却していくという、こういう一連の流れ、フルコストをあらわすことで、短期的には計画ありだなという計画も、長期的に見たら、いやいや、ちょっと待てよと。そしたら、その建物はこれでいいのかという見直しが始まります。こういうことを考えると、ライフサイクルコストはこれは必要ではないかな、要するに長期的な視野、これが今後求められるものではないかなと思います。

そして、これは市長のほうにお伺いしたいんですが、これは埼玉県の方の地域活性化に向けた取り組みの現状と今後の方向性という図表なんですけど、非常にわかりやすかったんで、ちょっと参考までにお示ししておきたいと思いますが、今の財政状況の取り巻く状況が、埼玉県がどういう状況なのか、図表に明確に項目ごとに書いてあって、その取り組みをその中間に書いてあって、方向性を示してあります。非常にこれわかりやすい。こういうことを本市においても市民の皆様にお示しできれば、もっとわかりやすいんじゃないかなというふうに思いますが、市長のほうのご見解を求めたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 埼玉県。

(6 番堺 剛議員「埼玉県です」と呼ぶ)

○市長(楠田大蔵) 県ですね。上田知事も福岡市出身ということでもありますので、いろいろご指導いただいてきましたけれども、ご指導いただきたいと思います、おっしゃるように多岐にわたる大変有用なご指摘をいただいております、私も改めて勉強をさせていただくきっかけになっております。

そうした中で、この予算、財政のあり方ですね、まさに自治体運営の肝でありまして、今までよく言われてきたのは、単年度収支によるところが慣例としてあって、その単年度だけで見るという習慣が非常にあるというのが、今までの国なり自治体のあり方としてよく指摘をされてきたことでありますが、国の今のあり方を見ても、単年度では非常に厳しい財政なり、全体としても借金も多く残っておりますが、国債が償還を順調にされて、さまざまな海外での資産もある中で、今経済としては非常に好調な状況を保っているということを考えれば、やはりさまざまな視点、捉え方があると思うんですね。

太宰府における、本市におけるあり方として、例えば史跡が多いとか、そうした町の特性があります。そうした中では、一般的にお金を生まないというか、財源を生むわけではないですけれども、生活をする上で、非常に皆さんにとっては住みやすい、そして観光の目玉ともなり得る、そうした数字にあらわれない部分もあると思います。

そうした太宰府ならではの財政のあり方といいますか、目に見える形で長期的な視点も持ちながら、ライフサイクルコストなども意識しながら、太宰府ならではの財政のあり方、今後の持続可能性を図っていく方法というものがあはしないかということを、私自身もうっすらと頭には浮かんできておりますけれども、何分まだまだ私もちょっと勉強不足でありますので、今までのようなご指摘を受けながら、そうした埼玉県などの方式も勉強させていただきながら、太宰府方式というものをつくり上げていければと、そうした思いをまず持っているところであります。

○議長(橋本 健議員) 6 番堺剛議員。

○6 番(堺 剛議員) 市長、ありがとうございます。私も同じ認識に立って、市民の皆様の税金を無駄遣いしない、そして予算編成などでは歳入をしっかりと考えていく、この仕組みを今後ともつけていただければと。

最後の6点、もう時間がありませんので最後にしたいと思いますが、最後に公共空間の考え方について、この質問事項から軸がちょっとずれるかもしれませんが、申しわけございません、よろしくお願いいたします。

今までの自治体の運営の状況として、全国的にも昭和50年代からフルセット型で今まで施設整備をやってきたんですけれども、その投資ではもう今限界に来ていて、経常的な経費を強いられている状況、90.4%です、うちも。先ほど言われたように、公共施設は老朽対策の経費もあります。今からの時代は、単体自治体ではもう財政運営という視点はなし得ない。いわゆる連携、地域連携、都市連携、これが一つの大きな連携推進都市というのに生まれ変わらないと

いけないのではないかなと、私はそう思います。

具体的に申しますと、例えばプールの運営のあり方についても、中身が7割方、市外の方からご利用いただいているのであれば、例えば共同で構築できるものがあるんじゃないかなと。要するに今の我々がやっとな一部事務組合とか広域連携とかいろいろやっていますね。その拡大版を推進をしっかりやっていく仕組みが必要ではないかと思いますが、市長のご見解を求めたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。まさに公共空間の考え方ということは、私も常々考えてきた考え方でもあります。例えばですけれども、やはり先ほど来申しております積極的な広域連携による大太宰府構想という言葉を使ってまいりましたが、先ほどプールの例も挙げられました。プール、また総合体育館ですね、あの場所は本当に筑紫野市の杉塚からもう目と鼻の先でありまして、太宰府市だけのものという考え方を強くすればするほど、実際の有効活用というものを逃してしまう可能性もやっぱりあるだろうと。

そういう意味では、やはり近隣の自治体と密に連携をしていく中で、せっかく太宰府で多額のお金を使って建てたものなどは、やはり近隣との連携を図っていくと。合併を将来目指すかどうかは別にしましても、そうした近隣との連携は、既にさまざまな話も出ておりますけれども、積極的に図ってまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ありがとうございます。地域連携におきましては、ただ施設だけではなくて、コミュニティバスとか相互乗り入れの観点とか、そういう連携もあると思います。また、財政運営については、空き地、市有地で持っている空き地をお金に変えていく仕組みづくり、これもあると思います。いろいろなアイテムがあると思いますので、今ある財産でお金を生む仕組みづくりも大事なかなと思います。

時間がありませんので、最後、私のほうから総括を述べさせていただいて、終わりにしたいと思います。

最後に、これからの少子・高齢化社会の背景の中、総務省の有識者会議では、これから自治体戦略で、今総務省がやっている協議会、調査研究は、自治体戦略2040構想研究会というのが始まってしまして、これまで第1次、第2次報告が7月に行われました。これ非常に全国的に皆さんが注目された内容でございます。

どういうテーマかと申しますと、人口減少において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか。この中に書いてある内容として、さまざまメニューはありますが、これからの自治体のあり方の方向性として1つあるのが、スマート自治体への転換。どういうことかといいますと、AIとかICTを活用して、事務事業で近隣地域との重なる事業については省力化していく、抑制をしていく。そして、人であり職員であり公的な人間であり、人じゃないとできない仕事だけに業務を絞っていく。スマート自治体、要するに具体的に申しますと、職

員数をちょっと軽減してきても、削ってきても可能な流れをつくっていくという方向性を、今から国も少子・高齢化対策として考えておりますので、これから先、本市においても、歳出予算では一円も無駄にしない、歳入予算では持続可能なまちづくりに具体的な増収施策を市長のリーダーシップでしっかりお示しいただき、防災・減災対策で犠牲者ゼロを目指したまちづくりを重ねてお願い申し上げて、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔4番 徳永洋介議員 登壇〕

○4番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って2件質問させていただきます。

1件目は、基本教育の充実と先進教育への挑戦についてです。

文部科学省の学校における働き方改革についてでは、社会の急激な変化が進む中で、子どもが予測不能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質、能力を育成するため、学校教育の改善、充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題はより複雑化、困難化しています。

このような中、教員勤務実態調査、平成28年度の集計でも、看過できない教師の勤務実態が明らかとなりました。このため、文部科学省では、学校における働き方改革により、教師が心身の健康を損なうことがないように、業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童・生徒に接する時間を十分に確保し、児童・生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況をつくり出すことを目指します。学校における働き方改革については、中央教育審議会で議論が行われており、文部科学省としては、その議論も踏まえながら取り組みを進めていきますと提起されています。

その文部科学省の教員勤務実態調査検査項目の中に、業務内容別の学内勤務時間があります。平日については、小学校では授業27分、学年・学級経営10分が、中学校では授業15分、授業準備15分、成績処理13分、学年・学級経営11分が増加している、土日については、中学校で部活動1時間4分、成績処理10分が増加していると記載されています。そのほかの業務としても、朝の業務、学習指導、定期テストの作成、生徒指導、児童会・生徒会活動、職員会議、学年部会、校内研修、保護者・PTA対応、地域対応、教員免許更新、校納金などの事務、関係団体対応、校務としてのさまざまな研修などがあります。

市長の提案説明の中で、未来を担う児童・生徒の教育環境充実の観点から、中学校給食の検

討、ノー部活動デーや夏季の学校閉庁日設定、9月からのタイムカード導入など、学校における教職員の働き方改革と述べておられました。本当にそれで働き方改革ができるのでしょうか。未来を担う児童・生徒の教育環境充実はできるのでしょうか。

そこで、学問の神様にふさわしい教育、子育てについて5項目質問します。

1項目めは、教師の働き方改革に対する本市の具体的取り組みについて、2項目めは、部活動指導に対する具体的取り組みについて、3項目めは、いじめを含むさまざまな悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制について、4項目めは、特別支援学級の現状と課題について、5項目めは、本市における35人以下学級の方向性について伺います。

2件目は、史跡水辺公園、総合体育館の運営についてです。

プールの指定管理については、民間から文化スポーツ振興財団、文化スポーツ振興財団から再度民間に指定管理が変わりました。そこで、1項目めは、史跡水辺公園、総合体育館の指定管理に対する市長の考えについて、本市各施設の指定管理の方向性も含めて伺います。

また、夏季のプールの来客数は、本市以外の方が多いと聞いています。また、来客数も多く、そのため総合体育館の駐車場がプールの駐車場になり、体育館での大会要請を断っていると聞きました。何のために空調設備をつけたのか、疑問です。そこで、2項目めは、史跡水辺公園、プールの課題、料金設定等について、3項目めは、総合体育館の課題、年間使用の状況等について伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 回答をお願いします。

教育長。

○教育長（樋田京子） おはようございます。よろしくお願いいたします。

1件目、学問の神様にふさわしい教育、子育てについてご回答申し上げます。

まず、1項目めの教師の働き方改革につきましては、教職員の長時間労働が看過できない状況にあることを踏まえ、本市におきましては、本年度から教職員の働き方改革に取り組んでおります。教職員のワーク・ライフ・バランスの確立と、子どもたちと向き合うゆとりを生み出すための取り組みを、着実に進めてまいりたいと考えております。その具体的取り組みにつきましては、教育部理事に回答をさせます。

次に、2項目めの部活動に対する具体的取り組みでございますが、本年度、2つの点から取り組みを始めました。1つ目は、部活動の適切な運営体制や休養日、練習時間等を定めました本市の基本方針の策定、2つ目は、部活動外部指導者や部活動指導員といった人的支援の体制づくりでございます。

部活動は、目的や運営を誤りますと、教職員の過度な負担や生徒の生活のバランスを壊すことにもつながります。スポーツ庁のガイドラインや県の運動部活動運営の方針も参酌しながら、適切な部活動のあり方について検討、改善を重ねてまいりたいと考えております。

次に、3項目めのいじめを含むさまざまな悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制につい

てでございますが、いじめの問題は、児童・生徒の生命や学習権を奪う重大な事態につながることもあります。社会全体で未然防止、早期発見、早期対応に努めなければなりません。中でも、児童・生徒の相談体制の整備は、問題の深刻化を未然に防止する観点から、大変重要であります。その詳細につきましては、教育部理事に回答させます。

次に、4項目めの特別支援学級の現状と課題についてでございますが、本市における特別支援学級の設置数は年々増加いたしておりまして、現在、小学校で29学級、中学校で8学級となっております、合わせて37学級でございます。

課題といたしましては、特別支援学級には複数の障がいをあわせ有する児童・生徒が多く在籍しておりまして、一人一人のニーズに応じた指導の充実、そのための担当教員の指導力の向上、また、インクルーシブ教育システムの構築のための、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習の充実が大きな課題であると考えております。

最後に、5項目めの本市における35人以下学級の方向性についてお答えいたします。小・中学校の学級編制基準及び教職員の定数につきましては、いわゆる義務標準法という法律によりまして定められております。小学1年生は35人以下、小学2年生から中学3年生までは40人以下となっておりますが、福岡県は、独自の施策によって、小学2年生も35人以下で編制しております。

ただし、この施策につきましては、必ずしも県から教員の追加配置があるわけではありません。本年度も2校の対象校がありましたが、1校のみ追加配置がありました。もう一校につきましては、太宰府市の費用負担により講師を探しておりますが、配置ができておりません。

学級の少人数化は、きめ細やかな教育を実現する上で大変有効でございますが、市単体で実施することは大変困難な状況がございます。教育委員会といたしましては、さまざまな機会を捉えて、少人数学級の実現に向けて国や県に要望を出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） それでは、1項目めと3項目めの詳細につきましては、私のほうからご回答いたします。

まず、1項目めの教師の働き方改革でございますが、議員ご指摘のとおり、タイムレコーダーの設置やノー部活動デー及び学校閉庁日だけで問題を解決できるとは考えておりません。まず取り組むべきことは、タイムレコーダーによって教職員や管理職、市教育委員会の3者が正確な勤務実態を把握し、本市あるいは各学校の課題を明確にすることです。その上で、校務運営の効率化や休暇を取得しやすい職場環境づくりに向けて、継続的に改善を図っていくことが重要であると考えます。

部活動につきましても、ノー部活動デーの設定は、部活動に関する基本方針の策定の取りかかりであり、今後もその充実を図りながら、並行して外部指導者や部活動指導員といった人的支援のための体制づくりも進めていく予定であります。

学校の体制や教職員の意識は、長い年月をかけて醸成されてきたもので、その改革については、適切な手順と学校現場への粘り強い働きかけが必要であるというふうに考えております。

次に、3項目めのいじめ相談体制について詳細をお答えいたします。

学校では、児童・生徒を対象とした無記名式のアンケートと、アンケートと組み合わせた全児童・生徒との教育相談を実施しております。また、保護者へのアンケートも実施し、相談があれば自由に記入できるようにしております。加えて、校内に施錠された相談ポストを設置し、いつでも相談事を投稿することができます。さらに、各中学校に、これは各中学校ブロックで活用することが可能なんですけれども、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを設置し、求めに応じて児童・生徒及び保護者からの相談を受けております。

学校外につきましては、教育支援センターが作成したチラシで、教育支援センター及び学校教育課で相談ができることを周知するとともに、さまざまな配布物等を通して関係機関の相談先についても周知を図っております。

相談体制につきましては、多様な選択肢をつくることが重要ですので、県や国の動向を注視し、さらに充実させるための手だてを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） まず、1項目めですけれども、毎日新聞2016年の新聞記事に、「文部科学省調査で2015年度、精神疾患での休職教員5,009人。文科省はこの要因に、多忙な労働環境を上げる。経済協力開発機構OECDが2013年に実施した調査で、日本の中学校教員の勤務時間は週53.9時間。対象となった34カ国・地域の平均38.3時間を大きく上回っている。授業の準備や教材研究に加え、いじめや不登校の対応、部活動などの課外指導も担い、心身ともに疲弊する教員が増えている。文科省は、部活動の実態調査を始めるなど、長時間勤務の改善に取り組んでおり、教員の負担を軽減し、精神疾患による休職を減らしたいとしている。」という記事が載っています。本市においても、かなりの先生方が精神疾患による休職、そういうのが実態ではないかと。

それに伴って、文科省が、学校における働き方改革にかかわる緊急提言ということで、平成29年8月29日、緊急提言を出しています。大きく3項目、校長及び教育委員会は、学校において勤務時間を意識した働き方改革を進めること、2項目め、全ての教育関係者が学校、教職員の業務改善の取り組みを強く推進していくこと、3項目め、国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること。この緊急提言に対して、平成30年2月9日に文部科学省事務次官が、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改革及び勤務時間管理等にかかわる取り組みの徹底についてということで通知が出されています。

そこで、この通知に関して、本市の働き方改革について何点か質問をしていきたいと思っておりますけれども、まず、タイムカードですけれども、これは勤務時間のみですか、部活動もですか、持ち帰り時間もですか。全ての時間を把握するのが目的なのか、質問します。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） おっしゃるとおり、学校に出勤したときに、カードをかざすような形になっています。そして、学校を退出するときにかざすようになっておりますので、部活動も含めてです。

現在、先生方をお願いしているのは、例えば土曜日、日曜日実際に学校に来られて仕事をされている先生は、小学校でも中学校でもいらっしゃるわけですね。その際にも、もうそれは仕事を目的に来られているわけですから、記録をするように、そのカードをかざして記録をするようにお願いしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 持ち帰りで家庭での申告ですか。それはもう把握しない。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 持ち帰りの分は、そのカードには記録をしないようになっております。おっしゃるように、学校で全ての仕事が完結するわけではないわけです。それはもちろん、例えば家庭の状況によっても持ち帰りが多くなる先生もいらっしゃいますが、あくまでも今の現在では、学校にいる時間ということでまずは調査をかけたいなというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 結構学校の事務職員の方が仕事が増えたといって、負担をかけているみたいなんですけれども、これはいつまでするんですかね。このタイムカードの方向性みたいなのは決まっているんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） これは事務職員の負担というよりも、どちらかというと主幹教諭や教頭のほうをお願いしている部分大きいわけですね。実際にじゃあ集約等があるかということ、実はパソコンと連動しておりまして、特段、毎日きちんとかざしていただければ、何も後から操作するという必要はありません。ただ、月1回、翌月の月初めに教育委員会のほうにいただくようになっていますので、そのデータの送信というところは必要になってくると思います。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） データを3年とか5年とかずっと続けようと思っているのか、期間的なものは決まっているんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 実は県のほうからも通知が出ているのは、もう議員ご存じだと思うんですけど、県立学校のほうでは20%勤務時間を縮減しましょうということが出ているわけですね。つまりどういうことかということ、正確な勤務時間を知るということは、1つは課題を明らかにすると、先ほどご答弁させていただいたとおりですね。例えば学校によって違うのか、それから講師によってどれだけ違うのかとか、例えば土日の出勤、出勤とは言いません

ね、土日に働いている分はどうなるのかということを知るという面と、もう一つは、その成果をはかるというところでも時間ではかる部分もありますので、現在のところ例えば1年でやめずとか2年でやめずというところは考えておりません。これはあくまでも課題の明確化と学校の変容ですね、管理職も一定期間でかわりますし、継続して現在のところは行っていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） また、学校閉庁日の件ですけれども、これは先生方というのは年休、特休、お休み。勤務形態は。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 形態は年休か特休ということをお願いしております。ですから、それはどちらでも構いません。先生方の夏休み前の計画を立てられますよね。あのときに特休でとられるか年休でとられるかは、それぞれがご判断されると思います。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 何となくの理解で、はっきりはわかりませんが。

それとあと、教員1人当たりの当該授業時数の軽減と、それに伴う授業準備の充実に向けた小学校における専科教員や中学校における生徒指導担当教員の充実。特に、小学校の中高学年において、授業時数が週1こま相当増加する新学習指導要領の全面实施に向けた対応というのが記載されております。本市においては、小学校の専科の英語教員をどうするのか。もう一つは、中学校における生徒指導に必要な教員の充実というのも上がっていますけれども、その2点について、もし何か決まった方向性があれば。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 基本的には配当があった教員でそこをやっていかねばいけないというのが原則なんです、実は小学校の英語の専科については、本年度、実はちょっといいタイミングで専科の先生をお二人雇うことができました。これは県のほうからの事業で声をかけていただいて、お一人がちょっと教員免許がなかったので、免許を取得するというか、県のほうが臨時免許を許可する時間がかかりましたので、夏休み明けになりましたけれども、現在お二人が小学校に行きまして、高学年を中心に専科の授業をやっていただいております。このことについては、継続の方向性を探っていききたいというふうに考えておるところです。

中学校につきましては、先ほど申しましたが、新たに市で雇うということは今難しい状況でありますので、学校の中でそれぞれ工夫をしていただいて、例えば教科チームで、同じような学習指導であれば一緒に教材をつくるとか、それからきちんとストックして行って、仕事の時間を減らすとかというふうな工夫をしていただいているところであります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） その英語の先生については、国からの何かの予算のがついているんです

か。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 国からついている部分が県におりてきて、県のほうからちょっと声をかけていただきまして、それならばぜひお願いしますということで、急遽お二人、本当に英語が得意な、両方とも日本人の方なんですけれども、お願いいたしまして、現在小学校をぐるっと3校と4校に分かれて回っていただいているところです。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 文科省の概算を見ると、何かプラス1,000人とだけしか書いてなかったんで、中学校における生徒指導の教員の充実といってプラス、全国で50人、校長、副校長の業務を手伝うのは40人としか書いてなかったんで、予算措置はされてない、自治体任せなのかなと思って見ていたんですけれども、同じ回答になってくるかもしれませんけれども、教職員の休憩時間を確保するということで、留守番電話の設置、メール等によって連絡対応を初めとした体制設備の支援をとありますけれども、その辺は何か方向性ありますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 実は昨年度、タイムレコーダーと留守番電話のことをちょっと教育委員会の中でも協議をしました。順位性としては、先にタイムレコーダーをつけさせていただきました。理由は、先ほどから申し上げましたとおり、やっぱり課題を明らかにするという作業は早くしなければならぬことだろうというふうに考えたからです。

それで、現在行っておりますのは、各小学校と中学校、2カ月に1回ですけれども、何時まで電話がかかってきているかという調査を、余り長くはできませんけれども、2カ月に1回、1週間区切りでやっております。そしてその結果、何時から閉庁時間とすることができるか、何時から留守番電話に切りかえることができるかということを、今調査研究しているところがあります。

だから、これがうまく来年度につながるように、しっかりやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） また、書いてあったのが、総合型校務支援システムの導入を図りということで、指導要録、そういう記載など学習評価を初めとした業務の電子化、そういう、できればそっちのほうがいいのかなとは思うんですけれども、そのことはどうですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 実は、現在小学校も中学校も、通知表と指導要録については電子化ができております。私も実は通知表だけは電子化の恩恵にあずかりましたけれども、現在は指導要録も含めてなっております。

校務支援システムというのは、それだけではなくて、例えば出席簿の管理だとか、要するに出席簿を、今これやっているところは二重になっているらしいんですけれども、要するに電子

化すると、それが全部いろいろな書類に流れていくということですね。それとか、例えば会議のときにペーパーレスですとか、そういったことができるということで、今後その導入についても、財政の状況を見ながら検討していきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） それと、書いてあったのが、給食費を初めとする学校徴収金の公会計化の促進及び徴収管理業務の負担軽減に向けた調査研究というのが書いてありますけれども、この件についてはどうですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 多分6月議会でご質問いただいたと思うんですけども、そのときに教育委員会としては前向きに考えてまいりますということをお答えさせていただいておりますので、それは変わらずそのとおり考えております。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） 北九州のほうでは実際あっているみたいですけども、教員の事務作業、プリント印刷とか授業準備等のサポートスタッフ、その配置とかはどうですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 現在、太宰府市の場合でいくと、特別支援教育支援員さん約50名の方にお手伝いいただいております。それから、小・中学校に図書司書さん、学校司書さん来ていただいたりとか、そういった必要なところからサポートをといるところではございますけれども、現在のところ、じゃあそういったものを減らして事務のサポートができる方を雇えるかという、なかなか難しい状況がございますので、どう学校の中でそのあたりを効率化していくかということに視点を変えていかないと、なかなか外部から人をといるところでいくと、いつまでもこの問題には手をつけられないと思いますので、ちょっと発想を変えまして、学校の校務運営の効率化というところで何かできないかということで、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） それと、聞きなれない言葉があつて、スクールロイヤーの活用促進に向けた体制の構築、全国10カ所となっていますけれども、その件については。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 現在、実際に文科省からも来ていますけれども、例えばいじめの事案とかで、内容によっては警察とか弁護士さんに相談してくださいというようなところなんですね。だから、現在学校に特別にそういった法律について相談できる方ということ置くというのは難しいと思いますが、実際に実績としましては、市に顧問の弁護士さんがいらっしゃいますので、昨年度も学校でちょっと困った案件がありましたときに、その弁護士さんに相談をさせていただいて対応させていただいたという実績はございます。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） 私も文科省のを読ませていただいて、基本的には学校を、教員じゃない外部の方を何とか援助しながら、働き方改革。ただ、その予算措置がオスプレイ 1 機分やないかなというぐらい物すごく、結局楠田市長の今からの頑張りで太宰府市の教育が変わると思うんですけども、それに伴って部活動のほうは前向きに支援していくということですけども、福岡市とか北九州市はもう具体的に動いているんですが、本市の財政面も考えて可能なんですか。いつごろから外部指導員を何名ぐらいとか、その具体的なのがもしわかれれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 現在部活動につきましては、部活動の外部指導者が15名おります。実は、県の事業におきまして、中高等学校運動部活動活性化プロジェクトというのがありまして、議員も外部指導者でいらっしゃいますのでご存じだと思うんですけども、各学校1名だけ謝金が出ていたというような事業がありました。これについては、実は本年度に入りまして6月で打ち切られておりますので、現在各学校ではボランティアのような形でいただいているところであります。

それで、これにかわりまして、実は部活動指導員を入れると3分の1ですね。3分の2が補助になりますので、3分の1で指導員を導入することができるという制度が来ておりますが、この部活動指導員というのは外部指導者と違いまして、単に技術的な指導だけではなくて、引率が可能であると、それから部活動でふだん例えば保護者と連絡する分についても担うとか、それから子どもたちの間、生徒間で何かあった場合には、当然そこも指導範囲になっていくわけですね。

ですので、そういったことを考えると、やはり一定の研修期間とか、それから本市としての財政上の問題とか、各学校のニーズが外部指導者なのか部活動指導員なのかということもありますので、今後研究していかなくはいけないとは思っていますが、私たちとしては、まずは外部指導者、今ボランティアでいただいている外部指導者についてどのような体制づくりをしていくかというところを手がかりに、進めていきたいなというふうに思っているところで

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） その学校の希望によっても、職員数も違うし、部活動を一齐に休ませたりとか、何か非常に充実というのも大事だと思うんですね、子ども側に立って。やっぱり多学年にまたがる集団で自主的な活動になりますので、やはり一番いじめの起きやすい集団にもなりかねない。やはりできるだけ行政としてはサポートしていただけたらなと思っています。

次に3項目め、いじめを含むさまざまな悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制ということで、これも日本経済新聞に載っているんですけども、「日本の自殺率6位、若年層ほど深

刻。政府が2017年版白書。政府は30日の会議で、2017年版の自殺対策白書を決定した。人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率を諸外国と比較し、日本は6番目に高かった。若年層の自殺と事故の死亡率を先進7カ国に比べると、自殺が事故を上回ったのは日本だけだった。日本の15歳から34歳の自殺死亡率、2014年は17.8人となり、事故による死亡率は6.9人。英国は事故12.1人、自殺が6.6人。」逆の2倍ですね。日本の場合、若年層の自殺がやはり問題になっているという、いじめだけの自殺ではなくて、本市でも悲しい事件がありましたけれども。

それで、市長のほうにお願いしたいんですが、文科省の取り組みで、SNSを活用した相談体制の構築、事業計画ということで出ています。事業の趣旨としては、問題の深刻化を未然に防止する観点から、いじめを含むさまざまな悩みを抱える児童・生徒に対する、SNS等を活用し相談体制の構築を推進し、児童・生徒の相談にかかわる多様な選択肢を用意することにより、教育相談体制の充実を図るということで、もう実験的にやられているんです。今の子どもたち、電話はほとんど使わない。いろいろ課題はありますけれども、SNSということで、やられた自治体に文科省の人聞いてみると、電話して聞いたんですけども、かなりやはり電話はほとんどもうなくなって、相談体制できていませんけれども、結構うまくいっているらしいんですね。

これが県とか政令指定都市なんです。ただ、連合自治体を含むというか、広域の自治体、だから市長が選挙公約とかでもおっしゃっていましたが筑紫地区で、これも文科省に聞いたら、一応来年度も予定やけれども、まだ予算が決まってないということなんですけれども、やはり児童相談所も含めたところで、何か子育て支援を筑紫地区でやればできることがあるんじゃないか。本市だけではちょっと難しい部分があっても、こういう具体的な取り組みを筑紫地区でやることによって、子どもたちを救うことができるんじゃないかなと思うんですけども、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。いじめの問題については、私もとにかくいろいろなことが仮にあったとしても、命だけはあれば、何かしら未来が開けるという思いが強くなりますので、あらゆる手段で、こうしたいじめがあったときに、その悩みを抱える子どもたちの助けの声を聞く場が確保できる必要があると考えております。

そうした中で、SNS、私もフェイスブックを中心に使っておりますけれども、もちろんLINEなども使っておりますが、やはり現代の子どもたちはそうした手段でやりとりをしていることも見聞きするところでもあります。そうした中で、文部科学省がこうした取り組みを進めていることは、非常に私も参考にすべきことでありますし、確かに本市1市だけで新たな斬新な取り組みというのは、予算的なものも含めて難しいかもしれませんが、筑紫地区という一つの枠組みの中でさまざまな問題を議論する場は既にもうございますので、そうした意味で筑紫地区でこうしたものの活用を考えていくことは検討に値することだろうと思っておりますの

で、積極的に私も周辺の自治体の方ともこうした連携をとれる可能性を探ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） 私も、本市だけでなく、筑紫地区で何かできる、難しいと思うけれども、もしそれができればいろいろなことが、高齢者問題にしても子育て支援にしても、何か国がまだまだできていない部分を筑紫地区でって、何かできそうな気がしますので、ぜひお願いしたいと思います。

次、4 項目めですけれども、特別支援学級についてですけれども、非常に特別支援学級が急増している、発達障がいも含めて、とても大切なことと思うんですけれども、さっきのご答弁にもあったように、やっぱり教師の指導力、その辺もまだまだ不十分だと思うんです。そこを目指してやっていかなくちやいけないと思うんですけれども、まずは保護者の声を聞くというか、担当している先生たちの声を聞くというか、統一できないでも、いろいろな子どもたち、お子さんがいると思うんですよね。だけん、備品一つにしても、何か求めるものが違うと思うんですよ。

よその自治体とか、特別支援学級独自で予算があるので、何かやりやすいというようなことも聞きますので、一括して学校独自で備品とかやなくて、やっぱり教師の現場の声とか、もしくは保護者の声、やられると思うんですけれども、なかなか難しいけれども、やっぱりまだまだ不十分な部分があると思うので、そのところをお願いしようと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） おっしゃるとおり、特別支援学級というのは、当然一人一人、クラスの人数は少ないとしても、一人一人ニーズが違いますので、例えば学級に 5 人いれば、5 つの指導計画があるわけです。ですから、通常学級で考えるように、何か全員に同じものが必要かと言われればそうではなくて、ある子にとってはこういう教具が必要だし、ある子にとってはこういう教具が必要だということで、どうしてもそういうことは考えられてくると思います。

予算につきましては、そういうふうに分けたほうが本当に使いやすいのか、学校裁量でその辺をきちんと認識していただいた上で決めていただくほうが、本当に柔軟性があって使いやすいのかというのもありますので、そのあたりは学校の意見等にもちょっと耳を傾けて考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） 先ほどご答弁されたように、そういう趣旨で、特に教育長のほうで、各学校の校長先生にも特別支援学級の基本的な考え方というか、やっぱり校長先生の考えがその現場での雰囲気も大分変わっているみたいなので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、5 項目めの 35 人以下学級についてですけれども、いろいろ調べてみると、2017 年から 2026 年、10 年間で 9,300 人の減、国、地方を合わせて 600 億円の減額と。なかなか、

文科省のこの働き方改革では僕はよくならない、30年前の学校、今の学校、30年後の学校と考えたときに。昔は病気をされたとか何かお休みしたときに講師の先生でやったんですよね。それがもう今、講師、おまけに免許更新制度もあって、福岡県のほうも正式採用を抑えて、もう数年前から教師がいない。もう危機的状況やないかなと思います。

特に教員の場合、給特法というのがあります。知られない方も多いと思うんですけど、教員は勤務実態の特殊性を踏まえて、公立学校の教員について、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しないかわりに、給料月給の4%相当を教員調整額として支給する、そういうことが定められたと。昭和46年。

結局、超勤4項目って、特別な場合以外は残業を命じられない。でも、特殊性で、やっぱりどうしても子どもたちがいるから残業が増えるんですね。決まった当初、1966年は平均1時間48分。現在、小学校が18時間、中学校が24時間。これは週ですから、これを月に換算すると、もう明らかに80時間超えて、過労死ラインを超えています。

これをもし残業代に合わせて引き上げると、国と地方で合わせて9,000億円。これはもう学校の先生方のボランティア、普通残業代をもらって当たり前なんだけれども、ルールがあるんで、9,000億円は学校の先生たちが手当なしに働いている状況がある。もう多忙化。

だけん、何が言いたいかというと、それによって子どもたちがちょっと自分としては不安なものがある。今の太宰府市の状況は僕はいいと思っていますけれども、よそを見ると、結局いじめられたと保護者の方が学校に言う。でも、学校も忙しいけん、そういういじめはないと言う。保護者の方はどうしたか。私立探偵に依頼する。私立探偵がいじめを実証する。その私立探偵、テレビでいうと300件は実証したというんですね。そんな学校になってはいけないだろうと。本当、もうあつぷあつぷの状況だと思っています。

それで、本市の課題についてちょっとお聞きしたいと思うんですけども、今、児童・生徒の通学時におけるランドセルが非常に重たいということで、話題になっていますけれども、その辺についてはもう何か考えられていますか。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） 私のほうは、今の通学時の荷物の負担についてお答えしたいと思います。が、実は9月の最初から、我々教育委員会は学校訪問というのを実施をいたしております。その中で子どもたちの状態も目で見ながら、そして各学校にそういう子どもたちの通学時の荷物の重さということについて改めて認識していただいて、何かアイデアを出していただけないかというお話をしているところでございます。

ご指摘のとおり、子どもの成長または背骨の痛みというような問題も出ておりますので、これについてはしっかり教育委員会としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

あわせて、先ほどの特別支援教育の充実についてでございますが、本市につきましては、特別支援の指導主事を置かせていただいております。恐らく他市町村にはそういう例は余りないんですが、その特別支援教育担当の指導主事がきめ細かに先生方の要望、それから保護者の声

を聞きつつ、それから先生方の指導、助言もしているところでございます。

それから、インクルーシブ教育ということで、今は全ての先生方が特別支援に関する知識、そのほか指導力を持たないと学級経営が成り立たないという状況でございますので、全先生方の、対象の教員も含めて、学校長も非常に重く受けとめまして、重要課題ということで取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） あと、自分が非常に課題だと思うのは、初任者研修ですね。正式採用された方も若年退職が今増えている状況がある。聞くと、夜遅くまで学校に残られて、指導案等を作成されている。県のほうもこれじゃいかんやろうということで、何らかの方策がおりてくると思うんですけども、初任者研修とか研修についてのお考えがあればお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 実は、本年度から初任者研修の授業に本市の指導主事が行くことがなくなっただけですね。要するに公開する授業数が減らされました。そこあたりは県のほうでも認識をされていて、改善を図られたんだろうというふうに捉えております。本市の教育委員会といたしましては、学校から相談があったときには、初任者研修の方途というか、こういうふうな規則がありますよということにこだわらず、その先生が元気で勤められるような方法で、学校と県と相談しながらサポートしているところであります。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） やはり家庭を持たれてお子さんがいてといっても、やっぱり初任者として教員としてやれるという働き方が普通だと思うんですよ。独身で何時間でも働ける人やないと教員になれないじゃおかしいと思うので、やはりその辺が今回の働き方改革だと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとやっぱり、本当は定数改善、学校の教員増やして、子どもたち、学級数減らして、教員で賄えばいろいろ解決すると思うんですけども、なおかつその授業時数もありますよね。なかなか多忙化がおさまるとは思えないんですけども、根本的解決しないと。

そういう愚痴言っても仕方ないんで、今の状況でやっていくしかないと思うんですけども、だけん改めて、前の木村教育長と話していたときも、やっぱり教育長は常に子どもたちを中心に考えて、やはりそのための2学期制だったと思うんですよ、小・中学校。修学旅行を奈良でずらしたり、やっぱり子どもたちの姿を見て、できるだけ、空調設備についても扇風機についても、何かやっぱりいち早く子どものためにと。

一番の目的は、子どもとかかわる時間。いじめというやつは、やはり子どもを見てないと見えないですよ。特に今はLINEとかでやるし、教育相談であるとか、毎日の生活であるとか、子どもたちの情報であるとか、保護者の情報であるとか、そういう意味では太宰府市が家庭教育力であったり、教育委員会を初めとする学校教育、教員の頑張り、地域の頑張り、ある

意味奇跡的です、学校状態が落ちついているのは。自治体によっては非常に厳しい学校もあるみたいなんです。

そういう意味では、しっかり樋田教育長のもとやっていただきたいんですけども、そういう中で自分が一番思うのは、定期テスト、中間、期末。中間5教科1日、期末9教科2日、5教科、4教科。これはなぜですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 以前もそれご質問いただいたような記憶があるんですけども、同じ答えて申しわけありません。学校の指導時数が、今標準時数が中学校の場合には1,015時間になっております。それで、じゃあ学校の授業時数が保証されるかということ、近年は本当に年数回、自然災害というんですか、大雨とか台風等で休みになったり、インフルエンザ等で休みになったりするような緊急的なこともありますので、学校といたしましては、もちろんテストが2日にわたれば、幾分かは負担の軽減にはなると思うんですが、計画的に事前から範囲をきちんと示しながら、勉強の仕方等も計画を立てさせて取り組むような指導で、1日ですというようなやり方をとっているところであります。

今後、また大きな枠組みが変わりましたら、そのあたりも変化してくるのではないかなというふうには捉えております。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 教育内容について議員が一々言うのはあれだと思うんですけども、やっぱり自分は現場で働いていたときに、これが始まって子どもたちの二極化が始まったように思います。皆さん経験ないでしょう。明日、中間5教科って。自分が中学生のとき。大体中間って3教科か2教科、期末も3教科、大体。そしたら人間頑張ろうと思いますよ。どこに置かです。ある自治体では、やっぱり今でも中間2日間、期末3日間。その自治体は不登校が少ないんですよね。

子どもたちも、今評価もいろいろせないかんから、提出物もいっぱいあるわけですよ。必ず金曜日にテストがあるんですね。木曜、金曜とか、なぜか。やっぱり教師も真面目だから、採点して、次の日の授業に子どもに返さないかんて。

やはり市長、これは金のかからん改革やから、現場はかなり喜ぶと思うんです。喜ぶというか、教育効果が上がる。例えば6時間の中で3時間でも学び合い、子どもたちに勉強させてもいいやないですか。教え合いがあったりとか、いろいろな工夫ができるんやないかなと思うんですよ。実力テストならわかります。実力テスト、入試は1日5教科は当たり前です。でも、定期考査というのは目的が違う。高校もそうするはずですよ。

僕は間違った方向だと思っているんで、これはお金のかからない改革なんで、ぜひ太宰府市が、もしやって、10年、20年、よその筑紫地区と不登校数は僕は変化が起きる、学力も変わると思いますよ。やっぱり意欲やないですか、人間。勉強じゃなくて学習です。やはりわかるということ、教えられてわかるとか、やっぱりそこをぜひお願いしたいなと思います。

ちょっと時間もないので、次お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目に入ります。回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 2件目のお答えをさせていただきます。

まず、2件目の1項目め、史跡水辺公園、総合体育館の指定管理に対する考えについてでございますが、一般的な公の施設の管理運営業務におきましては、一定水準のサービスを継続的に提供していくことがまず求められており、管理手法として一部業務委託による公営方式、民間を活用した指定管理者制度、PFIなどがございます。近年の多様化する市民ニーズに効果的に対応するため、住民サービスの向上と経費節減を図ることを目的とした手法の検討は必須となっています。

当該施設は、総合体育館の完成により、これまで本市になかった多くの観客席及び駐車場を有する施設となり、質の高いスポーツを見ていただく機会の提供も可能となりました。開館後、民間活力を活用して、多くのオリンピック選手の招聘事業及び指定管理者の自主事業を積極的に行い、集客、収益を上げる事業や各種教室の展開もいたしております。

今後は、指定管理者による施設の管理運営に関しモニタリングを行い、その結果から指定管理者への指導、助言による業務の改善、次期管理手法の見直しの検討を行うなど、施設の効果的、効率的な運用により市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、2項目め以降につきましては担当部長より回答させます。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） それでは、2項目めの史跡水辺公園、プールの課題、料金設定等について、私のほうからご回答申し上げます。

現在の料金設定につきましては、大人、中高生、小学生、幼児の4つの区分に、2時間、1時間の料金区分と、30分単位の超過料金を設け運用しております。近隣市町の状況は、本市と同様に市外料金を設けていない自治体が多く、また金額面でも大きな差はございません。

料金改正につきましては、現在全庁的な取り組みで公共施設使用料見直しについて検討中です。この中で受益者負担の適正化、使用料の算定基準の明確化、減免基準の明確化、見直し時期を定めた統一的基準を作成し、使用料金の見直しを検討してまいります。

次に、3項目めの総合体育館の課題、年間使用状況等についてご回答申し上げます。

平成29年度の利用者数は14万6,601人、月平均にしますと1万2,217人です。史跡水辺公園の屋外プールが開園する7月、8月の利用者数は2万1,836人で、年間利用者の約14.9%で、月平均値より約1,300人低い値となっております。

利用目的別に見ると、教室や練習等の一般利用を除いた主要な大会等では、年間の25%の利用があり、平成29年度開催実績の141件のうち、500人を超えるものについては19件、7、8月については該当はございませんでした。

屋外プールの営業期間中はプール利用者の駐車場が不足することから、総合体育館の駐車場

を臨時駐車場として利用するため、そのほかの利用については駐車台数に制限を設けざるを得ない状況であります。

以上のことから、中規模以上の大会等の開催が困難な状況でした。

しかし、平成30年度から、夏季期間中の大会が開催できるように、前年の利用状況を参考に改善を図り、中体連の福岡県大会、筑紫地区大会などを行っております。今後、プール、体育館の両施設の駐車場がより円滑かつ有効に利用できるよう、また、夏季期間中の中体連や子どもたちの大会がより多く実施できるよう、改善に努めてまいりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） 僕が議員になって思ったのが、プールの指定管理がころころ変わる。井上市長のときは文化スポーツ振興財団でがっとうやっついてこうとして、芦刈市長は民間に。ということは、楠田市長としては、今の状態で、より市民のためにちょっとずつでも変えていくという方向ということですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 現時点で、今のある体制をまずはどのようにさらによく改善できるかという観点で見えておりますが、今の時点で全てにおいて予断を持ってお答えをすることは、まだできないところであります。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） 次に、2 項目めですけれども、非常に家庭サービスというか、非常にいいと思うんですね、夏場、プール安く利用できて。ただ思うのが、結局夏場、屋外プールを開放しますよね、普通の室内プールだけじゃなくて。そうすると、安全面からやっぱり監視員をいっぱい置かなあかん。なおかつ駐車場の警備員さんを置かないかん。これは夏場と冬場と、プール料金が変わってもおかしくはないのかなと思うんですね。

そして、ちょっと使用する時間帯を工夫しないと、今まだ事故が起きてないですけども、今かなりの方が入る状態。幾ら監視員が見ても、やはりプールというのはなめてはいかんと思うんですね。いっぱい来んしゃあけんよかったじゃなくて。だけん、例えばもう 3 時間で入れかえるとか、1 時間単位、30 分じゃなくて、もう土日と平日は違うと。やはり安全面に配慮してやっていく、何かもう一步工夫していく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 今年の夏も朝早くから並んでいらっしゃる方が多くて、入場券を買うのに非常に時間がかかったという実態もありますので、今後そのことも含めまして検討させていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） あと、体育館についてですけども、夏場、非常に暑くなっている。クーラーのきいた体育館とかは、もう太宰府市の体育館と春日市の体育館ぐらいで、やはり熱中

症、子どもを含めて保護者もできるだけ前向きな、答弁どおりいろいろな大会、特にオリンピック前ですので、もう少し指定管理に任せて、子どもたちでもいろいろな見たいなという、オリンピック前、何か工夫していただいて、せっかくの移動観覧と空調を有効的に使っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 通告に従い質問します。

西日本豪雨では、決壊や一部損壊などの被害を受けたため池が500カ所を超え、複数の犠牲者が出ています。本市でも住宅地の上方に位置するため池が多く存在し、大雨や地震の影響が懸念されるところであります。決壊時に被害が大きいと予想される防災重点ため池では、住民避難の手引となるハザードマップを備えることが求められていますが、本市における進捗状況と公開について伺います。

また、昨年、朝倉市では、未選定のため池が決壊し、下流域で3名の方が亡くなりました。このため、農水省が都道府県へため池の再調査を指示していますが、本市の対応と選定要件について伺います。

ため池への負荷を抑えるためにも、雨水路の整備が重要と考えますが、住宅地の一部で宅地の下を通っているところがあります。導水管の劣化や破損による宅地の陥没や建物への影響が考えられますが、市の見解を伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ため池の整備につきまして、私からまず回答させていただきます。

本市におきましても、7月豪雨によりまして土石流の流入による家屋損壊や土砂崩れなど多くの被害が出ており、発生直後から私も現場に出向き、迅速な対応を心がけてまいりました。また、昨年7月の九州北部豪雨でも、被災地の朝倉市、東峰村に幾度となく現地に入りまして、現場を見、声を聞き、防災・減災の取り組みが重要であると認識をしております。

議員ご指摘のように、西日本豪雨のため池被害に関しましては、本市に置きかえて考えていく必要もあり、国や県がため池再調査を実施しておりますことから、市としましても国、県と歩調を合わせ、計画的な整備を行っていくことが必要だと改めて認識をいたしております。

詳細につきましては担当部長から回答をさせます。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 詳細につきましては、私からご回答を申し上げます。

まず、1項目めの防災重点ため池に係るハザードマップの備えつけの進捗状況と公開についてでございますが、現時点で防災重点ため池に位置づけられておりますため池は1カ所ございまして、現在ハザードマップの公開につきまして、防災所管部署と協議を行いながら、今後地元と協議の後、今年度中の公開を念頭に進めているところでございます。

次に、2項目めのため池の再調査指示に係る本市の対応と選定要件についてでございますが、平成26年度調査で9カ所、再調査指示による平成29年度調査でさらに19カ所、合計28カ所が選定の見直しを行うため池として県から通知がっており、ため池耐震診断を平成29年度に1カ所実施し、さらに今年度は、耐震診断を6カ所実施しているところでございます。

また、今年7月の豪雨によるため池の決壊を受けまして、8月末までに県による、これは太宰府市内だけではございませんが、全てのため池の点検が実施され、現在その結果が順次通知されてきており、一部のため池でブルーシート張り、草刈りなど早急な対応を求められているところでございます。

3項目めの雨水路の整備についてでございますが、議員ご指摘のとおり、土地造成時に設置された雨水路の上に、宅地造成によって建築された建物が存在するところがございます。土地造成時から既に相当の年数が経過し、管の老朽化が進んでいることは推測されますことから、順次雨水路をつけかえ、宅地内にある雨水管の閉塞を行っていくことを考えておりますけれども、建物建築時に宅地からの雨水排水を今ある雨水管に接続されている場合は、そのつけかえも必要になりますことから、改修計画を立てる際には、より詳細な調査が必要になってまいります。現状につきましては私ども認識しておりますので、問題解決に向けて関係部署と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。1答目につきまして、少し確認をさせていただきます。

まず、ハザードマップは、今この防災重点ため池は本市としては1カ所あるということでありまして、公開も進めているということですが、このハザードマップは県がつくるのか、それとも市がつくるのか、まず確認させてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） このハザードマップにつきましては、県のほうが作成しているものでございます。それについて、太宰府市でどういうふうな対応をするかということを協議をさせていただいている状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） それと、今伺いました、県が全てのため池の点検を実施したというのですが、そもそも本市のこのため池ですね、大なり小なりいろいろあると思いますが、全部で幾つあって、その全てを県が調査されたのか。そのうち選定は1件ということですが、全てについての報告、状況の安全性等々の報告は受けたのか、確認させてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 太宰府市内にはため池といって私どもが管理している部分が、ため池につきましては64、また調整池もありますので、その調整池が15ありますので、私ども79カ所ということで、ため池ということで総数としては捉えているところでございます。

そして、先ほど私のほうが申しました、平成30年8月の池の決壊によるというものの調査につきましては、64のため池がございますので、全てを回っていただいて、今順次どういうことをしたらいいという、いわゆる応急的な対応をまずしてくださいということで依頼が来ていますので、現在のところ6カ所についてブルーシート、先ほども申しましたようにブルーシートとかを張ったり、草刈りをしたりということの対応を今現在させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） まず、その防災重点ため池ですけれども、いわゆる地震や豪雨で堤防が決壊した場合に、下流域の住宅や公共施設へもたらす影響が大きく、警戒が必要な農業用のため池ということですね。これが策定されると、自治体は浸水想定区域や避難場所を示したハザードマップを作成し、公表することになっているということで、ため池自体、特に西日本にたくさんあるようでございますが、ご案内のとおり昨年からの、あるいはもうその前の東北地震でもそうでございますけれども、これらが決壊し、たくさん人命が失われております。

本市にもため池64あるということですが、そのうちの一つということで、詳しいことはちょっとまた後から聞きますが、そもそもこれらが決壊、あつてはならんことですが、さまざまな事由によって決壊をした場合、こういった責任、自治体として補償等、こういった責任が発生するのか。それぞれ、まず市有地と民有地があると思うんですね。市の池とそうでない池がある。それぞれについてお答えください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） まずは市有地の分の関係ですけれども、やはりこれにつきましては、あつてはならないことではございますけれども、今門田議員がおっしゃったように、決壊した場合ということになります。やはりその管理責任というのは市のほうにかかってくるといふふうに思っていますので、市のほうで何らかの補償というか、そういうところも考える必要があるのかなということで、非常に私どもとしても重くというか、受けとめながら、先ほど防災の重点ため池につきましては、私どもも実は平成29年に県のほうが調査をされて、耐震調査をされて、耐震については問題ないということではございましたけれども、やはり公共施設

が近くにあったり、それとか鉄道とか高速道路が近くにあったりとか、それとあと県道、国道、特に重要な道路があったりとかというところで、それとあと真下に民家が張りついているというところのいろいろな選定の方法があって、そこを、それとあともう一つ、該当する池につきましては、下に河川もあることから、河川の流域がつかって浸水がひどくなるという判断をされているというふうには考えているところです。

ただ、もう一度質問に戻りまして、民間につきましてはやはり民間が、これは個人持ちとか、あと水利組合等々との関係もありますので、その辺はまた今後ちょっと協議をしなきゃいけない部分がございますから、ここで責任の所在について私のほうからこの場で明確にするということは、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 決壊のときの損害について、保険が掛けられとるという話を以前説明会で聞いたことがあるんですが、これらが市は当然掛けてあると思うけれども、民有地に対してのそういう確認はできているのか、その内容は大体大まかどういいうものか、聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 現在、ため池保険というのを毎年掛けさせていただいて、議会のほうで承認いただいて、市内の67のため池につきましての保険を市のほうで掛けさせていただいているというところでございます。年間1池7,200円。そのうち半分の3,600円が、地元の水利組合のほうから負担していただいているという状況でございます。

補償の内容につきましては、対人が、これは限度額ですけれども1名2億円と、1事故3億円までということしております。それとあと、対物につきましては、支払い限度額が1事故1,000万円ということでの保険の加入にかかっているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。報道で他市等々の状況を見るわけですが、やはり先ほどもちょっと申しましたが、まずはやっぱり大雨ではなくて地震としましては、東北の大震災で、これは8名の方が犠牲になられていますね。ため池の機能を持つ大きな湖が決壊したわけですが、また朝倉市では、先ほど部長も申されましたけれども、3人の方が亡くなられ、また広島県でも3歳の女の子が亡くなられた事故があったと記憶しております。

こういった中で、本市におきましては太宰府市の地域防災計画が策定されておりまして、さまざままず防災、それからまた復旧等々に関して規定があるわけですが、それを見ますと、まず防災計画の災害対策本部マニュアルの公共施設等の応急対策ということで、ため池について、水道施設とか河川、水路等の最後のほうにため池施設ということで出てきますが、

ちょっと少し長いですがけれども、読ませてください。

緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水の低減や堤体の補強等を行うとともに、危険箇所の地域住民への周知と警戒避難態勢の強化を行う。ため池施設の被害の発生は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、速やかに以下の応急対策を行う。被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。ため池下流の地域住民を安全な場所へ避難させる。被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施するという内容ですが、これはどう見ても自治体がすべき内容だと思うのですが、担当それぞれ、水道関係では上下水道課とか河川管理者、このため池管理者というのは、これは自治体、もうそのまま自治体と考えていい、つまり太宰府市と考えていいのか。これは市の土地であろうが民間の池であろうが、そういうふうな考えでよろしいか、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 太宰府市の分につきましては、やはり太宰府市が責任を持って、今言われた報告と応急処置まで、そういうことはさせていただく必要があるかなというふうには考えておりますが、個人持ちの池につきましては、そこまで太宰府市として、恐らくその池が決壊するということがあつてはいけませんけれども、そういう場合はやはり災害自体が大きな豪雨というか、それとか地震とかの大きなものがございましょうから、そこで個人で云々ということは、また後から出てくるかもしれませんけれども、まずは応急処置は太宰府市のほうですることとも出てくるかというふうには思っているところです。

ただ、あとの工事等々については、個人持ちの分はどういうふうにするのかということは、やはりその所有者との協議は必ず必要になってくるのではないかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 今述べた中で、貯水の低減や堤体の補強等という、水位の低減というのは、これは実際水利組合がほとんどの場合やっていますよね。職員がやっているのかどうかというのはちょっとよく知りませんが、通常水利組合の組合員さんがやっておられると。よく大雨のときに高齢の方が様子を見に行って、水路に落ちてとかという話を聞きますけれども、だんだん高齢化が進んで、非常に厳しい仕事だなと感じております。

ただ、堤体等の補強というのは、これは個人ではちょっと無理かなということで、具体的には、ちょっとこれはきそうだなというときに、栓を抜いたり、あるいはあけ閉めですね、水路の、それを調整されておられるということは存じておりますけれども、こういったことというのは、恐らくは水利組合とそれぞれ何か割り振りといいますか、暗黙の何か仕事の割り振り等があるのかなとは思いますが、全体としての責任というのは市にあるのかなという気はいたしますが、その辺の高齢化とか、そういうふうな作業の人的な不足というものに対しては、今後どのようにされるのか、お考えがありましたら聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 一応ため池の、本当に今門田議員おっしゃっていただいたように、草刈りとか、そういうふだんの日常の土日で、水利組合さん休みのときに本当に現場のほうで頑張っていただいている姿も私も見ていますので、それは感謝をしているところでございます。

今後、確かに今議員おっしゃったように高齢化が進んで、なかなか草刈りも厳しいという声も水利のほうからも聞くことがございます。ただ、私どもとして、まだ市のほうでやりますということがなかなか言えない状況もございますので、全市的にまた勘案しながらというか、見させていただきながら、そういう声は、これ年に1回、御笠川の水利と大佐野の水利の総会とかもございまして、その席でも要望等は受けていますので、その際要望を受けた際に、また副市長、市長とも相談しながら、管理については考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） お願いします。

また、この予防計画のほうで、ため池等農業用施設災害予防計画というものが示されておられますけれども、少し細かいところはちょっと飛ばしまして、ため池を補強等を講ずると、災害を未然に防止するといった内容ですけれども、その中で基準が、これため池の基準ですね、A級、B級、C級と3つ示されておられます。それぞれ、特に重要なため池、重要水防ため池と要水防ため池、A、B、Cですね。この中のA級というのが、堤高10m以上または貯水量が10万 m^3 以上云々ということですが、これがいわゆる今の基準の防災重点ため池に当たるものだと思うんですが、これらの見直しについては先ほど少し説明はありましたが、これはもう県全体で横並びでやるのか、見直しの話ですね、あるいは自治体それぞれが勘案していくのか、そういうところは、うちはA、B、Cがあるんですが、まだAがないですね、A。

含めてお答えください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今議員おっしゃったように、予防計画のため池のところにA級、B級、C級といいまして、A級が堤高といいまして、堤というか、水を支えている部分の高さが10mを超えるもの、それとあと貯水量も10万 m^3 以上と、決壊時に甚大な被害が予想されるものというのをAというふうにしています。Bにつきましては、堤高が5m以上、そして貯水量が3万 m^3 以上ということで、それとあと決壊時に甚大な被害が予想されると。C級が老朽化の甚だしいものと、決壊時の被害大と思われるものという、そういう分け方を今まではさせていただいています。

ただ、実は今回、防災重点ため池の中で、堤高とか、それとか貯水量とかというのではなくて、先ほどちらっと申しましたけれども、やはり公共施設があったりとか、それとかあと堤の

下にすぐに民家があったりとか、予想される被害といいますか、そういうものも国、県によってハザードマップがそれぞれつくられていますので、そういうものを総合して防災ため池というふうに今されていますので、実は私どもも、実は先ほど回答しました28カ所の、いわゆる再度県のほうからそのため池の調査を、危険度が高いのではないですかということで調査のほうの依頼が来た分につきまして中身を見てみますと、このA、B、Cに当てはめると、Aが6、そしてBが16、この高さとかこういう貯水量だけでいうとですね、それとCが6という、非常に何といひましょうか、意外にAが多かったりするので、要は今の国の基準というのが少し変わってきているという、この堤高とか貯水量ではなくて、どういう被害をどんな感じでもたらすのかということがやはり重点になってきているのかなというふうには感じていますので、私どもも今後、これはちょっと防災の担当部、それと防災安全課のほうにも協議をする必要がございますけれども、この辺をどういうふうに修正するかというのは、今後課題ではあるかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） そうですね。特に大きなもの、危険なものというものを、そういうふうな防災重点ため池というふうな指定があったけれども、これは東北震災を経てそういうふうな方向になったと思うんですが、しかしながら昨年でしたか、朝倉市のため池は、この防災重点ため池、貯水量11万 m^3 余のそこではなくて、設定をされていないため池が崩れて、そして犠牲者が出ておられます。今部長がおっしゃったように、堤体の脆弱性というのはもちろんだけれども、それよりもその位置ですね。広島のほうだったですかね、崩れたところなんかは、その池というよりも、その上のグラウンドが崩れて、その勢いで堤体が壊れたというふうな事故でもあった。

ですから、やっぱり総合的な判断で前向きにそういうふうな選定というか、少なくとも自治体の認識はあるべきだと考えます。

その中で、今度は資料の2です。防災のこの計画の中の資料の中の重要水防箇所のため池ということで示されてあるんですが、ここには重要水防ため池3つしかないんですよ。これ名前を言いますが、国分の尺上池と西ノ池、それと吉松の吉松大池です。それぞれこのため池の規模からいきますと5,000 m^3 、1万1,000 m^3 、3万8,000 m^3 とかというぐらいで、このA、B、CでいきますとそのCと。尺上池がCに入っただけでございますけれども、量的には少ないと。恐らくはその立地、傾斜の状況であるとか、さまざまなことを勘案されてCという判定になったと思うけれども、この地元だけでもまだ5つあるわけですよ。それで、その中で特にあそこだけが飛び抜けて危ないという感じは、実は持たない。どこも危ないんじゃないかなと思います。それは吉松大池もそうでありますし、やっぱり住宅がどれだけ近くにあるか、万が一を考えると大変なことになるわけですよ。

その中で、同じこの資料で、今度は老朽ため池も提示してございますけれども、17カ所あり

ますが、いろいろあります。その中の8番目の松川池ですが、これに関しては4万2,000㎡と
いうことですが、これに関しては以前報道で、部長ご存じと思うけれども、1回聞いたことあ
るかもしれないけれども、既にハザードマップもあるし、しかしながらちょっと混乱をするか
もしれないので控えとるというふうな報道内容だったのですが、ちょっと聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 門田議員おっしゃるように、この松川池につきましては、県のほ
うから、先ほど私のほうが回答したハザードマップの公開につきましてはということで、この
池になりますので、新聞報道等もあったかと思えますけれども、先ほどご回答しましたよう
に、やはり堤体につきましてはそういう地震というか、耐震の調査を県のほうもやっております
ので、そういうところはクリアしながら、ただ先ほど言いましたように下流への被害が大き
くなる、特に御笠川が流れていますので、川を伝って沿線というか河川の周りに浸水被害が増
えるんじゃないかというところもありまして、ただ私どもとしては慎重に自治会、地元のほう
にも説明を丁寧にしていきながら、万が一というか、そういうことがないように、私どももた
め池の管理をしていく必要もございますので、そういう整備も含めて説明はさせていただきた
いなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） いろいろここに名前を出すだけでも大変悩まれたと思うんですが、
私どももこれ見まして、例えば国分でいいますと尺上と西ノ池が出ますけれども、今度ボーリ
ング調査したのは上の池ですよね。じゃあ、上の池は何でここに入ってこないのかと。こっち
にも入っていませんよね。そんなふうな、いろいろその時々、しかもこれは2014年ですよ
ね、この計画は。その後、特に改編があったということは聞いていませんが、そういうことも
含めて、わかりやすくまた説明をしていただきたいと思います。

この防災計画に関しまして、ちょっと最後に、第4部になるんですが、震災応急対策計画が
ありまして、地震時の対応を詳細にまとめておられますけれども、この中にはため池が一言も
出てこないけれども、これはなぜか聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ため池につきましては、先ほど予防計画の中でうたっているとい
うこともございましょうけれども、まだなかなか地震対策について述べられてないということ
であれば、また先ほど申しましたように、この予防計画のため池部分も、やはり今の国の基準
等々に合わせて変えていく必要もございますので、そういうものに合わせて一緒に変えていく
という必要性があれば、やっていきたいなというふうに私どもとしては考えているところでご
ざいます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ちょっとよくわからんようなあれですが、現実には雨、大雨ではなくて、地震だけで決壊しているため池がいっぱいあるわけですね。人的被害が出ているというのが全国的に発生しとるわけです。ですから、この次の計画を立てるときにはしっかり入れるべきだと、私はそう考えます。

そういうふうな中で、1答目にお答えいただきましたけれども、雨水管、導水管に関して、これはやっぱりいかにその負荷を減らすかということで、水が常にうまくさばけることが大事であります。大体の池は、ある程度の水位を超えたら排水ができるような仕組みもありますし、それらがきちんと機能しないと、溢水して、あるいは崩壊するという可能性もありますけれども、雨水路というのは、長い間いろいろな事情というのはわかります。まず開発に始まって、そして宅地が出てということで、計画的につくられてこなかった経緯があることも存じております。昔の宅造法であり、当時当時の事情でつくった水路があると。

しかしながら、それをいつまでもよしとしとってはいけないということが、ここに上げとる宅地等々ですね、暗渠、開渠問わず、やはり私有地の中、下を通るのはいかなものかということで、こういうふうな事例というのは幾つもあることで、当然把握しておられると思いますけれども、今お答えをいただきました中では、いずれやっぱりそういうのは塞いでいって、当然ですよ、塞いで、そしてきちんとした水路をきちんと整備して、その分のキャパをこっちに持ってくるというふうなことです。1点わからないのが、先ほど伺った中で、その宅地内の建物がそこに水を云々という、それを利用しているときには、それをつけかえがというのがちょっとよくわからんので、答えていただきたいけれども、そこをもし使っていたら、それは自分の責任でそっちに、自分の敷地内ですから、本管につなげばいいでしょう。ですから、それが何か、さも理由であるかのように書かれてあるから、少し説明してください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今門田議員がおっしゃっていただいたんですけれども、これは理由というよりも実際に、実は建てかえのときにもう2件ほど排水管の切りかえ、雨水管の切りかえをさせていただいて、そのときに現在の宅内にある雨水管のほうに宅内の自分のところを全部つないであるものですから、その処理をどうするかということで、少し担当のほうとして考えたというところもございまして、今後もそういう計画がある場合、雨水管のいわゆる宅内にある分を外の道路上に出すとか、そういう計画を立てるときには、その住んでいらっしゃる方の不便にならないように雨水処理も考えていかなきゃいけないよということで書かせていただいたつもりで、できない理由とかではなくて、調査が必要であるということと、もう一つあわせて、管の老朽化についてももう少し調査をする必要があるのかなというふうな感じは、私のほうとして感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 了解しました。その点はお願いします。

ただ、この暗渠部分の構造というか、そういうふうな老朽化等も含めまして、平成何年だったかな、今からもう大分前ですね、五、六年と言わん、相当前ですが、リモコンでロボットを入れて調べられたはずです。予算も結構な額つきました。その後、はっきりした報告を受けた記憶がないのですが、その辺はまとめられた、いつ報告されるのか聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今門田議員おっしゃった調査につきましては、平成16年に行っている部分だと思います。金銭的にも600万円を超えるような金額を使わせていただいて、調査をさせていただいています。

これにつきましては、今の平成16年、14年前のものが本当に使えるのかどうかとかという、そういう数字的なものとか、内容の確認は必要でございますけれども、またその辺も担当部署だけでなく、関係部署、それとあと市長、副市長等々も報告をさせていただきながら、また報告を改めてさせていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） じっくり待ちます。

堤体崩壊もそうですけれども、やはりこの水が空洞をつくることによって、大きな被害が出るかもしれない。そのときのことを考えると、やっぱり早目早目に進まれたほうがいいと思います。

ところで、地震にしろ雨量にしろ、よく想定外だということを言われます。あちこちで聞きますし、私も平成15年の水害のときに、1年生議員だったけれども、いろいろと聞いたら、やはりちょっとこれは想定外だ、想定外だとよく言われたんです。そうかもしれませんが、そうしたら、じゃあ想定されている限度というのはどれくらいなのか聞きたいんですよ。太宰府市はこれぐらい降っても大丈夫、これぐらいの震度は耐えられるというのは何かあるのかな。何か私見た限りで、そういう数字を見てないので、市長じゃないな、どちらか答えてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 確かにそういう想定内、想定外と私どもも使いますが、ただ基本的にその基準をきちっと設けてということではなくて、やはり今までのどうしても経験則とかそういうのに頼ってしまうというところは実際あると思っています。ですから、こういう本当にいつ、どこで、どれだけの雨が降るかわからない時代でもございますので、そういう想定につきましては、私どもも改めて今の時代に合った想定を新しくつくるべきかなというふうにも感じていますし、ただ、今までの過去では、私ども土木というか、道とか水路とかつくる分につきましては、鋭意何年確率とか、30年確率とか20年確率とかということでの想定をさせていただきながら、構造物というのはつくってはきておりますけれども、ただそれも今言いましたように、その基準を超えた雨が降っているという状況もございますので、改めて市内の全域を、どういうふうな雨が降ったときにはどうなんだということも、改めて考えていく必要

はあるというふうには考えているところです。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。

市長、最後に総括的なお考えありましたらお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） いろいろご指摘いただきましてありがとうございます。今回は主にため池なり雨水管の話からご指摘をいただきました。先ほど部長からも答弁ありましたが、やはり想定外にならないように想定をしておく必要があると思っております、それこそがまさに私が申しておるシミュレーションを行っていくということだろうと思っております。

今回、特別大雨警報が出たことも、本市にとっては初めてでありましたので、経験としては初めての経験で、そういう意味では初めてのことです。想定ができていたかということ、率直に申してできていなかったこともあったと思います。ですので、そうしたことが毎年のように本市でも起こるんだと、もちろん地震も含めまして。そうした意味で、何が起ころうと想定の中におさまるように、まずは最大限のシミュレーションを行っていくということが重要だと思います。そうした準備をこれからしっかりと怠りなく、議員のご指摘もいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。本当、そうなんですよね。想定という言葉はあれですけども、ため池のことは今日は中心にちょっと聞かせていただきましたけれども、そもそも農業用水としての需要量も変わってきていると思います。そういうふうな、きちんとやはり水田耕作というものができようものをどう担保していくかというのは、ほかのこともいろいろ考えたら、同じように防災計画の中には井戸水は潤沢だという記述もあります。そういうものであるとか、河川を利用したものであるとか、もちろん水温の一定化が必要だと思いますが、そういったことを考えていただきながら、また市長は今度在任中に、第6次になりますか、総合計画もまた案を策定されると思いますし、またこの防災計画もやはり時代に合うたものにだんだんだんだん変えていくことを期待しまして、質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで13時55分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時55分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔9番 陶山良尚議員 登壇〕

○９番（陶山良尚議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しております。1件について質問をさせていただきます。

観光政策の推進について、観光宣伝の充実について質問させていただきます。

1、昨年、太宰府を訪れた観光客入り込み数は1,000万人を超えたとされており、本市にとっても大変喜ばしいこととございます。

しかしながら、今はクルーズ船の影響もあり、アジアを中心とした外国人観光客数は依然として増加傾向にありますが、国内観光に目を向けると、今後人口減少に伴い、国内観光客数はどこの観光地でも減少することが予想されております。そのような状況を見据え、観光客誘致に向けた観光プロモーションを戦略的に行っていく必要があります。

来年以降、国内では大きなスポーツイベントを控えております。来年9月にはラグビーのワールドカップ、再来年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。福岡県、特にその中心である福岡市にも多くの外国人観光客の来訪が予想されます。本市においても、福岡市にきた外国人を太宰府に呼び込み、特に西欧諸国の皆様にもPRする絶好の機会でもあります。

そのためにも、本市における観光客の誘致については、福岡市との連携を強く推進するとともに、福岡都市圏の自治体ともしっかりと連携を行い、広域圏での取り組みが重要であると考えます。国内外に向けた観光客誘致を初めとする本市の観光プロモーションの取り組みについて伺います。

2項目めといたしましては、昨年、クルーズ船の九州港湾への寄港実績は1,070隻であり、そのうちの約3分の1、326隻が博多港に寄港しております。今年も昨年同様の305隻が入港予定でございます。

現在、クルーズ船で来られた外国人観光客のほとんどが、観光では太宰府に立ち寄られており、多いときには日に50台以上の大型バスが太宰府に來ているのが現状でございます。そのことにより、交通渋滞等の発生による市民生活への影響や、観光面においても外国人観光客のマナーの問題など、クルーズ船観光におけるさまざまな問題、課題が発生しているのも事実であります。

そのようなことから、クルーズ船による外国人観光客の受け入れについては、既に太宰府市内においてキャパシティーを超えており、受け入れ方法についても早急に検討していく必要があります。

博多港において、世界最大級の大型クルーズ船が入港できるための岸壁整備が、今年夏に整備が終わり、早速秋から入港予定があると聞いております。世界最大級の大型クルーズ船を初め、それ以外にも今まで以上のクルーズ船が入港できることとなり、太宰府への外国人観光客が今以上に増えることが想定されます。観光コースの変更や受け入れ制限など、福岡市と早急に協議を進めていく必要があると考えますが、本市の今後の対応について伺います。

2項目めといたしまして、民間人材の登用による観光推進についてでございます。

本市には史跡、遺跡など数多くの観光資源に恵まれ、歴史や自然など観光政策を推進する上で必要な条件はそろっている一方で、それらを生かし切れていない現状があると私は思っております。そこで、太宰府の新たな観光政策推進のためにも、以前から提案をしておりますが、民間活力の活用、すなわち観光政策に精通した人材を民間から登用すべきではないかと考えております。

一番大事な役割としては、行政と観光に携わる地元業者、そして太宰府市民などのこの3者をつなぐコーディネーター役として、民間からの人材登用を望むところであり、現在コーディネーター役を担う方がいないということが、本市の観光政策に足りない部分であると私は認識をいたしております。今後なお一層の観光推進を図っていくには、担当課である観光推進課の体制整備も行っていく必要があり、あわせて民間からの人材登用も早急に検討していくべきではないかと考えておりますが、市の見解を伺います。

3項目めでございますけれども、フィルムコミッションの設置についてでございます。

フィルムコミッションとは、国内外の映画、テレビドラマ、CM等のロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関で、各自治体や観光協会、コンベンションビューローなどの公的機関が行っており、ロケ地の誘致、支援活動の窓口として、地域の経済・観光振興、文化振興に大きな効果を上げることが期待されております。

現在、太宰府を含め福岡都市圏の自治体エリアは、福岡市役所内にある福岡フィルムコミッションにより運営されております。私は、太宰府の地域特性を生かし、積極的な観光政策を行っていく上では、太宰府に独自のフィルムコミッションを設立すべきであると以前より考えておりました。

制作会社へのロケ地の情報提供や撮影時の受け入れ態勢の準備、またロケ地として撮影が始まれば、出演者、関係者へのお世話や炊き出し、宿泊先の手配やエキストラへの住民の参加協力要請なども必要となり、おもてなしやまちづくりへの住民意識も高まり、経済効果も生まれるのではないかと考えております。

まずは行政主導で、観光推進課内に太宰府フィルムコミッションの設立、あわせて事務局担当者を配置していただき、違った角度から太宰府の魅力を積極的に情報発信していくことを強く望むところであります。太宰府フィルムコミッションの設立について、市の見解を伺います。

再質問は議員発言席にて行います。よろしくお願いします。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 1点目の観光宣伝の充実についてご回答いたします。

1点目の本市の観光プロモーションにつきましては、福岡県物産振興会、福岡県観光連盟、西日本鉄道株式会社、太宰府観光協会等との関係団体との連携のもとに、国内外におきまして平成29年度に14件の活動を行い、本年度は香港でのプロモーションを含む12件の活動を予定しております。平成29年度には、国土交通省、福岡市、壱岐市、鹿嶋市等との共同によります

中国高所得者層をターゲットとしたビジットジャパン事業が採択され、上海でのプロモーションや域内のモニターツアーの実施など、より太宰府観光における消費金額が増えることを意識した取り組みを行っております。

太宰府市への訪日外国人は約200万人。国籍別に見ますと、韓国が42%、中国がクルーズ船を含めて38%、台湾が10%、香港とタイが3%と推計をいたしております。今後は、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、世界水泳といった世界規模の大会が続くことから、欧米豪やインドネシア、マレーシアといったムスリムのお客様の割合が増えてくるものと思われ、そういった地域へのプロモーションも検討することがあると認識しております。

次に、2点目のクルーズ船につきましては、議員ご指摘のとおり、世界最大級のクルーズ船に対応できるように福岡市は岸壁整備を行っております。博多港のクルーズ船受け入れは、平成26年に115回だったものが、平成27年に激増し259回、平成28年には328回と伸びましたが、平成29年度は326回と微減となっております。平成30年につきましては、中国からのクルーズ船は日本だけでなく、ベトナム、タイ観光へ一部流れ始めていると言われていることから、今回は312回と微減する見込みとなっております。

福岡市では、本市の要望も踏まえた上で、福岡市内及び太宰府駐車センターを対象に、駐車場の事前予約制度でありますクルーズナビシステムを平成29年から本格運用しており、クルーズ船による来訪箇所を分散させ、違法駐車や交通渋滞の緩和に向けて取り組んでおります。

2項目めの民間人材の登用でございますが、観光振興の実質的な担い手は、観光関連産業を営む市民や事業者の方々であり、民間事業者が進める事業において市がどのように支援しているかという視点が重要であることから、議員ご指摘のとおり、民間のノウハウを公共の分野に生かすこと、この官民連携の考え方は重要かと思っております。

全国的には、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者やノウハウの取り込み、データ分析による戦略の策定、ブランディングやプロモーションを行う法人が増えている傾向があり、そういった組織のあり方について本市も検討をしていく必要があると考えております。

次に、3項目めのフィルムコミッションの設置についてでございますが、フィルムコミッションの定義は、映画、ドラマ、CMといった映像作品のロケーション撮影が円滑に行われるための支援を行い、次の3要素を満たしている公的機関をいいます。1つ目が、非営利公的機関であること、2つ目が、撮影支援の相談に対してワンストップサービスを行っていること、3つ目が、作品を選ばないということでございます。

現在、本市は福岡都市圏9市8町で構成されます福岡都市圏広域事業組合に加入しており、組合事業の一環として福岡フィルムコミッションに対する助成が行われております。福岡フィルムコミッションとは、福岡市、筑紫地域、糟屋地域、宗像地域、糸島市における撮影を支援する組織で、ロケーション情報の提供から撮影の使用許可手続支援まで、撮影にかかわるさま

ざまなサービスを行っています。本市においては、昨年公開された映画の撮影やミュージックビデオの撮影などを、福岡フィルムコミッションと連携して実施することができました。

なお、近隣の自治体で単独でフィルムコミッションを設立します柳川市では、市から柳川フィルムコミッションに対し事業を委託し、委託料600万円を市が全額負担し、活動拠点も柳川市観光情報センターに設置しているとのこと。事業内容としては、撮影地に関する情報提供及び発掘拡充事業、撮影地に対するロケツーリズムの企画・運営事業、撮影に関する助言または支援・協力事業、撮影に関する宣伝活動、普及事業、関係機関、団体との連絡・連携事業を実施するとのことでございます。

現在のところ、本市といたしましては十分な人的、物的、金銭的支援が困難なことから、今後も福岡フィルムコミッションとの連携をより深めることで、撮影などの誘致を図ることで地域の活性化を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） ありがとうございます。今回の質問に関しては、久しぶりにちょっと観光政策について質問させていただくのとあわせて、平成27年、平成28年の3月議会で一般質問させていただいたことに対する、またその後の状況等をお聞きできればなというふうに思っております。また、市長もかわられて、新しい楠田市長になりましたので、新たなお考えをお聞きしたいと思うから、そういう質問をさせていただいております。

それで、まず1項目めの1点目、2点目は一緒に質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず後のクルーズ船について、現在の状況をちょっとお聞かせいただければなというふうに考えておりますけれども、現在、先ほどの回答にもございましたけれども、多くのクルーズ船来られております。そんな中で、クルーズ船を下船後のコースですね、観光コース、10時間足らずぐらいだと思うんですけども、どういうふうなコースをとられてあるのか、まずその辺をお聞かせいただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 今現在福岡市で行っております施策といたしましては、ショットガン方式と申しまして、1カ所にバスが全部集合するものではなく、福岡タワーですとかキャナルシティ、免税店、太宰府天満宮、こういった観光名所を10台、20台、30台という規模で順次回っておるというショットガン方式を採用してあります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） そうしましたら、例えば1隻が、大きさはそれぞれあるでしょうけれども、大体どのぐらいの割合で太宰府のほうに入ってきてあるのかとか、何かわかれば、もし、教えていただければなと思いますけれども。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 平成27年についてはショットガンがなかったものですから、5,000人規模のクルーズ船が参りましたら、大体100台がほぼ同時に動いていたということでございましたけれども、交通渋滞と駐車違反ということが問題になりまして、先ほど申しましたショットガン方式、こちらに切りかわりましてからは、駐車場の受け入れが50台、太宰府駐車センターでいいますと50台が一度に入ってきて出ていくということで、2回入っていくとか、そういうことも行ってありました。今現在は大体30台、クルーズナビによりまして1回に入ってくる台数は30台ということで絞ってあるようでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） 今、クルーズナビシステムということも出てきましたけれども、それについて少し詳細教えていただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） このクルーズナビといいますのは、もともとは平成26年にクルーズ船が来るようになりましてから、先ほど申しましたように一度にバスが動き出すということになりましたので、それを改善するために、インターネットによるランドオペレーターによる駐車場予約システムでございます。

太宰府を例にとりますと、太宰府駐車センターが対象になりますけれども、30台、50台という前予約システムになります。その時間帯、例えば1時間半滞在するとなりますと、その最初に予約した30台なり50台が、それ以上は予約ができないということで、その残りのバスはほかの地域に行って、次の予約、次の時間を太宰府に予約して入っていくというシステムを福岡市が開発をいたしておりますので、太宰府市はそれに沿ってバスの台数を制限をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） それによって制限をされているということでございますけれども、そうしましたら、今のところ太宰府の駐車センターですかね、こういうところには例えばバスのトラブルとか、そういうことは実際には今起こっていないということでいいですかね。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） トラブルは、やはりないわけではございません。と申しますのは、前に寄ったところから遅れてくるとかということで、バスが重複することが往々にしてございます。ですから、30台入るところが一度に45台になってしまったとか、出ていく時間が遅くなったために次のバスが入ってしまったというトラブルはあっておるようでございますが、駐車センターのご厚意によりまして、その辺は何とか対応をいただいているというところが現状でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） そういうことですけれども、今太宰府もそういう形でクルーズ船の観光

客が非常に多いということで、それは非常にありがたいんですけども、それとあわせて、例えば実際にどのぐらい消費活動があるか、経済効果ですね、これがもしわかれば、年間でどのぐらいあるか教えてください。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 数字についてはいろいろな出し方があると思います。今現在、1,000万人太宰府市に来訪してあるということでございますけれども、簡単に例をとりますと宿泊があったり、通過交通があったり、短時間の滞在があったり、修学旅行であったりといういろいろなパターンがございますので、平均してなしますと、以前出した数字では大体2,000円程度、今現在もう少し上がって2,700円程度となりますと、掛ける1,000万人ということで、270億円の経済効果があるものと予想されます。また、それに伴いまして波及効果もありますことから、300億円から350億円程度の波及効果があっているものと推定されております。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） 済みません、私の質問の仕方が悪かったんですが、クルーズ船観光における経済効果がどのぐらいあるか、その辺ちょっと。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） クルーズ船に関しましては、一時期爆買いと、平成26年はそれこそ爆買いと言われておりましたけれども、平成27年以降は少し減ってきております。実際太宰府市におけるクルーズ船の客単価というものは、かなり低いという見方ですね。これは参道の方々に聞いてみても、やはり大きな買い物はされずに、ツアーで動きますので、途中途中寄ったりというのがあまりしてないということで、そんなに高くないというふうに推定をいたしております。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） 今話がありましたように、なかなか経済効果のほうには効果が上がっていないということでございますので、その辺がちょっと問題もあるかなと思っているんですけども、どうしてもツアーというか、そういうバスで来られますので、そういうところはやむを得ないと思いますけれども、ただそういうところもありまして、非常にいいところ、たくさん来られるのはいいことですが、そういうプラス面だけじゃないんですよ。今現在、やはりバスの通行による交通渋滞とか騒音、振動、そして道路の劣化の問題とか、そして観光面ではやっぱりトイレの使用の問題とか、ほかの観光客の方にもそういう面ではマナーの問題とかで迷惑をかけているのかなというところも感じられるところがございます。

そういった面で、現在のクルーズ船観光に対して、率直に市というか担当課としては、来ていただくのはありがたいけれども、その辺の問題どう考えてあるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） クルーズ船が来ていただいておりますけれども、一番最初は我々もそうだったと、日本人もそうだったと思うんですけれども、やはり集団で観光に行き、その後国が潤ってくれば、やはり個人旅行に変わっていくということをこちらとしては期待をいたしておるところでございます。今現在、クルーズ船については、トイレの問題であるとか、いろいろな文化的な違いによる障害等ございますけれども、これは社会が醸成していく中で必ず解決できる問題だと思っておりますので、それを私たちも見守りながら、クルーズ船から次につながる個人旅行、こちらのほうを期待して見守っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） 部長のほうから今答弁がございましたけれども、解決できる問題であるということで今おっしゃいましたけれども、ぜひその辺はそういう形で方向性を持ってやっていただければありがたいんですけれども、やはり今の状況では、私の考えではキャパシティを超えていると、もう天満宮観光含めて周辺に対しての来られる人数、よそからも来られますので、非常にそういう面ではいろいろ困っているところもあると思うんですね。

そういった中で、やはりある程度の、例えば方向性ですね、受け入れとかその辺も含めて、今福岡市とはいろいろ協議がされておると思うんですけれども、太宰府に来るなどはなかなか言えませんけれども、やはりその辺、コースの変更、よそに回して、先ほどショットガン方式と言われまして、大分コースも広がっているみたいでございますけれども、その辺やはり太宰府の立場をもう少し強く福岡市のほうにも言っていないことには、太宰府でも観光は大事なことですけれども、そのもとには市民の生活もございまして、いろいろなこともありますので、まだなかなか整備されてないまま、そういうクルーズ船の観光客がたくさん来られるということで、そういう段階でございまして、その辺太宰府の立場から、少しその辺で何か規制をかけることはできないのかなと思うところがあるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） なかなかクルーズ船に来るなということは、行政の側からは言えるものではございませんので、そこはご承知おきいただきたいと思うんですけれども、やはりクルーズについては、一度に大量のお客様が来られるということは、国内のお客様、特に天満宮に参拝に行かれる参拝客の方々にご迷惑、ご不自由をおかけするということも確かにあるかと思っております。そのためにも、我々は福岡市のクルーズ課とも協議を十分に重ねております。

その中で、やはり太宰府だけではない新しい観光地であるとか、宗像の宗像大社であるとか宮地嶽であるとか、いろいろな観光地のほうに誘導をするような働きかけを行いながら、観光地の分散化、そしてみんなが回れるような、渋滞せずに回れるような誘導の仕方を福岡市と模索しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9 番陶山良尚議員。

○9 番（陶山良尚議員） あわせて先ほども言いましたけれども、国のほうでは2020年を目途に500万人を目指しているということで、県、福岡市、そういうところはしっかり推進していこうということで、今回博多港の中央埠頭も600m広げまして、世界最大級の大型船も入ってくるし、2つ同時に着岸もできるというふうになっておりまして、ますますこれらもそれだけ考えてもどうかと、これから先が対応できるのかなというふうに不安はあるんですよね。そういった面で、まだこれから、秋から実際に入港予定があるということは聞いておりますけれども、その辺、今の段階で市としてはどのような対応を考えてあるのかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 昨日式典が福岡市のほうであってございました、クルーズ船の大型クルーズが着岸できる護岸整備でございますけれども、今現在でき上がっているのが、大型クルーズ船と通常のクルーズ船、これが着岸できるようになったということでございまして、最大級のクルーズ船が2そう同時に着岸できるような工事については、もう少し先になるということでございますが、最大級のクルーズ船と、6,000人規模のクルーズと、あと3,000人程度のクルーズということで、実際に1万人程度が同時着岸する可能性があるということについては、私たちが今後の推移を見守るしかないとは思いますが、制限をかけるというのは非常に難しい、行政がかけるというのは難しい問題もございますし、先ほど言われましたように、国のほうの4,000万人という観光客の誘致というのもございます中で、やはりどのような形で太宰府の観光ができるのか、また先ほど申しましたように福岡県内、福岡県だけに限らず、遠くに行かれる方々も含めてどのような形で観光地をめぐっていただけるのかと、このような形はやはり福岡市と協議をしながら、実際に進めていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9 番陶山良尚議員。

○9 番（陶山良尚議員） クルーズ船の問題は非常に悩ましいところもありますけれども、今後とも福岡市と協議を重ねていただきまして、福岡の近隣自治体ですね、都市圏の自治体とも協力していただいて、なるべく分散するような形とかそういう形で、決して太宰府に来てほしくないとかという意味じゃなくて、ぜひそれはありがたい話なんで、受け入れ態勢だけはしっかりしていただければというふうに思っております。

それでは続きまして、その観光客誘致についてでございますけれども、具体的に、今日は観光政策等は語りません。国内の件はまたおいといて、また別のときに質問したいと思いますけれども、クルーズ船で現在多くの方が来られています。私も前も言いましたけれども、やはりアジアの国だけじゃなくて、アメリカやヨーロッパ、そしてオーストラリアのほうからも来ていただきたいというふうに思っております。

先ほど、内訳ですね、訪日外国人の内訳、太宰府の内訳を見させていただきますと、もうほとんどそれで90%以上でございまして、今の段階ではそういうところからほとんど来てないと

ということに見受けられますけれども、その辺の現状は、実際に本当に来られてないのかどうかも含めて教えていただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 外国人観光客、訪日外国人につきましては、先ほど述べましたとおり、入国管理局等での調査、また入港の状況を確認しますと、大体年間約200万人お見えになっております。そのうち韓国から来られる方が42%を占めております。中国でございますけれども、こちらはクルーズ船と、そのほか個別旅行もございますので、中国が個人旅行が24%、団体が52%で、合計しますと37.8%になります。先ほど申しました台湾10%、香港が3.2%。その次に続きますのがタイ3.2%、アメリカが1%、オーストラリアが0.5%、フィリピンが0.4%、その他が0.3%となります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） 回答の中にもありましたけれども、欧米豪やインドネシア、マレーシアといったところに対して、これから検討する必要があるという回答がございました。これはいつから検討、もう検討されているのか、それとも今からなのか、その辺教えてください。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） これに関しましては、既に観光物産振興会であるとか福岡県観光連盟であるとか、こういうところと密に協議を進めまして、これから、実際にはこれからになりますけれども、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） そういう形で、いろいろな団体と協議しながらということですが、やはり私としては市の単独というか、市のほうでも戦略的に何か検討していただきたいと思っております、以前から言っております。

前からラグビーのワールドカップとかオリンピック・パラリンピックとか世界水泳とか、もうあることはわかったんで、そこに向けて何らかの形で、既にもうこの問題はアプローチしておかないといけなかったというふうに私は認識しておりますし、特に外国人観光客を受け入れる、特に今までなかった欧米やオーストラリアの国々から来てもらうには、観光基盤の整備もしっかりとして、今までの段階でしておかないといけなかったというふうに考えられるわけですが、その辺はこれからということになるんですかね。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 太宰府はやはり滞在時間が正直短うございまして、宿泊を伴うような観光地、観光場所という位置づけは非常になりにくい部分、どうしても宿泊は福岡市ということになりまして、太宰府はいて3時間から4時間程度ということですね。そういう背景もございまして、なかなか市単独で誘致をして宿泊というところまでは今までがなかったの

は現状でございます。今後はやはり宿泊ということは十分に視野に入れないといけないというふうに思っておりますけれども、それ以上に宿泊ができるような、夜御飯を食べて帰れるというような食の部分も含めて、充実をさせていかなければならないというふうに思っております。

食に関しましては、少しずつではございますが、いろいろなところで新しいお店、古民家を改装したお店でありますとか、そういうものも増えてきつつありますので、その辺十分にこちらのほうも見守っていくといいでしょうか、進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） 私もいろいろ本とか読ませていただいて調べさせていただきました。

今、日本で一番お金を落としていただいているのが、ドイツとかフランスとか含めたヨーロッパ、そしてオーストラリアの方々なんですよね。長期滞在型ということで、日本を転々とされるというか、大体体験型の観光、それで食ですね、そして泊まる場所は高級ホテルという形で、長い時間かけて日本に来られるわけですから、その分楽しんでいこうと、その分お金はそこで使っていこうと、最初から持ってきて使おうということで来られていますんで、最近では国内でもそういう戦略で呼び込もうという形が出ております。

やはり滞在型がメインでございますから、当然そういう戦略的に誘致しようと思うなら、やっぱり高級なホテルも考えないといけない、そして古民家を活用した宿泊施設も考えていかないといけない。食のほうもそうですし、あとは何を体験してもらうのか、そういうメニューもそろえておかないといけないとか、そういうことも含めて、やはりいろいろ検討していくだけのものはあると思うんですよね。滞在型を進めるにはそういう形で、いろいろな遊びとか食を絡めた形でやっていかないといけないというふうに思っておりますので、ぜひ戦略的にそういうところから誘致活動をしようと思うなら、まずは太宰府の観光基盤の整備、これはもう国内観光客にも言えることでございますので、まずは積極的な形で整備を進めていただきたいと。これはもうできる、できないは別として、やるかやらないかというか、その辺検討するだけでもいろいろないと思うんで、まずはそういう形で始めていただきたいなと思っておりますし、なかなかやっぱりそういう意味では太宰府の観光が、いいものは持っていないと出切れしていないというところは、そういう政策的なものもあるでしょうから、ぜひともその辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

この外国人の観光客誘致についても、やっぱりこれはどうしても福岡市との連携は欠かせないものでございますので、今回のオリンピックとかワールドカップの機会を十分に活用していただいて、誘致活動につなげていただきたいというふうに思っておりますけれども、この1点目について、最後、観光客誘致について市長のお考えを聞かせていただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。まず、さまざまご指摘、やりとりをお聞きをしておりますして、陶山議員の観光に対する思いも改めて学ばせていただいております。

そうした中で、観光客誘致、特に欧米、またオーストラリア、こういう方々をというご指摘もございましたし、やはり日本人を福岡県に限らず日本全国から多くの観光客の方に来ていただくことも、大変重要だと思っております。つまりは、やはり住まう人も訪れる人も、よりよく過ごしていただくといえますか、やはり今までの形ではどうしても中国なり韓国のアジアの方々が訪れていただくけれども、滞在時間も少ないし、団体が中心で、韓国は少し違うと思いますが、消費の額も少ないと。そういう中で、渋滞や、また景観などの弊害のほうも大きかったということも、これは私自身も感じているところであります。

そうしたことを全て改めて分析をいたしまして、つまりはやはり経済的に本市が潤うような観光産業をつくり上げることに尽きるのではないかと、そのためにはやはり長期に滞在をしていただくこと、食なり宿泊、周辺、近隣も含めてそういう回遊性を高めていく、そういうことが非常に重要であろうと思っております。

今まではともすれば、やはり太宰府の名前が非常に既に有名であって、そしてさまざまな魅力ある名所や旧跡もあったということで、自然と年々来ていただくことが多かったという、大変恵まれたそうした歴史だったかもしれませんが、これからはやはりめり張りをつけて、そうした産業として本市が潤うような形をつくり上げることが重要だと思いますし、そうしたターゲットを絞って、どのようなお客様に来ていただきたいか、そしてそういう方々にどのような本市なり周辺地域との連携を図りながら、どのようなコースで楽しんでいただきたいかというメニューを、こちらからやはり具体的に提示できるような形をつくっていくことが重要ではないかと思っております。

そうしたことも含めて、今後総合的な観光戦略を、20人の専門家の方も力をおかりしながら、民間の方々も力をおかりしながらつくっていこうと考えておりますので、ぜひまた議員のご指摘もいただきながら、よりよいそうした観光政策に仕立て上げてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） それでは、2点目の民間人材の登用についてでございますけれども、先ほど回答では、なかなか難しいのかなというふうに思いましたけれども、今現在、例えば観光協会とか商工会とか観光経済団体ございますけれども、そういう団体と連携をとっているのは、今のところ行政なのかどうか、その辺教えていただければと思って、行政が連携をとってやっているのかどうか、観光政策を推進しているのかどうか。

というのも、今のところはコーディネーターですね、いろいろな形で、そういう方がいないというのが太宰府観光の問題かなと思っておりますし、それを担っているのが、今行政がされてあるのかなというふうに思ったものですから、そういう質問をさせていただきました。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 実際今現在、官と民をつなぐコーディネーターというものは存在しておりませんが、やはりこの民と官をつなぎながらやっていくということは、非常に大事なことだと思っております。必要性は十分感じておるところでございますので、この地域の方からつなぐ人が出てくればなというふうには思っておりますけれども、うちの職員も若い職員、観光課にはおりますけれども、彼が非常につなぐ力として、いろいろな参道であるとか、観光の参道であるとか、いろいろな箇所に出向いてつなぐ役はいたしております。ただ、絶対的に必要なものは、やはりノウハウをきちんと持った者が必要だということも感じておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） 今そうですね、担当課のほうで動かれているところもありますけれども、やはり専門性は持たなくても、熱意を持った方が外部からいらっしゃれば、それはありがたい話であって、今回答のほうにもありましたけれども、ブランディングやプロモーションを行う法人とか個人とか、こういう方が増えて、地元でもまちを盛り上げていこうという方が出てくれば、行政としてはそういう民間の方に支援をして、一緒にやっていけばいいんですけども、なかなか太宰府の場合はそういう方も見当たらないし、なかなか観光に対する雰囲気も変わらないということで私も危惧をしております、誰かそういう方がコーディネーター役としていらっしゃれば、いろいろな方を巻き込んでできないかなというふうに考えたわけでございます。

それで、これ一つの事例というか、大分前に私もある勉強会の中でこの方の講演を、意見交換もさせていただいたんですけども、安倍総理の地方創生を掲げてあったんで、その地方創生の一つの大きな事例として、日南市の油津商店街、これはまちづくりのほうでございすけれども、復興させた、今那珂川のほうで頑張っている木藤さんですかね、そういう方の講演を聞かせていただきました。非常に聞いていてすばらしいなと思って、職員の方もご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう形でここも公募によって採用されたということでございます。全然知らないところに来られて、最初は大変苦労されたということでございますけれども、最終的には4年間で25を超える新規出店を商店街されて復興されております。

一度こういう方がいらっしゃれば、また町は変わってくるというふうに思っておりますし、最初は公募されたときには、生活費も活動費を含めて月90万円という話で採用されたというふうに聞いておりました。任期は4年間。最初は地元の方から、そんなにもらって何するとかいなど、非常に批判もされたということもお聞きしておりましたけれども、この方のいろいろな活動によって、周りも最後は一緒にやっていこうというふうな形になって、借金まで背負って会社を立ち上げて、それぐらいの気構えでやられてあったという話を聞かせていただきました。

それに対して市も支援をしっかりとされてあったということで、この方の言葉として、まだ昭

和50年生まれですから、市長とほとんど変わらないんですけれども、木藤さんの言葉としてありました。木藤さんが来られて、町の空気感が変わったと。そして、この方は会社を設立されて、よそから来た人間が現場で採用したり、東京のほうからもUターン組を採用して、要所要所について一緒にやっていったということでございます。

この木藤さんがされたことは、これは商店街の再生なんですけれども、商店街の課題の解決ではなくて、まちの課題の解決であると。そして、まちを応援するよそ者が日南市を公私にわたって全面的に応援してきたわけですから。そういう意味では、市の積極的な援助もあって、そこら辺がうまくかみ合って、4年間で再生を遂げたということで、こういう方の力も必要で、日南市はそういう形で採用されたということをお聞きしました。いろいろ苦労はあったみたいでございますけれども、今は那珂川町のほうに戻られまして、事業間連携専門官として頑張られておって、柳川市なんかのまちづくりプロジェクトのアドバイザーなんかも兼任されてあるということでございます。

一度こういう方の話を聞かれたらいいかなと思いますけれども、まちづくりイコール観光ですから、そういう面では太宰府にもこういう政策が当てはまるのではないかなというふうに思っております。ぜひ、これは私の理想を今言っているわけですが、ぜひともこういう方を採用してもらおうとか、どこかから来てもらおうとか、そういうことを少し考えていただければ非常にありがたいかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） おっしゃるとおりだと思います。組織形態であるとかいろいろなものは別としまして、観光を推進していくためには、やはり組織と態勢、それと人が必要ということとは認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） それで、市長にお聞きしますけれども、市長もまだまだ40代前半でございますし、やはりこれからは市長のさじかげんによってまちは変わってくると思うんですよね、政策によって。だから、その若い発想で、いろいろな考えのもとで観光政策を推進していただく。また、市長が持つてある人材を活用して、またそこで市長のもとにおいていろいろな形で戦略を練っていく、こういうこともやり方もあると思うんですね。そういうことを含めて、市長のこの民間から採用するということも含めて、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。先ほど例示をされました木藤さんですね、昭和50年生まれ、これまた同じ年でありますので、何回か名刺交換させていただいて、お話を少ししたぐらいはございますけれども、ぜひ木藤さんとも近いうちに具体的にいろいろなお話もさせていただきたいと思いましたが、先ほど来ありますように、民間人のノウハウを持つてい

したように、非常に力を入れていきたいことであります。

やはり、既に三役もある意味で市役所出身ではない、私も含めてそういうことでありますけれども、さらにはやはり職員の中でも民間なり国なり県なり、近隣の自治体なり、そういうところから本市にぜひ入ってきていただきたいという思いもありますし、本市の職員ももう既に何人か外で頑張ってくれている職員もおりますけれども、そうした人事交流も積極的に行っていきたい。そうした中で、この観光面での民間人の登用というものも十分あり得ることだろうと思っています。

先ほど申しましたように、今後審議会、20人募集をしまして、近いうちに会議もスタートしてまいりますけれども、その中で当然金融機関、銀行の出身の方、JTBの方、また県なり福岡市の方、こういう方々にもどんどん入っていただきます。そういうところからも、個人的な私なり副市長なり、そうした職員の人脈も駆使して、新たな、今まで協力関係のない方も積極的に本市の観光にもいろいろな意見をいただこうと。日本総研なり既に力をいただいているところもございます。そうした方々と総合力を発揮して、今までにない本市の観光をやはりつくり上げていくと。

先ほど申しましたように、やはりまず住民の方が観光に来ていただいて、その上で喜んでいただけるような観光のあり方というのが鍵ではあると思っております。そして、やはり来ていただく方が満足していただく観光。その上で、当然本市に潤いが起こるような観光産業ということでありますから、非常に難しい課題ではありますけれども、ぜひそれを実現するために邁進をしてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） そうですね、いろいろな方を巻き込んで、やはり観光施策を推進していただいて、それがまちづくりにつながると思っておりますので、その辺市長のお考えを積極的に前面に出していただいてやっていただきたいと思っております。

続きまして、3点目のフィルムコミッションについてでございますけれども、回答としては、そのまま福岡フィルムコミッションでやっていくということでございましたけれども、現在その福岡フィルムコミッションはどのような活動を行われているのか、そしてまた、例えば昨年太宰府で何件ぐらい実際ロケがあったのか、その辺教えてください。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 平成27年度は、太宰府で撮影があったものは7件でございます、平成28年は5件話が来て、うち3件で実施されております。平成29年につきましては、5件中、現在1件撮影をされたということでございます。内容としましては、平成29年度につきましてはドラマの撮影ということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） そういうことでしたら、結局福岡フィルムコミッションに来た依頼を太

宰府でロケとかしてもらおうということなんで、私としてはやはりその辺、フィルムコミッションができればいろいろな効果があるんですよね。例えばその効果を申し上げますと、ロケ隊の宿泊や食事、資材購入などの直接経済効果とか、まちのにぎわいの創出、地元住民の盛り上がり、そして町や地域の知名度の向上、観光集客力強化、交流人口の増加、そして新しいビジネス機会の創出、芸術文化の振興、いろいろ理想は幾らでも言ってもこれはしょうがないんですけども、そういう形で非常に観光を違った角度からまた推進していけるというふうな、私はフィルムコミッションはそういう内容であると思っております。

やはり今聞いた話では、もう一回申し上げますと、福岡フィルムコミッションに來た分を受けるという形なんで、やはりどうしても待ちの状態なんですね。私としては、設置していただくならホームページを作成していただいて、そこで直接制作会社とか依頼者から見てもらって、そこで判断してもらってまたやっていくとか、そういうワンストップの直接の窓口ですね、そういう形が非常に望ましいと思っているんですね。だから、やっぱりそういう積極的に情報発信をするツールでもあると思うんで、そういう意味では窓口というか、担当課の職員を置いていただいて、そこでいろいろ勉強を重ねていただいて、しっかりと福岡フィルムコミッションとは当然連携をしていかないといけないと思っておりますので、そういう形で私としては進めていただくのが一番ありがたいかなと思っておりますけれども、なかなか前回の質問でも難しいということでございましたので、これは大変なことだと思いますけれども、その辺も一回検討をしていただきたいなと思っております。その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） ありがとうございます。福岡フィルムコミッションは、やはり福岡都市圏を広範囲で活用範囲としてある体制でありまして、本市のみならずいろいろな情報量、情報発信をしていただいておりますところから、やはり福岡フィルムコミッションの存在というのは大きいということを考えております。今ご指摘をいただきました本市独自のフィルムコミッションの設立に関しましては、ロケ地の相談や地元団体等との調整の依頼などを直接受けることがあることから、今後太宰府でもフィルムコミッションの事業を取り巻く情勢を十分に鑑みて、検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） それでは市長にお聞きしますけれども、市長の7つのプランの中でも、日本遺産など太宰府の資産を観光や映画、写真撮影の舞台などさまざまな場面で活用し、中・長期滞在型次世代観光産業など地場産業を創出するというところでうたってありました。そのフィルムコミッションについて、市長としてはどういうふうなお考えをお持ちなのか教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） どうも読み込んでいただいてありがとうございます。改めまして私もこの3

番の項目の中の太宰府の、やはり日本遺産に認定もされておりますし、さまざまな遺産があります、名所旧跡があります。こうしたものをやはり映画の撮影場所として使っていただくことも、非常に一つの太宰府に注目していただくきっかけになるであろうと、また聖地巡礼などの形で多くの方に来ていただくことも大変重要なことだろうと思っております。

その上で、フィルムコミッションという形がその目的の実現のために最もよい、効率的な形であるのかどうか、この点はもう少し私も検討を重ねてまいりたいと思っております。

現時点で、福岡市などとの合同のフィルムコミッションを行うことで、既に照会を受けているところもありますので、そうした中で、やみくもにそういうところに来てもらうというよりは、やはり話題性のあるそうした作品を、太宰府を中心として例えば映画をつくってもらう、そうした映画の制作の企画からこちらから投げかけるような形もとれるかもしれませんし、そういう意味ではフィルムコミッションの形がいいのかどうかも含めて、もう少し検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） いろいろ申し上げてきましたけれども、まだまだいろいろ言いたいことがあったんですけども、時間が来ましたんで、最後申し上げます。観光は本市にとって最重要施策でございまして、やはり大事な大きな柱の一つでございまして。今現在、財政的に、例えば子育て支援とか高齢者福祉、そして公共施設の再編とか、大変な課題も多くありますけれども、稼げる事業といたらやっぱり観光なんですよね。唯一稼げる事業でございまして、しっかりと収益性を上げる意味でも、もう少し市長を先頭に観光政策を推進していただいて、例えば今非常に観光推進課も少ない人数でやられていますので、実際にイベントがあったらそっちに行かないといけないから、本来の仕事がなかなかできてないような状況もあるかもしれません。その辺少し、いろいろな組織のことはいろいろございましてけれども、その辺もう一度考えていただいて、積極的な観光推進をぜひとも図っていただきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで15時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番上疆議員の一般質問を許可します。

〔11番 上疆議員 登壇〕

○11番（上 疆議員） ただいまより、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しています上水道の高所配水施設タンクについて質問をいたします。

最初に、上水道の高所配水施設タンクについてであります。このことについては、平成23年

6月議会にて一般質問をしておりますが、本市は地形的要因から、松川や大佐野浄水場より丘陵地の団地住宅が多く、そのためこの上水道の高所配水施設タンクからの給水人口は2,337 tで、配水戸数は5,740戸ですが、その内容については、別紙上水道の高所配水施設タンクの状況一覧表を、議長の許可を受けまして配付いたしておりますので、資料をごらんになってください。

この上水道の高所配水施設タンクについては、安全対策についてどのような基準でされておられるのか、また特に資料のこの2番目に載っておりますが、東ヶ丘配水池はタンク規模1,700 t、配水戸数は3,835戸と、他のタンク施設に比べ最大規模の施設であります。しかも、昭和50年度に構築され、既に43年以上もたっており、安全面で大変危惧をしておるところでございます。

そこで、平成23年6月議会の際に、水道法に基づき定められており、水道施設の技術的基準を定める厚生労働省令及び水道施設耐震工法指針による耐震基準で行っており、耐震調査を行い、基準に適合していると報告を受けており、また耐用年数につきましては、地方公営企業法施行規則で60年と定められておりますと回答を受けましたが、地方公営企業法施行規則では、有形固定資産の耐用年数は、構築物、水道用高架水槽で鉄筋コンクリートづくりのものは耐用年数は40年とされているようですが、見解を伺います。

また、当市の上水道の高所配水施設タンクの状況は、6カ所ありますが、これまで大きな災害もなく今日まで来ておりますが、昨年7月6日、九州北部豪雨の際、福岡、大分、佐賀で記録的な大雨、土砂災害を初め、本年も7月6日の西日本を襲った豪雨は、土砂崩れや河川の氾濫を引き起こし、各地に甚大な被害をもたらし、河川の氾濫や土砂災害、土砂崩れで浄水場が損壊し、流れ落ちるなどした数mもの巨大岩石コアストーンが今も至るところに残り、大雨の際などの崩落リスクをはらむ。山肌には以前土石流の傷跡が生々しくなっております。平成最悪の被害となっております。

今後、災害がどこにも発生すると考えますと、上水道の高所配水施設タンク6カ所の設置状況を十分に検討していただきたいと考えますが、見解を伺います。

以上、再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 3項目めの上水道の高所配水施設の設置状況の検討についてから、まず私からご回答申し上げます。

高所配水池につきましては、本年5月に私自身も実際施設を視察いたしまして、造成団地の一番高いところにあり、想定外の災害が起こらないとも言えず、今後老朽化による更新をする際には、議員ご指摘のとおり災害に強い施設も考えていく必要があると考えております。

状況一覧資料にもありましたように、平成25年度には国分ヶ丘配水池及び国分台配水池を統合し、発電機を有する加圧ポンプ場を設置することにより、2つの配水池を廃止するという事例もあります。

今後は、議員ご指摘のとおり災害時の水の確保や施設の効率化を考慮し、高所配水施設の統廃合や水道管の更新もあわせて、中・長期の計画策定について検討してまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 1 項目めにつきましては私から回答をさせていただきます。

まず、1 項目めの安全対策基準についてでございますが、水道施設の技術的基準を定める厚生労働省令及び水道施設耐震工法指針による耐震基準で行っておりまして、現在6カ所ある高所配水池のうち、昭和50年から昭和58年に市に帰属されました東ヶ丘の配水池を含みます4カ所につきましては耐震診断を実施しているところでございます。その中のつつじヶ丘配水池のみが耐震補強工事が必要であると判断されまして、今年度中に耐震補強工事の実施設計を行い、次年度に補強工事を予定しているところでございます。

また、平成13年、平成17年に更新いたしましたステンレス製の2カ所の配水池につきましては、耐震構造で設置済みであります。

水質安全管理についてでございますが、状況一覧資料にもありますように、6カ所の配水池は毎年カメラ調査を実施し、内部の状況も確認をしております。また、5年以内に一度は点検清掃も実施しているところでございます。

次に、2 項目めの耐用年数についてでございますが、議員のおっしゃるように地方公営企業法施行規則の中で、有形固定資産の耐用年数ということで、高架水槽鉄筋コンクリート造のもの40年とありますけれども、東ヶ丘の配水池につきましては、同規則にあります配水設備であるというふうに考えておりますので、耐用年数は60年というふうに考えております。

東ヶ丘配水池は昭和50年に設置され、議員おっしゃっていただいたように43年が経過をしておりますけれども、今後も毎年カメラ調査を実施し、内部の状況も確認してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） この高架水槽のこの耐用年数の関係で、このことについては、大きなところの部分の高架水槽についてはそうだと思うんですが、それ以外の6個あるところの5個は小さいのがありますよね。そういった部分はどういうふうになっているんですかね。それをちょっと説明してください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 一応今回答の中で、6カ所あるということで回答させていただいて、そのうち1つが今の東ヶ丘、それとあとステンレス製ということで、平成13年と平成17年に耐震構造によって設置したというのが2カ所ありますので、あとの3カ所についても耐震診断をしていますけれども、つつじヶ丘につきましては耐震補強が必要であるということがありますので、あと2カ所につきましても耐震診断は適合といいますか、しているということで考

えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） その分であわせて一緒なんですけれども、この上水道の高所配水施設タンクの6カ所、確かに今言っていただきました。そういう中身の部分で、配水設備であり、耐用年数は60年と言われていましたよね。だから、そのほかの部分はどういう、耐用年数は何年ですかね。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私どもの資産台帳というのがございますので、その中で、先ほどの状況一覧表の中で言ったほうがわかりやすいと思いますので、3番の醍醐池につきましては58年と、4番の水城配水池につきましては40年、つつじヶ丘配水池につきましては一応58年ということで、あと7番、8番につきましては、もうステンレス製に変えておりますので、ちょっとこちらについての耐用年数につきましては、済みません、私のほうで手元で資料は持ち合わせませんので、また後で報告をさせていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） それで、60年でしておるということですが、私の部分では40年と思っているところなんです、このことについて60年と40年とどう変わるんですかね。私もわからんとやけれども。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） どういう項目でその規則の中を見ていくかというところはございましょうけれども、これは実例といいますか、ほかの周りの市町村も確認しましたところ、筑紫野もやはり配水施設ということで60年ということ、あと大野城も60年ということでの、ああいう高所の配水設備につきましては60年ということを確認していますので、ただ40年と60年、どう違うかということは、要はコンクリートの状況がプレストレストコンクリートという非常に強度の強いコンクリートを使っておりますので、その強度を、一応強度としては60年ありますけれども、やはりただどういふことがあるかわからないので、私どもとしては先ほど申しましたようにカメラによる点検とか清掃を欠かさずに行って、少しでも長く安全に施設を見ていただけるというか、また安全な水道水を届けるということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） それはそれでいいと思いますが、まずつつじヶ丘がこのように次年度に補強工事をさせていただくようになっております。それから、東観世と三条台、7、8が耐震構造で設定を済んでいると。これは私どもわかりませんでしたが、そういうことをさせていただいて、確かによかったなと思っていますが、このつつじヶ丘はこのとおりそういう予定になっておるんですかね。次年度の。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今議員おっしゃっていただいたように、来年度工事の施工といたしますか、やはり早くということもあるでしょうけれども、耐震診断の中でも地盤については、基礎については非常にしっかりしているということも出ていますので、あとはあそこが議員ご存じのとおり鉄塔というか、基礎が鉄のもので、15mほどの高さがございますので、そういうところも含めて早目に耐震補強をしたほうがいいということもありまして、今年度設計と、来年度の施工ということで今予定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） それはよろしく願いいたします。

それで、問題は、一番問題なのは東ヶ丘配水池ですよね。これが重点で私は一般質問しておるんですが、この中でさっきも言いましたけれども、もう一回言いますが、東ヶ丘配水池はタンク規模1,700 t、配水戸数が3,835戸で、他のタンク施設に比べ最大規模の施設ですよね。しかも昭和50年度に構築されまして、既に43年以上もたっておりますが、この状況をどのように考えておられるのか、見解を伺います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私どもとしては、先ほど申しましたように、やはり安全で安心なまちづくりの一つとして、水をきちっと届けるとことは使命ですので、先ほども申しましたように、きちっとその調査とか、カメラ調査とか清掃等を行いながら、その中で悪いところが見つければ補修等もやっていかなきゃいけないと思いますし、まずは東ヶ丘のタンクの重要性というか、今おっしゃっていただきましたように、高雄とか梅ヶ丘、東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑、緑台、五条台という非常に広範囲の市民の皆さんに水を届けているわけですから、まずは安全第一といえますか、そういうことも含めて私どもは注視しながらというか、施設の維持をやっていかなきゃいけないというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） これは、ああそうですかと言うわけにはいかないところなんですよ。これが今までやったら私も我慢しとりました。そういうことで、この東ヶ丘配水池はもう桁が違うでしょうが。15mぐらいが上がって、その中に上に上がっていくんですよ。本当に水道の水も、子どもたちが行きますところに3倍ぐらいありますもんね。だから、それぐらい多くなると水がいっぱいたまっておるんですけれども、そういうことを含めて、そこが今までであれば私もそれでやむを得ないかなと思っておりますけれども、今日説明をいたしましたような最後の部分で、7月6日の豪雨の関係ですね、それから7月6日の西日本のときと中身もそのまま、この部分はほとんどこういう問題が起きておるんで、これがあそこに起こったらどうなるのかなと、私はいつも本当に悩んでいるところですが、その辺を含めてもう少しどう

いうふうにやったらいいのか、私もわかりませんが、その状況をもう少しこの形で考えてもらえればと思うんですが。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 本当にご心配いただいております。まず、構造的なもの、平成23年6月の議会での当時の部長が回答している部分を繰り返すことになるかもしれませんが、あそこのプレストレストコンクリートを使っていますけれども、その間には1.5cm、16mmの鉄筋を20cm間隔で縦横にずっと組んで四角にこうしていく分ですけれども、それをあと25cmのコンクリートで挟んでいるといいますか、そういう構造になっていますので、非常につくった当時から頑丈なというか、構造物だとは思っておりますけれども、やはり議員おっしゃるように43年たっている状況がございますので、これはまだ、先ほど高所配水池の、市長のほうからもちょうと説明がございましたように、やはりあそこだけじゃなくて、6カ所の配水池を今後どのように維持管理していくかということも含めて、それとあと市長の回答にもありましたように災害ですね、それは上議員もおっしゃっていただきましたけれども、やはりどういう、先ほどの質問で想定内、想定外という話もありましたけれども、やはりいろいろなことを考えながら、じゃああその場所にだけ、東ヶ丘だけじゃなくて、ほかの三条台とか東観世の上とか、あと高いところにある部分が本当に多いので、じゃあそれをどういうふうにしようかということで、今市長が5月に現地を見て、副市長も8月に現地を見ていただいて、今後のそういう高所配水池をどういうふうにするかということの検討をしてくれということで、今指示を受けているところですので、どういう形で配水池を今後、太宰府市もずっと続くわけですから、安定した水の供給をするため、また災害から守るためにどういう配置の仕方がいいのかということを含めて、今検討を始めたところでございますので、まだこの場所でこういうふうにしたらいいか、そういうことは申せませんが、そういう指示があつて、今検討を始めたということでございますので、また皆さんにお知らせする時期が来ましたらご報告ができるかというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） 以上、そういうことで言っていました。

ところで、台風が21号が9月4日午後に徳島市に上陸した後、神戸市付近に再上陸し日本海へ抜けたが、関西地方を中心に被害が相次ぎ、開港以来で最大の瞬間風速、最大風速44m以上を記録したと。関西国際空港では、強風で流された大阪湾のタンカーが空港連絡橋に衝突して、橋の破損で通行不能となり、利用客や従業員ら推定最大8,000人が取り残されたという状況もありました。

また、その6日午前3時8分ごろ北海道で地震があり、厚真町で震度7を観測した。道内全ての約295万戸が一時停電し、北海道電力によると、各地の役所や交通機関のインフラ機能がストップしたと。札幌市では、清田区の住宅街では地震による地盤の陥没が広範囲に発生いた

しまして、住宅が多数傾き、アスファルトの道路が波打った、ずたずたになり、道路が泥の海になったというようなことになっておりました。

このように、私も先ほど想定外と言いましたが、このように近年拡大していく自然災害には、想定外を想定して防災対策を考える必要が絶対あるので、自然災害を防ぐことはできなくても、被害を軽減することはできると考えられます。そういうことで、今後とも災害がどこにも発生する、考えますと、上水道の高所配水施設タンク 6 カ所の設置状況を十分に検討していただきたいと考えます。これについてはこれで終わりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員の一般質問は終わりました。

ここで15時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 3 時45分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番柳原荘一郎議員の一般質問を許可します。

〔1 番 柳原荘一郎議員 登壇〕

○1 番（柳原荘一郎議員） 議長より質問許可をいただきましたので、通告に従い、商工業の振興について質問させていただきます。

中小企業庁が発表した小規模企業白書2018年版によると、小規模企業の景況感は改善傾向が続き、経常利益は過去最高水準にあるものの、人手不足を背景に小規模企業経営者への間接業務の集中などにより大企業との生産性格差は拡大しており、その改善のための業務の効率化や事業承継など支援機関の役割の重要性がさらに高まっています。

また、本市における地場産業の永続的支援と新たな産業の創出は、将来の財政基盤強化のために不可欠であり、既存事業者の成長と新規事業者の起業は、地域経済活動の両輪として、ますますその役割が重要となります。

以上のことから2点質問いたします。

1 点目、既存事業者の経営安定化のための支援と新規事業者の誘致に対する取り組みについて伺います。

地域経済団体として本市とも連携し活動する市商工会は、本市より財政支援を受け自主的経済活動を強化するとともに、地域振興、発展に寄与されています。平成28年に国より認定を受けた経営発達支援計画に基づき、事業者一人一人に寄り添い、細やかな支援を行う伴走型支援に努め、小規模事業者の経営安定化と事業の継続支援に力を注いでおられます。平成29年度実績では、その取り組みと本市の支援が功を奏し、経営革新認定件数は45件で福岡県下2位、国や県の補助金獲得件数はともに1位と目覚ましい成果を残し、本年度についても堅調に推移しているそうです。

また、新規創業者の発掘と支援を行うため市と連携した創業塾の開催においても、23名参加のうち11名が創業するなど、着実に成果を上げておられます。そのほかにも、組織率強化や役員研修強化と、若手、女性登用など組織改革にも積極的な取り組みがなされています。

しかしながら、事業者の高齢化、後継者不足による廃業の急増や人材不足問題は、ますます深刻化するとともに、新規創業後の経営定着化とさらなる事業者の誘致にも課題があり、地域経済状況の動向に即したメニューの見直しも含め、引き続きの行政支援が必要不可欠であると考えます。

以上のことから、地域商工業の振興と観光産業などの新たな地場産業創出による本市の財政基盤強化のため、今後どのように商工振興に取り組んでいかれるか、また、市商工会とのさらなる連携の必要性について市のお考えをお聞かせください。

あわせて、観光産業創出の観点から、民宿経営などの新規事業者の誘致について、現状と今後の市の対応についてもお聞かせください。

次に、2点目の地場土産産業の創出について伺います。

地場産業の結びつけにより付加価値を生み出し、新たな特産品などの開発のために立ち上げを予定している（仮称）太宰府市産業推進協議会の目指す方向性を含め、進捗状況についてお聞かせください。

以上、ご回答をよろしくお願いいたします。再質問については議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 1項目めの既存事業者の経営安定化のための支援と、新規事業者の誘致に対する市の取り組みについてのご質問に回答申し上げます。

既存事業者への支援の取り組みといたしましては、中小企業資金融資制度により、市内の指定金融機関5行8支店に対し年度当初に総額5,000万円を預託し、この資金をもとにして常時4倍の総額2億円以上の融資目標を設定し、市内中小企業者に対し、より活発に融資が行われるようにすることを目的としております。貸し付けに係る信用保証料につきましては、福岡県信用保証協会の信用保証を利用し融資を受けた場合の保証料相当額を、返済完了後に事業者に補助しております。なお、融資の申し込み受け付けは商工会で行っており、調査、審査を経て金融機関へあっせんしていただいております。

さらに、本年6月に施行されました生産性向上特別措置法に基づき導入促進計画を策定し、国の同意を受けております。これは、市内中小企業、小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図る先端設備等導入計画を市が認定した場合、固定資産税の減免や国のものづくり補助金等が優先採択されるものとなっており、既に4件の申請が行われております。なお、商工会等の支援機関には、計画の審査後、確認書の提出をいただいております。

また、商工会のプレミアム商品券だざいふ得とく商品券の発行事業に対し補助を実施し、市内の消費の喚起や市外流出対策を行い、市内商工業の振興を図っております。

新規事業者への支援の取り組みといたしまして、本市では、平成26年に施行されました産業

競争力強化法に基づき創業支援事業計画を策定し、平成27年5月に国の認定を受けております。これは、地域内における開業率を引き上げ、雇用を生み出し、地域の活性化を図るため、商工会、中小企業診断士等の専門家、金融機関等と連携しまして、だざいふ創業塾の開催やワンストップ相談窓口を開設し、事業計画、販売促進、創業資金、財務・労務支援、補助金の活用など幅広い伴走型の創業支援を行っており、市のホームページでも、創業塾を修了し、実際に市内で起業された方を紹介する記事を掲載しております。

いずれの事業にいたしましても、経営等に関する支援機関である商工会との連携が必要不可欠なものとなっており、今後とも市及び商工会がそれぞれ抱える課題について密接に議論し、市内事業者にとってよりよい施策を実現し、商工業の振興につながるよう取り組んでまいります。

なお、古民家再生による宿泊施設の開業については、民間事業者の投資を促すため、既存の補助事業の活用など側面からの支援を行いたいと考えております。

次に、2項目めの地場土産産業の創出について、（仮称）太宰府市産業推進協議会の進捗状況のご質問に回答申し上げます。

太宰府の特産品の開発につきましては、これまでも県立福岡農業高校の生徒の皆さんが、太宰府の梅を活用したポテトチップスや梅サイダーなど商品開発を授業の一環として取り組まれており、ポテトチップスは毎年約25万袋、梅サイダーは約3万本とヒット商品となっており、今後ともさらなる商品開発のご協力をお願いをしているところでございます。

また、市内北谷地区では農業、農村の活性化を図ることを目的に、有志で北谷米づくり隊を結成され、米づくり体験希望者を募集し、北谷地域の棚田で稲やサツマイモの栽培体験を行い、そこで収穫されたお米で純米酒宝満の夢をつくっておられます。

さらに、市内事業者からは、市内でとれた作物で商品開発を行いたい、有害鳥獣駆除により捕獲されたイノシシをジビエで活用できないかなど、太宰府ブランドにこだわった事業に取り組みたいとのご相談もいただくようになってきております。

このように、特産品の開発につきましては、さまざまな業種の方々と協議を重ね、本市の強みや弱みを知るところから始めているところでございます。

観光産業の活性化や市内の地消地産の活性化のためには、域内の商工及び農業の活性化なくしては成り立たないのも事実でございます。今後、協議会の立ち上げにつきましては、組織のあり方も含め、商工会、筑紫農協、福岡農業高校、大学、農業者、市内事業者など、関係各位のご助言、協力を仰ぎながら進めてまいりたいと考えております。さまざまな課題はございますが、新たな特産品開発へのチャレンジによって地消地産につなげ、本市が潤い、活性化する仕組みができればと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますね。

1 番柳原荘一郎議員。

○1番（柳原莊一郎議員） ありがとうございます。具体例なども交えて、大変細かく丁寧なご回答をいただけたというふうに思っております。再質問の場所もそう多くはありませんけれども、ただいまの答弁の内容について、二、三、お尋ねをしたいというふうに思います。

1点目ですけれども、今後の商工会との連携を強化していくという部分の回答の中で、それぞれが抱える課題について密接に議論をし、よりよい政策の実現に向けていこうということでのご回答がありました。現時点において、市と商工会の間でさまざまな意見交換を行ったり、もしくは政策について協議を行うような場というのは、どのような形で設けられておりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） まず、商工会の幹部の方々と市の部長、市長も含めてですが、そういう会議も年に1度今持っておりまして、そのほかに創業支援であるとかいろいろな事務的な話は、常に産業振興課のほうで商工会に出向いて協議を行っておるところでございます。また、商工会の若手の皆さん方と青年部の皆さんとも、市の職員が一緒になって協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番柳原莊一郎議員。

○1番（柳原莊一郎議員） ありがとうございます。各さまざまな階層ごとのいろいろな意見交換、そういったものがこれからの商工振興に関して将来生きてくるものだというふうに思います。実務者同士の会合なども含めて、さまざまな階層で連携をとっていただいて、いろいろな意見交換を交わす中で、これからのいろいろなヒントを拾い上げたり、もしくはやっぱり課題を共有し合うということで、ぜひとも定期的なそうしたやりとりというものがいつでも行えるような形を、今後とも続けていただければというふうに思います。

それから、2点目ですけれども、宿泊施設の開業についての支援ということでのご回答がございました。今現在、今年の6月に施行されましたけれども、民泊法における市域内での民泊事業者の現在の動向といたしますか、申請、登録状況など、これまでの短い期間でありますけれども、ここまでの現状と今後の見通しなどについてご回答がいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 今年6月15日に施行されましたものが民泊新法といわれるものでございまして、住宅宿泊事業法というものでございまして、これが今、先般から話題になっていきます民泊でございまして、今行っておるものが、この民泊につきましては、旅館業法の適用除外要件でございまして、太宰府市では1件が、この民泊に携わるインターネットのサイトAirbnbというのがございますけれども、こちらに登録されている業者は1社でございまして、こちらの業者につきましては、五条にございまして、こちらのほうは政府公認の証明書を記載している事業所でございます。

もう一点が、先ほど申しましたのが、古民家再生によります宿泊施設ということで、こちら

は旅館業法にのっとった業態でございまして、古民家を再生しながら、太宰府らしい宿泊施設を設けていこうという2つのものがございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番柳原荘一郎議員。

○1 番（柳原荘一郎議員） ありがとうございます。今、後段で触れていただきました古民家再生による宿泊施設の開業についてということで、市の既存の補助制度があるということですが、これは古民家を活用するということで特段受けられる補助ということになるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 登録された古民家につきましては、都市計画のほうで補修費用の助成があるということでございます。その名称は町並み環境整備事業でございます。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 済みません、私が答えればよかったんですが、歴史的風致維持向上計画というものを私ども太宰府市のほうで事業としてさせていただいている中に、町並み環境整備事業ということがございます。その中にいわゆる古民家の修理修景ということで、一応その補助ということで、国、県が3分の1、市が3分の1、その建物所有者といいますか、それを利用される方3分の1のそれぞれ持ち合いというか、それを出し合って、そういう再生していくという事業を私どものほうでさせていただいているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番柳原荘一郎議員。

○1 番（柳原荘一郎議員） 済みません、何度も伺いますけれども、これは実際にもう実行例があるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実際に一応参道とかそういうところで、お店とか実際にさせていただいている分がございまして、宿泊施設としては今のところ一件もないというところでございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番柳原荘一郎議員。

○1 番（柳原荘一郎議員） ありがとうございます。新たな次世代型観光の中での新たな産業づくりということで、先ほど陶山議員との議論の中にもありましたけれども、宿泊施設、規模の大小を問わず、あることによって、太宰府ではかなり需要が当然あるはずですので、いろいろな意味で、先ほどもありましたけれども、チャレンジをしていく、そういうことを考えている市内の事業者さんもたくさんいらっしゃいます。今のそういった補助メニューなども踏まえて、そういった取り組みに事業者が行えるような、ぜひそういう周知活動といいますか、私ももちろんやっていきたいと思いますが、そういったものがあるということをぜひとも知らせていただけたらなというふうに思います。ありがとうございます。

続いて、太宰府市の産業推進協議会の件について1点お尋ねしたいと思います。

こちらについては、これからの動き出しということですので、今後のその推移を見守りたいというふうに思いますけれども、現在予定をしている構成団体、また名称やその設置目的から考えられる協議会の質といいますか、既存のブランド創造協議会などとのある程度ダブってくる部分もあるのかなというふうに考える部分もあるので、類似の協議会というのが多数乱立することによって、いろいろとかえって即効性がなくなったり、そういった部分もあると思いますので、ぜひその辺検証も含めて、設置に当たってはそういった構成内容などぜひとも吟味の上、設置に向けてお取り組みいただきたいというふうに思います。これは要望ということですのでよろしくお願いいたします。

あと一点、最後にちょっとお尋ねしたいんですけれども、市長のほうにもお尋ねしたいと思いますが、地域の経済の活性化、税収増、長年求められていた部分だと思います。今回施政方針の中で、財政再建のためのさまざまな成長戦略、あの手この手の成長戦略、メニューとして大変魅力的なものが並んでいるというふうに思います。

じゃあ、実際こうした成長戦略というものが、どの時点で、どのような形で具体的なビジョンというものがお示しをいただけるのか。就任後1年間の庁内庁外さまざまな場面での協議を含めて、平成31年度、新たに新年度の予算をこれからつくっていく中で、そうした議論を経て、こうした具体的なビジョンというものを明確にお示しいただくことで、市民の皆さん、また事業者の皆さん、これなら一緒にやっていこう、本気でやっていこう、そうした気持ちというものを醸成することができるというふうに思うんですね。いつごろそうした具体的なビジョンというのが、またどういう形でお示しになる予定なのか、そこら辺についてよろしくお願い致します。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。先ほど来やりとりをお聞きしておまして、私も改めてみずからの役割を再認識しているところでありますが、まずちょっと、直接にまず答えになっていないかもしれませんが、商工会との関係、今まで答弁もありましたけれども、大変ありがたいことに、私就任以来、さまざまな市内団体ありますけれども、最も密に連携をさせていただいている、意見交換をさせていただいている団体の一つと間違いなく言えます。

これまでも、先ほどの観光部会との私自身も夜の懇親会にも出させていただきましたが、その前から全体の幹部との意見交換もさせていただきましたし、先日は私と副市長が幹部とのさまざまなざっくばらんな意見交換もさせていただきました。本当にかんりの回数、高い頻度で商工会の皆様とはいろいろな意見交換をさせていただいて、既に先ほどありましたように、近隣の商工会と比べても大変な実績を上げておられるということで、我々も非常に勉強にもなりますし、商工会の本気度を感じながら、我々も頑張らなければいけないという刺激も受けているところであります。

その上で、今までも私も、例えば本年6月の施行されました生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画、ちょっと長い名前ですがありますけれども、要は固定資産の減免、税の減免や

国のものづくり補助金などが優先採択される、こうしたものも、たまたま私の古い友人であります経済産業省の官僚から、こうしたものがあるという連絡をいただいたことから、これを早速担当部課のほうで現実のものとしてくれたという経緯もありまして、4件実際に申請をされているということも、一つの連携の成果だとも思っております。

また、先ほど来の古民家の活用なども、やはり大規模なホテルというのはなかなか太宰府にそぐわないかもしれませんが、やはりさまざまな経験をしていただくコト消費といえますか、そうした中で小規模な古民家を利用した宿泊施設などは、確かにニーズがあるのではないかと。そういうこともさまざまな主体とも連携をしながら進めてまいりたいと思っております。

また、地場土産産業についても、私もこれは選挙の際にも地場土産産業を振興して、太宰府の生産供給能力と収益を増加させると訴えてまいりました。もちろん新規産業の育成も重要なことでありますけれども、やはり既存のさまざまな既に産業を持っていた商工会の会員の方々に、まずは加わっていただきながら、地域の新たな土産物をつくっていく。その中で、先日も福岡農業高校の本当に有為な若者たちが梅サイダーを持ってきてもらって、試飲をさせていただきました。これは西鉄さんなども協力もいただいています。

ですので、こういう民間企業なり学校なり農協さんなり、こうした方々にやはり会員になっていただいて、もうこれはねじを巻いて、早急に実際の会議体をつくり上げることを早いうちに行っていきたいと、改めてここでお約束をさせていただきたいと思えます。

また、ブランド協議会の話も少し振られました。ブランド協議会も非常に太宰府の代表のさまざまな主体が入っておりまして、私がその会長も務めさせていただいておりますので、ぜひこのブランド協議会もそのまま活用しないのは非常にもったいないと思っておりますので、このブランド協議会というもので全体的な太宰府のブランドを確立しながら、そうした土産産業やふるさと納税の返礼品にもなり得るわけでありますから、そうした太宰府ならではのものをつくり上げることで、こうした地域の産業活性化、観光産業にもつなげていけると、その中で自主財源を増やすことが確実にできる、そのように確信もしておりますので、ぜひ議員のご指摘いただきながら、また商工会の方の協力いただきながら、スピーディーに実践に移してまいりたいと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 1 番柳原荘一郎議員。

○1 番（柳原荘一郎議員） 全ての項目について、市長からもご答弁をいただきましてありがとうございます。聞いたのだけがお答えがまだなかったので。

先ほど言いました、今お持ちのビジョンというものをもちろん形にしてということで、まだこれからつくり上げていく過程がまだあるんですけれども、じゃあいつごろそうしたものがどういう形で、楠田ビジョンなのか、何か銘を打って出されるのか、それがどういった時期にどういう形で出るのかというのが、もしよかったらお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 済みません、楠田ビジョンというと、なかなかおこがましい名前でもありま

すけれども、まず施政方針ですね、やはり。先日の6月議会での施政方針は、これは私自身、市役所のメンバーなり、さまざまな商工会の方々も含めて外部の方々とも意見交換をさせていただきながらつくり上げた、まずは私の思いであります。ですので、まずはこの施政方針に沿って今後の進め方も決めてまいりたいと思っておりますし、現に進んでいるものもあるということであります。

加えて、やはり最終的に私自身のまずは就任中のビジョンとしては、当然今ある総合計画の次に続く新たな市の姿を平成33年、再来年度から、もしくは私自身その先を見据えてお示しをする機会は確実にあると考えております。そうした準備を着々と進めておりますので、ぜひもう少しお時間をいただいて、またこうした機会に議員皆様、市民の皆様のご指摘をいただきながら、ぜひとも本市の未来をさらに力強く切り開くビジョンをお示しをさせていただきたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 1番柳原荘一郎議員。

○1番（柳原荘一郎議員） ありがとうございます。いずれにしましても、市長はまず行革を断行して、経費の見直し等々を行った上で成長戦略、1の矢、2の矢、3の矢、これからそして成長戦略というものをしっかりと実現をしていくという中で、市の財政再建を図っていこうということであります。市長がおっしゃる広域連携による大太宰府構想というのも、そうした市のいろいろな課題を解決するための政策を実行するための手段であるというふうに思うわけであります。

先ほど言ったような地域の経済を活性化させるための成長戦略というものを実施するために、やはり必要なのは、市民や市内の業者の皆様方の理解と協働だということふうに思います。さまざまな形で、市商工会に限らずさまざまな経済団体、農協さんも含めていろいろなところと密に連絡、連携をとりながら、そうした信頼関係というものをしっかりと醸成していただいて、そしていざ市長が政策を実行されるときに、皆様方の協力を得て政策というものが実現できるような、そうした体制づくりというものにぜひとも邁進していただきたいというふうに思います。

いろいろとこれから1年の中で、さまざまな方々と意見を聞きながら形づくっていくということであるというふうに思いますので、大変だと思いますけれども、ぜひともしっかりと取り組みをいただきたいというふうに思います。激励の言葉をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 1番柳原荘一郎議員の一般質問は終わりました。

ここで16時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後4時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎる場合は、会議規則第8条第2項の規定により、本日の日程終了まで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、5番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔5番 笠利毅議員 登壇〕

○5番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただき、通告書に従い一般質問を行います。

1件目、豪雨時の避難行動について。

7月5日から6日にかけての豪雨に際しては、太宰府市に初めて大雨特別警報が発表され、避難指示ないしは避難勧告が市内全域に発令された。土砂崩れなどは各所で発生しましたが、人の被害はありませんでした。

安全・安心という観点から振り返れば、人の被害がなかった点で安全は結果的に確保できたと言えるでしょう。しかし、市内の各所で土砂崩れなどが発生したことは、確実に来るであろうこの次への不安材料にはなります。

この質問の当初のタイトルは、「大雨が降っている。いつ、どこへ、誰と避難すればいいのだろう」としていました。市民が不安を覚えたときに、市としては一定の備えを既に行っていることが望まれます。不安を覚えがちな高齢者や乳幼児を連れた親子、障がいを持つ人などの視点で、次の3点について、ハザードマップの見直しが必要ではないかと伺います。

まず1つ、自主避難を受け入れる準備をプラム・カルコアととびうめアリーナは始めていたのか。2点目、早目の避難をしようと思った人は、一体どこを目指して避難をすればよかったのか。3点目、避難勧告が出た時点では、全ての人の避難を想定する必要がありますが、市の責任で開いた避難所は幾つあったのか。

岡山県の真備町の経験などを聞くと、この避難勧告までの段階で安全を確保することができれば、被害を大きく減らせるのではないかと思います。

今回は避難所として各地区の公民館が役割を果たしたと思いますが、ただし自治会によって対応は異なっていたようです。各地区の地理的な要因も、準備の程度の要因もあったでしょう。市内の要所要所に早目に避難をしたい人を確実に受け入れる準備を進めてみてはどうでしょうか。例えば小学校などですね。市長の見解を伺います。

2件目、夏休み、勉強にいそむ子どもたちについて。ついてと伺いますか、寄せてですね。

夏休みになると、市内の各所で、受験のためか宿題のためか、勉強する中学生や高校生の姿を多く見かけます。中央公民館では、平成25年ごろからか、あいている研修室を開放していますし、いきいき情報センターでは、いつも日ごろは夕方から来る学生も、夏休み中は朝から机

に向かっています。

いきいき情報センターの部屋を開放してみてもどうかということは、議会でも取り上げられたことがあります。市民図書館が勉強する場所としてはデザインされていない太宰府市ですので、学習室への需要は常に一定程度潜在していると言ってよいと思います。

他方、こうした場所での勉強は、いずれも施設本来の用途として考えられているものではなく、いきいき情報センターの場合なら、いつも昼間に利用している方が、かえって使えないという意見も耳にします。いっそのこと、集配機能がなくなった郵便局の活用を市として考えてみてはと言う方にも何人かお会いしました。確かに市井の民の文字を通じてのコミュニケーションを明治以来支えてきた郵便局にはふさわしいかもしれません。

また、これだけ暑い夏が続くと、たくさんの市民が一緒に静かに涼しく過ごせる場所としても、みんなが使える学習施設は価値があると思います。

そんな折、私の娘が、ルミナスで勉強できるよと教えてくれました。聞けば、ルミナスではずっと以前から通年で開放しているといいます。月に平均150人ほどの利用者がいるようですが、この数は中央公民館の利用者平均数にも負けてはいません。推察ですが、女性が社会で活躍するためには、学ぶということが不可欠だという考えがあったのではないかと思います。

ただ、問題は、ここに上げた施設はいずれも五条付近に集中しており、市内全体の学生のためにはなりにくい。夏限定で考えるなら、車の免許を持たない学生にとっては、遠いというだけで命がけにもなりかねない暑さという条件も続いています。

しかし、五条を離れ市の西のほうに目を向ければ、そこには適当な公共施設は余り見当たりません。民間の使われていない施設と協力したり、あるいは先般調査を終えた空き家の活用方法の一つとして、子どもたちが自主的に学ぶ場所をつくってみませんか。税制上の優遇措置を準備してもいいでしょうし、6月に取り上げた市民提案事業の一つとして考えに入れてもいいかもしれません。部活動にかける時間が減っていくことが予想される中、夏に限らぬ子どもたちの居場所に育っていけるようにするのも悪くないかと思います。ぜひ市長にも、逆転の発想で一緒に考えてもらいたいと思います。見解を伺います。

以下、再質問は議員発言席にて行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目の豪雨時の避難行動についてご回答を申し上げます。

7月の豪雨災害につきましては、幸いにも人命にかかわる被害はありませんでしたけれども、家屋への被害や土砂崩れが多く発生をいたしました。

この豪雨災害における市民の避難に関する市の対応につきましては、7月5日の大雨警報により速やかに自主避難所を開設し、7月6日に気象予報や防災情報を受けて、土砂災害や浸水のおそれがある区域に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。その後、雨量増加の気象予報により避難勧告を発令し、さらに大雨特別警報の発令に伴い避難指示の発令を行ったところであります。また、それ以外の地域に避難勧告も発令し、結果的に400人を超える方が避難

されました。

今回、市内全域に避難情報を発令したことにより、自治会と連携し、主に公民館を避難所として使用していただいたと考えられますが、議員ご指摘のように地理的要因やキャパシティの限界もあることから、小・中学校の開放などさまざまな可能性を検討し、あわせて早目の避難行動の重要性を伝えていく取り組みと、避難が迅速かつ円滑に行われるために適正な避難情報を発令し、市民の皆様には不安を抱かせないようさらに努めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長より回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきまして私のほうからご回答させていただきます。

7月豪雨災害につきましては、7月5日15時34分に発令されました大雨警報により、同日17時からプラム・カルコア太宰府——中央公民館ですね——の和室ととびうめアリーナ、総合体育館を自主避難所として開設をいたしましたところでございます。しかしながら、6日早朝時点で避難者はございませんでした。

その後、気象予報や土砂災害警戒情報を受けて、9時に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、25カ所の避難所を開設をいたしましたところです。さらに、雨量予報や土砂災害の情報によりまして、10時15分に避難勧告、17時20分に避難指示（緊急）の発令を行ったところでございます。また、それ以外の地域に避難勧告を18時に発令をいたしまして、公民館を避難所にして、対応を自治会にお願いをいたしましたところでございます。

後日、避難指示（緊急）を発令した地域以外の自治会長から、公民館ではなく、校区の小・中学校を避難所にすべきではとの意見も伺っておりますところでございます。今後、公共施設の配置状況や地域の要望等も受けまして、豪雨時における避難所について、自治会ともあわせて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、災害発生の危険度が高い段階で、多くの方が避難されておるといような状況にもなったところでございます。避難中において危険も伴いますことから、早目の避難の呼びかけを機会あるごとに行わなければいけないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。今回の議会では、多くの議員が防災に関するところを取り上げ、それが一般質問のたて糸のように通っていたかと思いますが、私もよこ糸を1本引こうと思っていて、最後まで通す糸が残っていたかと思っていますので、少しですけれどもやってみたいと思います。

まず、先に1つだけ確認ですね。昨日、今日とで幾つかはもう既にわかっていることもありますが、1つだけお尋ねします。細部の確認です。

今、石田部長のお答えの中で、6日の9時に避難準備・高齢者等避難開始、これを発令したというふうにあったかと思いますが、それと同時に25カ所、市が避難所を開設したのかと思い

ます。この避難準備・高齢者等避難開始というのは、ちょっと私、認識がなかったんですけども、市内のどの範囲までこの発令を行ったのかを教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 土砂災害、また浸水危険の区域であります19の行政区に発令を行ったというような形でございます。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） わかりました。ということは、まずは被害が大きく予想されるところから発令したというふうに理解していいかと思います。

今回、私の質問は、いろいろ考えたんですけども、誰も犠牲にならないようにするためにはどうすればいいのだろうかというつもりで、絞って考えております。ということなので、主たる材料はこのハザードマップです。ちょうど9月の市の広報にもこのような表紙が出ていましたけれども、これのほとんど4ページだけを問題にして考えたいと思います。

昨日の木村議員に対する回答、今朝の堺議員に対する回答等から、市としての今回の対応についての大きな反省点というか課題、昨日の石田部長の表現によれば、自助にとしての課題ということで、早期の避難を促すということ。それと、自分の命は自分で守るということを出発点にしたいということがあったかと思います。

今日、楠田市長は、堺議員への回答だったと思いますが、今の2点目にかかわることだと思いますが、指示を出しても、逃げる判断は市民任せになってしまったということ言われていたのかと、そこが課題になるだろうとおっしゃられました。

そしてもう一つ、昨日に戻りますけれども、先ほどの回答にもありましたが、多くの人が災害が起きる状況下で避難をする状況にあったのではないかと。具体的に言えば、人数の報告がありましたけれども、避難勧告が出てから多くの人が避難所にやってきたということを意味されているのだと思います。

そこで、これ4ページの図なんですけれども、自分で言ってもいいんですけども、一応部長にお聞きしたいと思います。自主避難、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）とありますけれども、発令をした側としては、どこで市民に動いて避難をしてほしいか、それを期待しているか。ここにも書いてありますけれども、お答えいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まず、避難勧告とか、その前の避難準備・高齢者等の避難開始の発令をする前に、じゃあどういった状況でそれ発令をするかというような話になりますけれども、やはりそのときの気象状況だけではなく、その先、夜中とか夜半とか、また明け方にかけてどのような気象状況になるかということも踏まえた上で、発令をしていかなければいけないというような考えを持っておりまして、まずこの自主避難につきましては、やはり警報が出て、まだまだもう少し時間がある、時間に余裕があるというようなところでの自主避難というような形

の発令をさせていただいて、まずここで本当は逃げていただきたいというか、ご心配な方は特に逃げていただきたい。

人は逃げないというか、自分だけは大丈夫というような心理が働くというようなことでございますので、そういったことではなく、まずもって余裕があるときに、時間がかかる方については、まず自主避難ぐらいから逃げてほしいというのが本音でございます。

次に、避難準備・高齢者等の避難開始につきましては、当然ここに書いてありますように、避難するのに時間がかかる方、支援が要る方については、この時点では必ず、避難勧告まで待たずに、この時点で避難をしていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） ということは、まず先ほど3点という形で冒頭では質問しましたが、1点目ですね、自主避難を受け入れる準備をプラム・カルコアととびうめアリーナはいつ始めていたのかというようなことですが、これについては、大雨警報が出た段階のその日の17時だったということなので、先ほど回答をいただいた時点ではそれでいいのかなと思いましたが、できれば逃げてくださいというようなことであれば、時間的にはしょうがないかもしれませんが、多分プラム・カルコアととびうめアリーナだけでは数が足りなかったのではないのかなという気がします。それが回答にもあった、自治会長さんたちから近くの小学校、中学校などということにつながったと思うんですけれども、その点はいかが捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） この時点で、結果的には避難者がいなかったというようなこともございます。数が足りるか足りないかという、プラム・カルコアもとびうめアリーナも相当数の人数は収容できるような施設ではございますけれども、確かにおっしゃるように、全ての方が本当にこの時期から避難をしてこられるということであれば、それは当然足りないというような形になろうかと思っておりますけれども、とりあえずはまずはこの自主避難所に避難するに当たりまして、時間がかかる方とかご心配な方は、まずもってここに避難をしていただきたいという思いで、自主避難所を開設したところでございます。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） それはそれでいいかと思います。

次に、避難準備・高齢者等避難開始ということがありますが、ここで高齢者等ということになっていきますけれども、赤ちゃんを連れているお母さんであるとか、あるいは体に障がいのある方とか、もう含めて考えたいとは思いますが、先ほどのお話だと、この段階では何名かの方がもう既に避難を始めたということでしたけれども、私、川沿いではなくて高台のほうにいますので、私の周りの人間の多くが言っていたことがあるんですね。プラム・カルコアやとびうめアリーナは川のそばなので、怖くて行けないと、むしろ水が来る場所なので。かつ途中の道路

の心配も、上からおりていく者にとってはやはりあります。

だとすると、この２段階目ですね、避難準備・高齢者等避難開始という段階で、本当はもうぜひ逃げてほしいと先ほど石田部長がおっしゃられた方が、プラム・カルコアであるとかとびうめアリーナに行くこと自体が難しい場合、かつどなたかの助けが必要だとあれば、その方も遠距離かけて一緒に行ってあげなきゃいけない。場合によっては、戻ってきてほかの人を連れていかないとということがあり得ると思うんですけれども、そのような点についてはどのような見解ですかね。簡単に結構ですから、述べていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） なかなかその避難準備、高齢者等が避難開始するのに時間もかかるし、そういった支援者もいなければ避難できないというような状況下におきまして、なかなか難しいところではございますけれども、そういった形で、自主避難所のほうに行くまでに相当な余裕を持ってというようなことが１つなんですけれども、またこの避難準備、高齢者等の避難開始の部分については、できますれば身近な地域の公民館等に避難をしていただくというようなこともあわせて、私どものほうも自治会長さんあたりと協議しながら、そこら辺の早目早目の開設を促していくということが今後必要になってこようかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） ５番笠利毅議員。

○５番（笠利 毅議員） 早目の対応をなるべく今後はかっていきたいという趣旨だと思いますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

と申しますのも、私の知る限りでは、避難勧告が出て、公民館に依頼が行ったという形だったようなんですね、自治会長さんと私が知った限りでは。ところが、避難勧告というのは、このハザードマップによると、もう速やかに避難してくださいという言い方になっているので、実際市民がどうしようかというときに、まずこれを見ると思うんです。かつ、とるべき行動と書いてあるのはこのページなんですよ。このとおりになるとなると、今の時間のかかる方のことを考えると、やはり市内の要所要所、全てにとまでは言わないにしても、時間的な余裕があれば、安心できる場所に行けるような体制というのをつくるほうが恐らく望ましいだろうと。

これはさまざまな検証が必要かもしれませんが、もし逃げる立場が大雨の中、不安を感じているということであれば、確実なしっかりした施設、ちょうどあの日は暗かったですけれども、明かりがついていると、それだけでも安心が全然違うんじゃないかと思います。

簡単にいきますけれども、そこで、もう一つ言っておかなければいけないと思うことがあるんですが、自助に関する課題として、市として認識したという点で昨日上げられた点ですけれども、自分の命は自分で守ることを出発点にということを啓発というか啓蒙というか、していきたいということがあったと思います。それはとても大切なことで、確かにその意識がないと、避難の行動、決断ということができないかとは思いますが、ただ昨日来、何回も出ていますが、今回太宰府市でも、情報伝達そのものが実は結構難しかったということがあつ

たと思います。ということは、情報を得られないまま判断して逃げなければいけないという人が、相当数いることを考えておかなければならないということ。

もう一つは、先ほど取り上げた高齢者あるいは障がいのある方というのは、ただでさえ情報を受け取りにくく、判断することも難しくなりがち、かつ自分だけでは逃げるのが難しい状況も多く起きがちだということを考えると、自分の命は自分で守るという気持ちは持っていたほうがいいんですけれども、先ほど真備町の名前を挙げましたが、この間、木曜日の防災教室でもあったように思いますけれども、実際は自分だけでは自分の命は守り切れない方々が多く亡くなるというのが、昨今の災害の現実だと言っていると思うんですね。

ということは、冒頭申しましたように、誰も犠牲にならないようにしようと思ったら、この自分の命は自分で守るということを最初に置くのではなくて、もうこれは最後に置くべきではないかと。

どういうことかという、このとるべき行動の4番目が避難指示（緊急）となっています。ここに書いてあることは、もう避難中の人は確実にこれはいいとして、まだ避難してない人は直ちに避難に移るとともに、その行動に移る時間的な余裕がない場合は、命を守る最低限の行動をとってください、1階から2階へとかということだと思うんです。これはもう最後の最後は自分で守るしかないという、内容的には出発点として昨日語られたことが、実はここに近いんじゃないかと思うんですね。

では、じゃあ行政として何ができるかということで最初に返るんですけども、今回の市の対応が特に悪かったとかそういうことではないんですが、やはり自分の命を自分で守ることが難しい人のために、市が最低限の準備をしておくという方向で、それだけでとは言いませんが、今回の教訓というのを生かしてほしいというふうに私は感じています。

ですから、石田部長の昨日の意見のように、今日も言っていただきましたが、多くの人が災害が起き得る状況のもとで避難したというふうなことが、恐らく最も深刻な反省点というか、今後の改善点につながるのではないかと思います。これについて、市長に一言見解をいただければと。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。私も本当に今回の対応につきましては、やはり市長として初めての対応でもありましたので、本当に日々いろいろな省みて、反省なり、今後の対応に生かしてまいりたいと日々考えております。

そうした中で、自主避難、そして避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示と4段階ありますけれども、この4段階の言葉の意味も非常に難解でもありますし、なかなか私自身もどの段階でどういう行動に移してもらうべきかということを、全てが明確に整理できていないところも率直にあります。

しかし、そうした状況を少しでもやはり解消して、多くの市民の、全ての市民の皆様に認識をしていただくためには、先ほど来随時申しておりますけれども、やはりどういう状況の中

で、もちろん雨の状況と地震の状況は全く違いますけれども、どうした状況に対してどういう我々が避難の発令をして、それに伴ってどのような動きをしていただくかということを、やはり最終的にシミュレーションするしかないと思っております。

特に高齢者なり障がい者の方に対して、行政が全てこうした方々を連れ出して避難所に運ぶということは、もうこれは職員の数からしても不可能なことでありますから、そうしたことを自治会の方々、また周辺の方々にも、普段からどういう方が運び出していただくかということを確認するべきでしょうし、そういうことを一つ一つ行政として、市として計画をしておくこと、それでその役割をお伝えをしておくこと。既にしている自治会も多いと思いますけれども、あると思いますが、もう一度それを整理し直しておくことが重要じゃないかと思っております。

今までのちょっと表現で、私も自助の部分ですね、表現がまずかったかもしれませんが、やはり最終的には自分のことは自分でということにならざるを得ないかもしれませんが、やはりその前の段階ではでき得る限り行政としても責任を持って、どのように皆様の命を守るかということを明確に打ち出す必要があるのではないかと、そのようにも考えた次第であります。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） どうもありがとうございます。私、小学校の目の前に住んでいるんですが、当日、避難勧告が出た時点で行こうかと思ったんですよ。ところが、小学校が真っ暗で、逆に不安になりました。ここまで来れないのかなというようなこともあるんですが、小学校をあけるかどうかということは、各地区によってどこが必要かというのはいろいろあるかと思いますので、小学校というのはあくまでも例にすぎないと思いますけれども、各自治会長さんが言われたようなことというのは、耳を傾ける価値があると思います。

また、学校というのは誰もが知っている場所なので、例えば何かのときにはまず学校へ行くというようなルールを決めることができたとすれば、情報弱者とまで言わないにしても、例えば飛んで帰ってきたお父さんがまず行ってみるというような選択もできるでしょうし、各地区各地区で明確な目標地点というようなものがつくれば、それをつくれておくと、情報を得られなかった人でも動けるのではないかなというふうに思います。

これは広報の表紙ですけども、最初ぱっと見たときはこのハザードマップの表紙しか気づかなかったんですが、これは裏を見せているのはとてもいいと思うんですね。細かい日ごろの注意点というか、いざというときの注意点を書いていると。これを見て思ったことが、1つが、どこへ行けばいいということを書く場所がなかったと思います、連絡先は書いてあっても。逃げるということが大切だとするならば、どこへということが単純明快にわかるような欄があってもいいのかなと。私がほかに持っているハザードマップ、よその町にはこれがなかったのが、これがついているだけでもいいんですけども、改定の際には検討していただければと思います。

これで実質的には1件目は終わるんですけども、2件目へのつなぎとしてちょっとだけ紹介させてください。夏休みに読んだものですけども、1つは太宰府市が発行している公文書館紀要。これ、夏の終わりにいただいて読みました。これ国立九博におられた方だったように思いますけれども、文化遺産の防災・減災ということをテーマに書かれていて、太宰府市の市民遺産というものの存在が持つ地域に、昨日たしかレジディエンスという言葉が出たかと思えますけれども、それはとても役立つだろうというようなことを書かれています。なかなかいい文章だと思います。

レジディエンスというのは、私詳しくは知りませんが、地域が何か困難に陥ったときに回復するような力というような意味のようですね。もともとは心理学の用語のようですが、つまり文化遺産というような太宰府市の誇りとするようなもの、特に市民遺産というような身近なもの、何か求心力のあるものを各地区が持つていくこと、それ自体が地区のレジディエンスの強化につながるというふうに私は読みました。いい機会をいただいたと思います、こういうものを読ませていただいて。

もう一つは、図書館で借りた本ですけども、マーティン・ルーサー・キングがこうに述べているそうです。不平等な困難を受けた人は、人類を教育する力があると。真備町等あるいは北海道等で、もしかしたら不平等な苦しみで命を、不平等と言うと言い過ぎかもしれませんが、失った方がいるかとは思いますが。私たちがそういうことに学ぶことができればいいな。今朝黙祷がありましたが、そのときにちょっと思い出しましたので、せっかくですのでこの場で皆さんと気持ちを共有しておきたいと思っています。

2件目をよろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 2件目のお答えをさせていただきます。

子どもたちがいかに学ぶかということは、いつの世も、またいかなる地におきましても、正解のない奥の深い問題だと考えております。一人で学ぶことを好む子もいれば、周りの環境で成長する子もいると思います。新たな出会いの場、交流の場を得て、運命が切り開かれることもあると思います。いずれにしましても、子どもたちに限らず、市民の居場所を提供するのも行政の役割の一つであるとの観点から、公共施設や空き家の活用などを考えてまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 私のほうからも回答のほうをさせていただきたいと思っています。

夏休みになりますと、いきいき情報センターや中央公民館あるいはルミナスで多くの学生さんが勉強されておられます。

このうち中央公民館、プラム・カルコアのほうにおきましては、今年度も夏休み期間に研修室、会議室を学習の場として開放したところ、実施日数26日で、午前午後合わせまして延べ

164人の方にご利用いただいたところです。

また、いきいき情報センターでは、2階の文化学習情報センターにテーブルや机等を合わせまして52席を配置しておりますことから、一般の利用の方にまじって中学生や高校生の皆さんの学習の場としてご利用いただいております。

しかし、これらはいずれも年間を通して学習に特化した場所を確保できているとは言えず、一方、施設の規模や利用状況から勘案すれば、これ以上の拡充は困難と思われます。

空き家の有効活用につきましては、傾聴すべき貴重なご提言ではありますが、現時点では市として具体的な方針が確定しておりませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） どうもありがとうございます。検討課題としていただければ十分なので、私、そのつもりであらかじめ質問は書いています。

この質問は、市長の7つのプランのうちの3番目の学問の神様にふさわしい教育でしたかね、それにかかわる代表質問のようなものだと思って聞いていただければいいと思いますが、簡単な質問の割に長く文章を書きましたが、いろいろなことを考えることができる題材だと思うんですね、教育というものは、あるいは居場所をつくるということ。

先ほど読んだ中で、上から順番にどんなことかということをやらずに言っていきますけれども、例えば郵便局を例示出しましたが、これは市が持っている何らかの政策実現のために民間の施設を利用するという考え方持たなければ、行えない。暑い夏を涼しく過ごすというのは、クールシェアということをやっているんですが、岡山県など盛んにやっているようですけれども、環境政策的な面の意味合いも持てるかと思います。ルミナスのことは、先ほどちょっと言いましたね。社会教育ともかかわってくるだろうと。また、五条に集中しているということを言いましたが、町全体のバランスというものを考えて、なるべく均等なサービスあるいは身近な地域でそれぞれ完結したような地域づくりといったようなことにもかかわっていく問題かと思います。

空き家のことは、今緒方部長が取り上げていただきましたので、いいかと思いますが、あと実際運営するとなると、恐らく市民の協力なしにはできないということにもなっているかかと思っておりますので、特に本当に空き家のような民間の家を使うとなれば、その場合には市民活動との連携ということも考えていかなければならないかと思います。

そして、地域に拠点をつくるということは、福祉の文脈でよく問題になりますけれども、高齢者対策等ということとも考え方としてつながってくるかと思います。

そこでなんですが、これは市長に対する質問ぐらいでなんですけれども、わざわざ逆転の発想で一緒に考えてもらいたいと書きました。今回、何名かの方が、副市長と教育長と市長と3人そろわれてというようなことにも言及されていまして、今いろいろなことを言ったんで

すけれども、市長に逆転の発想で問いを最後に発したいと思いますので、教育に直接はかかわっているようなので、教育部の方からまず聞きますけれども、私、3問質問をします。緒方部長と樋田教育長に2つ答えていただいて、副市長に1つ答えていただいて、最後に市長にまとめていただきたいと思います。簡単な質問ですので、まず教育部のお二人に、教と育とありますけれども、平仮名を振って訓読みにしていただきたいと思います。まず、緒方部長に教の字のほうを、教育の教です。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 教育の教ですね。教えるですね。

（5番笠利 毅議員「そしたら、樋田教育長に育の字を」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） 育てるです。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） じゃあ副市長に、学問の神様がいましたので、学の字。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） 正面からお答えしますと、学ぶですね。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。これ、真面目な質問なんです。今3つ、私の期待どおりに読んでいただいたので、大変うれしいんですけども、この3つの読み方を簡単に何を感じるか、逆転の発想を一ひねり入れて、樋田市長に。3つをまとめて。これ4問目の、これは筆記問題です。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（樋田大蔵） ごめんなさい、ちょっと答えになるのかわかりませんが、教える、育てる、学ぶを、3つ全てを逆転の……。

（5番笠利 毅議員「どこかで逆転させてください」と呼ぶ）

○市長（樋田大蔵） どこかで逆転をさせる。ちょっと私も最近頭がかたくなっていますけれども、どこかで逆転をさせる。教える、育てる、学ぶ。逆転をさせる。何ですかね。ちょっと私も最近頭が大分かたくなってきておりますので、わかりません。

○議長（橋本 健議員） 質問はちょっと端的にしてもらえますか。

5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 正解のない質問ですのでいいんですけども、教える、育てる、どちらも子どもが対象なんですね、子どもを教える、子どもを育てる。教育に関する議論がよく行われるんですけども、この場所でも、多くの場合は教える、育てる側の体制づくり、どうしても市の行政ですのでしょうがないんですけども、そのようになっているかと思います。

副市長に答えていただいたのは学ぶ、これ子どもに当てはめれば、子どもが、子どもは、主語になるんですね。今回取り上げた勉強にいそしむ子どもたちという書き方をしましたけれど

も、これ中学生であれば勉強する内容はまだ与えられているかもしれませんが。ただ、時間と場所を、夏休み長い時間あるときに自分で選んで、これは学ぶという姿勢の第一歩だと言っていると思うんですね。私が学ぶ、ここで学ぶ、この時間に学ぶと決めないとできないことだと思います。そこに1つ大きな逆転があるということを私は思っているの、ちょっと楠田市長には意地悪でしたけれども、そういうつもりです。

これは最後に一言だけ、これは市長と執行部、市役所の皆さんに対する一つのお願いなんですけれども、教える、育てると読んでいただきましたけれども、例えば家庭教育学級を担当されている社会教育課だったら、もしかしたら別の読み方をするかもしれないと思うんですね。あそこでは、私も参加していたことがあるんですけれども、教わって育つ、子どもを育てる母親がほとんどなんですけれども、自分たちが一緒に育っていくという意識で社会教育は行われていると思います。

最初の2文字と学ぶの1文字との違いというのは、大人になる過程で必ず誰もが経験していく大きな転換点のあらわれだというふうに思います。

今日最初に、たて糸としての防災、よこ糸としての我々の質問ということを言いましたけれども、この質問では、ぜひ市長には、しっかりとしたたて糸として、その教育なり学びということ市政の中に置いてほしいと。それを、先ほど幾つかこれに合わせていろいろな分野言いましたけれども、そのよこ糸を張りめぐらせていただきたい。逆転と言ったのは、たて糸通すだけじゃなくて、人の一生の中では、先ほど言いましたように、大人になると教わるから学ぶに変わっていくように、どこかで転換点があると思います。何回かあると思います。ということは、学びというのは市民にとって、生まれたときから天に召されるまで一貫して続くことだと思いますので、たて糸として大切にするには非常に大きなものだと思いますし、7つのプランの中でも少し特殊な性格を持っているかと思います。

ぜひそのような観点で、学校教育も社会教育も含めて、太宰府市の大切な柱としていただきたいというふうに思い、変な質問で申しわけありませんでしたが、希望として述べさせていただきます。

これで終わります。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月21日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後5時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成30年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成30年9月21日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第62号 | 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について（総務文教
常任委員会） |
| 日程第2 | 議案第63号 | 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について（総
務文教常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第64号 | 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委
員会） |
| 日程第4 | 議案第65号 | 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託） |
| 日程第5 | 議案第66号 | 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて（環境厚生常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第67号 | 平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
（環境厚生常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第68号 | 平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1
号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第8 | 認定第1号 | 平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員
会） |
| 日程第9 | 認定第2号 | 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（決算特別委員会） |
| 日程第10 | 認定第3号 | 平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（決算特別委員会） |
| 日程第11 | 認定第4号 | 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（決算特別委員会） |
| 日程第12 | 認定第5号 | 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認
定について（決算特別委員会） |
| 日程第13 | 認定第6号 | 平成29年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につ
いて（決算特別委員会） |
| 日程第14 | 認定第7号 | 平成29年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につ
いて（決算特別委員会） |
| 日程第15 | 議案第69号 | 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第16 | | 議員の派遣について |
| 日程第17 | | 閉会中の継続調査申し出について |

追加日程第1 決議第1号 橋本議長に対する議長辞職勧告決議

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | | | |
|-----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番 | 宮原 伸一 | 議員 |
| 3番 | 船越 隆之 | 議員 | 4番 | 徳永 洋介 | 議員 |
| 5番 | 笠利 毅 | 議員 | 6番 | 堺 剛 | 議員 |
| 7番 | 入江 寿 | 議員 | 8番 | 木村 彰人 | 議員 |
| 9番 | 陶山 良尚 | 議員 | 10番 | 小畠 真由美 | 議員 |
| 11番 | 上 疆 | 議員 | 12番 | 原田 久美子 | 議員 |
| 13番 | 神武 綾 | 議員 | 14番 | 長谷川 公成 | 議員 |
| 15番 | 藤井 雅之 | 議員 | 16番 | 門田 直樹 | 議員 |
| 17番 | 村山 弘行 | 議員 | 18番 | 橋本 健 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | |
|----------------------|--------|-------------------|-------|
| 市長 | 楠田 大蔵 | 副市長 | 清水 圭輔 |
| 教育長 | 樋田 京子 | 総務部長 | 石田 宏二 |
| 市民生活部長 | 友田 浩 | 総務部理事 | 原口 信行 |
| 都市整備部長 | 井浦 真須己 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 濱本 泰裕 |
| 教育部長 | 緒方 扶美 | 教育部理事 | 江口 尋信 |
| 総務課長併
選管書記長 | 田中 縁 | 経営企画課長 | 高原 清 |
| 防災安全課長 | 齋藤 実貴男 | 環境課長 | 川谷 豊 |
| 福祉課長 | 友添 浩一 | 都市計画課長 | 木村 昌春 |
| 社会教育課長 | 中山 和彦 | 上下水道課長 | 佐藤 政吾 |
| 産業振興課長併
農業委員会事務局長 | 中島 康秀 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 阿部 宏亮 | 議事課長 | 花田 善祐 |
| 書記 | 斉藤 正弘 | 書記 | 高原 真理子 |
| 書記 | 岡本 和大 | | |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」及び日程第2、議案第63号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、大佐野台区にある大佐野共同利用施設を、大佐野台共同利用説に名称変更するものです。その理由は、旧名称である大佐野共同利用施設が大佐野区にある大佐野公民館と類似している状態であり、利用者が誤認するケースが多々あったためとのことでした。地元自治会から名称変更の要望もあり、利用者の利便性を向上させるため、今回条例の改正を行うものとのことでした。

委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第62号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、いきいき情報センター駐車場の休日の利用開始時間を平日と同じ時間に変更するものです。改正前の条例では、平日の利用開始時間は8時15分から、休日の利用開始時間は8時45分からとなっておりましたが、平日と休日に差を設けることに実益もなく、また、実際は休日でも8時15分から利用されているため、現状の運用に合わせるため改正を行うものであるとのことでした。

委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第63号の当委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第62号、議案第63号について報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第62号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第63号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第63号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議案第64号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について**

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第64号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔10番 小島真由美議員 登壇〕

○10番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第64号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

議案第64号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」、本議案は、介護保険事業を進める上で、介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会という2つの運営協議会で同じ課題を審議することが多くなってきたことから、10月から介護保険運営協議会1つに統合することに伴い、条例を改正するものとの説明を受けました。

委員からは、これまでどういう頻度で協議会を開催してきたのか、協議会の規則ではそれぞれ13人以内となっているが、1つの協議会にすることで委員会の人数はどのようになるのか等の質疑がなされ、執行部から、地域包括支援センター運営協議会は年に3回、介護保険運営協議会は年に4回ほどそれぞれ開催をした。定数は13人以内となっているが、現在、それぞれの協議会は7人で運営をしている。今回1つの協議会にすることに伴い、規則の改正を10人とすることで予定しているとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第64号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第64号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第64号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起

立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第65号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第4、議案第65号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第65号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、10款2項1目小学校施設整備費494万3,000円、10款3項1目中学校施設整備費1,189万5,000円の増額補正について。これは、太宰府市が所管する全小・中学校の老朽化状況や各学校施設の児童・生徒数の推計を踏まえた教室不足等の配置、計画上の課題などを把握し、厳しい財政状況の中で各学校施設の改築、長寿命化、大規模改修などの整備方針を検討するための委託料であるとのことでした。

なお、小学校施設においては、全体の学校施設の中でも老朽化が著しく、かつ児童数が急激に増加していることによる教室不足が見込まれる水城小学校について、この中で特に詳細に検討するとのことでした。

あわせて、債務負担行為補正の水城小学校ほか施設整備構想案策定業務委託料453万6,000円についても説明を受けました。この内容は、先ほど述べた課題について、生徒数の将来推移を踏まえ、今後の整備構想、方針の策定、それから市民意識の醸成に時間を要するためであるとの説明を受けました。

また、中学校施設については、水城小学校と同様の理由から、学業院中学校の施設について特に検討すると説明を受けました。こちらも債務負担行為補正として、学業院中学校ほか施設整備構想案策定業務委託料453万6,000円を予算計上していると説明を受けました。

委員から、施設整備構想案を1年かけて検討するということは、1年後にはある程度の市としての方向が決まるのかななどの質疑がなされ、執行部より、検討の結果、改築をするのか、長寿命化あるいは大規模改修となるのか、あらゆる方策のそれぞれメリット、デメリットを提示

するまでを策定業務とするなどと回答がありました。

次に、10款4項8目文化財調査費70万9,000円の増額補正について。これは、水城小学校及び学業院中学校の改修等が予定されていることから、埋蔵文化財の試掘調査を行うためのものです。水城小学校の敷地からは、東京国立博物館で重要文化財として保管されている古代の軍団の印鑑が発掘されており、太宰府と関連した非常に重要なところであるという認識があり、埋蔵文化財の全体像を把握することを目的として行われるとのことでした。

委員から、敷地内から文化財が発掘された場合、その場所は学校施設として使えなくなるのかなどの質疑がなされ、執行部より、特別史跡に当たるため、文化庁長官の現状変更の許可が要る状態であるものの、保存と活用を行いながら学校施設としての使用は可能、関連施設が発掘された場合であっても、地中に保存しながら学校施設の改築等が進められないかを検討するなどと回答がありました。

次に、歳入の主なものとしまして、10款1項1目普通交付税2億1,691万6,000円の増額補正について、普通交付税の額が33億9,291万6,000円との決定通知があったため、当初予算との差額2億1,691万6,000円を増額補正するものと説明を受けました。

これに伴い、第4表地方債補正の臨時財政対策債も発行可能額が9億4,921万円に決定され、当初予算額9億3,200万円との差額1,721万円を増額補正するものと説明を受けました。臨時財政対策債については、後年度に地方交付税として100%措置されるものとの説明もありました。

その他、繰越明許費、債務負担行為につきましても、執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

〔10番 小畠真由美議員 登壇〕

○10番（小畠真由美議員） 次に、議案第65号の環境厚生常任委員会所管分について、主な審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしたしましては、３款１項１目社会福祉総務費、地域福祉関係費の5,000万円の増額補正。これは、平成29年度一般会計の決算において剰余金が確定したため、地域福祉基金へ5,000万円を積み立てるものとの説明を受けました。

次に、３款１項４目障がい者自立支援費、障がい者自立支援給付事業費の665万円の増額補正。これは、障がいのある方が日常生活において必要な移動や動作等を確保するために、身体の不備または損なわれた身体機能を補完、代替する補装具について給付を行うとなっているが、その申請の増加により給付費が不足する見込みであることから、増額補正をするものとの説明を受けました。

委員から、財源としては国費が２分の１、県費が４分の１だが、年度途中で増額補正をした場合、補助金は満額つくのか、補装具の値段は事業者でばらつきがあり、国は適正化を求めているが、市の対応はなどの質疑があり、執行部から、年末の補助変更申請に間に合わない場合でも、翌年度実績報告を出すことで全額交付される。補装具は基本的には補助基準額のもとの補助であり、超過分は利用者負担を踏まえながら申請いただいているとの回答がなされました。

次に、４款１項４目環境衛生費、工事請負費の750万円の増額補正。これは、市有財産である朱雀二丁目の納骨堂のれんが塀に劣化によるひびや亀裂箇所が多数認められたことから、延長約48mのれんが塀の撤去と、新たに設置する高さ１mの目隠しフェンス及び延長約18mの既存ブロック塀の補強等の工事や、このほか必要箇所の舗装に要する費用であるとの説明を受けました。

次に、第３表債務負担行為補正については、健康診査及びがん検診等委託料１件が追加計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で議案第65号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔２番 宮原伸一議員 登壇〕

○２番（宮原伸一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第65号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第４号）について」、建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費を1,066万5,000円増額する補正について。これは、野口池の土砂吐きの補修を行うため調査測量設計、松ヶ谷池斜樋スライドゲート改修、奥ノ池からの農業用水を上ノ池からの取水に変更する改修、醍醐池の周りの害獣侵入防止柵を設置する工事などの費用と説明を受けました。

委員からは、市は危険なため池の情報を掌握しているのかと質疑があり、執行部から、県が行っている全てのため池の点検、調査の結果が順次出てくるところであり、その結果をもとに改修計画の策定が必要と考えていると回答がありました。

次に、6款農林水産業費、2項農業費、2目林業管理費を1,688万4,000円増額する補正について。これは、市民の森の維持管理について、案内標識の整備や周辺の樹木等調査委託料及び市民の森の樹木伐採工事関連の費用であると説明を受けました。また、これに関する歳入の増額補正につきましても、あわせて説明を受けました。

委員からは、樹木伐採工事の際の安全確保について質疑があり、執行部から、遊歩道沿いの伐採を行う場合は、通行どめ等も考えていると回答がありました。

次に、7款商工費、1項商工費、4目観光費を79万3,000円増額する補正について。これは、国分寺周辺の電波状況が悪く、Wi-Fi機器について昨年度は設置を見送っていたが、樹木の伐採などにより電波状況が好転したため、機器を設置するものと説明を受けました。また、これに関する歳入の増額補正につきましても、あわせて説明を受けました。

委員から、Wi-Fi機器の今後の整備計画について質疑があり、執行部から、本年度に国分寺及び太宰府天満宮の太鼓橋周辺に設置することで整備は完了する考えと回答がありました。

次に、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費を400万円増額する補正について。これは、自治会及び市民の皆様から草刈り回数を増やす要望が多いため、市内の草刈り業務委託についての回数を年1回から2回に増やすことなどの費用であると説明を受けました。

委員からは、高速道路ののり面など本市の所管ではない部分でも草刈りをしているのかと質疑がありました。執行部からは、高速道路の管理者にお願いしているが、対応が遅れ、市の道路の通行に支障が出ている場合は、市で草刈りをしている状況と回答がありました。

その他、建設常任委員会所管分の補正予算につきましても、款項目ごとに執行部に説明を求め、質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の建設経済常任委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第7まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第5、議案第66号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第7、議案第68号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔10番 小島真由美議員 登壇〕

○10番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第66号から議案第68号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第66号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」。本議案は、歳入歳出にそれぞれ1,107万3,000円を増額補正するものであり、内容としては、平成29年度に社会保険診療報酬支払基金から交付を受けていた退職者医療費交付金の精算返還金と、今年度から始まった国保制度改革による都道府県単位化のシステム改修に伴うものである。改修は、国への療養給付費等負担金や財政調整交付金を、現行の市町村からの申請をベースにしたものから、県内全市町村の事業報告を自動的に集計し、県からの申請をベースにした機能にするもの。これらの財源として、精算返還金については一般会計からの繰り入れ

で、システム改修については県支出金の特別調整交付金市町村分10分の10であるとの説明を受けました。

また、第2表債務負担行為の健康診査等委託料7,865万5,000円の増額補正については、平成31年度から3年間の特定健康診査等に要するものであり、健診率を高めるため、これまで健診予約申込方法が、はがきのみから、電話や市ホームページから行えるようにしたいと考えており、その準備等から契約を早める予定であるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第66号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」。本議案は、歳入歳出にそれぞれ1億803万円を増額補正するもの。歳出の主な内容として、1点目は、平成29年度介護給付費負担金、支払基金及び地域支援事業に係る交付金の精算返還金であり、その財源としては、国県支払基金交付金の追加となりました過年度分の合計848万6,000円と、前年度繰越金9,952万9,000円で対応し、余剰金4,395万5,000円は基金積立金としている。2点目は、介護保険運営協議会と地域包括支援センターを統合することに伴う増額及び減額補正であるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第67号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」。本議案は、平成29年度決算において91万7,602円の余剰金が確定したことに伴い、歳出の積立金に同額を計上しているものであり、余剰金の主な内容は、償還金と公債費との差額91万3,000円であるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第68号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第66号から議案第68号までについての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第66号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第66号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第67号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第68号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時29分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第8から日程第14まで一括上程**

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第8、認定第1号「平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第14、認定第7号「平成29年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第7号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、8月29日の本会議初日に市長の提案理由説明及び本会議散会後の特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月14日及び18日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審査いたしました。

この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして、改めてお礼申し上げます。

市長や担当部長からの説明では、平成29年度は景気回復の影響もあって、前年度より市税は増加、地方消費税交付金を初めとする各交付金も増加したが、普通建設事業にかかわる国庫補助金や地方債借り入れが減少したことにより、歳入全体としては減少した。事業の遂行に当たっては、あらゆる財源の確保に努め、経費削減や事業見直しを行い、限られた予算の中で各種施策、事業の計画的な推進に努めたという報告がありました。

なお、各会計ともに審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また、後日、決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について十分に整理、検討され、新年度予算の編成反映させるとともに、今後の事業執行にも積極

的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計においても、まだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも、金額につきましては千円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成29年度の一般会計決算額は、歳入総額240億7,563万7,000円、歳出総額234億5,529万7,000円で、歳入歳出の形式収支額は6億2,034万円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源2,759万8,000円を差し引きますと、実質収支額として5億9,274万2,000円の黒字決算となっています。

普通会計における市債残高は、平成29年度末では241億7,961万1,000円であり、前年度より3億1,147万9,000円減少しています。

また、経常収支比率は92.1%で、前年度に比較して1.7ポイント上昇しています。

執行部にあつては、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けて、より一層の努力をなされるよう要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご報告いたします。

平成29年度の決算額は、歳入総額81億7,118万8,000円、歳出総額83億4,350万9,000円で、歳入歳出差し引き1億7,232万1,000円の赤字決算となっています。この歳入不足については、翌年度繰上充用金で補填されています。また、前年度は赤字であった実質単年度収支は、4,951万3,000円の黒字と改善しています。

歳入の基礎となります国民健康保険税を見てみますと、現年課税分の収入率は92.60%で、前年度に比較しますと0.24ポイント低下し、保険税収入総額は14億6,616万8,000円で、前年度に比べ2.34%、3,512万7,000円の減となっています。

また、収入未済額は、現年分、滞納繰越分合わせて4億489万円となっており、前年度に比べ0.45%の増となっています。

歳入において、前年度に比べ国庫支出金が1.0%、1,710万7,000円の減、療養給付費交付金が44.5%、8,162万2,000円の減となっており、県支出金が27.3%、1億3,661万7,000円減となっており、歳入全体としては7.5%、6億6,084万4,000円の減となっています。

歳出においては、歳出総額の58.3%を占める保険給付費は減少しており、共同事業拠出金、後期高齢者支援金等も減少しています。

平成29年度の国保会計は、歳出が減少したものの、12年連続の赤字決算となっている。平成30年度からは都道府県が財政運営の主体となっており、医療費の節減と適正化に向けた取り組みに、より一層の努力をお願いしておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第2号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成29年度の決算額は、歳入総額12億948万8,000円、歳出総額11億5,475万1,000円で、歳入歳出の形式収支額は5,473万7,000円の黒字であり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は154万5,000円の黒字となっています。執行部におかれましては、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成29年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額48億8,939万8,000円、歳出総額47億8,986万9,000円で、実質収支額は9,952万9,000円の黒字決算となっています。

介護サービス事業勘定においては、歳入総額3,878万6,000円、歳出総額2,023万6,000円で、実質収支額は1,855万円の黒字決算となっています。

保険事業の歳出総額の89.8%を占める保険給付費については、高齢化の進展に伴い、今後も増加するものと考えられます。執行部におかれましては、今後とも介護予防対策などに努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成29年度の決算額は、歳入総額1,747万3,000円、歳出総額1,655万5,000円で、実質収支額は91万8,000円の黒字決算となっています。

償還金については、平成29年度末で収入未済額は9,037万4,000円となっており、その回収率は1.2%となっています。執行部におかれましては、滞納解消に向けて、今後ともさらなる努力をお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第5号は委員全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成29年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成29年度の年間総給水量は561万8,703㎥で、前年度に比べ0.3%の増となっており、有収率については93.1%となっています。行政区域内人口に対する給水人口普及率は、前年度に比べ0.4ポイント増の83.8%となっています。

経営成績では、収益的収支において、総収益は13億5,657万3,000円、総費用は11億1,387万6,000円となっており、損益収支は2億4,269万7,000円の純利益となっています。

また、企業債については、平成29年度末現在で10億5,000万円余りとなっており、このまま平成30年度の借入れがなければ、平成40年度には完済となる見込みとの説明を受けました。

水道事業経営においては、今後とも老朽管等の施設更新や耐震化、災害時の緊急対応などについて計画的に取り組んでいくとともに、水道の普及率向上、営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で良質な水道水の安定供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成29年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成29年度の有収水量は633万2,791㎥で、前年度に比べ0.3%の増となっています。なお、行政区域内人口に対する水洗化人口は、前年度から0.2%増の6万9,531人、水洗化人口普及率は0.2ポイント増の97.0%、水洗化率は0.1ポイント増の97.5%となっています。

経営成績では、収益的収支において、総収益が17億8,769万3,000円、総費用が13億6,538万7,000円となっており、損益収支は4億2,230万6,000円の純利益となっています。

また、企業債については、前年度から約7億2,300万円減少し、年度末残高は74億7,900万円余りとなっており、今後とも減少していく見通しとの説明を受けました。

平成29年度の建設工事の概況として、芝原雨水管渠、奥園雨水管渠築造工事の雨水整備のほか、大佐野、北谷、内山、国分地区などの污水管整備などが実施されております。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の実現に不可欠な都市基盤整備事業であります。災害に強いまちづくりのためにも、今後とも雨水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに、営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、健全経営に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第7号までの平成29年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

**○15番（藤井雅之議員）** 議選の監査委員としての立場もありますので、楠田市長のもとで新たに三役が選任されておりますので、まず、その部分についての見解を述べさせていただきながら討論させていただきます。

全国都市監査委員会発行の監査手帳から引用させていただきますが、監査委員監査基準第1章総則の第3条におきまして、監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理または市の事務の執行について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨を実現することに寄与するとあります。

また、同じく第1章第2節第6条の実施基準におきましては、監査等は、実施に当たって事務事業の執行が予算及び議決並びに法令に基づいて行われているか留意し、積極的かつ指導的に実施しなければならないとあります。

監査の際の中心の着眼点としては、議会において議決をされた予算の執行に当たり、適正に出納が行われているかということが中心になり、個別の政策の内容、是非についてまでは監査委員としての範囲には及ばないと考えます。

予算の適正な出納につきましては、平成29年度も行われているということは判断をいたします。そのことは決算書と一緒に配付をされております監査意見書にも、識見監査委員と連名で述べさせていただいております。

しかし、議員の立場として、提案されております平成29年度一般会計歳入歳出決算認定を見て、さらに今回の委員会審査で交わされた議論の上で、今回提案されております決算認定については、以下の理由から反対をいたします。

まず1点目は、7款商工費の1項商工費において執行された国際観光専門委員への報酬の支払いが行われておりますが、委員会審査の中では、国際観光専門委員の提案等のまとめられたものがない旨の発言がありました。専門委員と名のつく方への報酬が支払われている以上、何も残らないというような予算の執行のあり方は疑問であります。

2点目に、委員会審査でも同会派の委員が反対討論で述べましたが、同和対策関連での運動団体への補助金と扶助費の支給が継続されていることも、廃止を求める立場としては容認できません。

3点目は、一般会計の歳出全体で言えることですが、市長はさきの6月議会の施政方針において、補助金執行に当たってのルール化を明言されました。長年求められてきたことですが、平成29年度の決算においても多数の補助金が支出されています。補助金の支出金額の根拠が曖

味なまま執行されている点も、早期に改善を求める必要があると考えます。

以上、大きく3点述べましたが、平成29年度楠田市長のもとで執行された予算は、就任月から見ても多くないということは理解をしております。しかし、この決算認定が終われば、楠田市長のカラーに基づいた新年度の予算編成がスタートすることになると思います。長く続く保育園の待機児童解消、中学校給食の実施計画などあわせ、今述べた点を考慮していただき対応されることを要望いたしまして、同会派の神武議員とともに、提案されております平成29年度の一般会計決算認定には重ねて反対することを述べて、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前10時48分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第2号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 国保会計の決算認定につきましては、予算委員会の際に、この年度、後期高齢者支援金の引き上げが行われた内容の決算認定であります。予算の際に、後期高齢者支援金の引き上げを理由に予算に反対しておりますので、その決算認定ですので、反対を表明いたします。同会派の議員とともに反対を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前10時49分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第3号「平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時50分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第4号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時50分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第5号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

す。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時51分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第6号「平成29年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第6号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第7号「平成29年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第69号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第15、議案第69号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 改めまして、皆さん、おはようございます。

平成30年太宰府市議会第3回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、補正予算1件の議案のご審議をお願い申し上げるものでございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億2,866万5,000円を追加し、予算総額を250億4,684万4,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、専決処分をさせていただきました平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧関連事業について、その後、国、県や関係者との協議が調ったことに伴い、農業用施設や道路のり面などの復旧工事の追加費用を計上させていただくとともに、大佐野スポーツ公園進入路の道路のり面復旧工事に係る測量設計費用を計上させていただいております。

また、激甚災害指定の地域に本市が含まれたことにより、防災対策補助事業であります民有地崖崩れ復旧工事に係る設計監理等委託費などの費用を計上させていただいております。

その他といたしまして、災害関連に伴う地方債において、限度額の変更を2件計上させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑を行います。

議案第69号について通告がありますので、これを許可します。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 議案第69号について質問させていただきます。

議案第61号の専決による補正予算と合算した上で、1つ、復旧に係る予算の総額、2つ、あわせてその財源構成を市の負担、国と県からの補助、市債発行高に分けて割合を示していただきたい。3つ目、また、激甚災害指定地域となったことで市に得られたメリットを聞かせていただきたい。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。それでは、笠利議員のご質問にご回答を申し上げます。

まず1点目の災害復旧に係る予算の総額についてでございますが、平成30年7月豪雨災害に伴う復旧予算といたしまして、総額3億7,272万円となっております。内訳といたしましては、9月定例会の初日にご承認をいただいた専決予算で2億4,405万5,000円、このたびの補正第5号で1億2,866万5,000円を計上いたしておるところでございます。

なお、国、県や地権者など関係者との協議に時間を要していることで、まだまだ工事費が算定できていない事業もございまして、今後改めて災害復旧工事に係る補正予算も予定される状況でございます。

次に、2点目の財源構成についてでございますけれども、3億7,272万円の歳出に対しての財源の内訳についてでございますが、地元負担金である分担金が108万円で、全体に対して0.3%、国の負担金補助金が1億514万6,000円で28.2%、県の補助金が360万円で1.0%、災害復旧事業債による市債の借入れが1億3,980万円で37.5%、財政調整資金からの繰入金が1億2,309万4,000円で33.0%を占めておるところでございます。

なお、この財源構成に占める国の補助金につきましては、災害復旧事業での通常の補助率で計上いたしておりまして、激甚災害指定を受けたことによる補助率のかさ上げ分を現時点では見込んだものとはなっておりません。この理由につきましては、後ほど3点目の回答でご説明したいと思います。

次に、3点目の激甚災害指定地域になったことでのメリットについてでございますが、災害復旧事業に伴う国庫補助金の補助率がかさ上げされることとなります。補助率のかさ上げにつきましては、道路、水路等の復旧工事に係る公共土木施設事業や、農地やため池、林道等の復旧工事に係る事業によりまして、かさ上げ率も違ってまいります。国が全国にわたる激甚災害指定地域の状況を取りまとめの上、そのかさ上げ率を決定し、通知が送られてくる予定となっておりますことから、現段階ではまだかさ上げ率がどのくらいになるというのは未定でございます。そういったことから、現時点では通常の補助率で計上したところでございます。

ちなみに参考ではございますが、公共土木施設災害復旧事業における過去5年の実績平均のかさ上げ率につきましては、通常の補助率が70%でございますが、それが84%に引き上げられている状況でございます。

なお、補助率がかさ上げされることになると、災害復旧事業に係る市債の借入れにつきましても借入額が減るというようなこととなりますので、将来的な財政負担も軽減されることにつながるということでございます。

また、本来であれば補助対象事業ではございませんけれども、この激甚災害指定を受けたことで、民有地の地域防災崖崩れ対策事業につきまして、国、県の補助対象事業として災害復旧工事に取り組むことができるというようなことになってございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はございますか。

5 番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 再質問というわけではありませんが、今後、災害が繰り返されることは覚悟しておかなければならないと思っておりますので、今後の参考にしておきたいと思い、質問させていただきました。詳しく教えていただき、ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今回のこの7月の豪雨によって、市内の影響の確認のために、11款災害復旧費以降の災害復旧関係費対象の地区及び箇所数についてお尋ねをします。

また、被災した場合のこれからの予備知識として、今お住まいの周りで災害に遭われた場所などにかかわっている方、関係者がいらっしゃると思います。心配されていると思いますので、国、それから県への申請をした場合の補助決定までの期間がどのくらいかかるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 各課にまたがるものがございすけれども、神武議員のご質問に私のほうから回答をさせていただきます。

1項目めの災害復旧関係費の地区及び箇所数についてでございます。最初に、保健体育施設につきましては北谷で1カ所、農業施設につきましては観世音寺、内山、松川で計5カ所、林業施設につきましては四王寺林道、大佐野林道の2カ所、道路橋梁につきましては三条台、湯ノ谷、北谷、馬場、星ヶ丘で5地区で6カ所、河川につきましては内山で1カ所、緑地等につきましては大佐野で2カ所となっております。

次に、2項目めの申請から補助決定までの期間についてでございますけれども、災害発生から1週間以内に、まず第1報を県のほうに上げます。それから、あと21日以内に報告の修正をすることになっております。ですから、その間に追加分も含めて21日以内に終えるということになります。

その後、災害の査定といいまして、国、県のほうから査定官が参りまして査定を行うわけですが、原則として災害査定は災害発生より起算して2カ月以内に終わるということになっておりますけれども、災害の規模によりまして災害査定期間が遅くなる場合もございます。

今回はご承知のとおり激甚災害にも指定されていて、広い範囲にわたって災害が起こっておりますので、最終的に査定が少し延びているという状況はございます。ちょうど今週、最初の2件の災害査定を終えたところでございます。あと3件につきましては、10月の後半に査定を受けるという予定になっておりまして、災害発生から査定、一応金額が確定するまでは、早いもので1カ月と3週間、今回につきましてはですね。ですから、またあと最後3カ所ございますので、そこも含めると、やはり3カ月弱かかるということになります。

それから、実際に査定を受けまして、それからまた実施設計とか協議とかに入りますので、入札、それから工事の着工ということになりますので、今神武議員申されていましたように、周辺の皆様や市内の道路とかを利用される方には大変ご迷惑をおかけする部分もございます。

実際、今通行どめを市内、四王寺林道ほか1カ所通行どめをさせていただいていますけれども、一日でも早く災害復旧ができて、市民の皆さんに安心して通っていただけるようにということで、私どもも国、県に査定を受けながら、また工事の状況等々につきましては議会のほうにも報告を今後させていただきながら、事業は進めさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はございますか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第16、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第17、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から、会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

ここで、追加日程に入りますので、11時15分まで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 決議第1号 橋本議長に対する議長辞職勧告決議

○議長(橋本 健議員) 追加日程第1、決議第1号「橋本議長に対する議長辞職勧告決議」を議題とします。

議事の都合により議長の席を副議長と交代します。

(議長交代)

○副議長(陶山良尚議員) 地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

地方自治法第117条の規定により、橋本健議員の退場を求めます。

(18番 橋本健議員 退席)

○副議長(陶山良尚議員) それでは、提出者の説明を求めます。

5 番笠利毅議員。

[5 番 笠利毅議員 登壇]

○5 番(笠利 毅議員) 決議第1号「橋本議長に対する議長辞職勧告決議」。太宰府市議会会議規則第13条第1項の規定により、上記の決議を別紙のとおり提出いたします。平成30年9月21日、太宰府市議会議長橋本健様。提出者、太宰府市議会議員笠利毅、賛成者、太宰府市議会議員木村彰人。

理由。市長選挙直後の不適切発言に始まる橋本健議長の一連の言動は、議会に対する市民の信頼を著しく損ねるとともに、議員からの議長への信頼も失われている。議会として再三注意を行ったが、その言動は改善されていない。これ以上は看過できず、議長職の辞任と猛省を求める。

詳しくは、別紙、橋本議長に対する決議文の朗読をもってかえます。

橋本議長に対する議長辞職勧告決議。

橋本健議長は、平成30年1月28日の市長選挙投開票の直後、民放テレビ局の取材を受け、当選者に対し不信任を出したいぐらいだと応じた。この発言は同日夜放送され、それぞれの候補者の支持を超え、多くの市民が反発するところとなった。

このことにつき、同年２月８日に市民有志の主催で市民説明会が行われ、橋本議長が謝罪と説明を行ったが、議長辞職を求める声が大勢であった。

また、４月２７日に開催された太宰府市議会意見交換会では、自身の弁護、擁護に終始し、また、実態とは違う説明を行うなど、かえって市民の反発を買う結果となった。

さらに議会内では、８月２９日に議員全員出席の中、議長職留任の決意を表明し、以下のよう

に述べている。

- １つ、この問題は２月８日で終わっている。

- ２つ、政治倫理審査会の附帯意見で求められたことに関しては、何もしていない。

- ３つ、近隣市でお祝いが続くのに、私がやめたら水を差すというか、白ける。

- ４、市民は幾ら言ってもわからない人がいる、話しても無駄。

- ５、議会意見交換会はガス抜きの場合、など。

特に、この問題が２月８日で終わった、解決したというのならば、３月から４月にかけて４回にわたり行われた政治倫理審査会は何だったのか。自身が参考人として出席しながら、終わった問題を議論していたというのか。附帯意見を無視することとあわせ、理解できない。

今回の議長の一連の行為は、太宰府市議会の歴史、市民からの信頼を著しく傷つけるものであり、その責任は極めて大きい。

よって、市民との信頼関係を取り戻し、太宰府市議会の正常化を図るためにも、橋本健議長の議長辞職を求めるものである。上記決議する。平成３０年９月、太宰府市議会。

○副議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

６番堺剛議員。

○６番（堺 剛議員） 質疑をさせていただきます。

橋本議長に対する辞職勧告決議案の内容については、私も当時、政治倫理審査会の委員として共有できるものであると思います。が、本日の本会議前に全議員に対して橋本議長より、今年度をもって辞退をされるとの表明がなされ、報道機関にも告知されてあるとお聞きいたしました。

そこで、笠利議員にお聞きいたします。辞職勧告の決議案をあえて提出された意図をお聞かせください。

○副議長（陶山良尚議員） ５番笠利毅議員。

○５番（笠利 毅議員） 本日朝、その旨、私も聞いております。ただ、この議案は、既に前日提

出されたものでもあり、今朝になって変えると、撤回するといったような性質のものではないかと思います。

○副議長（陶山良尚議員） 質問はございませんか。

ほかに質問はございませんか。

4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） 議長辞職勧告ということで、議長を辞職させるための法的根拠があれば教えてください。

○副議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 辞職をさせるための法的根拠というものに関しては、ないかと思います。これはあくまでも勧告ですので。議長職をやめさせるということが、ここから直ちに結論されるものではないと考えております。

○副議長（陶山良尚議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） 最後のほうに、太宰府市議会の正常化を図るためにも橋本議長の議長辞職を求めるものである。その議長を辞職すれば、太宰府市議会が正常化すると。ほかに何か具体的ことがあれば説明をお願いします。

○副議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 議長の辞職イコール太宰府市議会の正常化とは考えておりませんが、それがイコールであるとは考えておりませんが、これまでのここに示したような経緯から判断するに、議長が、これもこの半年ほどですね、なされてきたことに対する評価として、このままでは議会の正常化を図ることはできないだろうと考えております。

○副議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

ほかにございませんか。

14番長谷川公成議員。

○14 番（長谷川公成議員） この辞職勧告決議の中に、政治倫理審査会の件がちょっと載っているんで質問しますが、一緒に政治倫理審査会、書いてあるとおりに進めてきたわけですね。そのときなぜ一人でも不可でなく可としなかったのがまず1点ですね。なぜ可としなかったのか。あのときに辞職をすべきだと強く言えたわけですね。それが1点ですね。

それと、今徳永議員からちょっと質疑があったように、笠利議員が思われる太宰府市議会の正常化というのは、この議会が今行われている最中で、これが正常な状態ですよ。どういうふうなことが正常化と思われるのか、2点お聞きします。

○副議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） まず1点目、なぜ政治倫理審査会の中で辞職を言わなかったかということですが、私に限らないかとは思いますが、あくまでもあれは条例に従う形で、条例にのっとって判断をするという姿勢で判断しています。辞職を求める、求めないということは、委員として考える範疇のこととしては、直接は考えていない。

もしあり得るとすれば、違反認定を出て、その後どのような措置をとるか、そういうことを考える場合には、議会として辞職を求めるといえるか、措置といいますか、考える余地はあったかと思いますが、そこまで議論は進んでおりません。したがって、あの場ではそれを議題といえますか、主張するような場面は来なかったかと、そのように認識しています。

○副議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

○5番（笠利 毅議員） もう一点ありましたね。ちょっと待ってください。正常化をどのように考えるかということですね。

私の考える正常化は、詳しくは討論で述べる予定ではありますが、ここまでの決議文に書いてある状況から考えて、橋本健議長のもとでは、議決に対する信頼性が確保されないのではないかと、そのように考えております。議決に対する市民からの信頼性を回復することを、正常化としては1つ考えております。

○副議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） あと、先ほどなぜこれを前日提出されたかという質疑においては、その前の日にもこの賛成者のほうには、もう議長辞職をするというふうな旨は伝えておりました。お二人でそうやって話されて、ある程度もう辞職されるということは内々でわかっていたはずです。それでもあえてこうやって提出される。私は理解に苦しむわけですね。

附帯意見のことも書いてありますが、私も委員として多少反省すべきことがちょっとあって、この附帯意見に関しては期限がないわけですよ。例えば1カ月以内に行わなければいけない、3カ月、半年、1年、そういったことを踏まえて、ちょっと静かにさせてもらえますか。

○副議長（陶山良尚議員） 静粛に願います。

○14番（長谷川公成議員） そういった内容であれば、まだこの審査会が終わって半年たつたかないかぐらいです。そういったことも踏まえて、行われていないから、じゃあ何もしていないというふうに捉えられる。そこはちょっと私は理解に苦しむわけです。そこら辺のご答弁をお願いします。

○副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 提出者及び賛成者の考えとしては、その真摯な対応ですね、附帯意見でいうところの、直ちに行われるべきだと考えています。期限を切らないということをもって、半年、1年、2年、あり得ない、そういう考えでおります。

（14番長谷川公成議員「その前のことです」と呼ぶ）

○5番（笠利 毅議員） 提出前のことですね。提出前に、3月に辞職をすると表明する予定だというふうには聞いております。しかしながら、今申しましたとおり、3月までというのは長過ぎるかと考えております。もう既に半年ほどたちますけれども、半年の間に、議長が申されていると思いますが、何もしていなかったということはある得ないこと、そのように考えています。3月までということは知っておりましたが、賛成者とともに、これは意見の一致している

ところですが、3月まで何をするかははっきりすることもなく、辞職を待つということは考えられない。今あえて提出したのは、辞職を求めるのであれば今であるという考え方です。

（「よし」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 傍聴者の皆さんにおかれましては、ご静粛にお願いしたいと思います。

再々質疑はありませんか。

ほかに質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 1点確認をさせていただきたいと思います。

今長谷川議員のやりとりの中でも、3月まで待てないというような趣旨の発言がございました。もうこの間、この決議案に対する議論の中では、既にもう橋本議長が3月末をもって辞職をされる意向、退任される意向も既に述べられておりますが、笠利議員は3月までは待てないという主張で、今提案に至ったというふうに理解しておりますけれども、仮の話ですけれども、この決議の可否によりまして、橋本議長が3月に退任されるということ、辞職をされるということは、私はそういう方向で進んでいくと理解しておりますが、笠利議員の今後の議員としての活動のスタンスとして、橋本議長に辞職を求められた立場で、今後どういうふうに、例えば議長が招集してこられるいろいろな、議会だけではなくいろいろあると思いますけれども、そういったところに対して、要は笠利議員やめろとおっしゃった議長が招集するものに対して、どういうふうに対応されていこうと考えておられるのか、その点の……。ちょっと傍聴席黙らせてください。

○副議長（陶山良尚議員） 申しわけありません、傍聴者の皆さん、たびたびになりますけれども、ご静粛にお願いいたします。

○15番（藤井雅之議員） ちょっと途中で途切れましたが、その辺についての笠利議員のスタンスを今後どういうふうに持っていこうとお考えか、お聞かせください。

○副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） まず、今の質問に関してですけれども、基本的に仮定の話でしか話ることができないものであると思います。それが1点。

もう一つは、これは私の見解という形で決議文を提出しているわけではありません。かくかくしかじかの事情のもと判断するなら、こうこうこういう結論が出されるべきであるという書き方をしているつもりです。私がどのように、私一人の議員がどのような態度でその仮定の話に臨むかということは、議案に対する質疑として答えるべきかどうか、私には判断しかねるところであり、必要であるならば、副議長にその判断を求めたいかとは思っています。

○副議長（陶山良尚議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 仮定の話といいましても、可否が出ることは間違いないわけですが、この決議案が通るか否決をされるか。

○副議長（陶山良尚議員） 静粛にお願いします。

○15番（藤井雅之議員） その上で、スタンスとしては表明される責任があるのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

（「そんなことはありません」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

（「議長、退場を促してください」と呼ぶ者あり）

○5番（笠利 毅議員） イフのもとで話をしてもいいんですが……。

○副議長（陶山良尚議員） 笠利議員、申しわけありません。傍聴人に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。なお、副議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じることになりますので、念のため申し上げておきます。

以上でございます。

どうぞ。

○5番（笠利 毅議員） イフのもとで答えるとなると難しいですが、基本的な考え方を言えば、議員としてやらねばならないと定められていることについては、それはもちろんやると。それ以上のものでも以下のものでもないと考えております。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに質疑はございませんか。

10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 理由の中に、議長職の辞任と猛省を求めるものということが最大の理由と捉えています、この文面からすると。これは当初から出そうと予定をされていた決議文であったことと拝しますが、議長が辞任をするということについては、直ちにという言葉も入っておらず、3月というところに不審があるとすれば、なぜ文章を入れなかったのかお聞きいたします。

○副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 事柄の順序といたしますか、作業の順序でいえば、3月云々ということを目にする前に、原本は基本的に作成されております。

○副議長（陶山良尚議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 提出するときは、それはでももう知っていた、辞職をすること自体は知っていたという認識でよろしいですか。

○副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） はい、知っておりました。

○副議長（陶山良尚議員） 再々質疑はございませんか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席のほうへどうぞ。

討論を行います。

反対討論はありませんか。

6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） 先ほど述べさせていただきましたが、反対の立場で討論させていただきます。

辞意表明が明らかになっている今、議会としてこの辞職勧告を求める意義というのが整合性が保たれない、ないものと認識いたします。ゆえに、今回の勧告決議に対する意見は反対を表明させていただきます。

○副議長（陶山良尚議員） 次に、賛成討論はありませんか。

8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

まず、私が同じ会派に属する議員でありながら決議の賛成者となったことについて、本来ならば同会派の橋本議長を擁護する立場、行動をとるべきところですが、私なりの考え、方法で応援してまいりました。それは、みずから議長職を辞して議会を正常化させるとともに、議会改革の先頭に立っていただけるよう、誠に僭越ながら、橋本議長に直接ご提案、お願いすることです。残念ながら、それは理想の話であるとして聞き入れていただくことはかなわず、いよいよ事ここに至っては、議員各位の橋本議長に対する信任度をはっきりお示しする必要があると考え、決議の賛成者となった次第であります。

この決議の賛否に関する判断基準は極めてシンプルで、市民のために議会を変えねばならんと考えれば賛成に、現状維持でこのままがよいと考えれば反対になるでしょう。もちろん私は、この議会を変えねばならんと考えます。

加えて、来年3月で議長を辞職する旨の表明が本日本会議直前、突然に橋本議長よりございましたが、それを受けて、議会の正常化を一刻も早くと考えるならば賛成に、半年先でも構わなければ反対になるでしょう。もちろん私は、一刻も早くと考えます。

議員全員18人で議会を変えたいと考え、賛成いたします。

○副議長（陶山良尚議員） ご静粛をお願いいたします。

ほかに討論はありませんか。

16 番門田直樹議員。

○16 番（門田直樹議員） ご本人がおられないのが、ちょっとここにおられんのが残念なんです。が、まず最初に、質疑をされました何人かの質疑から、笠利議員、提出者としてお答えでしたけれども、堺議員、長谷川議員、徳永議員の質疑ですが、まず順番はともかく、徳永議員の法的根拠というやつですね。当然ご存じだと思いますけれども、これが可決されても、それをもって現時点の地方自治体の現状、法的な解釈に関してはいろいろ疑義があるようでございます。ただ現時点で、実際にこれが可決されても、去年、問責決議等々をやった、辞職勧告決議

をやった、しかしそれは法的な実効性はなかったわけですね。それはもう当然ご存じと思う。

そして、そのことを言っているのか、それともこれを出したこと自体の法的根拠というのであれば、地方自治法並びに会議規則を見ていただければ、十分に理解できると思います。また、提出者が最初に冒頭言いました、規則の第13条第1項の規定によって出しておるわけでありますね。

それから、その他議員、3月辞任の話ということと言ったと、聞いているんじゃないかと、あるいはそれをもってよしとするんじゃないかろうかという話ですが、これを読んでいただくとわかるけれども、いつやめろ、確かに書いてないですね。例えば借金をしたときに、いつまでに返せですね、いつまでに返さなくていいというそれは契約なんですね。返せというのは、いつじゃないでしょう、今すぐですよ。これは読み方があるのかもしれないけれども、私はそう思います。

その中で、また政治倫理、私は委員長をしておったので少し申し上げさせてもらいますが、その中でなぜ議長辞職に関して触れなかったかって、当然ですよ。そういうことをやっている委員会じゃなかった、政治倫理審査会はそういうことを求めているなかった。あれが、申立人の内容を当然皆さんご案内と思いますが、それは、これは市議会の政治倫理条例に抵触しているんじゃないかろうかと、第3条の第1項に触れるんじゃないかと、そのことを議論しているわけですね。そのことはご理解ください。

それから、正常な議会とはということがあったので、私が余り答えても何ですが、正常な議会とは、市民との信頼関係があって初めて正常な議会だと思う。これに尽きると思う。

それから最後に、3月議会でどうしてだめなのかというふうなことです、ちょっとこういう例えがどうなのかは思うんですが、手形を振り出したと、手形を、約束手形を。それがちゃんと履行されるかどうかかわからん、不渡りになるかもしれない。しかし、その手形も実はまだ振り出してないんでしょう。口頭でそういうふうな話があっただけの話で、実際何ら形としては見えていない。そうでしょう。何も本会議場でも一言もそういうふうな文言もなかった。それをもって、なぜこれをこのことに係ってくるのか、提出に。

もう少し言いますと、今先ほどその話ですね、やめるふうな話のことの中で、こういうことを言われたと。ここまで譲歩するんだから、それをもってこれを引き下げないのだったら、もう絶対やめんと言われたんでしょう。知ってあると思う。そこまで言うんだったら、お金を借りた人間が今返さん、半年先に返す、もし今すぐ返せと言うんだったら一円も返さん。おかしいでしょう、これは。おかしいと思う。そんな理屈が僕は通る議会ではだめだと思う。

少し戻りまして、まず、7カ月たつわけですが、この発言以来。挽回のチャンスは何回もあった。やり直すことはできたと思います。信頼が得られたかどうかかわからない、しかしそうすべきだった、しかしそれをしなかった。やってきたのは、10のうち1が謝罪であって、残りの9は自己弁護と自己擁護。失言、暴言を繰り返してこられました。

また、1月28日の発言でございますけれども、これは市民の意思、選択である投票結果を否定する重大な発言ですね。だから、ここまで大きな騒ぎになったわけです。いつ発言したかは関係ありません。そういうことでよしとするような意見があったけん、少しびっくりしたんですが、根底にはやはり、こういうものは市民あるいは議会制民主主義を無視するような放漫な考えがあるんだと思う。

一議員として非常に私が我慢できんのは、この不信任の提出ということです。皆さん覚えてらっしゃるでしょう、ここに18人、議長今は抜けて17人いますが、ほとんどが皆さん去年の前市長に対する辞職勧告決議、その前の問責決議。6月問責、そして辞職勧告、そして不信任、そして議会解散、そしてまた不信任という、不信任というのがどれだけ血を流すようなものかというのはご存じだと思う。それを本人が、一時の感情であるかにしても、不信任を出したいくらいだと。そしたら、議長が、よし、不信任でいくぞと言ったら、我々はみんなそれにつき合わないかんのか、議会とはそういうものなのか、そこを考えていただきたい。

細かいこと幾つか言いますが、あることないことをある団体が書くということを言っているが、それは私は少し違うと思う。あることは書いている、でも、ないことは書いてない。書いているとすれば、自分の意にそぐわないことは書いている、意にそぐわないことはないことなのかと、そこは申し上げたい。

それでいくと、4月27日に議会意見交換会をやった。その中で議長がはっきりおっしゃったのが、まず幾つもありますが、国政選挙のために意見交換会が開けなかったということを言っていますね。市会議員は国会議員の手足じゃありませんよ。これは違うでしょう。市長の不信任やら議会の解散やら、そういうことに面して実質できなかったんでしょう。全然違うでしょう。

それから、九州大学の斎藤名誉教授が問題ないと言ったとはっきり明言されました。私はすぐ近くにおって、びっくりして、違いますよと取り消したけれども、そんなことは一言も言っておられません。斎藤教授は、非常に問題がある発言である、ですから私的ではなく公的な謝罪をさせるべきじゃないですかとはっきり言っています。記録に残っています。問題がないなんて、一言も言っていない。ただし、条例に抵触するとまでは言えない、これをもって条例に抵触するというのであれば、今後条例の運用が非常に問題になってくると、そういうふう言っておられます。議事録を確認してください。

また、議員協議会、ちょっとこの辺は飛ばします。

最後に、長くなりましたので、これだけはどうしても我慢できないといえますか、許容できないのが、議会意見交換会はガス抜きのおつしやっておられます。我々議員全員に。明言されました。しっかり覚えておると思います。議会意見交換会のため、どれだけ我々が準備して、汗流して、チラシも駅で一枚一枚配って、公共施設に張って、お願いして、これだけのことをやっとなのをガス抜きの場だと明言する議長が、果たして適任なのかどうかというのも考えていただきたい。

このチラシを見てください。また新しいのつくりますが、チラシにこう書いてある。「議会活動をご報告するとともに、市民の皆様のご意見をお聞きし、これからの議会活動に反映してまいります」と書いています。これみんなうそなんですか。このままだったらうそになりますよ。

これらの一連の暴言、妄言、作為、無作為に対して決して容認できません。議長辞職は当然ですが、私は市会議員としても辞職すべきと思います。

以上です。

○副議長（陶山良尚議員） ご静粛に願います。

ほかに討論はありませんか。

10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） 今、門田議員のほうから3分間にわたって熱弁がありました。これをずっと私たち議会としても、協議会室でずっとやってきました。そして、やっと議長が辞職をするというところまで来ました。もしこの議長が辞職をするという発言がなければ、皆さん恐らく決議文には賛成していたでしょう。しかしながら、やめるという人間に対して、これ以上この文書を出すことについての……。出すことに対して、この理由の中には辞職を求めるといふことですから、辞職をするということ結論がいつているといふことで、公明党としては今回の反対をさせていただきます。

○副議長（陶山良尚議員） 何度も傍聴人に申し上げておりますけれども、ご静粛に願います。

ほかに討論はありませんか。

5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 先ほど壇上では提出者として語っておりますので、必ずしも私個人が本当のところ思っている、あそこで本当ではないと思っていることを言ったわけではないのですが、私個人の考えとして述べたものではないつもりです。そのことを最低限2つに絞って語りたいと思いますが、今小島議員が言及されたことで、協議会室でこうしたことをやってきたということですが、それについては、予定外ではありますが、一言、私自身考えていることがあるので、先に言っておきたいと思います。

橋本健議長は、政治倫理審査会の結果を受けた後、基本的に常に真摯な対応というものを、この件に関しては市民に対して求められている状態にあると、そう考えていいと思います。協議会室で話し合うことそれ自体は一向に構いませんが、とりわけ8月29日の協議会室で行われた会合というんですかね、非公式の集まりですけれども、議員に対しては続投の決意と意思をはっきり表明されています。橋本健議長がこの発言問題を受けてどのような態度をとるかということ、基本的に常に真摯な対応という概念の中に入っていなければならないと考えています。協議会室で幾らやってきて、そこでどのような形で3月という意思が表明されたとしても、それらは表に出なければならない性質のものであると考える。

したがって、協議会室で言われたことを議案の中で私は8月29日のこととして言及しており

ますが、3月でどうこうという話は協議会室で語られたことではなく、口伝えで聞いたものです。時と場所を決めてはっきりとした意思表示として示されたものという点では、8月のもののほうがはるかに公共性が高い。市民に対して向けられたという心根がなければ、表明することもできない内容という点では、はるかに8月の内容のほうが重たい、私はそのように考えています。

そのようなこともあって、仮に3月でやめるということを耳にしていたとしても、事の順序として、今までの経緯を踏まえるならば、8月のもの、これを看過、3月でやめるからといって、そのことの責を免責するわけにはいかないと、そのように考えています。

本題に入りますが、笠利毅議員としての2つの点、議会への信用という点と市民への責任という2つの観点から討論を行いたいと思います。

1つ、議会への信用という点ですが、橋本議長の不適切発言そのものは、政治倫理審査会の過程で、著しく不適切なものであると議会としての評価は確定している。それゆえ、政治倫理審査会は、附帯意見で市民への真摯な対応こそが重要であると強調した。全員一致の見解であると思うし、各委員全てその点を強調されております。

こうした事実があるにもかかわらず、橋本議長が事後的に果たされるべき責任を放置してきた。のみならず、4月からですね、そこから数えています、4カ月ほどを経て改めて審査会以前の自分の態度を繰り返し主張している。8月の話です。こうした議長の姿勢には、議会に対する無責任を見てとらざるを得ない。議会に対して無責任な議長を抱く議会に、議決の公正さは期待できない。

思い出していただきたい。そもそも1月28日の発言は、芦刈前市長への一連の決議が、特定の人物を市長の座に据えるためにのみ行われたのではないかという強い疑いを招くものです。発言は、これらの決議の提案者となられた村山議員を初め議案に名を連ねた全議員を激しく侮辱するものであったと私は考えております。

議決への信頼をおとしめる無責任な発言が事の発端にありました。半年後、議会そのものへの無責任が確証されたと考えています。この半年間の橋本議長の無為と無反省は、確実に議会をむしばんできたものと。激しい表現を用いていますが、6月の議員協議会での橋本議長に対する各議員の発言は、私が考えた以上に厳しいものでした。暗黙の共通認識は議員間にもあると感じております。議決への最低限の信頼を保つよりよい議会をつくり上げていくためには、橋本議長にはその座をおりていただかなければならないというのが私の結論です。

もう一点、2つ目、市民への責任という観点ですが、決議案もそうですが、ここまで討論は議員、議会の立場からのみ行っています。ただし、橋本議長には市民に対する説明責任が求められています。8月の広報にも議会だよりも明確に載っております。仮に今後橋本議長が議長職を辞すとの決断を行ったとしても、それだけで自動的に市民への責任が果たされたことにはなりません。しかし、この場合、議会として開かれた議会を目指していくことはできるでしょう。

他方、仮に今日この議決が否決されたとして、それによって橋本議長の市民への責任が免責されることにはなりません。しかし、その責任が果たされることは、もはや期待できない。議会は、返済不可能な負債を負うことになると考えています。

いずれにしても、この議決を行うことで、議会も橋本議長が負うべき責任を分有、分かち合うことになると思います。議会としての意思表示を求めているからですね。ポジティブにその責任を分かち合い、分有し、よりよい議会になろうとするなら、この議決は可決されなければならないと考えています。そうでないならば、再び無為と無作為の日が続くことを恐れています。

以上、討論を終わります。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 何ですか、笑い声は。もう出ていってもらえませんか。

橋本議長に対する議長辞職勧告決議について、反対の立場で申し上げます。

1月28日の問題発言に、29日にニュースが流れ、31日に市長に陳謝され、橋本議長は、本音ではなく、負けたショックから発してしまいました、誠に申しわけありませんでしたと丁寧に陳謝されました。市長からも、戦いは終わったこと、水に流しましょう、これから一緒に協力し合って頑張ってもらいましょうと、緊密な連携を約束されました。これは2月1日の西日本新聞にも掲載されました。

それから3月、6月、9月の定例議会も開催されまして、8カ月が過ぎました。市民自ら市政を考える会の方から、市議会議員に対しての要望書がありましたが、1回目は6月28日付、議長職を勇退してほしいということ、2回目は7月28日付では、4月23日の政治倫理審査会の審議の結果に対して疑義の申し出。3回目は8月28日付は、前回の回答を早期に回答してほしいという文でした。4回目の9月10日は、議会が自浄能力を発揮できず、何らか動かないのであれば、太宰府市議会不要論も展開していかざるを得ない、議員各位の良識のある行動を要望し、期待するとの文面でございました。それに伴い、今回2名の議員から決議文が出されるとは、私は思っておりませんでした。

平成30年4月16日、太宰府市議会政治倫理審査会の委員長から、審査結果の報告が提出されました。広報だざいふ8月1日号に、議会広報を市民の皆様にも拝読されたと思っております。太宰府市議会政治倫理審査会の結果は何だったのでしょうか。

2名の議員さんにお尋ねしたかったんですけれども、議会は議会で決まったことを議会の広報で公表されたんです。議会に決議文を出すということは、逆に市民の不信を招き、議会の信頼もなくなります。私、一人の議員として、今後どうやって太宰府を盛り上げ、市政改革、市長の公約である日本を代表するまちにするためにも、今回の要望に対しては反対させていただきます。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

3 番船越隆之議員。

○3 番（船越隆之議員） 今回の辞職勧告決議に関しましては、反対の立場で討論させていただきます。

今までのいきさつの中で、議長の発言に関しましては、私もいろいろな協議会の中でかなり厳しい意見を申し上げてきました。この発言に対しては、どう見ても不適切な発言であるということで、議長みずから身を引くことがこの解決方法でありますよということで、そこまでは、やめるとは言われませんでしたので、そこまでぐらいの気持ちで私も言ってきました、今まで何回も。これ以上まだ言わせるのかというぐらい言ってきました。

その中で、政治倫理の中で、この倫理の中ではもう問題はないということで、審査会に参加された方も、何の権利もないんだから、やめさせる権利がないんだからということで、本人がやめなければやめなさいいいんじゃないかというような話まで出ました。

その中で、いろいろな協議する中で、この決議案が出るまでに、それまでは、いや、3月ぐらいでやめてもらってもいいんじゃないのかというような話までいろいろ皆さん言ってあったのに、ここ何日かの話で急に急転して決議案を出すと、すぐでもやめてもらわないかんというのは、ちょっと何かおかしいんじゃないかと。それまでは、もうやめてもらえばいいんだというような意見のもとで協議してきたはずなんです。これは議員の皆さんが全部そういう気持ちでしてきたはずなんです。議長に辞職してもらえばそれでいいんじゃないかというような話やったです。それを急にこういう形で持ってくるということ自体も、どういうことからこういう形になってきたのかなと、もう不思議でなりません。

もう私は、議長にも言いたいことも言ったし、これ以上言うことはありませんが、この決議案に関しましては、本人が辞職すると、3月で辞職するということをはっきり言われました。

（「市民は聞いてない」「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 静粛をお願いします。

（「自分たちだけで決めるな」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 余りにちょっと傍聴のほうから言葉がありますので、もういいかげん度が過ぎておりますので、退場を求める場合がございますので、次はもうそういう形でまいりたいと思いますので、願いたいと思っております。

○3 番（船越隆之議員） ということで、この決議案に関しましては反対の立場です。

以上です。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15 番（藤井雅之議員） 先ほどの門田議員の中の発言にも関連する部分もありますけれども、議会の意見交換会の際に、議長の発言の部分で私も容認できない部分がありました。その点については、私は6月の協議会の際に、議長に対しては私の見解も伝えさせていただき、議長には猛省を求めた経過がございます。

その上で、3月をもって辞職をされるということでございますから、今回のこの辞職勧告という辞職という部分の思いは、3月末をもって辞職をされるということで尊重したいと思いますので、この決議については反対を表明いたします。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 先ほど質問しました法的根拠、それと議会の正常化、やはりいろいろな、この議員全ていろいろな考え方があって、太宰府市民の方もいろいろな考え方の方いらっしゃると。やはり議長職というものは、一度選挙で選ばれた議長は4年間の保障、だからみずから辞職しなければ議長をやめることはしない。いろいろな人がどんなに言っても、本人がやめないとえば、やめさせることはできない。

しかし、今回議長は、総合的に考えて、みずから3月で辞職すると。それはやはり議会の正常化、多くの市民の方の声も大事でしょうが、私たち議会は全ての太宰府市民の方のために正常な議会を運営し、市民のために頑張っていく決意でここに議員がいるわけですから、もう議長がみずから謝罪し、今後の方向性示されたので、今回の件については反対したいと思います。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 反対の立場で討論します。

先ほど政治倫理審査会においても、市民の方からまだ疑義が生じているということもあります。ですから、あれはやっぱりやり直しを市民の方も要求されているわけですね。ですから、今回議長が辞職をされるということで、議長辞職に関してはもうそれで審査会も開かれることはないんじゃないかなというふうには思っておりますね。

非常に残念なのが、やはり会派内等で内々で話していたことがここの討論でもされると。ちょっと人としてどうなんだろうかな。会派内のことをよそに持ち出して、あげくの果て討論までされるというのは。私は非常に何か不信感をそっちのほうで覚えますね。

今後、どういうふうに議会が正常化されていくのか、私はわかりませんが、そういった不信感のある中で、私も今後その議員たちに対しては接していかないといけないとここで表明して、私の討論を終わります。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

本件は起立による表決にしたいと思います。

決議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○副議長（陶山良尚議員） 少数起立です。

よって、決議第1号は否決されました。

〈否決 賛成3名、反対13名 午後0時04分〉

○副議長（陶山良尚議員） ここで、橋本健議員の入場を認めます。

（18番 橋本健議員 入場）

（「税金泥棒」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 申しわけありません。もう今ひどいやじが飛んでおりますので、そういう方は退場していただいて結構でございますので。

（「退場しましょう」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 退場願います。

橋本健議員に申し上げます。

ただいまの決議第1号「橋本議長に対する議長辞職勧告決議」は否決されましたので、お知らせいたします。

ここで議長の職務が終わりましたので、議長交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後0時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後0時08分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成30年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成30年太宰府市議会第3回定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成30年11月15日

太宰府市議会議長 橋 本 健

太宰府市議会副議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 入 江 寿

会議録署名議員 木 村 彰 人